平成14年3月4日(月曜日)第1回定例会

出席議員	(24名))										
1番	佐	, 藤	清	議員		2	Ě	松	田		孝	議員
3番	猪	倉 謙	太郎	議員		4	ŧ	石	Ш	忠	義	議員
5番	荒	木 春	吉	議員		6 霍	Ē	安	孫子	市	美夫	議員
7番	柏	倉 信	· –	議員		8 霍	Ē	鈴	木	賢	也	議員
9番	伊	藤忠	. 男	議員	1	0 霍	Ē	髙	橋	秀	治	議員
11番	髙	橋 勝	文	議員	1	2番	Ē	渡	辺	成	也	議員
13番	新	宮征	<u> </u>	議員	1	4 霍	Ē	佐	藤	頴	男	議員
15番	伊	藤	諭	議員	1	6番	Ē	佐	藤	暘	子	議員
17番	Ш	越 孝	男	議員	1	8霍	Ē	内	藤		明	議員
19番	松	田伸	· –	議員	2	20番	Ē	那	須		稔	議員
2 1番	佐	竹 敬	· –	議員	2	2 2 霍	Ē	遠	藤	聖	作	議員
23番	伊	藤昭	二郎	議員	2	2 4 智	Ť	井	上	勝	•	議員
欠席議員	(なし)											
説明のため	か出席し#	を者の職氏	名									
佐藤	誠六	市		長		安務	行	•	也	助		役
渋 谷	勝吉	収	入	役		大	泉	愼	_	教育	香 員	長
奥山	幸助	選管	委 員	長		武	田		浩	農業	委員会会	長
兼子	昭 一	庶務	路 課	長		荒	木		恒	企画	調整調	₹長
宇 野	健 雄	財政	文 課	長		安	食	正	人	税	務 課	長
井 上	芳 光	市	課	長		石	Щ		修	生活	環境誤	₹長
安 彦	守	土木	黒	長		片	桐	久	志	都市	計画説	₹長
鹿間	康	下 水	道 課	長		安	達	勝	雄	農	林 課	長
小 松	仁 一	商工箱	観光 課	長		尾	形	清	_	地 域	振興詩	₹長
松田	英 彰	健康	福祉課	長		沖	津	志	郎	会	計課	長
石 川	猛	水道事	業所長補	脏		那	須	義	行	病院	事務	長
保 科	弘 治	教	育	長		芳	賀	友	幸	管 :	理 課	長
草苅	和男	学校	教育 課	長		斎	藤	健	_	社会	教育説	₹長
										選挙管	管理委員	会
石山	忠	社会	体育課	長		Ξ	瓶	正	博		務 局	
安瑤子	雅美	監査	玉	昌		布	施	=	_		查 委 務 局	
1 101	作 人		委員			J JJ	IJШ	ग्रर		 	I <i>D</i>	LX.
真 木	憲一		多局									
事務局職員	員出席者											
安孫子	勝一	事務	易局	長		鈴	木	_	徳	局 -	長 補	佐
丹 野	敏 幸	庶務	务 主	查		大	沼	秀	彦	主		任

議事日程第1号 第1回定例会

平成14年3月4日(月) 午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

- 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
 - (1)定例監査結果等報告について
 - (2)総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について
- # 4 議第 1号 寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について
- **"** 5 議案説明
- " 6 委員会付託
- 7 質疑、討論、採決
- 8 議第 2号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- w 9 議第 3号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第4号)
- # 10 議第 4号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- # 11 議第 5号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- # 12 議第 6号 平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- # 13 議第 7号 平成14年度寒河江市一般会計予算
- w 14 議第 8号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- 1 5 議第 9号 平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- " 16 議第 10号 平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- # 17 議第 11号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- " 18 議第 12号 平成14年度寒河江市老人保健特別会計予算
- w 19 議第 13号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計予算
- " 20 議第 14号 平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- " 21 議第 15号 平成14年度寒河江市財産区特別会計(高松・醍醐・三泉)予算
- # 22 議第 16号 平成14年度寒河江市立病院事業会計予算
- # 23 議第 17号 平成14年度寒河江市水道事業会計予算
- 24 議第 18号 政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- # 25 議第 19号 寒河I市チェリーランドに関する条例の一部改正について
- "26 議第 20号 寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について
- # 27 議第 21号 寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- # 28 議第 22号 寒河江市職員の勤務新間、休暇等に関する条例の一部改正について
- " 29 議第 23号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 30 議第24号 寒河江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について

- # 32 議第 26号 保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定について
- " 33 議第 27号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- " 34 議第 28号 寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の一部改正について
- 7 35 議第 29号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- # 36 議第 30号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- " 37 議第 31号 寒河江市と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補 償の事務の委託に関する規約の一部変更について
- 7 38 議第 32号 山形県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について
- # 39 議第 33号 左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託に関する基本協定の一部変更について
- # 40 議第 34号 寒河江市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部変 更について
- " 41 議第 35号 土地の取得について
- # 42 議第 36号 字の区域及び名称の変更について
- # 43 請願第 1号 「食品衛生法」の改正と運用強化を求める請願
- # 44 請願第 2号 骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用を求める請願
- " 45 請願第 3号 労働行政の充実・強化について
- " 46 請願第 4号 BSE(狂牛病)についての安全、損害補償など万全な対策の実現を求める請願
- # 47 請願第 5号 雇用の危機突破を求める請願
- # 48 請願第 6号 安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する請願
- " 49 施政方針説明
- **" 50 議案説明**
- **" 51 質疑**
- **" 52 予算特別委員会設置**
- **"** 53 委員会付託
 - 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

平成14年3月第1回定例会

第1回定例会日程

平成14年3月4日(月)開会

月	日 日	時間			会					 義	<u> </u>	場	所
3月	4日(月)	午前9時30分	本	会	議	定、議案 疑・政方	諸般の 生程、 討論・ 計説明)報告、 同説 採決、 試議	名議員 財産区 明、委 議案・	指名、管理统 員会作 請願. 質疑、	会期決 委員選任 寸託、質 上程、施 予算特	議	場
		本会議終了後	予算	特別	委員会	付	託	案	件	審	查	議	場
3月	5日(火)		休								슰		
3月	6日(水)	午前9時30分	本	会	議	_		般	質		問	議	場
3月	7日(木)	午前9時30分	本	会	議	_		般	質		問	議	場
3月	8日(金)		休								슰		
3月	9日(土)		休								会		
3月1	10日(日)		休								슰		
3月1	11日(月)	午前9時30分	本	会	議	_		般	質		問	議	場
3月1	3月12日(火)	午前9時30分	総		委員会 分科会	付	託	案	件	審	查	第2名	会議室
3/,			文教		委員会 分科会	付	託	案	件	審	查	第4名	会議室
3日1	13日(水)	午前9時30分	厚		委員会 分科会	付	託	案	件	審	査	第2名	議室
3/,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 10 2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	建		委員会 分科会	付	託	案	件	審	查	第4名	議室
2日1	14日(木)	午前9時30分	総		委員会 分科会	付	託	案	件	審	査	第2名	議室
3/3	144(1/1)	一十月19 11 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	文教		委員会 6科会	付	託	案	件	審	查	第4名	会議室
3月15日(金)	午前9時30分	厚		委員会 分科会	付	託	案	件	審	查	第2名	会議室	
		建		委員会 分科会	付	託	案	件	審	查	第4名	会議室	
3月1	16日(土)		休								会		
3月1	17日(日)		休								会		
3月18日(月)			休	休 会									
3月1	19日(火)		休								会		
3月2	20日(水)	午前9時30分	予算	特別	委員会	付	託	案	件	審	查	議	場

3月21日(木)		休			会						
3月22日(金)	午前9時30分	本	会	議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会 議場場						

開会

午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより平成14年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、2月27日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

なお、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

会議録署名議員指名

佐藤 清議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において9番伊藤忠男議員、18番内藤 明議員を 指名いたします。

会期決定

佐藤 清議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 3 月 22 日までの 19 日間といたしたいと 思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決定いたしました。

諸般の報告

佐藤 清議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

- (1)定例監査結果等報告について
- (2)総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

議案上程

佐藤 清議長 日程第4、議第1号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といた します。

議案説明

佐藤 清議長 日程第5、議案説明であります。 市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第1号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について御説明申し上げます。 三泉財産区管理会財産区管理委員に欠員が生じましたので、寒河江市財産区管理会条例第7条の規定により、 補欠委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

御同意くださるようお願い申し上げます。以上です。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を 省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって議第1号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第8、議第2号から日程第48、請願第6号までの41案件を一括議題といたします。

施政方針説明

佐藤 清議長 日程第49、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成 14 年の第 1 回市議会定例会が開催されるに当たり、平成 14 年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

私はこれまで、「情報に強いカラフルな寒河江」、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに、 市民参加の市政運営を基本として、市民と一体となった広範な、交流時代の結節点にふさわしい美しいまちづ くりを進めてまいりました。

昨年、本市は、市民と一体となった花と緑・せせらぎのまちづくりが、緑化推進に大きな功績があったとして内閣総理大臣表彰を受賞しました。

さらに、世界各国の自治体が花と緑の都市づくりを競う国際コンペティション・ネイションズインブルーム 2001 に日本から唯一参加し、人口1万人から5万人の部門において、日本で初めて銀賞をいただきました。

これはフラワーロードやグラウンドワークによる公園づくりに代表されるように、これまでの市民、企業と一体となった市民総参加の取り組みが、国内のみならず国際舞台においても評価されたものであり、全国の小都市にも大きなインパクトを与えたものと考えております。

これを励みに、本市の原風景を大切にした美しく気品のあるまちづくりを、より一層進めてまいりたいと考えております。

さて、現在、国において、日本経済の再生を図るため、聖域なき構造改革に取り組んでおりますが、地方財政に係る制度の抜本的改革も構造改革の基本方針に盛り込まれており、これからの地方行政は自助と自立の精神のもと、今まで以上に知恵と工夫による個性ある地域づくりが求められてきます。

加えて、地域経済の活性化、少子高齢社会への対応、高度情報化や環境問題への対応など、多くの課題を抱えており、市民生活に直結する行政主体である市町村が中心となって、住民参加のもと、活力ある豊かな地域づくりを進めていかなければならないと考えております。

本市におきましては、これまでも市民ニーズに対応した、きめ細かい施策を展開するとともに、将来を見据えた発展基盤の整備充実に努めてまいりましたが、今後もその方向性を誤ることなく、スピーディーさをも重視して、課題解決に向け取り組んでまいります。

一方、地方財政を取り巻く状況は、ますます激しいものとなり、より効果的な行財政運営に取り組んでいかなければなりません。

本市では、昨年、行政改革の新たな実施計画を策定したところであり、より一層の改革を推進し、限られた 財源を有効に活用し、21世紀における本市の発展基盤を着実に整備してまいります。

また、市町村合併も全国的に取り上げられております。地方分権の推進が図られる中、地方自治体は、みずからの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政を行うことが求められ、戦略的な地域振興施策を推進する上で、市町村の行財政基盤の強化と効率化が不可欠であり、市町村合併により、その規模と能力を強化することが喫緊の課題とされております。

本市におきましても、市町村合併に強い関心を払っている中で、合併は市民の総意のもとに進めなければならないものと考え、今後いろいろな機会をとらえて情報を提供し、市民の自主的な盛り上がりと取り組みが図られるよう努めてまいります。

私は、平成 14 年度は、21 世紀の寒河江市にとって、自力充実と発展の創出に向けて大きく前進する年であると考えております。

特に、本年6月15日から8月11日までチェリークア・パークで開催される全国都市緑化やまがたフェアは、本市のみならず山形県をも全国にアピールする一大イベントであり、世界の中の寒河江と位置づけを示す絶好の機会でもあります。

そこで、緑化フェアを本市の将来の発展に向けた大きな戦略ととらえ、市民と一体となって全国に寒河江市のすばらしさを発信してまいります。

そのため、市内のあらゆる団体の御協力と連携により、市民総参加による取り組みで、来場者の心に残るものとすべく、万全の対策を講じてまいります。

また、緑化フェア開催期間中の交通輸送体制につきましても万全を期すため、高速道路から会場にアクセス する臨時ゲート設置を強く要望してまいります。

駅前中心市街地整備事業につきましては、本市の 21 世紀の顔となる新しい駅舎、自由通路が完成し、市民に落ちついた調和の美を見せております。

また、新姥石踏切の開通により、中心市街地の南北一体化が図られ、市街地周辺、さらには周辺市町との連携にも大きな役割を果たすものとなっております。

本年度も引き続き整備を進め、JR左沢線沿線全体の活性化を図る拠点としていきたいと考えております。このほか、皿沼地内の最上川河川敷に計画している(仮称)最上川緑地公園整備や木の下土地区画整理事業の組合設立を図るなど、市民が21世紀の発展の胎動、息吹を実感できるよう、発展基盤整備を着実に進めてまいります。

21 世紀は、少子高齢化がより進展すると言われている中、生涯を通じて健康で生き生きと暮らせることが市民の共通する願いであり、活力ある健康・長寿社会の形成が求められております。

本市におきましては、ハートフルセンターを拠点に、介護予防から生きがいづくり支援に至るまでの保健・医療・福祉サービスを提供する寒河江型ライフサポートシステムによる健康・長寿を目指した諸施策を推進しているところでありますが、スタートして3年目を迎える介護保険制度のさらなる円滑な推進を図るとともに、県内他市に先駆けて策定した寒河江子どもプラン、寒河江市障害者福祉計画に基づいた取り組みの強化を図り、心と心が触れ合う高福祉社会の形成、ハートフルなまちづくりを推進していきます。

農業は、食料生産のみならず、国土保全や水資源の涵養、自然環境保全などの多面的機能を有しており、その美しい田園風景は、寒河江の原風景であり、貴重な財産であります。

本市におきましては、国、県の施策と連動しつつ、地域特性に立脚した実益の上がる農業施策を展開しており、今後とも施設栽培と観光農業を組み合わせた寒河江型農業の推進を中心に、農業が魅力あるものとなるよう、経営基盤の強化を図ってまいります。

さらに、耕作放棄の未然防止を図り、美しい田園風景を守るため、農業振興公社の設立に向けた取り組みを 支援するとともに、農業用使用済プラスチックのリサイクルを推進するなど、環境に配慮した農業の推進にも 取り組んでまいります。

国におきましては、昨年、e-Japan 戦略を掲げ、世界最先端のIT国家になることを目指しております。情報通信技術の活用は、行政事務の簡素化や効率化による住民サービスの向上が期待され、また住民が時間的、地理的な制約がなく種々のサービスを受けることが可能になります。

本市におきましても、学校教育における情報教育をさらに推進するとともに、本市の市民の情報活用能力の向上を図ってまいります。

また、住民基本台帳ネットワークシステムの整備に取り組むとともに、市役所の開庁時間内に来られない方などのため、住民票の写しの交付等の窓口業務の時間延長を実施し、住民サービスの向上に努めてまいります。

諸般の事業を具現化するための平成 14 年度予算について申し上げます。

昨年初めには、回復基調にあった景気が再び低迷し、失業率が5%を超え、長引く株価の低迷、個人消費の 停滞、同時多発テロ事件等の影響によるアメリカ経済の後退などにより、我が国の経済は先行きの予断を許さ ない厳しい状況にあります。

こうした経済状況の中で、本年度の地方財政対策は、国の歳出見直しと歩調を合わせつつ、給与関係費の抑制や、地方単独事業費の削減を通じて、歳出規模の抑制に努め、歳入面におきましても、地方交付税における段階補正、事業費補正の見直しを行って、地方交付税総額の削減を図るなど、本市の財政にも大きな影響を及ぼす内容となっております。

予算の編成に当たっては、このような地方財政対策を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、事務事業の見直しと経常経費の削減に努める一方で、投資的事業につきましては、緊急度や事業効果を考慮し、財源につきましても国庫補助制度や財政調整基金の活用を図りながら、事業の選択を行ったところであります。

また、雇用対策や情報化推進などの新規課題に対応するとともに、市民生活関連事業や少子高齢化対策などの福祉関連事業にも配慮した予算といたしました。

この結果、平成 14 年度の当初予算は、一般会計において 147 億 4,000 万円で、対前年比 0.7%の減となります。また、特別会計と企業会計を加えた総予算額は 331 億 5,891 万 2,000 円で、対前年比 5.1%の減となるものであります。

続きまして、施策の大要について、第4次振興計画の施策の大綱ごとに申し上げます。

最初に、多種多様な交流拠点づくりについて申し上げます。

昨年、東北横断自動車道酒田線が全線開通し、東北中央自動車道につきましても、山形上山インターチェンジから東根インターチェンジまでが今秋供用される予定となっており、本市の産業振興、経済、文化の交流にとってますます大きな恩恵をもたらすものと期待しているところであります。

このような高速交通網の恩恵を十分活用し、活力ある交流拠点づくりを進めるためには、魅力ある都市基盤 整備や、安全で快適な幹線道路網の整備が不可欠なものであり、本年度も重点的に取り組んでまいります。

主要幹線道としての国・県道の整備につきましては、国道 112 号寒河江市バイパス長崎大橋から県道寒河 江村山線までの全線4車線化が図られるよう努力するとともに、国道 458 号最上橋かけかえの事業促進と幸 生肘折間の事業化が図られるよう努めてまいります。

また、都市計画道路柴橋日田線のJR跨線橋工事などの早期完成に向け整備促進を図るとともに、同路線の本町八幡町地内につきましても事業化に向け取り組んでまいります。

本市の最重要プロジェクト事業として推進している駅前中心市街地整備事業につきましては、本年度はみこし公園、みこし展示施設と合築する駅前広場駐輪場の新設工事を行うとともに、沼川新橋のかけかえ工事の迂回路となる都市計画道路本町駅前線の築造工事を行ってまいります。

同時に、駅前拠点駐車場整備や本町駐車場整備に取り組み、21 世紀における本市の顔として、にぎわいと 魅力があり、そして歩いて楽しい中心市街地の形成を目指してまいります。

また、街なみ景観に配慮した建物の建築につきましては、地区計画とまちづくりガイドラインに適合した魅力ある店舗が集積されてきており、今後とも地元関係者と一体となって、魅力ある美しいまちづくりを進めてまいります。

良質な居住空間の供給など定住環境の整備も市勢発展には不可欠であり、土地開発公社を活用し、白岩金谷 地区と横道地区に宅地造成を進めてまいります。

また、寒河江下釜・西根木の下地内の土地区画整理事業につきましては、昨年、施行想定区域約 17 ヘクタールとした基本計画書を作成し、地権者代表による世話人会も発足したところであり、本年度は事業計画書を作成するとともに、事業主体は名称も木の下土地区画整理組合としてその設立の準備を進めてまいります。

市道の整備につきましては、これまでも国・県道の整備とともに、快適な幹線道路網の形成に向け積極的に取り組んでまいりましたが、本年度市街地西部地域の幹線道路となる都市計画道路山西鶴田線について、継続的に整備促進を図るとともに、寒河江高校前の融雪道路整備や白岩金谷団地へのアクセス道路となる中町バイパス線の整備を進め、また工業団地柴橋線や三泉堤防線につきましても、早期完成を目指し整備促進を図ってまいります。

さらに、市民生活に密接にかかわる道路網の改良整備や側溝、舗装、交通安全施設等の整備につきましても、 緊急度を勘案しながら整備してまいります。

せせらぎと花が織りなす潤いある都市環境の整備についてでありますが、昨年、市民、企業、行政が一体になった花のまちづくりが国際的にも高い評価を受けたところであり、本年度もフラワーロードをより充実するほか、市街地の主要道路やロータリー、公園、広場等への花の植栽を行い、公共空間と市街地の環境美化に努め、市民とともに「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」を推進し、美しい潤いのあるまちづくりに努めてまいります。

また、二ノ堰第2地区地域用水環境整備事業による遊歩道等の整備や、ふるさとの川整備事業による沼川の整備を促進するほか、やすらぎの川整備事業による寒河江川橋周辺の親水空間整備を要望していくなど、美しいせせらぎ空間づくりを進めてまいります。

さて、本年度は、全国都市緑化やまがたフェアの開催の年であります。全国都市緑化やまがたフェアは、日本一さくらんぼの里、花と緑のまち寒河江を全国にアピールする絶好の機会であります。

寒河江会場の特色は、何と言っても 360 度の雄大なパノラマが広がる自然景観、最上川、さくらんぼ、温泉、郷土料理、そしておもてなしであります。

寒河江らしさ、山形らしさを十二分に感じていただけるものとなるよう、これまで寒河江市推進委員会、推 進本部を設置し、準備を進めてきたところでありますが、市民総参加による取り組みで、来場者の心に残るフェアとなるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

既に、各種団体等から、花壇設置や催事の申込みをいただいておりますが、会場運営面や植物の維持管理、 清掃面での奉仕作業とともに、ぜひ市民の皆様からも何度となく会場に足を運んでいただき、御協力を賜りた いと考えております。

さらに、さくらんぼと花、緑をアピールするため、経済団体、生産者、直売店と協議を重ねていくとともに、 市独自の関連イベント開催や、最上川の利活用、温泉旅館、市内飲食店、商業施設との連携を図り、慈恩寺な どの名所・旧跡の観光地案内等にも力を注ぎ、緑化フェア効果を市内全域に発生させてまいりたいと考えてお ります。

そして、緑化フェアの開催で培った市民エネルギーを本市のさらなる発展に結びつけてまいりたいと考えております。

公園の整備についてでありますが、寒河江公園にアクセスする道路について、本市のランドマークである長岡山の松林の景観を損なわないことを最重点に、県道寒河江西川線六供町地内からを入り口として、市営野球場周囲の道路に接続するルートを選定し、その測量と物件調査を実施してまいります。

また、(仮称)最上川緑地公園につきましては、皿沼地内の最上川河川敷に、面積約25ヘクタールを整備計画しているところであります。

その整備方針としては、最上川を活用した水辺と人との触れ合いの場となる憩いの空間、人と水辺の生き物と触れ合える場、地域スポーツレクリエーション活動の場、彩り豊かな、人に優しい河川空間づくりをコンセプトとして、カヌー基地ともなる多目的水面広場や、グラウンド、芝生広場など、市民が多目的に集える緑地公園として整備していきたいと考えております。

本年度は、実施計画を策定し、一部工事にも着手していきたいと計画しているところであります。

第2に、情報に強い魅力ある産業の創造について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

農業をめぐる情勢は、ネギなど3品目のセーフガード発動に象徴される輸入農産物の急増問題や、BSE問題、長引く景気低迷と農産物価格の下落など、大変厳しいものとなっております。

このような中、本市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、施設栽培と観光農業を組み合わせた寒河江型農業の推進を中心に、地域特性に立脚した実益の上がる農業施策を展開しているところであります。

本年度も各種補助事業等を活用しながら、積極的に園芸作物の施設化を進め、農業経営基盤の強化を図って まいります。

中でも、本市農業において重要な位置を占めるさくらんぼにつきましては、3カ年計画で雨よけハウスの整備を推進しているさくらんぼ生産振興事業の最終年度を迎え、より拡充して取り組んでまいります。

また、施設園芸担い手農業者育成支援事業や、園芸農業拡大推進事業、果樹園芸作物生産振興事業に取り組み、施設化の推進と、果樹や野菜、花卉などの高収益作物の導入による安定した農業経営の確立を図ってまいります。

近年、農業従事者の高齢化や、農業後継者不足などにより、地域農業の維持が危惧されております。このため、地域の話し合いのもと、認定農業者等の担い手を中心とした地域農業の維持発展を図るため、地域の実情に合った農業生産のシステムづくりを支援してまいります。

また、農地の流動化や作業の受委託等を推進するための農業振興公社設立に向けた取り組みを支援してまいります。

米につきましては、水田を中心とした土地利用型農業活性化大綱に基づき、安定した水田農業経営の確立を目指し、需要に応じた米の計画的生産と水田における大豆等の本格的生産に向けて、生産者団体と一体となって取り組んでいるところであります。

生産調整の推進に当たりましては、生産者に理解を求めながら、生産者みずからの取り組みとして、円滑かつ確実に実施されるよう、これまで同様、地域とも補償事業を支援してまいります。

また、これまでも転作田を活用した景観形成作物の作付により、潤いと安らぎの空間を創出してまいりましたが、本年度は緑化フェアの開催期間に合わせて、会場対岸の平塩地区と寒河江インター周辺の2カ所の転作田に花を植栽し、全国から訪れるお客様を温かくお迎えしてまいりたいと考えております。

さらに、農業生産条件が不利な中山間地域における耕作放棄の発生を防止し、農業の多面的機能を維持確保するため、中山間地域等直接支払交付金交付事業を活用し、将来を見据えた集落営農活動を支援するとともに、酪農ヘルパー利用円滑化推進事業を活用した畜産の振興、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業を初め、鹿島石持地区及び日田中向地区畑地帯総合整備事業への取り組みや、寒河江中央地区農免農道整備事業など、各種の土地基盤整備事業の促進を図り、本市農業の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

我が国経済は、IT関連企業の世界的不況の中、長引く株価の低迷、個人消費の停滞などにより、景気低迷が深刻化しております。また、企業業績の低迷に伴い、雇用情勢は一段と不透明感を増しております。

こうした状況を受けて、本市では市中小企業振興資金融資制度による融資や、制度資金に対する保証料補給 を活用し、企業の経営安定化と経営基盤の充実を図るとともに、雇用対策本部の設置、緊急地域雇用創出特別 基金事業の活用による雇用創出など、雇用対策にも取り組んでまいりました。

本年度も、雇用対策本部を中心に、雇用創出に努めるとともに、現下の最大懸案である景気回復のための中 小企業に対する金融対策などに取り組むほか、市中小企業振興資金融資制度の運用による金融円滑化事業、企 業経営研修や経営診断事業、技術交流プラザを拠点とした中小企業人材育成事業などに積極的に取り組んでま いります。

本市の商業につきましては、他市同様、中心市街地などの商店街の商業機能が相対的な低下を招いておりますが、中心市街地活性化の拠点施設として整備したフローラ・SAGAE は、市民に愛され、にぎわいを見せており、昨年のオープン1周年記念事業に中心商店街も積極的に参加するなど、商店街の活性化に向けた広がりが見られております。

本年度は、本町駐車場の出入り口をカラー舗装やインターロッキング舗装の歩道、ポケットパークなどからなるアメニティ空間として新たに整備し、駐車場へのアクセスを容易にすることで来街者をふやし、フローラを含めた中心商店街の活性化を図ってまいります。

また、新姥石踏切の開通による市街地の南北一体化が実現し、中心市街地活性化の基盤整備が図られたところであり、今後も駅前中心市街地整備事業や都市計画道路整備事業を積極的に推進し、商業発展の基盤となる社会資本の充実を図るとともに、中心市街地及び各商店街等の活性化事業を支援するほか、青年層経営者の活動の支援、経営者の研修など、商業機能の強化施策を展開し、商業の活性化を図ってまいります。

工業の振興につきましては、経済情勢が低迷し、先の予想がつかないところでありますが、若者定住と雇用の場の確保を図り、活力あるまちづくりを目指すとともに、地域経済の活性化を図るため、県内外で積極的に優良企業誘致活動を進めてまいります。

緑化フェアは、観光物産の振興にとりましても絶好の機会であり、さくらんぼ観光を主軸に、チェリーランドや、歴史と文化が薫る慈恩寺、寒河江温泉、多くの産品活用が進む周年観光農業などへの誘客を強く進めてまいります。

また、緑化フェアの開催を契機として、近隣市町と連携を図りながら、観光施設などを結ぶルート化に努め、 周遊性を高めながら誘客を進めてまいります。

さらに、最上川舟運がもたらした享保雛などを活用した雛まつりや、新しくなった寒河江駅舎を基地にJRなどとともに進める「小さな旅」における二ノ堰や寒河江城址、例年好評を博しているトロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の活用など、市街地観光の積極的な取り組みを行い、特色ある観光地づくりと物産の振興に努め、激化する地域間競争や観光客のニーズに対応してまいります。

また、まつりやイベントの実施は、市民意識の高揚や連帯感の醸成に大きな役割を果たすとともに、観光誘客、観光宣伝の上でも極めて有効であります。そこで、熱い盛り上がりを見せ、ことしで 20 周年を迎えるみこしの祭典や、最上川沿いの親水空間を利用した最上川フェスタ '02 など、地域特性に根ざした多様なまつりやイベントを展開してまいります。

チェリークア・パーク事業は、滞在型観光拠点施設として、道路公団、県、民間活力と一体的に推進しており、寒河江サービスエリアは、山形自動車道唯一のサービスエリアとして順調に利用者がふえております。

最上川ふるさと総合公園は、管理施設のセンターハウスが完成し、緑化フェアの主会場として着々と公園整備が進められている状況です。

民活エリアにおきましても、さがえ西村山農協のさくらんぼ友遊館に続き、3月に温泉宿泊施設のホテル・ シンフォニー・アネックスがオープンいたします。

今後とも、民活エリア全体の営業開始に向けて、事業者の誘致等を行うとともに、最上川沿いの散策路として整備した親水空間水辺プラザの利活用を進めてまいります。

チェリーランドは、県内外から多数の観光客が訪れ、体験型観光の拠点として定着しております。

本年度は、緑化フェアの開催により、観光客の大幅な増加が見込まれますので、これを機会に、さくらんぼ会館の展示物リニューアルなど新たな魅力づけを行うなど機能強化に努め、全国に日本一さくらんぼの里さがえを発信してまいります。

第3に、やさしさあふれる高福祉社会の形成について申し上げます。

21 世紀は少子高齢化がより進展すると言われておりますが、どんな時代であっても、すべての人々が生涯を通じて健康で暮らせることが市民の共通する願いであり、将来にわたり本市発展の活力を保持するためには、生き生きとした健康長寿社会をつくることが重要であります。

長寿社会の今日において、市民一人一人が健康的な生活習慣をみずから確立し、疾病を予防する一次予防への重点的な取り組みが重要であります。

このため、本年度において 21 世紀における国民健康づくり運動、いわゆる健康日本 21 の寒河江市計画を作成するとともに、健康づくりに対する意識の高揚と、健康的な生活習慣を定着させるため、健康教室の充実や健康運動実践指導者の増員を図るなど、市民の健康づくりに対する支援を強化してまいります。

本市では、疾病の早期発見、早期治療を図るため、一日人間ドックを初めとした健康診査を実施しており、年々検査内容の充実に努めてきたところであります。

本年度は、新たに宿泊ドックの中に頸動脈超音波検査を導入し、生活習慣病の予防対策をより強化してまいります。

また、フッ素塗布回数をふやすなど、乳幼児期の歯の健康づくりを進め、三種混合予防接種年齢の引き下げや、健診の充実を図り、乳幼児の健康づくりを支援するとともに、高齢者インフルエンザ予防接種の接種率を高め、赤ちゃんから高齢者までの健康づくりと疾病予防の一貫した取り組みを実施してまいります。

市立病院につきましては、地域住民の医療ニーズにこたえるため、昨年医療情報システムを導入し、効率的な業務処理体制の構築に努めました。

本年度は、生体情報モニター、回診用エックス線撮影装置などの最新式医療機器への更新を行うとともに、 新たに超音波内視鏡システムを導入し、地域の中核病院として、より一層、医療水準の向上を図ってまいりま す。

また、訪問看護、訪問リハビリテーションを継続するとともに、医療相談の充実、市民向けの介護教室、糖 尿病教室の開催を通じ、地域に根ざした医療活動を進めてまいります。

さらに、医療法の改正を受け、市立病院の今後の方向づけを行うために、病床利用計画を策定してまいります。

豊かで活力ある福祉社会の推進について申し上げます。

介護保険制度がスタートして3年目を迎えますが、4月には特別養護老人ホームいずみが30床増床され、また寒河江やすらぎの里の痴呆性老人グループホームも開所するなど、本市の介護サービス提供基盤はより充実することになります。

利用者がこれらのサービスを有効に活用し、安心して生活できるように制度の周知徹底を図るとともに、利用者に喜ばれる質の高い介護サービスが提供されるよう、事業者への支援・指導を強化してまいります。

さらに、関係機関との密接な連携のもと、介護保険制度との一体的な運用を図りながら、介護予防、生活支援事業に積極的に取り組み、高齢者の生きがいづくりや寝たきり予防など、在宅高齢者の自立した生活を支援してまいります。

また、今後の計画的な介護サービス提供基盤の整備推進と介護保険の円滑な運営、保険財政の安定を図るために、向こう5カ年の新たな老人保健福祉計画、介護保険事業計画を策定してまいります。

経済の低迷等により、雇用の不安が懸念される中、仕事と子育ての両立支援施策の充実が求められており、 家庭や子育てに夢の持てる地域社会の創造を目指し、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを進めていか なければならないと考えております。

今後とも、子育て家庭の状況に応じた利用ができるような支援機能の充実を図る必要があり、本年度は市立 保育所について全施設で延長保育を実施するとともに、保育所入所の円滑化対策を講じながら、保育児童の弾力的な受け入れや、障害児保育の充実に努めてまいります。 また、引き続き、地域の子供たちを対象とした保育所の地域開放や一次保育を実施して、子育て家庭を支援してまいります。

さらに、認可外保育施設児童育成支援事業の充実を図り、民間施設の保育基盤の強化と延長保育実施を支援 してまいります。

放課後児童対策として実施している学童保育につきましては、新たに西根小学校区に本市で四つ目の学童保育所が誕生する予定であり、これらの開設に向けた取り組みを積極的に支援するとともに、完全学校週五日制への対応など、放課後児童対策の充実に努めてまいります。

障害のある方が、自主性、自立性を持ち、社会参加、社会活動へ積極的に参加できるように、障害者福祉施 策の充実が求められており、移送サービスやホームヘルプサービス事業などの継続的な実施により、障害のあ る方の社会参加や在宅生活を支援してまいります。

また、心身に障害を有する就学前の児童を対象に、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を支援するとともに、障害児通園事業に取り組んでまいります。

第4に、心なごむ生活環境の形成について申し上げます。

グラウンドワークの推進について申し上げます。

本市におきましては、市民参加の麗しい快適環境づくり基本計画に基づき、グラウンドワークを推進しており、今や日本におけるグラウンドワークの先進地の一つに数えられるまでになりました。

昨年は、高屋2-2町会と、曙町町会の公園がほぼ完成し、また寒河江グラウンドワーク研究会が中心になって、沼川に水質浄化装置を設置するなど、市内の各所各分野でグラウンドワークの取り組みが行われております。

本年度におきましても、グラウンドワークの手法により、地域資源を掘り起こしながら、市民のまちづくり への情熱を積極的に支援し、地域の活性化を推進してまいります。

花と緑、せせらぎのまちづくりにつきましては、引き続き公共空間と市街地の環境美化に努め、市民とともに「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」を推進すると同時に、「花・緑・せせらぎニュース」の発行や、美しい景観づくりの集いを実施するほか、緑化フェア開催期間中に、全国花のまちづくり大会を開催し、花と緑、せせらぎのまちづくりを全国に発信してまいります。

廃棄物処理対策につきましては、昨年、寒河江市ごみ処理基本計画を見直したところであり、本年度に新たな分別収集計画を策定し、より適正かつ効率的な分別収集を行うとともに、生ごみ処理機などの購入や集団資源回収を推進し、循環型社会の構築に向けた取り組みを行ってまいります。

さらに、合併処理浄化槽の普及推進及び主要排水路の堆積物を処理することにより、公共用水域の生活雑排 水による水質汚濁の軽減に努め、公衆衛生の向上を図ってまいります。

また、騒音、悪臭等の近隣公害問題につきましても適切に対処してまいります。

交通安全対策につきましては、交通弱者を重点に、交通安全教育の強化と生涯を通じた交通安全教育の充実 に努めるとともに、関係機関団体と密接な連携を図りながら、市民と一体となった交通事故の防止活動を展開 してまいります。

特に、子供と高齢者の尊い人命を交通事故から守るために、幼児及び高齢者の交通安全教室、小学生による交通安全ジュニアサミットなどを開催するなど、きめ細かな事故防止対策を実施してまいります。

消防防災対策につきましては、水利確保のために消火栓及び耐震性防火水槽を計画的に整備し、小型動力ポンプ、普通積載車、消防ポンプ車の更新を進めるなど、消防力の充実に努めるとともに、市独自の地域防災訓練を実施し、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

下水道につきましては、全市下水道化に向け、計画的に施設の整備を進めておりまして、本年度は六供町地内の汚水幹線管渠の整備と緑町、落衣、島、皿沼、日田などの面的整備を図ってまいります。

特定環境保全公共下水道事業区域につきましては、平成9年度より事業に着手している三泉地区において、 昨年5月から一部供用を開始したところでありますが、引き続き幹線管渠及び面的整備を進めてまいります。 処理場につきましては、汚泥掻寄機械設備の更新を行い、今後の汚水処理に対応してまいります。

また、本年度中に下水道事業計画の変更認可申請を行い、計画的、効率的に下水道事業を推進してまいります。

水道は、市民の健康で豊かな生活や社会経済活動を営むために必要不可欠な社会基盤であり、常に安全で安定した水道水の供給が求められております。

本市におきましては、近年の人口増や下水道の普及拡大などにより、水需要が増大しており、これらに的確 に対応するため、第4次拡張事業に取り組むことにいたしました。

今年度は、配水池の増設及び配水管網の整備拡充並びに電気計装設備の更新などに着手し、将来にわたり安全で良質な水道水の安定供給ができる水道システムを構築してまいります。

第5に、新しい世紀を切り拓く人づくりについて申し上げます。

本市では、教育目標を「心ひろく個性豊かで郷土を愛し、たくましく 21 世紀に生きる人間の育成」と定め、 家庭や地域、各関係機関との連携を図りながら、教育環境の整備など市民の生涯にわたる学習活動を積極的に 支援しているところであります。

学校教育について申し上げます。

本市は、「感性豊かで、自ら学び、たくましく生きる児童生徒の育成」を学校教育の目標として掲げ、豊かな心と、みずから学び、みずから考える力、たくましい体を持つ児童生徒の育成を目指しております。

そのため、感性教育を初めとした心の教育や、国際理解教育、障害児教育の充実、コンピューターなどを活用した情報教育や、地域に開かれた特色ある学校づくりの推進などを重点的に取り組んでまいります。

教育改革が進められる中、4月から、新学習指導要領と学校週5日制が完全実施されますが、教育活動全体 を通じて、ゆとりの中で、生きる力を育むことを目指し、学校の自主性、自律性を確保するとともに、特色あ る教育活動を展開し、個性を生かす教育の充実に努めてまいります。

さらに、完全学校週五日制への円滑な移行に向け、家庭、地域や関係機関との連携に努め、子供たちの健全 育成を目指して、条件整備を進めてまいります。

学校施設整備につきましては、安全で快適な教育環境の整備を推進し、子供たちが楽しく学べる、ゆとりと 潤いのある学校づくりに努めてまいります。

平成 15 年度の 2 学期から開校を予定している醍醐小学校改築事業について、本年度は実施設計を完成させ、 改築移転用地を取得し、校舎、体育館の改築工事を平成 14 年度と 15 年度の 2 カ年継続で実施してまいりま す。

改築に当たっては、地域の歴史や文化を大切にし、景観を考慮した概観とし、21 世紀の情報化に対応できる施設整備を進めるほか、バリアフリーで温かな木の素材を活かした子供に優しい環境づくりと、自然との触れ合いを通した体験学習活動ができる環境づくりを進めるとともに、地域の生涯学習の拠点として利用できるよう、地域の風が行き交う学校づくりを目指してまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

現下の不透明な社会情勢の中、グローバルな視点での人材育成が求められ、生涯学習の重要性がより高まってきており、市民の学習ニーズにこたえながら、社会教育団体や公民館活動を支援してまいります。

中でも、生涯学習まちづくり出前講座と生涯学習支援事業は、地域や学校で大変好評をいただいており、これを柱として生涯学習によるまちづくりを推進してまいります。

市民が質の高いすぐれた芸術文化に触れることは、生活を豊かにし、新たな文化を創造する力を生み出すも とになります。 本年度は、コーラスグループ「サーカス」のコンサートやオペラ「魔笛」の公演を実施するほか、名刹慈恩 寺における野外演奏会や子供の感性を豊かにする幼児演劇教室「アリーテ姫の冒険」などを実施し、すぐれた 芸術文化鑑賞の機会を提供してまいります。

また、芸術文化団体等への活動発表会場の提供や、市内の合唱団、吹奏楽団が一堂に会して実施する社会人音楽祭及び各団体が主催する鑑賞活動など、市民参加型の芸術文化の創造を支援してまいります。

平成 15 年に山形県で開催される第 18 回国民文化祭・やまがた 2003 では、本市において民俗芸能の祭典、郷土芸能と花のフェスティバルの開催が内定しており、現在、実行委員会及び専門部会で準備を進めておりますが、本年度は特にプレ国民文化祭を実施してまいります。

本市の歴史文化遺産につきましては、国指定重要文化財慈恩寺本堂の保存修理を支援し、また市内遺跡の確認調査を実施するなど、指定文化財の保護を図り、後世に伝えていくとともに、それらの遺産を市民の学習に活用してまいります。

さらに、寒河江市史下巻である明治時代以降の市史編纂を進めるとともに、市史に関する資料の調査を進め、 保存活用に努めてまいります。

市立図書館は、気軽に利用できる図書館として多くの市民に親しまれ、生涯学習の拠点施設としてその機能を十分に発揮しております。

今日、子供の読書活動の推進が求められており、図書館子どもまつりなど、図書に親しむ機会づくりの充実 を図り、子供のころから本に親しむ環境整備に努めてまいります。

また、一般利用者に対しては、さがえ図書館フェアの開催や、図書に親しんでもらうためのブックテーマコーナーを開設するなど、より日常生活に役立つ図書館づくりを目指してまいります。

スポーツの振興について申し上げます。

スポーツは、私たち人間の心と体の健全な発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある 社会をつくる人類共通の文化であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむ意義は大きいものがあります。 市民一人一人が生涯の各時期にわたりスポーツ活動に親しめることは、自己の健康保持と体力増進が図られ るだけでなく、豊かで活力に満ちた社会の形成につながるものであります。

国のスポーツ振興基本計画策定を受け、県のスポーツ振興基本計画が策定されることから、本市におきましても、総合型地域スポーツのクラブの育成を計画の中に位置づけた、スポーツ振興基本計画策定に取り組んでまいります。

また、学校週五日制の完全実施等による自由時間の増大や、市民の意識の変化などに対応するため、スポーツの機会を提供する公共及び民間と、利用する児童生徒、市民や競技者が一体となったスポーツ教室、講座、研修会などの取り組みを積極的に展開するなど、生涯にわたりスポーツに親しむことができる、豊かな生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

施設整備につきましては、昨年度実施した体育施設改修基本計画調査に基づき、市民体育館外部建具改修工事などを行い、市民が安全で快適に利用できるよう計画的に整備してまいります。

第6に、参加・交流・創造による小さな世界都市の創造について申し上げます。

国際化の推進について申し上げます。

本市におきましては、姉妹都市交流を初め、各団体や個人による国際交流が活発に行われており、国際化は着実に進展しております。

昨年は、5年ごとに行われる寒河江西村山日中友好協会による中国訪問が実施され、国際交流、友好親善を 深めてまいりました。

本年度は、緑化フェアの開会式に、姉妹都市の安東市の市長、議長、及びギレスン市長を招待し、花と緑の 大切さ、すばらしさをともに体感し、友好・交流を深めたいと考えております。 国際化に対応した人材育成といたしまして、外国語指導助手の配置を継続し、より多くの子供たちに外国人と触れ合う機会を提供するとともに、国際交流事業補助金による語学講習会への助成を行うなど、相互理解の 醸成と国際性の涵養に努めてまいります。

本市におきましても、国際結婚による外国人女性を中心に、在外国人の数は年々増加しております。

本年度は、中国語、韓国語、英語、ポルトガル語の4カ国語による暮らしのガイドブックの改訂を行うほか、 身近な生活の支援のため、情報交換会を開催し、外国人を優しく迎えられるまちづくりを進めてまいります。

昨年は、ボランティア国際年に当たり、寒河江市ボランティアフェスティバルを多くのボランティアと市民の参加のもとに開催することができました。このフェスティバルを継続的に開催するとともに、ハートフルボランティア情報を定期的に刊行し、ボランティア活動に対する意識の醸成に努めてまいります。

また、本年度も時代に即応したボランティアの育成を図るため、ボランティア養成講座や交流会を開催し、ボランティアセンターを拠点として、だれでも気軽に参加・活動できる環境づくりに努めてまいります。

効率的な行財政運営について申し上げます。

今日、地方を取り巻く財政状況は、かつてない厳しい状況となっております。このような状況の中で、財政の健全化を維持するため、昨年新たに行政改革大綱実施計画を策定したところであり、これまで以上に経費全般の節減合理化と効率的な行政運営を図り、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市の実現に向け、市民の御期待に添えるよう努めてまいります。

地方分権の推進でありますが、市町村合併は全国的な課題となっており、合併協議会や合併に関する研究組織等を構成する市町村数は、全国で 2,000 市町村を超える状況になっております。

西村山広域行政事務組合において、昨年 12 月に調査研究委員会を発足しており、本市におきましても、合併に強い関心を払っているところであります。市町村合併は、市民の総意のもとに進めなければならないものであり、合併に関するシンポジウムなどを開催するとともに、いろいろな機会をとらえて、市民に情報を提供し、自発的な研究なども支援していきたいと考えております。

また、一昨年4月に、地方分権一括法が施行され、県から市町村への事務移譲も含め、生活に密接にかかわる事務がより多く市町村独自で行われるようになりました。本市では、地方分権を最大限に活かして、市民の行政に対するニーズにこたえていきたいと考えております。

昨年、市街地の小沼、越井坂地区における大字を用いた住所の表示解消を行い、地域住民の要望にこたえてまいりましたが、本年度は、新山地区及び船橋地区において、大字を用いた住所の表示解消を行っていきたいと考えております。

本市における情報化施策の推進につきましては、情報化検討委員会を組織し、地域及び行政の情報化について検討しているところであり、情報の共有化や電子市役所の構築などを視野に入れ、住民サービスの向上が図られるよう努めてまいります。

平成 15 年度には、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働により、全国どこの市町村でも住民票の写しをとれるようになります。

本市におきましては、付加価値のついた住民基本台帳カードを発行し、より住民サービスの向上を図れるよう努めてまいります。

広報広聴活動につきましては、本市が取り組む各種施策等について広く市民に周知を図るため、「市報さが え」を中心に、より一層の充実に努めてまいります。

広聴活動の一環として、市庁舎を初め9カ所の市の施設に設置しております市政ポストには、市民からの建設的な意見等が寄せられておりますが、意見等に対しては今後とも迅速にお答えするなど、市民との対話を重視した市政運営に努めてまいります。

また、近年の情報通信技術の普及に伴い、インターネットによる情報提供が重要になってきております。

本年度は、緑化フェアが開催され、寒河江が全国的に注目される年でありますので、市のホームページをより見やすいものとなるよう充実するとともに、緑化フェア関連のホームページを開設し、寒河江を大いにアピールしてまいります。

以上、平成 14 年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申し上げましたが、本年度が 21 世紀の寒河江市の発展に向け大いに羽ばたく年であることを意識して、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位と市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時36分

再 開 午前10時50分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明

佐藤 清議長 日程第50、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、議第2号平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、地域総合整備資金貸付金及び各特別会計繰出金の減額を初め公債費負担を抑制する ための高利率債の繰り上げ償還費などを追加計上するものであります。

その結果、3億 3,899 万 4,000 円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 151 億 9,236 万 9,000 円となるものであります。

第3款民生費については、地域福祉基金積立金として 1,000 万円を計上するほか、特別養護老人ホーム措置費 1,224万円、介護保険特別会計繰出金 489万 9,000円、乳幼児医療給付費 1,250万円、児童手当 1,976万 5,000円をそれぞれ減額するのが主なものであります。

第4款衛生費については、健康診査委託料に 1,093 万 4,000 円を追加計上し、寒河江地区クリーンセンター分担金 3,598 万円を減額するのが主なものであります。

第6款農林水産業費については、県営土地改良事業費の確定に伴い県営事業負担金を 2,921 万 1,000 円、 雪害復旧対策支援事業費補助金 597 万 7,000 円をそれぞれ減額するのが主なものであります。

第7款商工費については、地域総合整備資金貸付金を5億円、電線類地中化工事負担金を615万9,000円、 それぞれ減額するものであります。

第8款土木費については、急傾斜地崩壊対策地元負担金に 1,925 万 9,000 円を追加計上するとともに、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金 4,737 万 3,000 円、公共下水道事業特別会計繰出金 1,890 万円、柴橋日田線整備事業負担金 716 万円をそれぞれ減額するのが主なものであります。

第9款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金を 167 万円減額するのが主なものであります。

第 10 款教育費については、少人数学級編成に向けた経費として、小中学校費に 205 万 5,000 円、介護予防拠点施設整備事業として 1,000 万 8,000 円をそれぞれ計上するのが主なものであります。

第 12 款公債費については、高利率債の繰り上げ償還費として 3 億 4,080 万円を追加計上するのが主なものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、基金繰入金を 7,000 万円、市債を 4 億 9,410 万円それぞれ減額し、市税 1 億 2,450 万円、地方交付税 3,O37 万 6,000 円、繰越金 5,907 万 7,000 円などを追加し、対応することにいたしました。

第2表債務負担行為については、特別養護老人ホーム増床建設資金償還補助金の交付を平成14年度からにするため、期間変更を行うものであります。

第3表地方債については、6事業債の限度額を変更するものであります。

第4表繰越明許費については、介護予防拠点施設整備関連2事業のほか6事業の年度内完成等が不可能なために、翌年度に繰り越しするものであります。

次に、議第3号平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託料の減額及び県道路整備負担金の追加等による歳入歳出予算の調整などを行うものであります。

その結果、 400 万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 45 億 5,723 万 9,000 円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事業務委託料と、公共施設充当用地取得費の調整を行い、さらに市債利子 400 万円を減額するものであります。

歳入予算については、県道路整備負担金 4,337 万 3,000 円を追加計上し、一般会計繰入金 4,737 万 3,000 円を減額するものであります。

第2表繰越明許費については、建物移転等の年度内完了が困難な状況となったために、所要額を翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、議第4号平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の第2次補正予算を受けた管渠建設費の追加を初め、下水道高資本費対策借換債 の許可額の減に伴う公債費の減額を行うほか、歳入歳出予算を精査調整するものであります。

その結果、1億 9,040 万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 27 億 5,067 万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、国の第2次補正予算を受けた事業費の増と、市単独事業費の減を調整し、公共下水道 管渠建設費に 1,680 万円を追加計上するほか、下水道高資本費対策借換債の許可額の減などに伴い、公債費 を2億 570 万円減額するのが主なものであります。

歳入予算については、下水道使用料を 2,000 万円、一般会計繰入金を 1,890 万円、市債を 1 億 5,150 万円 それぞれ減額するものであります。

第2表の地方債補正については、公共下水道事業と下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものであります。

第3表の繰越明許費については、国の第2次補正予算を受けて追加計上した 4,000 万円の管渠建設費について、年度内に完了することが不可能な状況にあるため、所要額を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、議第5号平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。 このたびの補正予算は、寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計への繰出金を111万5,000円減額する とともに、保険給付費を3,471万8,000円減額し、介護保険事業の財政運営の安定化を図るため、介護保険 給付費準備基金積立金に521万5,000円を追加計上するものであります。

これに対する歳入予算については、国庫支出金を 917 万 3,000 円、支払基金交付金を 1,145 万 7,000 円、 県支出金を 434 万円、繰入金を 564 万 8,000 円、それぞれ減額して対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 3,061 万 8,000 円の減額となり、17 億 7,286 万 9,000 円となる ものであります。

次に、議第6号平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議の開催回数の減に伴い、委員等報酬を 253 万円、 役務費など事務費を 35 万 7,000 円、それぞれ減額するのが主なものであります。

これに対する歳入予算については、河北町、西川町、朝日町及び大江町の負担金を 204 万 7,000 円、本市介護保険特別会計からの繰入金を 111 万 5,000 円それぞれ減額するとともに、繰越金を 27 万 5,000 円追加計上し、対応するものであります。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ 288 万 7,000 円の減額となり、 2,791 万 3,000 円となるものであります。

次に、議第7号平成14年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

最近の我が国の経済状況につきましては、生産活動の低迷が長期化し、個人消費も弱含みで推移しており、 さらに雇用情勢も不透明感を増すなど、景気は一段と厳しい状況にあります。

このため、政府は、構造改革への取り組みを抜本的に強化し、平成 13 年度第 1 次・2 次補正予算を編成したところであり、今後はこれらの政策を初め、デフレ問題への取り組みなど政策展開の着実な効果や、加えて米国経済の改善が見込まれることなどから、我が国経済は引き続き厳しいながらも、年度後半には民需中心の回復に向けて緩やかに動き出すことが期待されております。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する一方で、公債費の累増等により、平成 13 年度に引き続き大幅な財源不足が生じることが予想されております。

このため、地方財政計画の歳出についても、国の歳出予算と同様に、給与関係経費の抑制や地方単独事業費の削減を通じて、財源不足額の圧縮と、借入金の抑制を図ることを基本として、地方財政対策を講じることとなったものであります。

その概要につきましては、従来財源不足額のうち、建設地方債の増発等を除いた残余については、国と地方が折半して対応することになっておりましたが、国、地方が折半して補てんすべき財源不足額が前年度に比して大幅に増加したことから、国・地方負担分とも、その4分の1は交付税特別会計借入金により補てんすることとなったものであります。

平成 14 年度の本市の一般会計予算は、以上のような地方財政対策を踏まえ、また今後における中長期的な財政運営を視野に入れた上で、財政の健全性を確保しつつ、限られた財源の重点配分と、経費支出の徹底した節減合理化、市債や財政調整基金の有効利用を図りながら、事業の推進に努めることといたしております。

また、本年度は第4次振興計画の自然と環境に調和する美しい交流拠点都市の実現に向け、第19回全国都市緑化やまがたフェアの開催や、醍醐小学校建設など、重要プロジェクトを初め、農業生産基盤の整備、商業環境の整備、情報通信技術関連への対応、市民生活に密着した社会資本の整備及び少子高齢化に向けた諸施策の充実に積極的に取り組むことといたしました。

その結果、平成 14 年度一般会計当初予算規模は 147 億 4,000 万円となり、平成 13 年度当初予算額と比較して 0.7%の減となりましたが、この減額となった主な要因は、地域総合整備資金貸付金の減額などによるものであり、これを除いて比較いたしますと、 4.1%の伸びになるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

増減率につきましては、平成13年度当初予算対比で申し上げます。

歳入予算の第 1 款市税については、固定資産税において建物等の伸びにより 2.5%の伸びが見込まれるものの、個人市民税において所得割課税の減額が予想されることから、 1.4%伸びの 49 億 3,137 万 5,000 円を計上いたしました。

第3款利子割交付金については、これまで高利率の郵便定額貯金の集中満期により多額の利子所得が見込まれましたが、平成14年度には利子所得が大きく落ち込むことから、58.3%減の5,000万円を計上いたしました。

第4款地方消費税交付金については、消費の落ち込みを勘案し、 2.4%減の4億 1,000 万円を計上いたしました。

第6款地方特例交付金については、今年度の実績を勘案し、 3.2%伸びの1億 6,000 万円を計上いたしました。

第7款地方交付税については、平成13年度に引き続き、経常経費及び投資的経費にかかる基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振りかえる措置が講じられることなどから、地方財政計画上では総額で前年度比4.0%の減と非常に厳しい状況となっておりますが、本市においては、基準財政収入額の減額が見込まれることから、3.0%減の42億5,000万円を計上いたしました。

第 11 款国庫支出金については、公立学校施設整備費補助金の新規計上などにより、14.2%伸びの 8 億 5,573 万 8,000 円を計上いたしました。

第 12 款県支出金については、施設型周年農業確立推進事業費補助金の減額などにより 1.2%減の 5 億 1,754 万 2,000 円を計上いたしました。

第 13 款財産収入については、市有地売払収入を計上したことから、55.1%伸びの 1 億 1,831 万 2,000 円を計上いたしました。

第 15 款繰入金については、43.1%伸びの 4 億 7,928 万 5,000 円の計上となりましたが、その主なものは財政調整基金より 4 億 4,000 万円、減債基金より 3,000 万円などであります。

第 18 款市債については、将来にわたる公債費負担を考慮し、投資的事業の重点化などにより、発行額を極力抑制する方針で計上いたしました。

その主な内容につきましては、土木債を初めとした投資的事業にかかる分として 11 億 4,210 万円、市民税減税補てん債として 6,000 万円、さらに地方交付税減額の振りかえ財源となる臨時財政対策債として 5 億円であります。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した事務事業の洗い出しの中で事業費を圧縮するとともに、退職人員の不補 充や特別職の給与、報酬改定の見送りなど、経常経費を厳しく抑制しております。

その一方で、全国都市緑化やまがたフェアの開催に万全の体制で臨むほか、投資的事業につきましても、醍醐小学校建設など第4次振興計画に掲げられた主要プロジェクトの推進や、都市基盤・市民生活関連事業の整備を初め、IT関連、少子化・高齢化対策、緊急雇用対策などのソフト事業にも積極的に取り組むことといたしました。

性質別に申し上げますと、人件費については退職人員の不補充や特別職の給与及び報酬改定の見送りなどにより、ほぼ平成 13 年度と同額の 32 億 5,720 万 7,000 円を計上いたしました。

物件費については、小中学校情報教育支援事業を初めとして緊急雇用対策経費や、全保育所での延長保育の 実施に伴う臨時保育士賃金などが増額となったことから、4.7%伸びの18億1,189万2,000円を計上いたしました。

扶助費については、児童扶養手当支給事務の移譲等により 1.6%伸びの 9 億 3,343 万 2,000 円を計上いたしました。

補助費等については 18.2%伸びの 21 億 2,967 万 1,000 円の計上となりましたが、これは全国都市緑化やまがたフェア開催負担金等の増額によるものであります。

投資的事業につきましては、実施計画に基づき事業の適切な選択を行いつつ、農業生産基盤や商業環境の整備、さらには最上川緑地公園整備、醍醐小学校建設などの大規模事業にも取り組むことといたしました。

主な事業といたしましては、衛生費では合併処理浄化槽の設置補助事業に 642 万 6,000 円を計上いたしました。

農林水産業費では、継続事業の寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に 2,525 万円、園芸農業拡大推進 事業に 3,581 万 3,000 円、さくらんぼ生産振興事業に 1,829 万 6,000 円を計上いたしました。

商工費では、本町駐車場整備事業に 5,170 万 5,000 円を計上いたしました。土木費では、道路改良事業に 2億 2,800 万円、最上川緑地公園整備に 1億 5,000 万円、街路整備事業に 1億円、街なみ環境整備事業に 6,150 万円、木の下土地区画整理事業に 2,550 万円、さらに市民生活環境整備事業として側溝、舗装、排水路、用悪水路整備事業に 1億 3,950 万円を計上いたしました。

教育費では、醍醐小学校建設事業に 8 億 2,600 万円、市民体育館整備事業に 5,000 万円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は 20 億 7,215 万 5,000 円で、15.0%の伸びとなるものであります。

公債費については、 0.3%減の 19 億 3,888 万 5,000 円を計上いたしました。貸付金については 62.4%減の 4 億 2,075 万 8,000 円の計上となりましたが、これは地域総合整備資金貸付金の減額によるものであります。

繰出金については、駅前中心市街地整備事業特別会計に3億 4,764 万 9,000 円、公共下水道事業特別会計に9億 1,764 万 8,000 円、国民健康保険特別会計に1億 3,440 万 5,000 円、老人保健特別会計に2億 1,088 万 5,000 円、介護保険特別会計に3億 1,282 万 7,000 円を計上したのが主なものであります。

また、これまで各町会関係経費等を第2款総務費に、交通安全対策、防犯に要する経費を第13款諸支出金にそれぞれ計上しておりましたが、平成14年度予算から第13款の諸支出金を廃止し、第2款に市民生活対策費を設けて統合することにより、事務事業の目的に沿った予算編成を行ったところであります。

第2表は、グループホーム建設資金の償還補助金を初め、5件の債務負担行為を設定するものであります。 第3表は、減税補てん債など17億210万円の地方債の限度額などを定めたものであります。

また、短期融資を受ける一時借入金の限度額を 17 億円に定めるとともに、給与費支出の際における流用可能の事項についてもあらかじめ議決を得ておこうとするものであります。

次に、議第8号平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。 駅前中心市街地整備事業は、寒河江市の顔として、品格と個性ある、潤いと活力に満ちた中心市街地の形成 のために各種事業を推進しております。

平成 14 年度につきましては、本町駅前線、駅前広場駐輪場等の整備を行い、建物移転等を計画的に進め、 事業の推進を図るべく予算編成を行ったところであります。

その結果、平成14年度歳入歳出予算総額はそれぞれ12億8,600万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、市街地整備費については、本町駅前線、駅前駐輪場、みこし蔵など、整備工事請負費に3億7,209万2,000円、公共施設充当用地取得費及び建物等地区内移転補償費に6億5,295万円、営業補償調査及び建物等移転補償費再積算等業務委託料などに2,300万円のほか、事務費など7,810万7,000円を計上いたしました。公債費については、市債の元金償還金及び利子等について1億5,935万1,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、国庫支出金3億6,275万円、県支出金として公共施設管理者負担金3,600万円、一般会計繰入金3億4,764万9,000円、県道路整備負担金等1億1,200万円、市債が4億2,760万円を計上いたしました。

次に、議第9号寒河江市公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

下水道は、安全で快適な生活環境づくりのための社会基盤施設であり、また良好な水環境の保全、さらには地域の安定、活性化を図るためにも、早急かつ計画的な整備促進が強く求められているところであります。

全市の生活排水については、生活排水処理施設整備計画にもとづき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところであり、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指しつつ、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節減に努め、予算編成をいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ28億6,100万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び、平成 13 年度から継続中の変更認可に要する設計業務委託料など 1 億 3,355 万 2,000 円を計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には、補助事業として 5 億 7,376 万円、単独事業は 4 億 4,860 万円を計上し、特定環境保全公共下水道管渠建設費には、補助事業として 2 億 6,784 万円、単独事業は 4,972 万円を計上いたしました。

浄化センター管理費には、維持管理業務の委託料等に1億 8,640 万 4,000 円を計上し、浄化センター建設

費には補助事業として 4,560 万円を計上いたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還及び利子等に 11 億 4,038 万 7,000 円を計上し、また予備費には 300 万円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金に 6,860万円、使用料及び手数料に4億499万1,000円、国庫支出金に5億1,535万円、一般会計繰入金に9億1,764万8,000円、また市債については、公共下水道事業債等に9億3,240万円を計上いたしました。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給及び水処理設備劣化による更新工事業務委託の債務負担行為を 設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額などを定めたものであります。また、一時借入金の限度額については、8億円と 定めるものであります。

次に、議第10号平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成 14 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出とも 871 万 9,000 円であり、前年度当初予算に対して 12 万 4,000 円の減となっております。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算は、水道施設の維持管理等に要する一般管理費に 231 万 4,000 円、公債費に 635 万 5,000 円などを計上したものであります。

歳入予算は、水道使用料 508 万 2,000 円、一般会計繰入金 363 万 5,000 円などであります。

次に、議第11号平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に極めて重要な役割を果たしております。

国では、将来とも良質な医療を確保し、維持可能な皆保険制度に再構築するために、医療制度改革を実施していることとなっており、平成 14 年度は、診療報酬等の改定や老人保健制度の対象年齢引き上げなどの改正が予定されております。

本市における被保険者数は、景気の低迷の影響による社会保険離脱等により、若年層の減少が鈍化し、退職及び老人保健対象の被保険者が増加しており、全体としては若干の増加傾向にあります。

国民健康保険特別会計は、保険税の減収や、老人保健拠出金等の増加により、その財源として利用してきた 給付基金の保有額が条例で定める額を大きく下回り、大変厳しい状況にあります。

このような状況の中で、国民健康保険税については、保険給付費等の費用に見合う必要総額を確保するため、 税率改正を見込み、予算計上いたしております。

今後とも、国民健康保険の安定的な運営を図っていくため、保健事業の推進、国民健康保険税の収納率の向上、医療費適正化対策及び広報活動を強化し、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成 14 年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 28 億 1,500 万円で、前年度当初予算と比較 して 9,500 万円の増額となります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主なものは、保険給付費 17 億 6,841 万 3,000 円、老人保健拠出金 7 億 4,790 万円、介護納付金 1 億 4,780 万円、高額医療費共同事業拠出金 2,770 万 7,000 円であります。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち医療給付費分が 11 億 2, 195 万円、介護納付金分が 7, 455 万円、国庫支出金 9 億 3, 762 万 8, 000 円、療養給付費交付金 4 億 6, 510 万 2,000 円、高額医療費共同事業交付金 4,700 万円、繰入金は一般会計繰入金 1 億 3, 440 万 5, 000 円、給付基金からの繰入金を 1, 713 万 9,000 円見込んでおります。

次に、議第12号平成14年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

70 歳以上の老齢者及び 65 歳以上の重度障害者の医療給付を目的とした特別会計の予算は、平成 14 年度医

療制度改正を見込み、歳出予算として、総務管理費に 1,018 万 6,000 円、医療諸費に 40 億 5,630 万 2,000 円などを計上いたしました。

また、歳入予算としては、支払基金交付金 28 億 4,516 万 4,000 円、国庫支出金 8 億 815 万 6,000 円、 県支出金 2 億 178 万 9,000 円、一般会計繰入金 2 億 1,088 万 5,000 円などを計上し、その結果、歳入 歳出予算総額はそれぞれ 40 億 6,700 万円となるものであります。

次に、議第13号平成14年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険は、スタートして2年が経過し、市民の中に着実に普及定着しており、福祉サービスの充実向上に 大きな役割を担っております。

平成 14 年度の介護保険特別会計予算は、受給者数の増加とサービス提供基盤の充実に伴う給付額の増加に対応するとともに、安定した財政運営を行うべく編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ 20 億 200 万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、総務管理費に 5,880 万 9,000 円、要介護等認定費に 2,656 万 6,000 円、介護サービス等諸費に 18 億 6,726 万 6,000 円、支援サービス等諸費に 2,490 万円を計上いたしました。

介護サービス等諸費及び支援サービス等諸費については、保険給付の円滑化を図るため、給付内容で細分化 していた項目を一本化するものであります。

これに対する歳入予算は、介護保険料に 3 億 255 万 9,000 円、国庫支出金に 4 億 9,143 万 2,000 円、支払基金交付金に 6 億 2,785 万 7,000 円、県負担金に 2 億 3,782 万 5,000 円、一般会計繰入金に 3 億 1,282 万 7,000 円、基金繰入金に 2,930 万 2,000 円を計上いたしました。

次に、議第14号平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。 介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無及びその程度を審査判定す るための機関であり、介護保険制度を円滑に運営する上で極めて重要な役割を担うものであります。

審査判定業務の公平性の確保と効率化を目的に、本市及び西村山地域4町共同で設置した寒河江市西村山郡介護認定審査会の円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであります。

平成 14 年度は、延べ 205 回の審査判定会議を見込んだ結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,850 万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬に 1,764万 4,000円、介護保険専門員報酬に 388万 9,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、各構成町の介護認定審査会共同設置負担金に 1,838 万 9,000 円、本市介護保険 特別会計からの繰入金に 1,010 万 9,000 円を計上いたしました。

次に、議第 15 号平成 14 年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算について御説明申し上げます。

平成 14 年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 118 万 3,000 円とするものであり、 前年度当初予算に比して 136 万 4,000 円の減額となっております。

歳出予算には、各財産区とも、管理運営のための経費を計上したものであります。

歳入予算につきまして、各財産区について申し上げます。

高松財産区が 45 万円で、財産運用収入 5 万 7,000 円、繰越金 17 万 8,000 円、生活環境保全林事業負担金 21 万円などであります。

また、醍醐財産区は 26 万 3,000 円、三泉財産区は 47 万円であり、主なものは繰越金、寄附金であります。 次に、議第 16 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

市立病院につきましては、地域医療の中核をなす病院として、多様化する医療ニーズにこたえ、また良質か

つ高度な医療を提供するため、医療情報処理システムや、最新式医療機器の導入を図るなど、諸施策を実施してまいりました。

今後におきましても、施設・機器の継続的整備を進めるほか、広く診療体制の拡充を図り、医療供給水準の 一層の向上に努めてまいります。

このような視点に立ち、平成 14 年度の市立病院事業会計予算は、超音波内視鏡システムなどの最新医療機器の導入とともに、医師の増員等による診療体制の充実を図り、医療サービスの向上と年々高度化する医療ニーズに的確にこたえてまいります。

また、経営面でも財政基盤の強化による健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに 努めてまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数 160 床で、年間患者数を入院患者4万 7,085 人、外来患者10万 4,125 人と見込み、建設改良事業では、医療機器及び備品購入事業に 3,000 万円を計上いたしました。第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額が27億 4,583万 7,000 円で、このうち医業収益は25億 1,383万 6,000 円、医業外収益は2億 3,200 万 1,000 円を計上いたしました。

支出総額は 27 億 4,583 万 7,000 円で、このうち医業費用は 26 億 7,642 万 5,000 円、医業外費用は 6,821 万 2,000 円、特別損失 20 万円、予備費 100 万円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額が 2,962万 6,000円で、このうち企業債は 2,700万円、 他会計負担金 262万 5,000円、固定資産売却代金 1,000円であります。

支出総額は1億 5,743万 2,000円で、このうち建設改良費は 3,000万円、企業債償還金1億 2,743万 2,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,780万6,000円については、過年度分損益勘 定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第7条は予定支出の各項の経費を流用することができる金額について定め、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は一般会計からの負担金額を2億2,000万円に定めるものであり、第10条は棚卸し資産の購入限度額を8億6,000万円に定めるものであります。

次に、議第 17 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、市民が健康で文化的な日常生活を営む上で欠くことのできないライフライン施設であるとともに、 産業・経済活動を支える重要な基盤施設であることから、常時、安全で良質な水道水の安定供給が強く求められております。

平成 14 年度の水道事業会計予算は、このような視点に立ち、安全な良質水の確保と安定供給の維持、水道水の有効利用の一層の促進及び効率的な事業運営による健全経営の維持を重点目標として編成したものであります。

特に、将来を見通した安定供給を図るため、配水池の築造や、電気計装設備の更新及び配水管網の整備拡充 等の第4次拡張事業に本格着手するとともに、下水道工事等に併行する配水管布設がえ工事等についても、積 極的に取り組んでまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務予定量は、第4次拡張事業計画の中でお示ししましたように、給水戸数1万1,999戸、年間総配水量695万6,000立方メートル、1日平均配水量1万9,057立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額13億 3,662万 7,000円、支出総額10億8,008万 5,000

円を計上いたしました。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額5億8,349万3,000円、支出総額13億6,615万6,000円とするものであり、支出の主なものとして、木の沢配水池築造、中央監視システム等の電気計装設備の更新、配水管布設及び布設がえ工事等の建設改良費12億2,485万9,000円、企業債償還金1億4,029万7,000円などを内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し7億8,266万3,000円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

第5条は、木の沢配水池築造を平成15年度までの2カ年間の継続事業とするため、事業費の割り振りを定めるものであります。

第6条は、配水池築造及び配水管布設工事のために企業債を起こすもので、その限度額などを定めるものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を定めるもので、その額を 3,000 万円とするものであります。

第8条、第9条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第10条は、量水器などの棚卸し資産について、その購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第 18 号政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について御説 明申し上げます。

商法の一部改正により額面株式制度が廃止されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。 次に、議第 19 号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

二ノ堰親水公園の管理受託者である寒河江土地改良区が平成 14 年 2 月 1 日に寒河江川土地改良区に新設合併されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第20号寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、同法の引用箇所について所要の改正をしようとするものであります。

議第21号寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が施行されたことに伴い、公益法人等への職員の派遣等について本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第22号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。 国家公務員に準じて、介護休暇の期間を3カ月から6カ月に延長するとともに、所要の改正をしようとする ものであります。

次に、議第 23 号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の対象となる子の年齢が1歳未満から3歳未満に引き上げられたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定 について御説明申し上げます。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、学校の設置者が、学校医等の公務災害補償を実施することとなったため、本条例を制定しようとするものであります。

議第 25 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

保育所嘱託医の報酬額に保育所入所定員ごとの区分を設け、報酬額の改定をしようとするものであります。 次に、議第26号保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説 明申し上げます。

保健婦助産婦看護婦法の一部改正により、保健婦が保健師に、助産婦が助産師に、看護婦が看護師に名称が

改められたことに伴い、関係する条例を改正をしようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

東部地区公民館南部分館の名称変更、及び南部地区公民館泉町分館の設置などに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の一部改正について御説明申し上げます。 山形県ねたきり老人等介護者激励金支給事業が、平成13年度をもって廃止されることに伴い、激励金の支 給区分を設け、額の改定をしようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

下水道法施行令の一部改正に伴い、特定事業場からの汚水の排除の制限等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の対象となる子の年齢が1歳未満から3歳未満に引き上げられたことから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託 に関する規約の一部変更について御説明申し上げます。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、学校医等の公務災害の認定業務を、山形県消防補償等組合に委託しようとするものであります。

次に、議第32号山形県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について御説明申し上げます。

飯豊山ろく育成牧場管理組合及び最上中部牧場管理組合が、山形県市町村職員退職手当組合から脱退するため、山形県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する必要があり、地方自治法第 290 条の規定により提案するものであります。

次に、議第33号左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託に関する基本協定の一部変更について御説明申 し上げます。

左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事の内容変更等に伴い、協定金額について変更しようとするものであります。

次に、議第34号寒河江市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部変更について御説 明申し上げます。

寒河江市公共下水道浄化センター水処理施設増設工事の内容変更等に伴い、協定金額について変更しようとするものであります。

次に、議第35号土地の取得について御説明申し上げます。

寒河江市立醍醐小学校の移転改築用地として、寒河江市土地開発公社に委託し、業務を進めてまいりましたが、地権者並びに関係者の御協力により、公社において必要面積を確保することができましたので、その土地を取得しようとするものであります。

次に、議第36号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

白岩住宅団地造成事業の円滑化を図るため、大字白岩字金谷地内に存在する大字留場字金谷の飛び地を解消しようとするものであります。

以上、35 議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。 以上です。

質 疑

佐藤 清議長 日程第51、これより質疑に入ります。

議第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 12 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第13号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第14号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 15 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 29 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この際、地方自治法第 117条の規定により、次の議員の退席を求めます。

寒河江土地開発公社役員、9番伊藤忠男議員、10番髙橋秀治議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頴男議員、 17番川越孝男議員、以上の方の退席を願います。

〔伊藤忠男議員、髙橋秀治議員、新宮征一議員、佐藤頴男議員、川越孝男議員退席〕

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第35号に対する質疑はありませんか。

内藤議員。

内藤 明議員 ちょっとわからないのでお聞きしますが、この取得する土地の地目の中に、用悪水路というのがありますけれども、原野、畑、田というのはわかりますが、この用悪水路というのは、地目はあるんです

か。

佐藤 清議長 管理課長。

芳賀友幸管理課長 公簿上の地目でございます。

佐藤 清議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この際、寒河江土地開発公社役員 9 番伊藤忠男議員、10 番髙橋秀治議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤頴男議員、17 番川越孝男議員の復席を求めます。

〔伊藤忠男議員、髙橋秀治議員、新宮征一議員、佐藤頴男議員、川越孝男議員復席〕

議第36号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第52、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第2号及び議第7号から議第17号までの12案件について、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号及び議第7号から議第17号までの12案件については、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第53、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会 に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第18号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、
	議第25号、議第26号、議第31号、議第32号、議第36号
文教経済委員会	議第19号、議第24号、議第27号、議第35号、請願第3号、
	請願第4号、請願第5号
厚生委員会	議第 5号、議第 6号、議第28号、請願第1号、請願第2号、
序主安貝 云	請願第6号
建設委員会	議第 3号、議第 4号、議第29号、議第30号、議第33号、
	議第34号
	議第 2号、議第 7号、議第 8号、議第 9号、議第10号、
予算特別委員会	議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、
	議第16号、議第17号

散 会 午後1時03分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成14年3月6日(水曜日)第1回定例会

出席議員(24名)								
1番	- · 山 <i>,</i> - 佐	藤清	議員	2番	松	田	Ē	孝 議員
 3番	·— 猪	倉 謙太郎	議員	- 4番	石	Ш		義 議員
5番	荒	木 春 吉	議員	- 6番	安務		市美	
7番	柏	倉信一	議員	8番	鈴	木		也議員
9番	伊	藤忠男	議員	10番	髙	橋	秀	台 議員
11番	髙	橋 勝 文	議員	12番	渡	辺		也議員
13番	新	宮 征 一	議員	14番	佐	藤	頴 男	男 議員
15番	伊	藤諭	議員	16番	佐	藤	暘	子議員
17番	Ш	越 孝 男	議員	18番	内	藤	В	明 議員
19番	松	田伸一	議員	20番	那	須		念 議員
2 1番	佐	竹 敬 一	議員	2 2番	遠	藤	聖	乍 議員
2 3番	伊	藤昭二郎	議員	2 4番	井	上	勝	· 議員
欠席議員(なし)							
説明のためは	出席した	者の職氏名						
佐 藤	誠六	市	長	安孫子		也	助	役
渋 谷	勝吉	収 入	役	大 泉	愼	_	教 育 委	員長
奥山	幸助	選 管 委 員	長	武 田	:	浩	農業委員	会会長
兼子	昭一	庶務課	長	荒木		恒	企画調	整課長
宇野	健 雄	財 政 課	長	安 食	正 .	人	税 務	課長
井 上	芳 光	市民課	長	石 山	•	修	生活環	境 課 長
安 彦	守	土木課	長	片 桐	久	志	都市計	画課長
鹿間	康	下 水 道 課	長	安 達	勝	雄	農林	課長
小松	仁 一	商工観光課	長	尾形	清	_	地域振	興 課 長
松田	英 彰	健康福祉課	長	沖津	志	郎	会 計	課長
石 川	猛	水道事業所長補	旌	那 須	義	行	病院事	務長
保 科	弘治	教 育	長	芳 賀	友:	幸	管 理	課長
草苅	和男	学校教育課	長	斎 藤	健	_	社会教	育課長
			_				選挙管理	
石 山	忠	社会体育課	長	三瓶	止	博	事務	
安孫子	雅美	監査委		布 施	崇	_	監 査 事 務	委 員 局 長
~100.3	^	農業委員		. p- 1365	~,		3- 373	, _, _,
真 木	憲一	事務局						
事務局職員	出席者							
安孫子	勝一	事務局	長	鈴 木	— :	徳	局長	補佐

丹野敏幸 庶務主査

大 沼 秀 彦 主

任

平成14年3月第1回定例会

議事日程第2号 第1回定例会

平成14年3月6日(水) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成14年3月6日(水)

(第1回定例会)

	(14年3月6日(水)		1	3正例会 	
番号	質問事項	要	質問者		弁 者
1	観光産業の振興について	(仮称)駅前沼川公園整備について	9番	市	長
		(イ)「水の駅」設置について	伊 藤 忠 男		
		(ロ)沼川、水の浄化対策について			
		(八)個人寄贈による桜並木植樹について			
		(二)足裏つぼを刺激する石畳健康増進散			
		策道路設置について			
2	 県民の歌について	市の行事における県民の歌「最上川」斉唱		市	長
	NICONSTITUTE OF IC	採用について		','	K
		学校教育における県民の歌「最上川」斉唱		数容2	委員長
		を		が日3	交只以
		200330000000000000000000000000000000000			
3	寒河江市市民歌制定につ	2004年(平成16年)市制施行50	4番	市	長
	いて	周年記念として寒河江市市民歌制定につい	石 川 忠 義		
		て			
4	 公共下水道整備について	下水道整備計画区域内の未整備地区の目 である		市	長
	ムバド小児正備に フリー	で が し		יוו	IX.
		木の下土地区画整理事業に伴う西根、下			
		ネのトエ地区画登理事業に行う四板、ト 河原、宝地区との関連は			
		万成、土地にこの財産16			
5	第19回全国都市緑化や	3ヵ月後に迫った緑化フェアについて、		市	長
	まがたフェアについて	市長の所見は			
		無料シャトルバスについて			
		観光地周遊バスについて			
		閉会後、お盆期間中の開催の考えは			
6	合併問題について		16 番	市	長
0	ロげ回起に ノいし	国が推進している中町村吉併に対する中 長の考え方について	10 留 佐 藤 暘 子	ווי	又
		長の考え方について 広域行政事務組合における合併研究会の			
		は現行政事務組合にありる合併研究会の 状況について			
		,			
		判断の基準となる情報の公開について 充分な論議と住民合意について			
		ルガ 4 岬 俄 C 圧 氏 口 忌 に フい C			
7	農政について	輸入農産物への不安と市民の安全な食べ	14 番	市	長
		物を供給するため市民農園の拡大につい	佐 藤 頴 男		
		τ			
		山形県農業基本条例と地元農産物を保育			
1 1	I	I	I	I	ļ

8	3 教育行政について	所や学校の給食に導入してはどうか 教育に自然や農業の体験学習を取り入れ	教育委員長	
		てはどうか 道義・道徳教育の充実について		

再 開

開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、 質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう 要望いたします。

伊藤忠男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号1番、2番について、9番伊藤忠男議員。

〔9番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また寒河江市を愛し、誇りに思い、さらなる発展を願い、いろいろと御提言においでになる方、毎月・各月定例懇談会を持っている仲間、同僚、そして寒河江川清流維持対策連絡協議会会員の皆様と合同で、当市の発展にすぐに役立つ政策を議題として討論会を開催いたしました。

主なるものを列記しますと、一つ、当市の方針と合致すること。二つ、今、山形県で日本一は35項目がある。日本一になれる可能性のあるもの。三つ目、場所は新しい駅舎も道路も開通する、国も県も我々も川だ。駅前の沼川にしよう。四つ目、川に対する市民のニーズは何か。五つ目、屋台村をつくろう。六つ目、経済、時代認識よりして、チェリークア・パークはゆっくりでいい。沼川が先だ。その方が市民に、市の発展に役に立つ。七つ目、県の方針を活用し、金のかからないこと。

等々、討論の結果を踏まえ、大勢の市民を代表して、通告番号1番、(仮称)駅前沼川公園整備について。 一つ、「水の駅」設置について。二つ、沼川、水の浄化対策について。三つ、個人寄贈による桜並木植樹について。すだれ柳桜を採用。四つ目、足裏つぼを刺激する石畳健康増進散策道路設置について。

通告番号2番、市の行事における県民の歌「最上川」斉唱採用について。二つ目、学校教育における県民の歌「最上川」斉唱指導採用について。御質問、御提言申し上げ、市長並びに教育委員長の御見解をお伺いいたします。

去る1月21日、最上川水系河川整備、大臣管理区間、知事管理区間、共通の3区間について、国土交通省東北地方整備局山形工事事務所寒河江出張所、西村山西庁舎次長、河川課長等々の皆様より、各区間における具体的な河川整備原案が提示され、関係地域住民の意見を聞く公聴会が開催されたことは、皆様も御存じのとおりであります。

この背景、経緯を見ますと、近年、身近な自然が感じられる空間として、川を地域づくりに活かそうとする機運が急速に高まり、よりよい川を実現するという理念のもと、地域住民と行政が、川は共益共有の公共財産という共通認識のもと、平成9年6月、河川法の改正を行い、治水、利水、環境の総合的な河川制度の整備のもと、河川環境の整備と保全、地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入が取り入れられ、平成10年9月11日、改めて経済社会の変化に対応した河川管理体系のあり方について諮問が諮られ、平成11年8月5日に答申なされております。いわゆる河川管理は国と地方の役割分担であります。

基本方針として、一つ、国は国土保全上または国民経済上、特に重要なものに限って管理するという原則の もとで、経済社会の変革に的確に対応した河川管理を行うため、定期的に1級水系や直轄管理区間の見直しを 行うこととする。

二つ目、個性豊かな自立型地域社会の形成を進めるため、国と地方の管理区分の見直しにとどまらず、流域における多様な主体の河川管理への幅広い参画が不可欠、このため1級河川の直轄管理区間、同知事管理区間及び2級河川を通じて、河川空間利用における市町村の参画や、市町村河川工事の拡充など、地方公共団体、市民、NPO等の参画の推進を図ることとする。

この基本方針に基づいて、さらに細分化の答申があり、一つ、1級水系指定等の考え方及び基準、二つ目、 河川管理への市町村参画の拡充方策について、三つ目、市民団体等との連携方策のあり方についてであります。

1、2について当市に関係の大きいのは、1級河川の直轄区間で、市町村長が河川工事を行えるようにするという平成12年4月の河川法の一部改正であります。

三つ目の市民団体等との連携方策のあり方について、平成 11 年 11 月 17 日、建設省河川局河川計画課河川 企画係長本田氏より調査依頼があり、寒河江川清流維持対策連絡協議会として回答要望を提出したところであ ります。

全国からの要望の要点を申し上げますと、川や水の活動団体が全国で 4,818 団体、要望、実態等の報告回答した団体が 3,825 団体、回答率 79.4%。山形県はと見ると、 241 団体で回答 68 団体、回答率 28%であります。寒河江市では7 団体かなと思っているところであります。

回答団体 3,818 団体の活動要望上位 4 項目は、1 位が、川の水質保全や清流などの環境保全美化運動で 1,058 団体で 27.7%、2 位が、動植物の観察調査保全などの自然生態調査保全活動で 500 団体の 13.1%、3 位が、川に親しみ、遊び、学ぶための川の学習活動で 478 団体の 12.5%、4 位が、活動の交流連携と川や水 問題解決への市民参画を促進する流域連帯活動で 320 団体 8.4%であります。1 位から 4 位までの団体は 2,036 団体の 53.3%であります。

このように、川や水に和む心、豊かさを感じる人の絶対条件は、清流、すなわちきれいな水であります。きれいな水の中で泳いでいる魚、生殖している植物、魚とり、釣りのできる川を、自然を復活させ、子供に、子孫に残してやりたい、そんな環境をつくり、自然体験学習を通して、子供に生きる力を与えてやりたい。そのためには、地域住民が一体となって、みんなで一緒にやっていきたいという国民ニーズのあらわれだと、強く感じているところであります。

全国的調査により、河川に対する国民ニーズの実態が明らかにされたが、市民団体と行政の立場は違うとしても、実態の中で明らかになった第1位だけを申し上げますと、地域住民、市民団体は、きれいな水の流れる川にしたいが、金がない。一方、行政側の第1位は、住民ニーズの認識不足であります。

旧建設省河川局も大きく変わったなと思うと同時に、国民のニーズの変化でもあり、人間の心の豊かさを自然に求め、身近にある自然の河川に、小川に求める時代の変化でもあると思っているところであります。

この国民のニーズの変革を的確にとらえ、平成8年には、当市でも完成間近い、幸生猿山沢の水辺の楽校を 創設され、平成9年6月の河川法改正から地域住民と一体となった21世紀の川づくりの今日、すべて当時建 設省河川局局長尾田さんより始まっており、物事は人物だなと感心しているところであります。

尾田氏は、先々月、寒河江ダムにおいでになり、最上川 21 世紀の川づくりについて熱心に聞いていかれた とのことであります。

背景における第 2 点は、平成 13 年 4 月の小泉首相の誕生であります。小泉首相の私的懇談会でもある 21 世紀の環の国づくりが提言した、開発などで失われた自然を取り戻す自然再生型の公共事業を提唱した 5 項目、地球、環境と経済、物質循環、生態系、人と人とであります。

河川では洪水を防ぐ、河川改修では、護岸を固めて流れを一直線にするのではなく、多様な生物が生息できる自然な蛇行の流れに復元を図る、自然との共生であります。

これに基づき、国土交通省は、河川流域で河川と下水道事業を別々に進めていたのを一体的に行う、河川・ 下水道の総合計画を平成 14 年度より策定すると発表しているところであります。

これに対応すべく、平成 13 年 12 月 16 日、財務省は、2002 年度予算から、公共事業費の使途を定める新 しい費目として、都市水環境を創設すると発表しております。公共事業費の硬直化、

公共事業費の 10%カットなど、批判対策とも推測されますが、決算書上において新しい項目の創設はすばら しいことだと思っているところであります。

都市水環境の中で、河川関係では、直線化した河川を蛇行させてもとの姿に戻す自然再生事業のほか、堤防を石積みにして生物の生息環境を改善する多自然型の川づくりや、下水道では、処理済みの下水を使ったせせらぎの復活や、下水道を使った光ファイバー網の整備など、必要な事業費を盛り込む方針と、財務省は発表しております。

このように、国としての大きな動きの中で、大臣管理区間の最上川、21世紀の川づくりであり、知事管理 区間の1級河川最上川水系、村山地域の川づくりであり、共通の河川整備計画原案に対する地域住民の要望、 公聴会となったと理解しているところであります。

同時に、意見聴取も求められており、寒河江川清流維持対策連絡協議会として、意見要望書を提出したところであります。

国の方針は理解できるとして、なぜ東北地方でただ1カ所の山形県の最上川水系だけなのでしょうか。

その理由は、日本銀行山形出張所所長宮坂不二生氏の山形県の経済と将来の展望、今後 10 年間が勝負として提言なされた、最上川を軸とした 3 E 政策によるところが非常に大きいし、そのものだと理解している一人であります。

3 E 政策とは、経済・産業・振興のエコノミーであり、自然環境の保護と共存のエコロジーであり、愛県心を育む教育のエデュケーションであります。

この提言の骨格の第1点目は、山形県の経済構造変化と対応策であり、第2点目は、国の政策変化の対応策であり、第3点目は、県としての問題解決策よりなっていると理解しております。

第1点の経済構造変化は、今や山形県は農業県ではなく、電気機械を中心とした工業県となっていることであります。電気機械産業は県内の製造品出荷額の44%を占める全国トップまで成長してきております。

このような大きな変化であります。景気がよくなるも日本の半年後、悪くなるのも半年後から、国との景況 変化は2カ月差となり、平成11年2月対比では3カ月早く不況より脱出している状況であります。

端的な表現をすれば、ジャンボジェット機の後輪だった山形県は、今や日本経済の先頭にいるジャンボジェット機のパイロットと言われるゆえんであります。

このことは、為替相場の変化と直結する経済状況に置かれており、円安、円高に振り回され、先年のアジア 危機やロシア危機に振り回されたことは記憶に新しいところであります。

と同時に、グローバルな産業は、進出企業の撤退、海外への生産移転などにより、雇用リスクの増大であります。

第2点目は、国の政策変化であります。グローバルなボーダレス経済社会における日本としての政策、地方 分権一括法の施行であります。

地方分権、地方の主体性は強まるとしても、地方分権の進展とは、裏を返せば、財政も含めて地方が自立し、 自己責任原則の貫徹を求められることであり、今後、山形県も全国都道府県と生き残りをかけ、競争を余儀な くされることであり、地方自治体も同じであります。 当市も当然として同じであります。

第3点目は、県としての問題点であります。

都道府県との競争が求められる時代、県全体を見るとき、歴史的背景、気候風土、産業構造の違いもあり、 県民性を考えるとき、置賜、村山、最上、庄内の4地域に代表されるように、地域間では、目に見えない文化 や経済の壁があるのも事実であります。

山形県として、全国に打って出て競争に勝つには、山形県は一つというまとまり感がいずれにしても必要不可欠であります。

県内4地域をくまなく流れ、源流から河口まで1県1川という恵まれた母なる川、最上川があります。県民 統一シンボルとしては最高であります。

平成 12 年、山形県として、21 世紀の幕開けに本県の母なる川を、豊かな自然、文化の象徴とし、その清流化に県民一丸で取り組もうという県の最上川シンボル推進事業がスタートしているのは、皆様も御存じのとおりであります。

東北地方でただ一つ、どこよりも早く、母なる川、最上川が取り上げられたのは、国策としての河川法改正、 山形県のシンボル推進事業、宮坂所長の提言があったからこそと理解しているところであります。 山形県を一つの企業として判断する場合、私事で恐縮でありますが、銀行の支店長時代、絶対にしてならないこと、シェア 30%以上の取引先を持たないことであります。これよりしますと、製造品出荷額の電気機械産業の 44%は問題だと思っているところであります。

宮坂所長さんの提言は、分散型であり、しかも山形県として、すぐにできること、過去の不況においても、 一番安定しているデータに基づき、豊富な県内農産物に付加価値をつけるとともに、農業の再生を図る政策と しての食料品製造業への育成であり、最上川を県の統一シンボルとして、観光産業の振興であります。

県の経済振興安定を図る三本柱として、電気機械産業、食料品製造業、観光産業へのエコノミーであります。 エコロジーについては、最上川の清流化を目標とし、自然環境の保護を観光産業の資源とすべく提言されているところであります。

エデュケーションについては、県全体としてスタートした最上川シンボルライン推進事業に合わせ、県の未来を担う若者が、美しく豊かな県土づくりに、魅力や誇りを感じるように、小学校などの初等教育より、県民の歌である「最上川」を音楽教育に取り入れ、日ごろから親しむことにより、最上川を愛する心、自然を大切にする心、ひいては山形県を愛し、山形県を誇りに思う心を育むべきではないかとの提言であり、私もそのとおりだと思っているところであります。

県の動向はわかったとして、寒河江市はどうなっているのか。寒河江市の経済産業構造の動向を平成元年対平成 10年対比で分析してみますと、工業製造品出荷額は、平成元年では 823億 4,174万円、平成 10年では 1,224億 5,447万円で増加率 148.7%であり、元年におけるシェアは 52.4%、平成 10年時におけるシェアは 56.9%で、 4.5%のシェア増加を見ております。

一方、農業粗生産額は、平成元年では 104 億 3,700 万円で、平成 10 年では 99 億 7,000 万円で、増加率 99.5%、元年のシェア 6.6%が平成 10 年では 4.6%と、 2 %のシェアダウンであります。

商品販売額は、昭和 63 年では 645 億 1,072 万円が、平成 9 年では 828 億 1,606 万円で、増加率 128.4% であり、元年でのシェアは 41.0%が平成 10 年では 38.5%と、 2.5%のシェアダウンであります。

このように当市も、農業都市から商業都市へ、そして商業都市から工業都市型へ、大きく変化してきていることであります。

一方、財政上より市税収入を分析しますと、平成元年の 35 億 2,956 万 7,000 円が、平成 10 年では 49 億 7,907 万 7,000 円で、 141%の大幅増加率であります。

当市における全経済産業の元年対平成 10 年の増加率は 136.8%の増加率であり、上回ること 4.2%であります。

税収の増加だけでなく、雇用の面でも大きく貢献してきている市長の政策に対し、心から敬意を表するものであります。

当市を企業の一つとして、安全性より、工業、農業、商業を金額における単純シェアを分析しますと、工業製造品でトップは輸送機械器具で16.9%のシェアであり、第2位は食料品の16%であります。農業でトップは果実の46.3%であり、第2位は米で21.3%であります。商業では、卸売を除き分析しますと、第1位は飲食料品小売で20.9%、第2位は自動車、自転車小売で14%となっております。

結果より企業的判断をすれば、果実の 46.3%は問題だと思われます。果樹の収穫量よりさくらんぼの比率を見ると、 2,470 トンの 28.2%となっており、さくらんぼ販売実態を推測すれば、かなりのシェアになるなと推測しているところであります。

当市のさらなる発展を考えるとき、県と同様に、豊富な農産物を直接販売するのではなく、食料品製造業と提携し、付加価値をつけるとともに、農業の再生を図る政策支援を図るべきと思うところであります。

そして今、当市において何よりも優先して行うべきは、観光産業の振興だと思う一人であります。

国の政策としての最上川の水の浄化、県の政策としての水の浄化と1級河川の河川整備、当市の沼川も駅前

を中心にふるさと川づくりとして計画されております。南北一体の道路完成、駅舎の完成、そして駅前も日々に美しく整備されてきております。国、県、市と一体となっているこの千載一遇の今日、沼川の水の浄化を図るべきと思う一人であります。

グラウンドワークによる浄化も行われておりますが、沼川程度なら、そだ沈床、木工沈床と設置すれば簡単ですとのプロの意見もあります。要するに、水量分だけ入るくぼみを何カ所かつくればよいという結論であります。

そだ・木工沈床をつくれば、水の浄化と魚の巣となり、魚の産卵場所となるものであり、沼川が魚の泳ぐきれいな水の川となれば、何よりも観光資源となると思う一人であります。

大勢の市民から要望されることは、市の「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」、花と緑はわかるが、「せせらぎ」はどこにあるのか、汚い水の流れているのをせせらぎと言うのか、きれいな水が流れるせせらぎなら、せせらぎと言えるが、どこにもないではないかと、怒気を含めての要望であります。

皆様もよく御存じの湯布院、温泉ときれいな川に藻が茂って、魚がたくさん泳いでいる。ただきれいな水が流れ、魚が泳いでいるだけで、何であれほどの観光客が来ているのだろうか。先日の新聞に、年間における余りにも多い観光客で、行政では困り果て、いかにしたら観光客を減らせるかの対策会議を開いているとのこと。 きれいな水の川こそ、当市の最大の観光資源になると信じる一人であります。 4万 4,000 人の市民に聞いたら、 100%の人が声を大にして賛同するものと信じているところであります。

当市は、花と緑の環境づくりにおける国際コンペにおいて銀賞という輝かしい受賞をしておりますが、世界銀行環境担当総裁は、21世紀は水の世紀として、20世紀の戦争が石油をめぐって戦われたとすれば、21世紀の戦争は水をめぐって戦われようと、今やWWC会議すなわち世界水会議が創設されている世界的な動きであります。きれいな水、きれいな川こそが21世紀における観光資源であると信じる一人であります。

(仮称)駅前沼川公園に、「水の駅」の看板を設置し、水の駅にふさわしいきれいな水の流れる川とし、そこにはあらゆる魚が泳いでいる、子供たちは釣りをし、魚とりをやっている、両岸には寄贈した個人名プレートがついている桜並木があり、この桜はおれのものだと自慢するじいちゃん、ばあちゃん、自分の桜の木の下で花見している一家族親族、考えただけでも夢があるのではないでしょうか。

今、幼稚園、小学校や歩くプール、温泉などにおいて急激な人気が出て採用されている玉石敷の健康散策道路を両岸につくったら、市民にも喜ばれることだろうし、観光の目玉にもなると思っているところであります。県民の歌「最上川」については、最上川の清流化は、国としての政策、県としての政策であり、当市の方針とも合致するところであり、どの自治体より早く採用すべきと思うところであります。市長並びに教育委員長

の御見解をお伺いいたします。第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 駅前の沼川公園整備についての御質問、御提言がございました。川にかける議員のお気持ち に感謝を申し上げ、敬意を払いたいと思っております。

駅前中心市街地整備事業につきましては、21世紀の新しい顔として、にぎわいと魅力ある美しい品格を備えたまちづくりを推進するため、土地区画整理事業、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業、街並みまちづくり総合支援事業などの事業を導入いたしまして、各種委員会や地元関係者の方と話し合いながら、地元と一体となって進めてきております。

その中で、沼川は、駅前中心市街地整備事業によって、新たに形成される街並みや、公共施設との調和と機能的一体性を図りながら、丑町橋から沼川橋までの約 500 メートルについて、ふるさとの川整備事業によって、潤い親水空間として県が整備を進めているところでございます。

そういう中で、「水の駅」設置というような御提言がございました。

平成8年3月に、議員から寒河江川に関連した質問があり、その中で、「道の駅」に対して「川の駅」ということがあったかと思います。

駅となれば、つながり、線としての位置づけの中で、休憩、案内情報などの機能を持った施設になるのではないかと思います。

このことから、少なくとも、市内にある水辺としての二ノ堰、沼川、寒河江城址、寒河江川、最上川とのつながり、広がりの中で考えていかなければならないのではないかと思います。

沼川の新橋のところにみどり公園、せせらぎ公園の整備を計画しておりますが、沼川の水辺と調和した中で、 子供や高齢者を初め、多くの皆さんが遊んだり、休んだり、憩いの場になるような機能を持った公園にしてい きたいと考えておりますし、下流の南町公園についても、沼川と一体となった整備を計画しております。

寒河江のまちなか観光として「小さな旅」があり、そのルート、ネットワークの中においての位置づけや、 駅というネーミングを含め、これから検討してまいりたいと思っております。

次に、浄化対策でございます。

沼川の浄化対策としまして、川底にそだ沈床や木工沈床を設置してはどうかという御質問でございますが、 沼川整備に当たっては、片側を緩やかな護岸勾配とすることより、排水路のような印象を和らげ、明るい空間 を生み出し、護岸はなるべく空石張りや土で覆い、川底はコンクリート張りでなく土とするなど、河川という 機能とあわせ、植物や魚が生育できる環境をつくる計画となっております。

この事業の中で、議員がお考えのそだ沈床や木工沈床を設置することは不可能ではありませんが、これを実施した場合、沈床の目詰まりや、上に堆積した土砂等の排除をどのようにするかという維持管理上の新たな課題が生ずることが考えられます。

沼川の水質浄化につきましては、昨年 10 月に鯉瀬橋下流付近に、寒河江グラウンドワーク研究会が炭を主体とした装置を試験的に設置し、その効果を調査している段階にあり、この調査

結果も踏まえ、また他の工法も考えあわせながら、沼川に合った効果的な浄化方法を行う必要があるのではないかと考えております。

次に、桜並木植樹、個人寄贈によるところの植樹についてでございますが、両岸への個人寄贈による桜並木の植樹につきましては、沼川の整備によって、川の両側に3メートルの管理用道路ができます。左岸いわゆる北側は、管理用道路にさらに区画整理事業と街なみ環境整備事業で2メートルの緑道を確保します。したがいまして、5メートルとなります。

このような状況の中で、右岸、駅側の方ですが、駅側には安全柵、歩道灯が設置になりますので、実質復員

2.5 メートルとなり、県との協議で、樹木の植栽は堤体に影響を与えるので、植栽は困難となっており、プランター、花壇による景観形成を進めております。

また、左岸につきましては、5メートルあり、植栽は計画しておりますが、中心市街地で店舗等の建物が連立しており、高木は難しいとのことから、街路樹も中木を植栽することとしております。

このことから、桜の木は成長も早く、高木になることから、並木としては難しいのではないかと思っており、 左岸側にポイント的な植栽の可能性について、樹種も含めて検討してまいりたいと思っております。

それから、足裏つぼを刺激するところの石畳健康増進散策道路設置についてでございますが、散策道路としては、管理用道路を活用することになるわけでありますが、今申し上げましたように、丑町橋から新橋までの間は飲食ゾーンとなっており、このゾーンは駅前地区全体との調和、整合性を図った整備計画、いわゆるふるさとの顔づくり、街並みまちづくり事業計画により進めてきているところでございます。

今申し上げましたように、みどり公園、せせらぎ公園、さらにはこの二つの公園からの下流 部における管理用道路の中での設置が可能かどうかについて、車いす利用の方との関連など、いろいろな角度 から検討してまいりたいと思っております。

次に、市の行事におけるところの県民の歌「最上川」斉唱採用についてでございます。

山形県民の歌「最上川」は、昭和天皇が東宮であられた大正 14年に山形県に行啓され、翌大正 15年の歌会始において、御製最上川としてお詠みになられたものに、昭和5年、山形県の依頼で東京音楽学校の島崎赤太郎教授が作曲し、以来、県民に親しまれてきたものを、昭和57年3月31日に県民の歌として制定されたものでございます。

最上川は、昔から農業用水や交通路として利用され、今でも我々の暮らしとの結びつきが強いため、山形県の母なる川と呼ばれております。その雄大な流れと、山形県の豊かな自然を詠った県民の歌「最上川」は、現在も広く県民に親しまれ愛唱されており、県が主催する行事において、機会をとらえ斉唱していると聞いております。

県民の歌「最上川」は、寒河江市のまちづくりのコンセプトでありますところの「花・緑・せせらぎ」に合致し、また郷土を愛する心を育むために意義のあるものと認識しているところでございます。

本市の行事におきましては、平成4年に行いました名誉市民故安孫子藤吉前知事の山形県・寒河江市合同葬 において演奏した経緯がございます。

現在は、毎年6月に開催するさくらんぼの日の記念式典において、さくらんぼ市旗掲揚の際、吹奏楽団の演奏に合わせ斉唱しており、ことし、最上川ふるさと総合公園で開催されます全国都市緑化やまがたフェアの中心的行事である全国都市緑化祭の開会式典においても、自然讃歌として採用することにしておりますし、今後、市民新春祝賀会での演奏などについても検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 学校教育における県民の歌「最上川」斉唱指導採用について、お答えいたします。

県民の歌「最上川」が生まれた背景については、先ほどの答弁のとおりであります。雄大な流れは広く県内を潤し、豊かな恵みをもたらすとともに、その風景は山形県人の心のふるさとであります。このような最上川を、叙情豊かに歌い上げた県民の歌「最上川」は、ぜひ歌い継いでいきたい名曲の一つであると思います。

さて、小学校の学習指導要領の音楽編では、全国共通に歌うべき歌唱教材のほかに、長い間親しまれてきた 唱歌や、それぞれの地方に伝承されている民謡、わらべ歌なども取り上げることになっております。

また、中学校では、地域や学校の実態を生かした多様な音楽活動が展開されることを期待するとともに、これまで歌い継がれ親しまれてきた我が国の歌を取り上げることになっております。

以上のことから、県民の歌としての「最上川」を歌うことは、学習指導としても意義があり、各学校で購入している歌集教材にも掲載されております。

ちなみに、市内小学校の中には、中学年の社会科の地域学習の関連で、県民の歌を紹介し、遠足のときにバスの車窓から最上川を見ながら歌った学校や、朝の時間に各学級や全校で歌い、3・4年生が市の交換音楽会で発表した学校もあります。

ほかにも、歌集教材を使い、一部の学年や学級で歌い、来年度は全校で歌うことを考えている学校もございます。

現状としては、音楽科の授業時間数が削減された中で、優先して学習すべき曲があること、あるいは県民の歌を歌うにふさわしい場面が余り多くないことなどから、年間指導計画に位置づけるまでには至っていないようであります。

国際化が進む中で、外国の文化になれ親しむとともに、我が国や郷土の文化を尊重し、よさを味わうことは 一層重要であります。機会に応じて、県民の歌にも親しむよう配慮してまいりたいと考えております。以上で す。 佐藤 清議長 9番伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 要領よく御回答いただきまして、大変ありがとうございました。

多分、検討するということだろうなというふうに、はなから思っておりました。

今、日本ではドッグイヤーというふうに言われております。いわゆる変化が物すごく速い、今の小泉総理してもしかりであります。従来でしたら、小泉総理は独身者です、離婚者です、バツイチです。あの方が総理大臣になるような世の中の変化なんです。

ですから、寒河江市の今後を考えたときに、もう少し発想の転換を行政の皆さんにしてもらわなければならないのではないかというようなことで、市長と教育委員長から御回答いただきましたけれども、優秀な課長さん方が多分原稿いろいろしたんだろうと思いますけれども、もう一段の御勉強のほどをお願いしておきたいなというふうに思っています。

川についてなんですが、1月で寒河江市の村山地区の公聴会が終わりました。2月26日には流域委員会も終わっております。この3月までで、市長との最終的な河川に対する要望事項を寒河江市長としてどう考えているかということのまとめが3月いっぱいで終わって、4月から具体的になるというふうに聞いております。

そんなことで、今、市長から答弁、沼川についてはいろいろいただきましたけれども、考えがちょっと違うのではないかなと。そだとか木工すると、ごみがたまったらどうするとかなんか言ってましたけれども、例えば工業団地にあるため池の水を一時、人工洪水を起こしてもいいんじゃないですか。そんなことはやる気だったら幾らでもできるわけですから。

今、二ノ堰親水に秒速 15 トン流しているわけですね。それが二つに分かれて 7 トンになっている。それを 15 トン流せば、春 1 回水を流せばきれいに流れる。ごみは流れる。そんなことは簡単にできることだろうと いうふうに思っています。発想が違うのではないかなと。

今やアメリカではダムを、いわゆる世界一の公園のダムを決壊させて実験しておりますね。人工的にダムを 爆破させて、自然に戻すというやり方なんです。日本のダムは、日本だけなんです、川を全部とめているダム は。よその国はどこでもないんです。日本だけなんです、全部とめてるダムというのは。

ヨーロッパなどは、ダムはなぜ必要なのか、水を取水するために必要なんです。だから、ダムを半分とめればいいんです、半分水を。そうしたら取水できるわけです。日本だけです、川全体をとめているダムは。

そんなことで見ますと、東北で最上川、どのくらい水質がいいのか悪いのかになってきますと、いわゆる B O D、生物化学的酸素要求量と言いますけれども、これは最上川は 9 番目です。ダムではどうだろう、東北全体にあるダムの中で、寒河江ダムは 10 番目なんです。

だから、寒河江川は、市長もきょうおっしゃっておったようですけれども、寒河江川をきれいにしようと。 しかし相当かかっている。でも、よその県では、寒河江川程度のものをやっています、そだで。やる気があれ ば、できるということなんです。

だから、寒河江川がきれいになるわけないです。ダムの中で 10 番目なんですから、水質は。 支川でいいのはどこか、山形県で。東北地方で一番いいのが、5 番目で鮭川です。悪い方では、須川で4番目です。したがって、寒河江の沼川も寒河江川も全然入っておりません。きれいな方にも入っていない。多分沼川は悪い方に入っているんだろうと思います。

私の常識では、川の上流は水質はいいんだというふうに思っておりました。ところが全く逆なんですね。

この間、工事事務所の出張所から資料をいただいて見ましたら、米沢の新田橋、高畠の糠野目橋、南陽の幸 来橋、これはちょうど南陽と長井との境になる橋なんですけれども、これが 1.5 ミリグラムで、ここは同じな んです、悪いんです。

長井に入ってきますと、長井橋で 1.3、それからよくなってきて、そこの長崎橋 1.2 なんです。

今度、谷地橋の方に行きますと 1.3 というふうに悪くなっている。碁点橋は 1.4。最上川で一番水質のいい のが、酒田の両羽橋で 0.8 ミリです。といいますのは、この碁点橋まで悪くなるのは、そこに住んでいるの はやっぱり山形市、一番悪いのは須川、山形市、向こうから天童、東根、神町、村山、こちらでは寒河江、谷 地、この住んでいる人口、我々が水を濁している、水質を悪くしているという結果として、寒河江川の水量を入れても、なおかつ碁点橋までは悪くなっている。その先から逆によくなっている。

だとすれば、市長が3月末、今月いっぱいで、これからの河川最上川をきれいにするための県統一のものとして、支川として沼川をどうするか、寒河江川をどうするかというのを、最終打ち合わせがあるはずですので、その辺も十二分に考えていただきたいなというふうに思っております。

そんな形で、何かもう少し、川というものに対する考え方が、先ほども1問でちょっと申し上げておりましたけれども、我々は川の水をきれいにしたいんだと、しかし金がない。できるだけはしたいけれども、金がない。では、行政側は何かと言ったら、そういう住民のニーズを理解していないのが第1位ですよと、先ほど申し上げておったはずです。その辺をもう少しお願いしたいなというふうに思っています。

最後に市長に、市長も三泉出身だから、寒河江川で泳いだこともあるし、多分、川は好きなんだろうと思いますけれども、世界的な作曲家喜多郎氏がアメリカで作曲活動して有名になっておりますけれども、その方が日本に戻ってきまして、長良川の上流に住居を構えて、長良川に1年間、冬から1年間を通して長良川をくまなく上流から下流までして、「水に祈りて」という曲をつくりました。私も聞きました。すばらしい音楽でありました。ぜひ市長にその音楽を聞いていただいて、今後の水の浄化に対する行動を改めてやっていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、検討するということですので、期待をして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 寒河江市といたしましては、花、緑にこだわり、せせらぎに彩るまちづくりというものをキャッチフレーズにしておるわけでございまして、せせらぎ宣言までつくっておるわけでございまして、いわゆるせせらぎ、あるいは川、水に対するところの意識づけ、あるいはまちづくりに対するところの気持ちというものは、これはどこにも、だれにも劣らないつもりでおるわけでございます。

そういう中で、花、緑はもちろんですけれども、議員がおっしゃるような川あるいは水を通しての観光産業という分野につきましても、徐々にその効果というものがあらわれてきているんじゃないかと、このように思っておりますし、グラウンドワーク等々の活動によりまして、大変市民の水に対する、川に対するところの意識というものも変わってきておるかと、このように思っております。

こういう取り組みの中で、いわゆる川を美しくする、あるいは水を浄化するということは、自分の、市民の心も美しくする、浄化するという気持ちに変わってきているだろうと、このように思っておるわけでございまして、なお一層、せせらぎのまちづくりに取り組まなくてはならないと思っているわけでございます。

昔はこういう大きい川にしましても、小さい川にしましても、自然の流れあるいは洪水等によりまして、泥とか水あかというものが一挙に流されてきたと。それと同時に、河川の流れ、あるいは川底、河床というものが変化してきたということは思い出されるわけでございます。

今はそういうことよりも、どうも国なり県なりの考え方というのは、洪水を危険視する、あるいはそれを恐れるというような考え方になって、どこかそれを防ぎとめるというような方向に、河川管理というものの考え方が変わってきておるようですけれども、またまたでもそれだけじゃなくて、見直しをかけておるというような方向にあるわけでございます。

それにつきましては、河川の浄化、川をきれいにするというようなことは、非常に下水道の整備なり、あるいは市民意識の涵養というようなことと相まって、これをやっていかなくてはならないと、こういうものでございます。

そういう中で、沼川も大変きれいになりましたけれども、まだまだと思っておりますけれども、先ほど申し上げました沼川のふるさとの川整備と、そういうようなものを通じまして、見違えるような沼川にしてまいりたいと思っておりますし、なお一層の御協力を各般にお願いしなくてはならないという状況にあろうかと思います。以上でございます。

石川忠義議員の質問

佐藤 清議長 通告番号3番、4番、5番について、4番石川忠義議員。

〔4番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の会員として、以下の質問をくださいました市民を代表し、通告番号に従って、順次質問させていただきますので、市長の御答弁をお願いいたします。

今、日本は未曾有の構造的な不況に見舞われ、国民生活も大変な状況下にあります。また同時に、通貨の量が減少し、需要が供給を下回る際に起こる物価の下落、不況、失業の増加、通貨の収縮などの状況が進行して起きる、いわゆるデフレスパイラルに落ちつつあると言われて久しい感がいたします。

この大事なときに、中央政界に目を向けますと、田中元外務大臣の更迭に始まった外務省問題が大きく政界を揺るがしております。

また、業際都市開発研究所に端を発した汚職問題は、ついに徳島県知事逮捕で、今後どこまで発展するのか、 想像もつかなくなりました。私は、多少なりとも政治に身を置く者として、襟を正し、市民の負託にこたえる べく、職に徹するべきと身を引き締めて、本日の質問に立たせていただいております。

さて、平成 14 年度の予算審議に入っているわけでございますが、その中身を精査しますと、おおむねよい 予算だと思っております。

一般会計収入において、平成 13 年度当初予算と比較して 0.7%、 1 億円の減でありますが、減額となった 主な原因は、地域総合整備貸付金の減額であります。それを除いて比較すると、 4.1%の伸びであり、地方交 付税の減額にもかかわらず、収入状況を見ると、これまでの市政の成果が潤沢に執行しており、佐藤市長によ るこれまでの行政が正しかったことと敬意を表するものであります。

また、支出面では、土木費等が減額になりましたが、民生費と教育費が伸びたことは、苦しい財政の中で、 うまく予算を配分した苦慮があらわれておりますし、市民の立場に立った予算と確信しております。

中でも、障害児に対する配慮があり、障害児児童通学支援事業が新規に予算化され、朝の通学時だけでもスクールバス的なことが実現したこと、また学校内に学童保育の施設を開放してくれたことは、子を持つ親にとっては大変喜ばしいことであります。

それでは、まず通告番号3番、寒河江市市民歌制定についてお伺いいたします。

本市においては、昭和 52 年に制定された寒河江市民さくらんぼ憲章があります。会議、集会等には、一番 初めに全員で唱和することで、和やかな気持ちになり、心を和ませてくれます。

県内 44 市町村の中で、これほど親しみのある憲章はほかに類を見ないものと、私ばかりでなく多数の市民の方々も感じておられます。今、「日本一のさくらんぼの里さがえ」、「花・緑・せせらぎで彩られた寒河江」をつくった原点が、このさくらんぼ憲章なのではないでしょうか。

また、本市には、寒河江小唄、寒河江音頭、さくらんぼ囃子と、本市を代表する歌があります。

特に、さくらんぼ囃子は、昭和51年に発表されて以来、地区の婦人会、寒河江市連合婦人会の運動会では必ず踊りますし、何といってもメーンは毎年6月の第3土曜日に行いますさくらんぼ囃子パレードであります。例年、さくらんぼ祭りの一大イベントの一つとして盛大になっており、本市をPRするのに大きく貢献してまいりました。

ことしは、全国都市緑化やまがたフェアが6月15日から始まりますので、観衆も大変な数になるだろうし、 大きなさくらんぼ囃子パレードになることと思います。

私ども市会議員団も、全国から来寒してくださる観光客のためにも、猛特訓をして、すばらしいさくらんぼ

囃子の踊りを披露したいものであります。いかがなもんでございましょうか。

さて、現在、県内 13 市ありますが、市民歌を制定しているのが 10 市に上っております。たびたび市民の方より、どうして寒河江市に市民歌がないのかと聞かれます。現在、市民歌を制定してない市は、酒田市、上山市と本市の 3 市であります。

酒田市では現在制定の話はないそうであります。10 市のうちで最も早く制定したのが新庄市でありまして、昭和 24 年 5 月であります。最も新しいものが尾花沢市の平成 11 年の制定でありまして、「夢を語ろう」というものだそうであります。制定のきっかけは市制施行を記念してとか、市庁舎落成を記念してとかの制定が多いようであります。

それぞれお聞きしますと、祝賀式、セレモニー、成人式、小中学校の卒業式等、さまざまなところで歌われております。また、お昼休み終了5分前、庁舎内に流すとか、天童市ではいろんな会議の前に市民憲章と天童市民歌を歌っているそうであります。

私は、本市でも、2004 年、平成 16 年に市制施行 50 周年を迎えますが、それを記念して、本市でも寒河江 市市民歌を制定してはいかがなものでしょうか。

例えば、詞は寒河江市民または全国から応募するとか、作曲は著名な作曲家に依頼するとか、いろいろあると思います。小学生から中学生、また全市民が口ずさむことができる市民歌ができれば、本市のイメージもまた一つ大きく成長するものと思います。

また、本市出身の在京の方とか、遠く離れて暮らしている方々がたくさんおります。いつまでも本市のことを忘れず、誇りに思ってもらうためにも、大変よいことと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号4番、本市の公共下水道整備についてお伺いいたします。

懸案だった(仮称)寒河江下釜・西根木の下土地区画整理事業計画も、昨年12月の世話人会発足を契機に会議を重ねた結果、2月4日に寒河江市木の下土地区画整理事業世話人会が組合設立に向けて発足いたしました。

地区座談会も回を重ねまして、2月20日より始まり、3月6日まで一巡いたします。地権者の理解と協力を得るため日夜努力してくださる担当職員と関係者に対し、心より深甚なる敬意をあらわし、一日も早い組合設立を願うものであります。

このことは、落衣島線、通称内回りバイパスの開通を目指した都市計画道路の一端でありますが、まずこの 区画整理事業を一刻も早く完成させ、早期に内回りバイパスを全線開通させることが本市全体の活性化に大き な影響を与えるものであります。

そこで、これに関連した公共下水道整備についてお伺いいたします。

本市の公共下水道は、供用開始が昭和58年度から始まり、18年が経過いたしました。

下水道は、公共用水域の水質保全と快適な文化的な生活を送る上で欠くことのできない施設であり、また一度使用した汚水をよみがえらせ、環境を守る大切な役割を持っております。市民の意識も年ごとに関心が高まっております。

平成5年寒河江市環境美化基本方針に基づき、全市下水道計画として、平成8年に寒河江市生活排水処理施設整備計画が策定されました。また、これまで4回の下水道法事業許可変更を行い、区域の拡大を図り、積極的に整備を推進しております。

また平成9年には、周辺集落の下水道整備の一環として、三泉地区の特定環境保全公共下水道事業認可により、平成10年から本格工事に着手、平成13年5月1日より54戸の家庭や事業所で供用開始になりました。 大変喜ばしいことであります。

また、平成 12 年度からは、補完策として、合併処理浄化槽設置補助金交付制度も発足いたしました。 本市の下水道整備計画は、全市下水道計画にありますように、大別すると 4 地域に分けられております。そ の整備終了の目標年度は諸事情により難しいことと思いますが、下水道整備計画区域内のうち整備が後年になる地域については、おおよそのめどは立たないものなのでしょうか。

市政運営の中には、平成14年度中に下水道事業計画の変更許可申請を行い、計画的、効率的に下水道事業を推進するとあります。市長の御所見をお伺いいたします。

さて、西根地区の下河原、宝地区においては、平場地区でありながら、下水道の着工予定は未定であります。 この両地区の下水道整備をどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

また、これと関連して、前半申し上げましたように、今後、隣接する木の下土地区画整理事業が予定どおり推移しますと、実施計画では平成20年の完成予定ですが、地域住民の関心の高いことから、また木の下土地区画整理事業の組合設立の準備がなされている状況から、もっと促進させる手だてがあるかどうか、また区画整理との関連で下水道はどうなるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号5番、第19回全国都市緑化やまがたフェアについてお伺いいたします。

県民及び寒河江市民が待望しておりました第 19 回全国都市緑化やまがたフェアは、残すところ、あと 3 カ月後に迫りました。開催テーマ、四季感動、花のやまがた緑の暮らし、演出テーマ四季の花、豊かな実り、感動のオアシスが見事に花開くことを望んでやみません。

これまでの「市報さがえ」による掲載では、 2001 年 5 月号から毎月 1 回の広報宣伝を刊行していただき、 市民の方も緑化ファアのあらましを理解されたものと確信いたしております。

また、昨年、本市と市民が一体となった花・緑・せせらぎのまちづくりが、緑化推進に大きな功績があったとして内閣総理大臣表彰、さらに中国の深・市で開催された世界各国の自治体が花と緑の都市づくりを競う、唯一の国際コンクール、花と緑の都市づくり国際コンペティションで、人口1万人から5万人の部門で見事銀賞に輝きました

このことは、緑化フェアを開催するに当たり、市民のこれまでの努力が開花し、どれほど励みになるのか、 大きな自信となりました。

寒河江会場となる最上川ふるさと総合公園も視察するたびに、その偉容を誇る姿があらわれております。開会までには完全な形で十分納得のいく会場で開催されるものと、全市民が期待しておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

さて、駅前中心市街地整備事業の一環として進められてきた、姥石踏切の移設工事が完了し、1月18日開通、駅南北市街地が直線的に結ばれ、交通の要所として山形方面に行くアクセスとしても大変便利になりました。

また、2月16日には、寒河江駅及び自由通路の開通式も予定どおり行い、昨年7月2日より始まった列車 代行バスも無事故で終了しましたことは、関係者に対し、厚く感謝の意をあらわすとともに、まことに喜ばし いことであります。

また、緑化フェア開催期間中の交通輸送体制においては、高速道路から会場にアクセスする臨時ゲート設置 予算も組み込まれましたが、必ず実現してほしいものであります。

この緑化フェア期間中、公式行事として、全国都市緑化祭がありますが、どんなものなのか。またそのとき、 皇族の方が来寒をなされますのか、お伺いいたします。

寒河江会場では、JR寒河江駅と会場を結ぶアクセスとして、県実行委員会で実施する無料シャトルバスが 運行する予定ですが、運行時間帯と、またこれは列車との連絡シャトルなのか、お伺いいたします。

また、本市単独で観光地周遊バスについて検討しているとのことですが、今後、寒河江市の観光地を売り出すには千載一遇のチャンスであり、大変大事なことであります。その時々によって変わってくると思いますが、 どのような運行形態、コース選定、運賃等になるか、お伺いいたします。

最後に、昨年の3月定例会で私の質問の中に、8月 11 日の閉会後も、お盆の帰省客やお盆の行楽客のため

に、ぜひお盆期間中、見せてほしいとの声があり、ぜひお願いしたい旨申し上げましたが、市長は県の実行委員会に要望して検討するとのことでありましたが、再度お伺いいたします。

市政運営の要旨でも述べられておりますように、寒河江会場の特色は、何といっても 360 度の雄大なパノラマが広がる自然景観、最上川、さくらんぼ、温泉、郷土料理、そしておもてなしであるとあります。

昨年の石川県金沢市での緑化フェアにまさるとも劣らないものにするには、全市民がこの千載一遇のチャンスを大切にし、リピーターとして何回も本県、本市を訪れてくれることを期待し、第1問といたします。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

市制施行 50 周年を記念して、市民歌を制定してはどうかという御質問でございますが、本市においては、市民歌とは直接結びつきませんが、昭和 59 年に市制施行 30 周年を記念しまして、市の木、市の花を制定し、平成 6 年には市制施行 40 周年を記念しまして、せせらぎ宣言を制定するなど、まちづくりの方向性を示し、市民の一体感の醸成に努めてきたところでございます。

市民歌が制定されるとなれば、美しい寒河江市をイメージし、市民が自然に口ずさむような歌となり、本市のイメージアップや、市民の一体感の醸成に大いに役立ち、本市の活性化につながるものと思われます。

その市民歌の制定となると、議員がおっしゃるように、市制施行記念とか大きな節目のときに制定されるべきものと思っております。その意味では、本市は平成 16 年に市制施行 50 周年という大きな節目の年を迎えるわけであり、市民歌の制定には、大変好機であると考えております。

50周年という大きな節目の年を迎え、21世紀の本市の大いなる発展に向けた意気を示すという意味で、市民歌や記念となる歌をつくっていきたいと考えておりますが、市町村合併という課題がある中での市民歌の制定となりますと、いろいろと議論も出てくるのではないかと思われます。

今後、50周年記念事業の実行委員会を立ち上げて、この大きな節目の年にふさわしい事業を検討していきたいと考えておりますが、その中で、市民歌を制定するか、あるいは50周年を祝う記念の歌をつくるかについて、いろいろな方の御意見をお聞きしながら検討していきたいと考えております。

次に、公共下水道整備についてでございます。 下水道整備計画区域のうち、後年になる地域の整備のめどはどうかという御質問でございます。

下水道は、御案内のように、自然流下が原則でございます。管渠の布設に当たっては、下流部から上流部へと整備していくことになります。これを踏まえ、これまで順次各地域の整備を行ってきたところであり、今後につきましても、この基本に沿って整備していくことになります。

また、下水道事業は、補助事業と起債による単独事業とを組み合わせて実施しておりますが、補助事業は、 国の財政事情に大きく影響されるわけですが、今日の国の公共事業に対する考え方が非常に厳しいことは御案 内のとおりかと思います。また、単独事業につきましても、先行きの不透明な厳しい社会経済情勢の中にあっ て、今後における長期的な下水道建設財源の見通しを立てることは難しい状況にあります。

以上のようなことから、後年度に整備が予定されている地域について、具体的な整備時期や整備箇所をお示しすることは難しいものと考えているところであり、御理解をいただきたいと思います。

なお、現在認可を受けている事業計画期間は平成14年度までとなっていることから、平成15年度以降の下水道事業計画について、平成14年度中に変更認可申請を行ってまいりますが、計画策定に当たりましては、現在の認可区域の未整備の区域を優先して整備することとし、さらに現在の認可区域に隣接する集落において、整備可能な地域を加えていくことを基本に検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

そして、西根の宝地区、下河原地区の下水道整備という御質問もございましたが、宝地区でございますが、この地区は現在の事業認可区域に入っておりません。したがって、まず第一には、この地区を認可区域に加えていくことが必要になってまいります。また、今申し上げましたように、下水道は下流部からの整備が原則でありますことから、日田地区の整備をさらに促進することによって、宝地区の整備が可能になると考えております。

次に、下河原地区でございますけれども、この地区は現在の事業認可区域に入っておりますが、整備上の課

題がございます。一つには、この地区の汚水は三泉から十二小路、下釜を通り、越井坂に至る7号幹線に流す計画となっておりますが、下河原地区はこの7号幹線より低地のため、整備手法を十分に検討しなければならないことがございます。

また、この地区に隣接する木の下地区において、区画整理事業を始動する計画があることから、7号幹線の 移設も考えられ、さらにはこの区画整理地内からの流入汚水も含めた7号幹線全体の汚水量を検討していかな ければなりません。

下河原地区の具体的な下水道整備につきましては、これらを踏まえまして計画していかなければならない状況にございます。

そして、木の下地区の土地区画整理事業に関連してでございますが、土地区画整理事業などによりまして、 新たに開発される地域においては、一般的にはその事業にあわせて下水道管渠を布設していくことがより効果 的、効率的と考えられるところでございます。

木の下地区の土地区画整理事業と一体的に下水道整備を進めていくためには、既設管の移設を含めた管渠のルートの設定、整備財源の確保、あるいは経費の負担区分、さらには下河原地区のところで申し上げましたように、7号幹線の課題がございまして、平成14年度中にこの土地区画整理事業の事業計画書が作成される予定となっておるわけでございますが、今後、県や関係団体と十分に相談協議を行いながら、これらの諸課題について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

どの地域におきましても、一日も早い下水道整備が望まれているわけでありますが、国や本市の財政状況やら、地域の実情といったものを細かに把握しながら、できるだけ要望にこたえられるよう、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

次に、木の下土地区画整理事業に伴う西根、下河原、宝との関連になるわけでございますが、木の下土地区 画整理事業につきましては、昨年来、数回の地区座談会を開催し、御意見を聞く機会や、全体会においても整 備推進する手だてとして、地権者の代表による世話人会の設立について御了解を得ながら発足し、現在地区別 座談会を8地区に分けて開催しておるところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、今年度基本計画を策定しており、平成 14 年度には仮同意の取りまとめ、組合設立の準備会の発足と同意書の取りまとめなどを行いまして、平成 15 年度には組合を設立し、工事に着手し、完成としては、現段階では平成 20 年度ころかと考えておるわけでございます。

完成時期を早められないかということになりますが、いろいろ座談会等で地権者との理解を深める時期にあり、世話人の方々と一緒に努力してまいりたいと思っております。

区画整理事業地内の下水道整備につきましては、宅地増進を図る上におきまして下水道は不可欠なものであると考えており、現在いろいろ担当あるいは関係者との協議を進めているところでございます。

次に、第19回全国都市緑化やまがたフェアについてのお尋ねについてお答え申し上げます。

この緑化フェア、やまがた花咲フェア 02 の開会まで 100 日余りとなったわけでございます。

私は、「花・緑・せせらぎのまち寒河江」、「日本一さくらんぼの里さがえ」をキャッチフレーズにまちづく りを進めている寒河江市にとりまして、緑化フェアは最適な全国イベントであると思っております。さらに、 寒河江市を全国に発信するとともに、次の発展に多大な影響を及ぼすところの千載一遇のチャンスとしてとら え、全力を挙げて取り組んでおるところでございます。

公式行事といたしましては、開会式、それから全国都市緑化祭、ファイナルセレモニー、それから6月27・28日には全国花のまちづくり山形大会を開催するなど、全国から多くの御来賓をお招きすることになりますので、万全の準備体制を整えてまいりたいと考えております。

市民への啓発といたしましても、昨年5月5日号の市報から、市報を活用したところの事業概要というものをつぶさに掲載いたしまして、さらにフェア概要のパンフレットを全戸配布いたしました。そして、関連イベ

ントなども数多く開催してきたところでございます。その結果、市民の中に随分浸透してきているものと感じております。今後も、成功に向けて頑張ってまいらなくてはならないと思っております。

次に、緑化フェアの期間中に皇族の方の御来寒というようなことの御質問でございますが、緑化フェア期間中に、都市緑化の推進と潤いのあるまちづくりを図ることを目的に、緑化フェアの中心的な行事として、広く各界の参加のもと、全国都市緑化祭が開催されます。この全国都市緑化祭には、平成4年度以降は秋篠宮殿下、同妃殿下の御臨席を仰いでいるようでございます。

時期については、7月上旬に寒河江会場において開催すべく、平成14年度全国都市緑化祭開催委員会を昨年の11月11日に設立し、準備を進めているところでございます。

次に、寒河江の駅と緑化フェアの会場を結ぶところのシャトルバス、その運行についての御質問でございます。

シャトルバスの運行事業主体につきましては、県の実行委員会で行っており、運賃については無料とすることとしております。

運行時間については、JR左沢線と山形交通の路線バスの発着時間に合わせるとともに、市民の方も利用しやすいよう、おおむね30分間隔で運行し、発着所は寒河江駅前広場と緑化フェア会場間の往復運行といたしまして、寒河江駅広場の始発を9時、最終を16時とする計画をいたしておりますが、3月23日に予定されておりますところのJRのダイヤ改正に合わせて、運行時間帯を組んでまいる考えでございます。

運行台数につきましては、平日は1台、土・日曜と休日は2台と計画しておりますが、利用者の状況という ものを勘案し、増便の必要性についても検討してまいりたいと考えております。

それから、観光地周遊バスの運行についてでございますが、緑化フェア来場者に寒河江市内の名所、観光スポットに足を運んでいただくことは、経済波及効果と今後のリピーター確保の上でも極めて重要でございます。 市の推進委員会事業としまして、市内観光地周遊バスの運行を計画しているところでございます。

料金については、1回の乗り降りごとに 100円ぐらいはどうかなと考えております。ただし、会場と寒河江駅間並びに小学生以下の子供は無料ではどうかと、いろいろ考えておるところでございます。

また、西村山の広域的な観光といたしまして、周遊バスの運行につきましても、周辺の各町と協議を進めて まいりたいと考えております。

それから、緑化フェア閉会後のお盆期間中の開催についてでございます。

実行委員会での開催は、8月11日をもって終了するわけでございますが、市民や近隣の市町村の方々、そしてお盆への帰省客や行楽客の方々にも緑化フェア会場を見ていただきたいこと、これは私も考えておりますので、県の実行委員会にも要請してまいりました。

その結果、会場の仮設施設の撤去、花壇の撤去などはお盆終了後に実施したいとのことでありまして、8月 11日から16日までは、会場を見ていただけることになっております。

今後、緑化フェア開催に向けまして、関係機関、各種団体、市民の方々にさまざまな形で御協力をお願いしなければならないと考えており、開催につきましては万全を期してまいりたいと思います。

このように、緑化フェアを本市の将来の発展基盤づくり、産業の活性化につなげるとともに、本市を広くアピールする絶好の機会であり、会場を訪れる県内外の多くの方々に寒河江市のすばらしさを認識していただくため、市民一人ひとりが緑化フェアに参加し、心のこもったおもてなしで来場者をお迎えいたしまして、何度も会場を訪れていただくなど、全国都市緑化やまがたフェアを成功に導いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

佐藤 清議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 丁重なる御答弁、ありがとうございました。

第2問に入らせていただきます。

まず、寒河江市市民歌制定でございますけれども、先ほど同僚の伊藤議員から、「最上川」の歌ということで、非常に歌に対して寒河江市民は関心があるのかなということで、再認識しているわけでございますが、第 1 問にも申し上げたとおり、13 市あるうちで 10 市がもう制定しておって、寒河江市のほか 3 市がないということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、さくらんぼ憲章というすばらしい寒河江市の憲章がございまして、それを するということで、市民歌そのものが薄れているのかなというようなこともあります。

私は、市長もおっしゃっているとおり、市制 50 周年を節目として、やっぱり何とか制定していただきたいという市民の要望もございます。先ほど市町村合併も絡むというようなことでございます。それも理解できますけれども、今後そういう 50 周年記念の実行委員会に託すというようなことでございますので、期待して、制定実現になるように、我々市民も頑張って見守りたいというように思っております。

それから、公共下水道関係でございますけれども、全体的に下水道工事の方も網羅されているのかなというふうに思いますけれども、やっぱり基本が下流からやるというような大前提から見ますと、これはいろいろな諸整備条件もありましょうけれども、おくれているのはちょっと、地区におきましては、何とか早く下水道工事をやっていただきたいというのが大枠の希望だと思います。

また、平成 12 年度から、合併処理浄化槽の補助金交付もなりましたけれども、まだなっていないそういう下水道計画地域におきましては、自前で合併処理浄化槽の設置もやっている状況です。めどが立たないというようなこともわかりますけれども、未整備のそういう整備計画地内におきましては、できるなら、そういう下水道来てからやりたいというようなことが、やっぱり望むというのがこれは当然でございますし、その方向、今度の実施計画の方も進めていただきたいと思います。

地区を出して恐縮ですが、西根の下河原地区の方では、いろいろ聞きますと、平成 13 年度までには終わすというような話もあったやにお聞きしているわけですけれども、まだそのめどが立たないということで、そしてまた木の下地区の整備も入った中で、今後ますますおくれるのかなと。

これも予定が立たないわけではございませんけれども、かなり長期間、下水道工事の開始がおくれるというようなことは、今の市長の答弁にもあったわけでございますけれども、いろいろ国、単独事業というような、いろんなしがらみの中で下水道工事をやっていくわけですけれども、地域の願いとしては、何とか早く、皆さんの供用地域と同じように快適な生活をしたいという一つの供用の考えもございますので、その辺もこれからの計画の中に入れてもらえればなというように思っております。

木の下土地区画整理事業におきましても、いろいろ座談会等でお話をお聞きしますと、せっかくそういうふうに計画が施行されるならば、何とか早いうちにやっていただきたいというような意見の方が多くなったように聞こえますし、そういう状況で進んでおると思います。いろいろ駅前整備もある中で、本当にハードなプロジェクトが林立しますと、非常に大変なことはわかりますけれども、支障ないような方向で促進してもらえればというふうに思っております。

宝地区においては、日田地区の下水道の面的整備が済みますと、なるべく早くその地区においても下水道工事をやっていくような、市長の答弁でございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

緑化フェアにつきましてでございますが、あと3カ月ということで、いろんな難しいハードルも飛び越えて、 開会を待つということに徐々になると思います。いろいろ最上川ふるさと公園も視察しても、その姿が我々に もわかるような姿になってきました。 そこで、まずいろいろお聞きしたいわけでございますが、市報等にボランティアを募集しておるわけですけれども、いろいろ聞くところによりますと、それだけのボランティア人数が本当に集まってくれるのかなというような心配をなされている方もおります。

そういうことで、現在、どのようなボランティアの数、計画数に達しているのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

また、ボランティアの方がいろいろ、通勤途中とかいろいろありますが、災害に遭った場合、どういうふうな扱いをしてくださるのか、お聞かせ願いたいと思います。

寒河江市には、33万人ぐらいの誘客、これは当然寒河江市民も入れた中での全体観光客と思いますけれども、市長もいろいろ担当の方もいろんなエージェント等もありまして、観光誘致に一生懸命回っておるということに対しましては非常に御苦労さまでございますが、観光客を集めるということは、常時いろんなそういう団体とかエージェント、いろんな観光事業者に対して、これはお願いするというようなことで、人数を把握すると思います。

そういう中で、現在の感触として、それだけのお客さんが来てくださるのかなというような考えを、もしあれば、お尋ねしたいと思います。

観光地の周遊バスの件でございますけれども、会場と観光地を結ぶバスを走らせるということですけれども、 コースですね、それはどういうふうなコース、今わかる範囲内で、1種類なのか、その時々によってコースも 変わるのか、そんなことがあると思いますが、お聞かせ願いたいというふうに思っております。

いろいろ緑化フェアに関しましては、大型バスとかそういうふうな大きい車で来られるということは非常に あるわけですが、それに対して、乗務員の控室とかそういうものが完備なされているのかどうか。

これは、当然、県の実行委員会の方で考えていることだと思いますが、普通、観光地では、観光バスが行きますと、乗務員の部屋といいますか、そういうものが大体ございます。一般のお客さんと離れて休憩をゆっくりしてもらうというようなことで、疲れをとってもらうというような意味もありましょうけれども、もしそういうものが計画に出されていなければ、県の方に要望なりしてもらって、そういう控室的なものをつくっていただければなというふうにお願いいたします。

慈恩寺の観光とかいろいろ観光あると思いますが、そういう観光ガイドまたはボランティアガイドを今募集 しているようでございます。どんな研修をやって、どの辺にそういうガイドさんを置くのか、それもお聞かせ 願いたいと思います。

いろいろありますけれども、以上の点をお聞かせいただくということで、第2問を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 市民歌に関連してでございますが、これまで節々、寒河江市の歴史の中で大きな節目というものはあったわけでございますし、考えてみれば、大江公入部 800 年祭というのがありましたし、そしてまた40 周年がございました。先ほど申し上げましたように、そのときにはせせらぎ宣言というようなことをやったわけでございまして、50 周年といいますと半世紀でございまして、そういう半世紀を振り返り、そしてまた21 世紀をどう寒河江市が進んでいくかというようなことに思いをはせたときに、市民歌あるいは50 周年を祝う歌とかいろいろ考えられますけれども、いろいろ市民の声を聞きまして検討させていただきたいと思っております。第1 問と同じでございます。

それから、下水道でございますけれども、何遍も申し上げましたように、下流部からやらざるを得ないと、 これが自然の流下を生かすところの下水道のこれは原則でございます。

また財源的にいいましても、これまで市といたしまして投資した、あるいは補助事業、単独事業合わせましても大変な規模になろうかと思っておりますが、今後は国の公共事業というものが非常に削減される傾向にあるかと、このように思っておりまして、そういう補助事業が削減されるといたしますと、幹線というものが行き渡らなくなると、当然、市の単独事業としてやりますところの枝線もつなげられなくなると、こういうことが出てくるわけでございますが、市民の要望というのも十分把握しておりますので、なお一層そういう事業費の確保というものにつきましては頑張ってまいらなくてはならないと思っております。

これまで、御案内のように、特定環境とか、あるいは合併処理浄化槽というような手法も取り入れながら、できるだけ多くの市民に早急に下水道を活用できるような方法というものを考えてきたところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、緑化フェアの関係でございますけれども、本当に会場となりますところの場所は、大分整備はされてきておると思いますけれども、そろそろ大詰めになってこようかなと、こう思っておりますが、そういうハード面だけではなくて、いわゆるソフトの面での具体的な取り組みというものが本当にこれから具体的に必要な時期になってきておるわけでございますので、それにしましても市民の盛り上がりというのが大変大きくなってきておる段階でございますので、大変喜んでおるわけでございまして、いろいろ細部の点につきましてお尋ねがございましたが、これにつきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

佐藤 清議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 それでは、私の方から何点か御質問ありましたので、お答えをさせていただきたい と思っています。

一つは、ボランティアの募集でございますが、県の実行委員会で花・緑ボランティアとサービスボランティアの募集をいたしております。 2月1日から4月30日までの申し込み期間となってございます。

これらにつきましては、山形新聞とか、それからYBCのラジオでの募集、さらには市報等でも2回ほど募集をさせていただいております。

現在のところ40名の募集が寒河江会場の方に申し出があったというふうなことをお聞きしております。

ただ、寒河江会場では 300 名ほど目標にしているというふうなことを実行委員会の方からお聞きしておりますので、まだまだ足りませんので、3月、4月、2カ月間あるわけでございますので、これらの目標に達するように、私どもも協力要請をしてまいりたいというようなことを考えております。

次に、ボランティアの万が一の災害に備えての対応というようなことがあったわけでございますが、県の実行委員会の作業のボランティア、それから寒河江市の推進委員会のボランティアについて、それぞれボランティア保険に加入をさせていただこうかなというふうに思っています。

この対象範囲でございますが、会場までの移動期間中、さらには奉仕活動の間の事故災害等に備えての保険 の内容になろうかと思います。

次に、観光バスの乗務員対策の控室がありました。先ほども市長から申し上げましたように、非常におもてなしを大事にしていこうというふうな寒河江市の会場での取り組みでございますので、観光バスの乗務員対策についても、本当に大切な問題であろうというふうに思っています。

これらについてはまだ県の実行委員会の方からお聞きはしていませんけれども、十分、控室等が確保できるように要望させていただきたいなというふうに思っています。以上でございます。

佐藤 清議長 商工観光課長。

小松仁一商工観光課長では私の方からは、質問あったことについてお答えをいたします。

誘客数とか、その他の予定でございますが、昨年度から総合パンフレットの中に緑化フェアの期間とか場所などを入れた観光総合パンフレットを作成しまして、県外、県内、多くのところに、エージェント初め、観光協会などを回りながら、また送付しながら、誘客、PRを図ってきたところでございます。

現在のところ、そういうふうなところから、千葉とか茨城、また仙台などでそういうイベントを組んでいると、寒河江市に送りたいというふうな話を聞いているところでございますので、大勢の方がそういう形で来ていただけるのではないかというふうな考えを持っております。

それから、観光コースについてでございますが、周遊バスの拠点を中心とした、会場から寒河江市内、それからチェリーランド、慈恩寺、または観光さくらんぼ園というようなところを巡回することを基本として、その他名所旧跡ございますので、そこら辺を取り入れながら、あと観光商品また各種のイベント、祭りなどを織り込んだ観光コースを設定して、誘客を図りたいというふうな形を思っております。

さらに、西村山管内の広域的な観点から、例えば河北町であれば紅花資料館、また西川町では月山、大江町であれば神通峡、また朝日町であれば朝日の自然観などと組み合わせた観光的なコースも考えていきたいというふうに考えております。

それから、観光ガイドについてですが、観光地における観光ガイド制度がございまして、寒河江市観光協会の方に慈恩寺を案内する「さくらんぼの里観光ガイド」というボランティア組織がございまして、現在 22 名 ほど登録をいたしております。緑化フェアを目指して、昨年から 10 名の追加をいたしまして、養成、研修会などを行いながら体制の強化を図っているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 いろいろありがとうございました。市民歌また下水道については、よろしく御検討のほどお願いしたい。

また、緑化フェアにつきましても、本当に寒河江市始まって以来というと語弊がございますけれども、そういう大きなビッグイベントでございますので、我々も一生懸命お手伝いしたいと思いますから、よろしくお願いしたい、頑張ってもらいたいと思います。以上で終わります。

佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号6番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は日本共産党とこの問題に強い関心を持っておられる市民を代表し、合併問題について市 長の見解をお伺いいたします。

このテーマの質問は、これまで同僚議員が何度か行っておりますが、私は国が先導して進めている市町村合併について、私どもの考えを述べさせていただき、改めて市長の考えをお伺いしたいと思います。

国は、平成 17 年 3 月まで、現在の 3,200 の市町村を 3 分の 1 の 1,000 ぐらいまで減らすことを目標としています。なぜ、市町村合併問題が降ってわいたように、二、三年の間に日本じゅうを揺り動かしているのでしょうか。

平成 13 年 8 月につくられた市町村合併法定協議会運営マニュアルによりますと、この合併問題が動き出したのは、平成 12 年 7 月に当時の森総理大臣から自治大臣へ、市町村合併について検討するよう異例の指示があったことを機に、政府関係機関が一挙に合併推進に向けて動き出した経過が記されています。

さらに、市町村合併を強力に推進する手段として、合併特例法を盛り込んだ法案を閣議決定し、平成 13 年 3 月国会に提出しています。

さらに、都道府県に対しては、市町村合併に向けた取り組みを具体的に推進するよう要請するとともに、国 民への啓発促進と機運の醸成を図るため、内閣に市町村合併支援本部を設置するなど、国を挙げて合併推進活 動を展開しているのです。

では、なぜ市町村合併なのかを考えてみたいと思います。

合併推進のマニュアルに記されている理由の一つに、自治能力の向上があります。

21世紀は、地方分権が進み、地域間の競争が激しくなる。住民の期待にこたえられるサービスを確保するには人材が必要だ。さらに独自の条例をつくったり、政策を立案していくには、十分な能力や専門的な知識を有する人材が必要になる。市町村の規模を大きくすることによって、マンパワーの層が厚みを増し、人材確保が容易になる。さらには、少子高齢化がますます顕著となる過疎地域の市町村は、一層困難な行政運営を迫られる。市町村合併は、少子高齢化への行政の対応策の大きな柱だと述べております。

その他にも、種々、市町村合併の必要性が述べられておりますが、きわめつけは、行政改革の一手段として 市町村合併をするのだということです。このことは、運営の手引の中でも述べられておりますし、総務省の幹 部も認めていることです。

国が躍起になって進めている合併の真のねらいは、現在、 3,200 ほどある市町村を 1,000 程度に減らし、 国からの財政支出を大幅に削減しようというものです。

もう一つは、自治体を大規模化し、都市再生の名による大型開発などをもっとやりやすい体制をつくろうと いうことです。

合併を推進することにより、国は地方交付税や補助金などの財政支出を大幅削減することができます。一方、 市町村は合併することにより、役所を統合し、首長は1人だけとなり、職員を減らし、議員や各種役員を減ら すことで、人件費や経費を節減し、さらには統廃合という形で、学校や保育所、病院など、各市町村ごとにあ った施設などを減らし、経費の節減ができるのです。

しかし、住民の側から見た合併のメリットはどうでしょうか。

サービスは高い方に、負担は低い方に合わせていくというのが合併の基本的な考えだそうですが、そうばかりいかないのが現実のようです。

住民にとって、自分たちのまちのよりどころであった役場がなくなり、住民の意思や意見が通らなくなるこ

とや、職員が減らされることでサービスが低下する。また、住民の代表である議員の数が減らされることで、 地域の声や状況が届かなくなるといったデメリットが出てくることは必至です。

この現象は、小さな町や過疎の市町村ほど顕著になるのではないでしょうか。

現に、昭和の大合併で7町村が合併した寒河江市の例を見ても、そのことは明らかであります。白岩町の一部であった田代幸生は過疎化の進行とともにバス路線の廃止、その後の交通手段が確保されないまま、高齢者や車を運転できない人たちは不便を強いられているのです。

さらに、地域住民のよりどころとなっていた白岩出張所も3年前に行革の名のもとに廃止され、行政サービスの低下が明らかになっています。

さらに、一つの村が河北町と寒河江市とに分断された三泉地区では、合併をめぐる住民感情のしこりがいまだに残っていると言われます。

昨年5月、3市が合併してできたさいたま市では、旧3市の事務や事業のすり合わせの中で敬老祝い金が毎年支給から5年おき支給に削減されたり、保育料や市立高校の入学金が値上げされたりしているそうです。

また、3年前、兵庫県の四つの町が合併してできた篠山市では、各支所にあった産業経済部や建設部などが 廃止され、合併当時97人だった支所の職員が2年後には52人に激減し、住民からは行政が遠くなったとい う声が上がっているとの報告もあります。

そこで伺います。

国や県は、合併することにより、現在のサービスの水準を確保しつつ、介護、福祉サービスなど、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになると言っていますが、合併によって、かえってサービスが低下したり、過疎化が進むということがないのかどうか、市長の考えをお伺いいたします。

さて、国は、合併推進の先導役として都道府県を通し、平成 17 年 3 月まで 1,000 を目標に合併を進めようと躍起になっています。合併協議会をつくった自治体には、合併準備金として 1 自治体 500 万円を補助することや、合併に伴うまちづくりのため、開発や施設建設の費用には、合併特例債として事業総額の 95%の起債を認め、そのうち 70%を後年度交付税で措置するといったことや、合併後 10 年間は合併前の交付税を減額せずに交付する。さらには公共料金の格差是正や公債費の負担格差の是正、土地開発公社の赤字対策に対応するための財政支援など、のどから手の出そうな甘いあめをちらつかせながら、合併への誘導を図っています。

一方、小規模の自治体には、地方交付税の削減が行われています。人口の少ない町村に割り増しして交付している地方交付税を減らし、自治体運営ができないところまで追い詰めて、合併もやむを得ないと思わせる手段をとっているのです。まさに、あめとむちの両方を駆使して、合併に追い込んでいるのが、平成の大合併の特徴だと言えると思います。

しかし、合併問題は、自分たちが住む町の将来にかかわる重要な問題です。国がちらつかせている甘いあめに惑わされることなく、むちにおびえることなく、将来のまちづくりの展望を見据え、あくまでも住民が主体となって、十分に議論をし、自主的な判断をすべきと思いますが、市長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、山間部にある町村に対する市長の考え方をお伺いいたします。

今、国が進めている合併は、財政的な効率化を第一の目標とし、財政力の乏しい過疎地や農山村の自治体は一気に切り捨てようとしています。農山村は、自然環境や景観、水源の涵養や治山治水、さらには私たちの命の源となる食料の生産など、かけがえのない役割を果たしております。

そこに生きる人々は、厳しい自然と向き合いながら、独自の文化や伝統を築いてきました。そうした自治体の中には、自然を生かした独特の町づくりや村おこしをやっている自治体がたくさんあります。地理的、風土的に特殊な条件を持っているところは合併にそぐわないところもあります。

今回の国の方針は、全国一律に一気に合併を推し進めようとしているものです。このようなやり方に私は異議を唱えざるを得ません。

昨年 11 月、全国町村会長大会では、いかなる形であれ合併を強制しないことなどを求める緊急決議を採択しています。同年 7 月、全国町村会が出したアピール文、21 世紀の日本にとって農山村がなぜ大切なのかと題した文章の中には、農山村の果たしているかけがえのない役割と、その地に根を張り、前向きに生きようとする自治体の決意と自信がうかがわれました。

そこで伺います。

都市とは異なる存立条件で成り立っている農山村を、全国一律に合併に追いやることは、改めるべきと思いますが、市長はいかがお考えか、お伺いいたします。

さらに、むしろ農山村の持つ多様性を重視し、自立した自治体運営を継続発展できるよう、国は対策をとるべきと思いますが、市長の考え方をお伺いいたします。

次に、合併問題に関する西村山広域合併研究会が発足したと聞いておりますが、その研究会の内容について、 組織はどのようになっているのか、研究の内容はどうなのかなどをお伺いいたします。

次に、判断の基準となる情報の公開についてお伺いいたします。

合併協議会の運営の手引に関する国、県の資料には、メリットだけが強調されており、デメリットについて は余り記載されておりません。

山形県内各所で行われている合併問題のセミナーにしても、講師は一方的に推進を語る人たちに限られており、これでは公平に住民の意向をくみ上げることはできません。

住民の判断にゆだねるとか、合併を押しつけるものではないなどと言っていますが、判断の物差しとなる双 方の意見や資料が出されなければ、公平な判断はできません。

合併推進の意見だけでなく、合併によって生じるデメリットや町の将来像、財政がどのように変わっていくのかなど、住民が両方の意見を比較検討し、みずから判断できる情報の公開をすべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

最後に、十分な論議と住民合意についてお伺いいたします。

合併協議会運営の手引第3章には、合併は国のためにやるのではなく、国が無理やりさせるものでもない。 住民の利益、納税者の利益のために行うものであります。手続も政府が進めているのは、自主的な合併であり、 住民の自主的な決定によるものです、とあります。

住民が自分たちの住むまちの将来を真剣に考え、どのような町にしたいのかなど、さまざまな意見や問題点を出し合って論議をする必要があると思うのですが、市長はどのような方法で住民参加の合併論議をし、意向を集約するつもりなのか、お伺いいたします。

以上、申し上げまして、第1問といたします。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、市町村合併に対する考え方ということでございました。基礎的な地方公共団体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村が、個性豊かに自立し、その行政能力を一層発揮することは、地域全体の活力に結びつくものと考えているところでございます。

また、交通網の整備や最近の情報通信手段の急速な発達普及によって、住民の活動範囲は行政区域を超えて、 飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的整備や相互利用、行政区域を越えた土 地利用など、広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっております。

さらに、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化、高度化、広域化する行政課題への的確な対応が求められているところでございます。

また、これからの地方自治体というものは、地方の時代にあって、地方で主体的に判断し、決定する、住民に身近な行政というものは、地方自治体にゆだねる方向に進まなければならないものと思っております。公共サービスというものは、住民の負担と選択で実現することが基礎とならなければならないと思います。

そういう中で、市町村合併というものは避けて通れない地方自治体の課題だろうと、このように考えております。

行政コストから見ましても、効率的な自治体の適正な規模としましては、7万人程度とか、あるいは地理的要因から 10万人から 15万人程度だという理論がありますが、合併の態様といたしましては、自治体が広域的に取り組む内容で異なることもありますので、また合併は歴史的なつながりや日常生活圏というものも考慮しなければならないものではないかと思っております。

合併に当たりましては、自己決定、自己責任、自己負担の社会が国民共通の価値観とならざるを得ない社会となると考えられますので、合併を契機に、現在の公共サービスを合併の意図から広域的に地域の実情や相違を踏まえて、大いに議論がなされるべきものと思っております。

次に、住民が主体となって十分に論議をして自主的な判断というような御質問でございます。

聖域なき構造改革を掲げる小泉内閣におきましては、地方財政に係る制度の抜本改革も構造改革の基本方針の一つとしており、昨年6月に示された今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針いわゆる骨太の方針において、自立した国・地方関係の確立を掲げ、国と地方が関与依存し合う仕組みを改めるとして、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税制度を見直すとともに、税源移譲も含めて、国と地方の税源の配分を見直すこととしております。

確かに、市町村合併や広域行政を促進する必要があることから、現在、平成 17 年 5 月まで合併した市町村に対し、地方交付税配分を合併前の水準で 10 年間維持することや、元利償還金の 70%を交付税措置する合併特例債の措置など、各般の行財政措置を講じておるようでございます。

しかし、合併が単なる財源問題からのみの引き金となって行われることに対しては危惧しておるところでございます。

総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村が、個性豊かに自立し、その行政能力を一層発揮することは、地域全体の活力に結びつくものと考えているところであり、地方分権の推進の観点で、合併が考えられるべきものと思っております。

地方の時代に合ったように、権限の移譲、それにあわせて財源の制度的な移譲と移管というものも考えられるべきものと思っております。

そういうことで、住民のための市町村合併ということにほかならないわけでございまして、住民のための住民によるところの住民の意思が基本であり、十分の議論がなされた上で市町村が主体的に決定すべきものだと、

このように思っております。

それから、農山村に絡んだところの質問がありました。

現在の地方行政体制というものは、昭和30年前後の昭和の大合併と言われる際に決まったものが、50年間そのまま維持されてきておるわけでございます。

我々の身の回りで 50 年前のものが使われているものもあると思いますが、50 年たっている以上、少なくと もそのあり方について所要の検討を加えるべきことも必要ではないかと思っております。

50年前の地域社会は、ほとんどの家庭で電話、テレビ、車もなく、隣の市町村までの道も改良舗装されず、時間的距離、空間的距離の感覚は今とは随分異なっていたことは想像にかたくありません。

今は、電話、ファクスはもちろんインターネットできめ細かな情報ネットワークが張りめぐらされ、道路についても格段の整備がなされております。住民の生活行動圏域というものは大きく広がり、公共サービスの受益を受ける範囲は、その納税される市町村の枠を超えて広がってきております。

一方、それぞれの地域に、地域コミュニティーは存在しておりますし、特別の地域の個性というものは残していかなければならないとは思います。市町村の行政規模の拡大というものが、自治に関する自己決定という観点からは不可避であると思っており、農村の存続、役割、それなりに認められますことから、農山村の振興も含めて議論されるべきことと思っております。

それから、合併研究会の状況についてお答えいたします。

昨年3月に策定した第4次西村山広域行政計画にも市町村合併等への対応ということで、地域住民の自主的な発意を基本とした広域としての対応について、関係市町間で調査研究を進めるものとしております。

西村山圏域の首長において、先般、合併について話し合いをいたしました。この中では、合併について対応すべきという首長と消極的な首長がおりましたが、結果的に、西村山広域行政事務組合の中に、西村山地方各市町の合併に関して調査研究を進めるために、平成 13 年 11 月 22 日西村山広域行政圏市町合併調査研究委員会を設置いたしたところでございます。

委員は、西村山広域行政圏を構成する市町の企画担当課長をもって組織し、事務局を西村山広域行政事務組合に置いております。

研究会の状況ということでございますが、第1回目の研究会は、本年1月17日に開催され、委員長、副委員長の互選の後、協議に入り、平成14年度における事業案を決定されたところであります。

平成 14 年度の事業といたしましては、研修会の実施を初め、岩手県において平成 13 年 11 月 15 日に大船渡市と三陸町が合併しておりますので、そちらへの視察、そのほか基礎資料を踏まえた調査研究を行うことといたしております。以上が、現時点での合併研究会の状況でございます。

次に、判断の基準となる情報の公開、そして十分な論議というものをどう住民の合意というような、二つについてのお尋ねもございました。

先ほども申し上げましたように、近年の通信網の整備や最近の情報通信手段の急速な発達、普及によりまして、住民の活動範囲は、行政区域を超えて飛躍的に広域化しております。また、申し上げましたが、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化、高度化、広域化する行政課題への的確な対応が求められており、こういった時勢を考慮いたしますと、市町村合併というものは避けて通れない情勢なのではないかと思っております。先ほど申し上げたとおりでございます。

市町村合併は、市町村の自主的、主体的な判断により行われることが基本であることから、まずそれぞれの 市町村において、住民に対し、合併に関する積極的な情報提供を行うことは当然としてやらなければならない と思っております。各市町や地域住民が自主的、主体的に取り組むことがまず基本であるものと考えており、 地域の住民も行政も十分な議論をなされた上で、後世に誤りのない選択をしなければならないものと思ってお ります。以上であります。 佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 一応、お答えいただいたわけですが、非常にこう、広域合併というだけあって、漠とした答えでありまして、具体的には市長の考えはお聞きできなかったわけです。

少し具体的にお聞きしたいというふうに思うんですけれども、市長は、これまでの同僚議員の質問の中でも、 広域合併は避けて通れないものだというふうに言われておりますけれども、 寒河江市民を初め、 関係する町村 の盛り上がりといいますか、 そういうものが大事だろうというようなことを言ってらっしゃいます。 非常に受け身的な考え方のようですけれども、 市長自身は寒河江市がほかの町村と合併することに対してどのように考えていらっしゃるのかなというふうに私は思うのですけれども。

寒河江市が合併を考えるというふうになりますと、やはりこの西村山一円だろうというふうに思うんですが、 山形県で出しております要綱の中の市町村合併のシミュレーションというのがあります。

この中には、西村山一円の試算というものが出ているわけですけれども、これによりますと、財政的な面から見ますと、合併に当たっていろいろな補助金とか特別の特例債というようなものがつくわけですが、それを合計しますと約 485 億円という非常に膨大な補助金とか起債とかが認められるというふうなことになるんですけれども。

これを全部受けたとしまして、起債の方は 70%が後年度交付税で措置になるというようなことが言われておりますけれども、この中で、70%のほかの 30%、それを起債で返していくというふうになりますと、非常な額になると、 145 億円ぐらいですか、 150 億円近くの返済になるというふうに思うんですけれども。

こういうものが、もしこれ全額借りたとして返済していくというふうになりますと、その合併した 10 年間 というものは交付税を削減しないとかいろいろな利点があるわけですけれども、それ以後 10 年を過ぎれば、今度は交付税の削減ですとか、その返済ですとか、そういうものが目白押しにやってくるわけですね。

そうしますと、今でさえも、交付税が減額されて、臨時財政対策債というようなもので補っているというようなことからすれば、ますます財政的には厳しくなるのでないかというふうに思うわけです。

それから、西村山の一円のことを考えてみますと、非常に地域的には広くて、そして寒河江市と河北町以外は、山間地を抱えている非常に過疎が進んでいるまちなんですけれども、そういうところを視野に入れて考えてみた場合に、果たして合併としてのメリットがあるのかなと、私は考えているわけです。

こういう地方分権の時代になって、地方が主体的にその住民の福祉とか生活とかそういうものを責任を持って見ていかなくてはならない時代だというふうなことを言われておりますけれども、身近で住民の生活を維持向上させていくというふうになりますと、合併をして大きなまちになった方が、かえって住民にはそういう身近な福祉とか生活というものが遠のいてしまうのではないかというふうに感じるわけです。

そういう点を市長はどのように考えていらっしゃるのかなというふうに思いますけれども、そういうことも 考えの中においていらっしゃるのかどうか。

合併をしてよくなるというのが、本来の姿なんでありますけれども、それがかえって負担になる、住民にも 行政から遠のいてしまうというようなことになりはしないのかという心配があるわけです。

ゆうべ「クローズアップ現代」というのがNHKのテレビでありました。合併の問題を取り扱っていた番組でしたけれども、この中で、合併をして非常によくなったというような自治体のことも出ておりました。

それは兵庫県の篠山市ですか、4町村が合併して篠山市という市になったというところなんですけれども、ここは非常に財政的にうまくいったというので、全国から視察が絶え間なく来ているというようなことだったんですけれども、財政的にうまくいったという反面、支所の職員が97人から52人に減らされたというようなことがありましたし、そういう行政が遠くなったというような、一方ではそういうデメリットも出ているということなんですね。

そして、もう一つは、合併をしたくないということを言っているという、青森県の三戸町というところだっ

たんですが、ここでは八戸からの合併を断っていると。

その理由はなぜかといいますと、三戸町では、合併をすることによって、今まで住民に対して行ってきたいるいろなサービス、福祉的な面とかそういうものが遠ざかってしまうと、町は町自体でいるいろな医療設備なんかも準備をして、高齢者への訪問看護とかそういうものを充実してきたと、そういうことが合併すればできなくなるんでないかという町長の考え方もありましたし、住民からも、医者にも行けなくなるんでないかとか、保健婦さんの数も減らされるんでないかと、そういうふうな不安が訴えられておりました。

その町は、やはり役所の徹底的な節減をしながら、できるだけ自立した町で頑張っていきたいということで、合併はしないというようなことを言っているんですけれども、やはりそういう両論があるわけですが、寒河江市が合併ということを考える場合に、やっぱりこれからは西村山の高齢化率が 26%以上になると、非常に高齢化が進んでくるというような中で、地域的にも離れている、そして山間部が多いというようなところ、そういうところを一緒にやることによって、かえって住民へのサービスが低下したり、また負担が大きくなってきたりするのでないかという不安が私はあるわけですが、そこのところで市長がどういうふうに考えておられるのかをお伺いしたいというふうに思います。

それから、情報を広く市民に伝えるべきでないかということを私は申し上げたわけですけれども、西村山広域行政事務組合を中心として、研究会を発足させたというようなことでありましたが、こういう1市4町の中で、どのようなことが話されたのか、どのような取り組みをしようとしているのか、そういうことはやはり市民にも議会にも情報を流していただきたいと、こういうことを申し上げているところです。

そして、市町村合併を考える場合に、住民の意思決定が一番大事なんだというようなことを言われているわけですけれども、やはりどこで判断するかというようなことがなかなかそういう、資料とか意見とかそういうものが、メリット、デメリットも含めたそういう意見交換ですとか、そういうものがなければ住民はなかなか判断できないわけですね。

ですから、そういうことをどのように具体的に取り組んでいかれるのかということをお聞きしたいというふうに思ったわけです。

1 問では余り具体的なことはなかったんですけれども、どういうふうに考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、国におきましても、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の果たす割合というのが重要であるというようなことで、市町村合併の推進に対するところの指針というものを策定して、そして都道府県に対しましては合併パターンなどというようなものを内容としますところの合併の推進についての要綱というものを策定させたわけでございます。

御案内かと思いますけれども、県におきましては、平成 12 年 11 月に合併推進要綱というようなものを策定し、その中で参考となる合併パターンというものを示しておるわけでございまして、本市にかかわる合併パターンとしましては、西村山地域 1 市 4 町の合併パターンと西川町との合併パターンの二つが示されたわけでございますので、そういうようなこと、あと、 1 問で答弁申し上げたような趣旨から申し上げましても、21世紀の個性ある地域発展というものを目指していくためには、西村山地方での合併ということが、同圏域での課題ではないかと、こう思っております。

それから、何か合併というものを、他から押しつけ、あるいは強制と、こういうようにのみ私は受け取っておらないところでございまして、やはり先ほども申し上げましたように、広域的に処理しなくてはならないということもございますし、あるいはまた交通道路網、手段を初めあらゆる情報というものが、広域的になってきているということは、これは否めないことだろうと思っております。

そういうことで、地方の時代に合わせて、外から、あるいは国からやらされるというようなものじゃなくて、 自主的に自立したものとして考えていくということにならなくてはならないと、このように思っております。 それからまた、何回も言うようですけれども、権限の移譲と、移譲というだけは、のみならず、財源の移譲 というようなものも、これを地方に対する移譲、移管するというようなことも、そして地方に力をつけさせる というようなことの中でのことで、地方の構造改革といいますか、これも考えていかなくてはならないと、こ う思っておりますし、また都市と農村の対立とか、あるいは合併が農村の切り捨てに結びつくんじゃないかと いうような考えというものは、私はいかがなものかなと、こう思っておるところでございます。

あとは、合併の委員会につきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、研究会というものがまだ 緒についたばかりでございます。これから大いに議論していただこうと、このように思っておりますし、また 各市町それぞれにおきましても、それらの取り組みというものが、勉強会あるいは調査、研究というものが進 むことを期待しておるわけでございます。

市におきましては、いろいろ情報を流しましたし、あるいはシンポジウムもやったところでございまして、 寒河江市のみならず他町の方からも参加されたようでございますので、いわゆる関心の度合いというものも 徐々に上ってきておるのじゃなかろうかと、このように思っておるところでございます。以上です。 佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 やはり何かかみ合わない答弁だなというふうに思うわけですけれども、農山村については、何か農村が見捨てられるのでないかというような、市長はどういうふうな表現をされたんだかわかりませんけれども、ちょっとわからなかったんですけれども、全国の市町村会が出しましたアピール文、これ市長はごらんになりましたでしょうか。

これ非常に長文にわたるものだったんですけれども、内容の非常にすぐれたものだなというふうに私は受け取ったわけです。都市と農村が対立するというのではなくて、やはり都市と農村は共存共栄をしていかなければいけないというようなことを書いているわけです。

やはり農村は農村のそういう存立の条件があるし、都市は都市でまたそういう条件があると。そういうところを都市と農村がお互いにその立場を理解することによって、都市も農村も栄えるような行政にしていくべきであろうというようなことを書いているわけです。ぜひこれ一度目を通していただきたいというふうに思うんです。

市長は、この寒河江市がどうしても合併をしなければ生き残れない町だというふうに考えていらっしゃるのですか。どういうふうに考えていらっしゃるか、その点、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

そして、住民が合併については決めるべきだと、判断をすべきだというふうに言っておられますけれども、 やはりそれについての十分な情報の提供ですとか議論の場というものも、行政の方ではどういうふうに考えて おられるのか、その点、何か具体的な答弁が得られなかったようですので、もう一度お尋ねしたいというふう に思います。 佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 それから、先ほどメリット、デメリットの話がございましたけれども、やはり身近なものというようなものも、これも自治体が自主的に考え、主体的に考え、身近なものが切り捨てられるんじゃないかというような御意見でございましたけれども、広域的な行政体になりましても、身近なものを自治体がそれなりに考え、自主的に判断して決定するというようなことは当然のことでございまして、そういうことは生じないと思っております。

ですから、距離のみじゃなくて、距離のみの遠さでなくて、行政が遠くなったというようなことにはならないと私は思っておりますし、そういうことのないように留意するというようなことは当然なことだろうと思っております。

それから、都市と農村部につきましての話につきましては、1問、2問でも答弁申し上げたとおりでございます。

それから、寒河江市におきましても、広域が求められているというような状況には、これは全体としてならなくてはならないと思いますし、あるいはまた中核都市としての寒河江でございますから、それを受けとめていくところの考えというものはあってしかるべきだなと、このように思っております。

現在におきましても、寒河江、西村山が一体となって広域的な業務をやっておることは、これはそのとおりでございまして、そういうことを踏まえた広域的な処理というもの、あるいはそれを求めているということの時代の潮流になってきているんだろうと、このように思っております。

また、周辺の町におきましても、十分にその辺のことを理解しながら、それぞれ御議論がなされるものと、 このように思っております。

佐藤頴男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号7番、8番について、14番佐藤頴男議員。

〔14番 佐藤頴男議員 登壇〕

佐藤頴男議員 私は緑政会の一員として、通告していることにつきまして、私の考えを申し述べて、市長並 びに教育委員長に一般質問をいたしたいと思います。

質問に先立ちまして、先般、日田の大豆組合が知事表彰を受けられたわけですけれども、このたび全国農業改良普及協会が主催する大豆づくり日本一表彰事業において、最高の農林水産大臣賞に決定し、3月11日に東京において受賞を受けられますということであります。まことにおめでたいことであり、寒河江市にとりましても、大変名誉なことでありますとともに、日田の大豆組合の皆さん方にお祝いをまず申し上げたいというふうに思います。

さて、農政についての通告しておる1番についてでありますが、BSEの発生や雪印食品や食品取扱業者の 節度のない偽装事件などによって、国民の食糧安全性を監督すべき厚生労働省、農水省の安全に対する対応や 検査体制の甘さが指摘されるとともに、国民の食糧安全性について、その不安が一層高まっておることは御案 内のとおりであります。

今、我が国の食糧自給は 38%と先進国で最低であり、61%の食糧は生産現場が見えない、遠い外国に頼っている現状にあります。

最近特に急増している中国からの輸入農産物の安全性を疑問視する声が高くなっております。

報道によると、中国政府は昨年、国内流通野菜の 50%ほどが残留農薬安全基準を超えて、その結果、多数の中毒患者を発生した、しかし日本への輸出野菜は検査などの安全対策を講じているので安全である、こう公表した。

厚生労働省は、これを受けて、今年1月を中国野菜検査月間と定め、輸入届け出の農産物に対する残留農薬 モニタリング検査を実施したとのことであります。

農水省におきましても、昨年来から緊急的に輸入野菜についての残留農薬検査を実施した結果、中国産サヤエンドウ、タイ産のオクラなどから、日本では使用禁止となっている有機燐系の殺虫剤が検出されたとのことであります。

輸入野菜だけでなく、他の農畜産物や容器包装にも問題が発生していると言われております。

欧州連合 E U の委員会が 1 月末に、中国からの食肉、海産物などの検査結果、残留物質に重大な問題があったと公表いたしました。

厚生労働省でも、中国産鶏肉などについて輸入届け出の 10%の検査を強化するよう、各検査所長に通知したとのことであります。

先月末、米国産輸入米穀に使用されている包装樹脂袋の一部から、食品衛生法の基準を上回る鉛が検出され、 輸入米穀の販売が一時凍結されたと聞いております。

我が国では、外国から食料を輸入するには、その安全性を確保する意味から、食品衛生法第 16 条にもとづいて、輸入業者はその都度、輸入届け出を出すことになっているわけであります。

2000年の1年間の輸入届け出件数は 155万件で、前年比 10.5%の増加であり、その届けに対する検査件数は、7.2%に当たる11万 2,200件が実施された。その結果、そのうち 1,307件が食品衛生法に不合格として、積み戻し、または廃棄などの措置がとられた。その不合格の中に農産物が最も多く 299件であり、数量では3,845トンもあったと言われております。

また、農水省の輸入植物検査を行った結果、何と、害虫がついて不合格となったものは、タマネギでは 70% もあったというのです。 農水省が行った食糧品消費者モニターでも、食品に対する不信が最も多く、輸入農産物の安全性が 82.9% であったと、農業新聞は報道しております。

我が国の食糧自給が 40%弱までに低下しておるわけでありますけれども、その原因は農産物の内外価格差 や農業所得の減少と、農家の農業離れや国内生産量の減少などと言われております。

しかし、その最大のものは、工業製品の輸出による貿易の自由化推進と、経済優先の市場原理のみ追い求めてきた結果であると思うのであります。

今、市場や店先には外国産の農産物がところ狭しとあふれておりますが、世界に目を向けると、地球の人口が毎年1億人ずつ増加し、しかも、3分の1の国では食料不足で苦しんでいることを忘れさせている現状にあります。

このような食糧事情によって、私どもの食生活が変化を来しております。食は地域の長い歴史、風土の中で 先人より受け継いできた地域の文化であると言われております。それが今崩れかけているのではないでしょう か。

しかし、BSEの発生や食品取扱業社や輸入業者の節操のない偽装事件などによって、最近、国民の多くが 外国産農産物や食料に対する安全性について真剣に見詰めるようになってきたと思うのであります。

生産者の顔が見える、安全で安心して食べることのできる国内農産物を多くの市民が求めていることは、アンケートの調査などでもはっきりしておるわけであります。

しかし、農業の現状は、御案内のとおり、農業従事者の老齢化、若い後継者不足、農産物価格の低下など、 厳しい環境が長年続いており、大変難しい問題になっております。

国民の60%以上の人々の胃袋を、命のもとである食を外国に任せて、本当によいのだろうか。命と健康に不安きわまりない危険な輸入食品に頼ることを少なくすることを、市民と一緒になって安全な食料の自給を、転作田を利用して市民農園をさらに拡大してはどうかと思うのでありますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、(2)番目のことについて申し上げます。

昨年の秋、県は農業基本条例を制定し、活力ある豊かな農業山形県を目指して、その指針を定めたと聞いて おります。

農業県であります本県農業の生産額は年々減少を続けておりますが、これを機会に、歯どめとなる施策の実 行を期待しているものであります。

基本条例の中に、地産地消という全く新しい言葉が出ております。それは、その土地でとれたものを、その土地の人によって消費しようという新しい発想であると思います。

これまで、農産物の流通は市場競争原理に基づいた大規模、大量生産、大量集荷による大量多元販売方式で、 量は力なりと、東京、名古屋、大阪などといった大都市を中心に農産物の販売をしてきたのが主流となってき ておったわけであります。

基本条例では、世界の食糧情勢や地球環境など長期的視点に立って、生命と暮らしの根幹をなす食と環境を支える農業など、農村を県民の貴重な財産と位置づけ、県民が良質な県産農産物を安定的に消費して、健康的に生活できる社会を構築し、本県農業の持続的な発展のもとで、豊かな住みよい地域社会を実現することを目的としております。

これを達成するため、県の責務として、国、市町村との連携、農業者の役割としては、消費者に信頼される 良質で安全な農産物を合理的な価格で安定的な生産と供給、食品産業などの事業者の役割としては、消費者へ の安全な食品の安定的な供給と県の農産物の利用、県民の役割として、農業、農村の果たす役割への理解を深 め、県農産物の利用推進、重点施策の推進に当たっては、実行計画を策定し、計画的に進めることによって、 地産地消の推進、安全かつ安心な農産物の生産と供給の推進、畑作物の生産振興を上げております。

地元の消費者が必要とし求めたい農産物を、農家が生産して消費者に提供するということは、農業本来の姿

であります。

しかし、それはお互いの理解と協調性や信頼関係ができて成り立つわけであります。これを成功に結びつければ、農業・農村に元気を取り戻すことができることであり、地域経済の活性化に大きく貢献するものと期待をいたすものであります。

古い話で恐縮ですけれども、昭和58年ごろに県が主催した京都での山形県産農産物の消費宣伝会に私も参加させていただきまして、京都の消費者団体との交流会で聞いた話でありますけれども、京都の農家が地元の市場に地元の農産物を持っていくと、役所より奨励金を受けることができるという話であります。

それはなぜですかと聞いたところ、地元でとれた新鮮な野菜や農産物は栄養価が高く、特にビタミン含有量が多く、健康な体をつくるのにすぐれており、市民の健康づくりに貢献するので奨励金を支給しているのであると聞きまして、大変感心をいたしたことがございました。

昔からの言葉に、初物を食べると3年長生きするとか、早くとったものや新鮮な野菜ほど風味が濃くおいしいということは今も変わりないことであります。次の世代を担う大事な子供たちの学校や保育所の給食に、地元の朝にとれた新鮮な野菜を取り入れてほしいと思うのであります。

県においては、新年度の予算に計上して積極的に進めようとしております。市場や商人を通さない、生産者 の顔の見える、良質で安全な野菜や農産物を、子供の昼食に取り入れてほしいと期待するものであります。

県の農業基本条例を受けて、本市の対応と市長の御所見をお伺いいたしたいと思います。

次に、教育行政について申し上げます。

(1)番でありますが、いよいよ4月から学校教育が大きく変わるわけでありまして、教育委員会や各学校において、新しい時代を担う教育のあるべき学校づくりに向けて万全の準備が進められておりますことに敬意を表します。

そして、昨日夕方、隣組長から教育委員会の発行する新しい教育のことにつきまして詳細に書かれたものを見せていただきました。大変市民の人たちにも満足感を得たのではないかというふうに見たところでありますが、事前にこのことを考えておりましたので、私の意見を申し述べて、教育委員長の御所見を賜りたいと思います。

申し上げるまでもなく、土曜日が全部休みになって、週五日制になることや、もう一つは生徒が自主的にかつ主体的に問題を解決して生きる力を育んでいく学習、具体的には体験を重視して、各教科の中で体験学習を取り入れるとともに、枠にとらわれない総合的な学習時間を設けて、体験学習を積極的に取り入れようということが挙げられておるわけであります。

そこで、自然体験や生活体験が豊かな子供ほど道徳感や正義感といったものが身につくとして、自然体験や 農林業の体験を行うことは、豊かな情操を育て、社会の中で自立して生きる力を与える最高の機会であると言 われておるわけでありまして、こうした農村、農業の持つ教育的な意味に早くから着目されて、都会の子供た ちを呼び込んで大江町の山村などでは自然体験を実施してきたのでないかというふうに思っております。

現在、市内の子供たちは、自然豊かな環境に生活はしておりますけれども、ゲーム機の発達などによって、自然の山や川で遊ぶことを知らない子供が大変多くなってきていると思います。農家の子供であっても、農業を体験したことのない子供が多くなっており、それは農業機械の進歩発達によって農作業が機械化し、そのことが進むことによって、児童や子供たちの手伝いというものが必要なくなったというふうなことも意味していると思います。

しかし、人間が生きていく上で、肉体に刻み込まれた経験とか知識や知恵といったことが、小さい学童のうちから、動物や植物を育てる体験などを通して体得させることは大きな意義があると思うのであります。

体験学習を通して、学校の教育では見えなかった能力や才能、個性が見えて再発見されることがあると聞いたことがあります。また、動物や農産物を育てることによって情操が育ち、自然や歴史などの新鮮な出会いから好奇心が生まれるところの農村が持っている教育的な意味を教育の中で活かしてほしいと願うものであり

ます。

新しい教育課程の中で、本市の学校で具体的にどのような計画が進んでおりますかにつきまして、教育委員長にお伺いをいたしたいと思うのであります。

次に、(2)番目の道義・道徳教育の充実について述べさせていただきますが、近年、経済的な豊かさの反面、道義・道徳の乱れはまことにひどく、大きな社会問題であります。我が国を代表するような政・官・法・財各界の倫理観の乱れは目を覆うものがあります。このような社会道義を忘れた自己中心の他を省みない行為は、一日も早く排除すべきであると思います。

このような状況の中で、学校教育に求めることはまことにおこがましいことであると思いますけれども、21世紀の担い手は紛れもなく子供であり、人材教育こそが我が国の存立基盤を確かなものとするために最も重要なことであるからであります。

報道によりますと、義務教育の現場では、社会を反映してか、学校が荒れており、学級崩壊が進んでいると言われております。本市ではそんなことはないと思いますけれども、全国の中学校では1年間でいじめが1万9,000件、暴力は2万7,000件で、過去4年間で50%も増加し、不登校生は10万8,000人で、中学生の実に38人に1人に達していると言われております。

小中学校の生徒時代に、人間としての生きていくための最低のルールをしっかりと厳しく身につけさせることが大切ではないかと思います。個人の権利や自由は社会の規則やルールを絶対に超えてはならないということを、しっかりと教えることが重要であると思うのであります。

生活様式の変化によって、価値観が多様化しているとよく言われますけれども、私は価値観が多様化しているよりも、価値観が混乱しているのではないかと思うのであります。

道義・道徳の基本であります正義、礼儀、恥ずかしいこと、人として踏み行うべき道を正しくしっかりと教えてほしいと思うのです。

そして、先生方には自信と確信を持って、生徒たちに体当たりで取り組んでほしいことを心から念願申し上げながら、教育委員長の御所見をお伺いし、さらに本市の不登校生やいじめの実態はどのようになっているかをお尋ねいたしまして、第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、農政問題でございます。

御指摘のように、昨年のBSE問題に端を発した雪印食品の偽装事件を初め、その後の牛肉や野菜の産地名 や消費期限などの品質表示偽装行為が相次いで発覚し、連日のように新聞やテレビをにぎわしております。

こうした行為は、大企業、中小業者を問わず行われていたようで、消費者の農産物に対する不信感を大きくさせており、生産農家にとっても打撃となっていることは御案内のとおりで、まことに遺憾であると思っております。

また、先月には、中国産のブロッコリーから禁止農薬が検出されるなど、輸入農産物の安全性についても不安が持たれております。

このため、国の早急な対策による食の信頼回復はもとより、本市におきましても、安全、安心、高品質な農産物の生産と、消費者に信頼される産地づくりを図っていかなければならないものと強く考えておるところでございます。

御指摘のように、顔の見える農産物、そして新鮮なもの、そしてまた量的にも安定供給ができるところの体制づくりというものが必要かと思っております。

寒河江の農産品は間違いないというブランド品にならなければならないと思いますし、それなりの努力をこれまでしてきておるわけでございますけれども、安心して食べられる、おいしいところのものを持った新鮮な寒河江の農産物と、これがどこに出しても心配のないようなことに持っていかなければなと、このようにつくづく思っておるところでございます。

こうしたような状況を思いまして、御指摘の市民みずから野菜づくりに取り組むための市民農園の拡大という御提言がございました。

市民農園は、野菜づくりを通して、農業に対するところの理解と関心を深めてもらうことを目的に、市が農家の方にお願いして、昭和61年から開設しておるものでございます。

現在は、ふれあい農園の名称で、西根地区と南部地区の2カ所に合計80アール、110区画程度を設置しております。毎年3月に市報等を通じまして、入園者を募集しておりますが、例年100名ほどの応募があり、野菜づくりを楽しんでおられるようでございます。

ここ数年は、申し込み者数が横ばいで、ほぼ希望どおりに入園でき、今のところは現在の規模で市民の要望 にこたえられる状況になっておる状況でございます。

引き続き、市民のニーズを把握しながら取り組んでまいりますが、今後休日の増加や野菜づくりの愛好家の増加などが予想されますが、それに伴い、市民農園の申し込みがふえていくような場合には農園の拡大についても考慮してまいりたいと思っております。

次に、地産地消の推進について申し上げます。

今、申し上げましたように、農産物の食品表示の偽装事件は、食品流通に対する消費者の不安と不信を招いており、今大きな社会問題となっております。

こうした中で、地元で生産された農産物を地元で消費するという地産地消の推進は、消費者にとっては新鮮で安心、安全な食べ物を購入する機会がふえることでございますし、一方で生産者にとっても、価格、数量の面での安定した需要が確保され、安心して生産に取り組むことができることであり、自立した農業経営の確立につながるものと考えております。

こうしたことから、地産地消については、今後より一層推進していくべきものと思っております。

御指摘のように、県におきまして昨年 10 月に制定された山形県農業基本条例の中に、地産地消の推進を掲

げております。県農産物の評価向上、県内消費の拡大を図るために、県と市町村、生産者、流通、消費団体などで組織する、おいしい山形推進機構が中心となって、地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

平成 14 年度には、地域の学校給食、病院、福祉施設等の公的分野における地産地消を推進するため、生産者と公的分野の実需者、それから行政などの関係者からなる地産地消推進協議会を全市町村で設立することを要請しております。

本市におきましては、地元産農産物の利用促進と地域農業の振興を図り、消費者に新鮮で安心、安全な食べ物を提供するために、新年度において、この協議会の設立に取り組んでまいる考えでございます。

また、学校給食への地元農産物の導入については、本市においては既に平成12年度から、市の助成によりまして、米飯給食に全量地元産の自主流通米はえぬき1等を使用する米飯学校給食推進事業に取り組んできたところでございます。

さらに、学校給食の食材の調達に当たりましては、教育委員会において、可能な限り地元の食材を地元業者から仕入れるよう学校長に要請しており、生鮮野菜や果物については、ほとんど地元の小売業者と農協から購入しているのが現状でございます。

保育所につきましても同様に、可能な限り地元の小売業者や農協から食材を購入することにしております。 今後におきましても、米飯給食に地元産1等米を使用する事業については継続していく考えでありますし、 給食の食材の調達につきましては、地産地消の観点から、ことし立ち上げ予定の寒河江市地産地消推進協議会、 仮称でございますけれども、その中で十分協議いたしまして推進してまいりたいと考えておるところでござい ます。以上でございます。 佐藤 清議長 教育委員長。

[大泉愼一教育委員長 登壇]

大泉愼一教育委員長 教育行政について、初めに、教育に自然や農業の体験学習を取り入れることについて お答えいたします。

現在の子供たちの多くは、疑似体験や間接体験が多くなる一方、直接体験が不足している現状にあります。このようなことから、さまざまな体験活動の機会を豊かにすることは、極めて重要な課題であると考えます。このことは、学校教育において重視していくことはもちろんでありますが、家庭や地域社会においても体験活動の機会を拡充していくことが必要であります。

新学習指導要領による教育課程の実施に当たっては、学校教育活動全体を通じて、体験的な学習活動を積極的に取り入れ、その充実を図ることが強く求められています。

このことを踏まえ、各学校が総合的な学習の時間などの教育活動全体の中で、体験的な学習をどのように組み入れていくかが重要であります。

本市では、これまでも、小中学校において多様な特色ある体験活動を実施しております。

農業的な体験活動としては、学級園や畑を利用したサツマイモなどの農作物栽培、子供自身が種子から育てた草花を使っての学校花壇整備、実習田を活用した稲づくり、収穫を祝うもちつき体験や稲わらを利用したわら細工体験、さくらんぼやブドウなどの果樹栽培体験など、全校あるいは学年・学級単位で取り組んでおります。

また、少年自然の家や月山自然博物館、学校付近の山などを利用し、大自然の中でさまざまな野外活動を行ったり、寒河江川などを活動の場とした川に親しむ活動を展開したりしています。

さらに、幼虫の飼育から行っているホタルの里づくり体験、その他理科や生活科などの教科学習の中でも、 自然に積極的に働きかけながら、体験的・問題解決的な学習ができるように心がけております。

このように、現在も各学校において実施されておりますが、今後も市教育委員会といたしまして、体験的な 学習をより意図的、計画的に行うとともに、自然や農業のよさを生かした教育が適切に実施されるよう指導し てまいりたいと考えております。

次に、道徳教育の充実についてお答えします。

今日、子供たちを取り巻く状況が著しく変容する中、学校、家庭、地域社会が一体となって、それぞれの分野で心の教育、特に道徳教育を充実させていかなければならないと思っております。

道徳教育の重要性を強調した学習指導要領の趣旨を受け、移行措置期間である現在においても、各学校では年間授業時数を確保し、子供たちの心に響く道徳教育が実践されております。

例えば、地域の方々をゲストティーチャーとして迎え、民話を交えた授業の実践、縦割り班による豊かな人間関係を目指した活動、アルミ缶回収やユニセフ募金、福祉施設訪問などによる社会奉仕体験など、体験を通した道徳教育の実践に努めております。

また、年間指導計画の充実とともに、教材の研究や、価値項目の重点化など、子供たちの心を揺り動かす道徳の時間の実践に努力しております。

市教育委員会としては、すべての教育活動の根底に、道徳教育を位置づけるとともに、週 1 時間の道徳の時間を、道徳教育の要の時間として充実するよう努めております。

また、道徳的価値の自覚を深め、豊かな体験を通した道徳的実践力の育成が図られるよう、指導を徹底することはもちろん、道徳教育を実践していく上で必要不可欠な条件である教員の指導力向上のための研修についても一層力を入れていきたいと思っております。

不登校などの実態についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

本市において、月7日以上不登校による欠席児童生徒は、1月の段階で、小学校5名、中学校29名、合計

34 名でありまして、中学校ではやや減少傾向にあります。また、いじめの報告は、中学校で1件報告されておりますが、学校の早期の適切な対応により解決されておりますし、暴力行為の問題行動はございません。

不登校などの問題については、各学校でも重要な課題ととらえ、保護者や地域と密接な連携をとりながら、 未然防止と早期解決が図られるよう、全校体制で取り組んでおります。

市教育委員会としても、寒陵スクールや教育相談体制を充実するとともに、各学校や関係機関と連携を強めながら取り組んでまいりたいと思います。以上です。

佐藤 清議長 佐藤頴男議員。

佐藤頴男議員 御答弁をいただきましてありがとうございました。

輸入農産物の不安要因等の認識におきましては、全く私と同じであります。重ねて申し上げるまでもなく、 いろいろな報道による結果などを見ますと、本当にこんな状態で日本の食というものが大丈夫なのかというふ うな不安を一層する昨今であります。

そして、偽装事件などについては、もう毎日のように新聞に出ておりまして、その倫理観の乱れというもの は本当にひどいものであるというふうに思っております。

きょうの新聞などでも食肉の卸大手業者のスターゼンに監査が入ったというふうなことが出ておりましたし、白豚を値段の高い黒豚と偽ってみたり、福島では値段の高い米沢牛と偽ってみたり、全く数え上げればきりがないほど、こうした問題が発生しておりまして、特に中国の野菜が一層増加する、そういう状況にあるということが財務省あたりの報告にもあるようでありまして、既に外国の農産物の数量は 100 万トンを超えているというふうなことであります。

検査体制の問題なども、ヨーロッパの国々ではもう一本化した形で食料管理が行われているにもかかわらず、 日本では、食料の輸入食品の検査は厚生労働省、そして食品を監督するのは農水省で、防疫は財務省というよ うな、まさに縦割り行政の弊害が出ているのではないかというふうなことが、報道等によって指摘されてい るわけであります。

そのような状況の中で、少なくともやっぱり農村で生活する消費者の皆さん方には安全なものを食べていただく、野菜を食べていただくということが、この土地に生きているところのいわゆる特権ではないかというふうな意味からも、自給野菜をつくる市民農園の拡大を提案させてもらったところでありますが、既に本市では取り組んでおりますけれども、今後一層規模が増大するというふうに私は思うのであります。

そういう意味で、ひとつ市長からも今後の希望者に対しては十分こたえられるような体制をとっていきたいと、こういう御答弁をいただきました。ぜひひとつそのように、寒河江に住んでよかったと、こう言われるような農村の環境というものを、生活に活かされるように取り組んでいただきますことを、さらに御要望申し上げ、また栽培などに対するアドバイザーの設置なども重要な役割になってくるのではないかと、こんなふうに思うところであります。

地元産の学校給食の問題につきましては、新年度において、これらを利用するための推進協議会を設立して 積極的に取り組んでいきたいと、こういうお話がございました。

特に、恐らく私のうちばかりでない、どこでも同じだと思いますけれども、飽食という食生活の中で、余り子供たちは野菜を好まない状況にあると思います。

しかし、やっぱりこの土地に生まれ育ったという子供たちのときに、やっぱり最もおいしい野菜の味というものを知ってもらうということは、郷土のよさというものを知ることになり、郷土愛にも通じることではないかということから、それにはやはり市場を通したなどというそういう野菜ではなくて、やっぱり朝どりのものが即昼間には給食に提供できるような、そういう体制がなければだめではないかと思います。

小売商の問題もありますけれども、今日の野菜や果物の価格の形成の状況を見ますと、小売されている価格の生産者の手取り価格などというものは、わずかに 40%前後なのであります。小売価格の 40%前後が農家の生産者の手取り価格なのであります。

でありますから、私は生産の機能、いわゆる取り組みというものが非常に大事なことではないかと。そこに 私は先ほど御紹介申し上げました京都の例がありましたんですけれども、ぜひひとつそうしたものを取り上げ て、しっかりした形で取り組んでいただきたいものだと、このように思うわけであります。

既に産地と消費地との連携などというものは、果物においてはもう 20 年も前から農協を通してでありますけれども、消費組合との連携が続いておりまして、岐阜や名古屋、東京、そうしたところとは産直形式で進ん

でいるわけであります。これは市場が商人を通さない形のものであります。

そういうふうに長続きしているということは、それなりのお互いのメリットがあって続いておるわけでありまして、本市の野菜の生産などを調べてみましても、ネギの生産量は 30 万 4,700 キロ、年間でありますが、トマトが 18 万 8,000 キロ、ナスで 1,700 キロ、メロンで 4 万 7,600 キロ、ツルムラサキで 19 万 1,400 キロ、キュウリでは 3 万 2,100 キロ、食用菊で 3 万 8,100 キロ、エダマメで 12 万 100 キロ、カボチャで 5 万 3,900 キロ、山菜が 7,050 キロなどが農協で取り扱っているものでありますが、これ以外に、秋野菜のサトイモであるとか、セイサイとかハクサイ、タマナなどといったような野菜がこの地において生産されておるわけであります。

先ほど市長の答弁にもありましたように、推進の協議会等を通しながら、ひとつ野菜組合などと具体的な協議をし、そして契約的な栽培を進めていくと、そこまでやっぱり進めていかないと、必要なときに必要なものが給食の中につながらないと思うわけでありまして、ぜひひとつそういう方向で、大変市長はこのことについて前向きに、県の方とタイアップしながら考えておられるようでありまして、県のさまざまな事業等の取り組みなどについても、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、教育行政につきましてですけれども、先ほども申し上げましたように、このような立派なものが、きのう夕方隣組長から配布になりまして、大変いいものをつくってくださったなというふうに感心をいたしたところであります。

そしてまた、ただいま教育委員長から、現在まで取り組んでいることや、さらに今後取り組もうとするさまざまな、大変立派な御答弁がありました。

私も学校とは非常に近い関係にありますけれども、今後ますます家庭と学校、それから学校と社会という、その関係が重要視される中でありますので、学校の取り組もうとすることや、取り組んでいることなどについてのパブリックリレーション、いわゆる広報活動がやっぱり徹底していかないと、せっかくの学校の行事というものが地域の中で生かされていかないのではないかというふうなことなどから、ぜひそんなことなども考えていただきたいものだなということを感じたところであります。

最後になりますけれども、先般、アメリカ、カナダの学校教育視察に参加された方の話を聞く機会がありま した。

それは、向こうの学校に行きまして、今、日本の学校現場において、不登校であるとかいじめとかといったような問題で実は困っているけれども、米国のここの学校ではどうですかというふうに尋ねたところが、今、私どもの学校では、日本の戦前の教育を基本にして教育を行っているんだ。したがって、不登校とかいじめなんていうものは全然ない。小中学校は義務教育である。したがって子供が学校に行かないということになると親が罰則を受けるんだと。それが義務教育というものであるというふうなことで、日本のそうした質問、不登校やいじめなどということは全くナンセンスであると、こういうふうに話をされたということであります。

私はその話を聞きまして、はっと何か私の胸に刺さるものを感じました。こんなことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思いますが、御所見がございましたならば、お伺いいたしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど来からの偽装事件等々を見ますと、輸入ものよりも国産品と、あるいはブランド品指向といいますか、ブランド品に表示がえしての偽装というようなものが見受けられるわけでございます。

というのは、それはやっぱり食品に対するところの信頼度があったのではなかろうか、あるのではなかろうかなと、こういうことのあらわれだろうと、こう思っておるわけでございまして、消費者はより一層、安心、安全、新鮮なものを求めておるということでございまして、それが裏切られた、信頼を失っておるというようなことになっておるんだろうと思います。

これらの事件を聞くにつけ、見るにつけまして、やっぱり顔の見えるところの農産物の生産というものが、大変これからなお一層、力を入れていかなくてはならないんだということと、それからやっぱり販売ルートといいますか、直販ルートといいますか、そういうものをやっぱり確立していかなくてはならないと、このように思っておるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、地産地消の推進協議会というものを早く立ち上げたいと、このように思っております。行政あるいは農業団体、そしてまた民間の企業、消費団体と、こういうものも、どういうようなメンバーにするか、これからでございますけれども、結成してまいりたいと、このように思っておりまして、地元のものを地元が使うということになりますれば、非常に流通経費が少なくて済む、マージンが少なくて済むということでございますので、生産者も消費者もこれは一挙両得だとこのように思うわけでございます。

これまでにおきましても、触れ合い交流ものとか、あるいはアグリというようなことがあるわけでございますけれども、なおなおそういう地産地消の組織というようなものも考えてまいらなくてはならないのではなかるうかなと、このように思っております。

また、地元の大豆で地元で豆腐をつくるというようなことがあるわけでございますけれども、本当にこういうようなことは、安心しておいしく食べられるというようなことが、これが寒河江の特産品の開発にもつながっておると、このように思うわけでございまして、米の減反が進む中で、何とかこういう米にかわるところの農産物というものを、それを特産品に変えて、若干の付加価値で変えて、寒河江の特産品をつくっていくということも、十分検討していくことが、本市の農産振興、農業の活性化につながっていくというように思っておりますし、またそれが流通業界なりあるいは消費者にとりましても大きなプラスになっていくものと、このように思っておるところでございます。以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 議員おっしゃいました、学校、社会、家庭の関係を重視すべきだと、同感であります。 このように進めてまいりたいと思います。

それから、アメリカやカナダでは、今、日本の戦前のような教育が行われている、日本ではどうかというふうな問題提起でございましたが、確かに、アメリカでは70年代に、哲学的な考え方、ジョン・デューイという人ですが、こういうふうな人の考え方から、子供中心主義とか、経験主義とかいうふうなものが非常にはびこりまして、そしてそれがいろんな非行につながったというふうな今反省が行われまして、十何年前ですか、前のブッシュ大統領の時代から、これを直そうというふうなことで、さまざまなそういうふうな個性だけを重視した学校が大分廃止されまして、今は人格教育と、それから学力重視というふうな方に傾いております。それから、いろんな規則なんかも前と違ってかなり厳しくなっているというふうにお聞きしております。

しかし、これがどういうふうに、アメリカで前から行われた経験主義のよさとか、それから個性尊重のよさ、こういうふうなものを超えた、いいものになるかどうかという反省については、まだお聞きしておりません。 日本で今度行おうとする教育は、前にアメリカでいろんな失敗したといういわゆる子供中心主義とか個性主義、ああいうふうなことはちょっと形は似ておりますけれども、必ずしも同じものではございません。そういうふうな反省も十分含めて今やっているというふうに思っております。

そんなことで、今、経過を見ながら我々も教育を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

散 会

午後2時32分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成14年3月7日(木曜日)第1回定例会

	出席議員	(2	4名)
--	------	---	---	-----

1番	佐	藤		清	議員		2番	松	田		孝	議員
3番	猪	倉	謙 ス	郎	議員		4番	石	Ш	忠	義	議員
5番	荒	木	春	吉	議員		6番	安孫	系子	市	美夫	議員
7番	柏	倉	信	_	議員		8番	鈴	木	賢	也	議員
9番	伊	藤	忠	男	議員	1	0番	髙	橋	秀	治	議員
11番	髙	橋	勝	文	議員	1	2番	渡	辺	成	也	議員
13番	新	宮	征	_	議員	1	4番	佐	藤	頴	男	議員
15番	伊	藤		諭	議員	1	6番	佐	藤	暘	子	議員
17番	Ш	越	孝	男	議員	1	8番	内	藤		明	議員
19番	松	田	伸	_	議員	2	0番	那	須		稔	議員
2 1番	佐	竹	敬	_	議員	2	2番	遠	藤	聖	作	議員
2 3番	伊	藤	昭二	郎	議員	2	4番	井	上	勝	•	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

亿	左	藤	誠	六	市			長		安孫	紆	•	也	助			役
H	片	谷	勝	吉	収		\	役		大	泉	愼	_	教	育多	€ 員	長
5	担	Щ	幸	助	選	管	長 員	長		武	田		浩	農美	業委員	会会	長
兼	ŧ	子	昭	_	庶	務	課	長		荒	木		恒	企 i	画調	整課	長
5	F	野	健	雄	財	政	課	長		安	食	正	人	税	務	課	長
ŧ	‡	上	芳	光	市	民	課	長		石	Щ		修	生	活環	境 課	長
3	굿	彦		守	土	木	課	長		片	桐	久	志	都	市計	画課	長
甩	詎	間		康	下	水 i	道 課	長		安	達	勝	雄	農	林	課	長
1	J١	松	仁	_	商.	工観	光 課	長		尾	形	清	_	地:	域 振	興課	長
朴	公	田	英	彰	健力	康 福	祉 課	長		沖	津	志	郎	슰	計	課	長
7	5	Ш		猛	水道	事業	所長補	脏		佐	藤	政	悦	病	B 5	ŧ	長
	Iß	須	義	行	病	院	事 務	長		保	科	弘	治	教	Ĭ	ì	長
ŧ	-	賀	友	幸	管	理	課	長		草	苅	和	男	学	校 教	育課	長
Ē	Ž N	藤	健	_	社:	会 教	育課	長		石	Щ		忠	社:	会 体	育課	長
Ξ	Ξ	瓶	正	博	選 ³ 事	学管理 務	₹委員 局	会長		安	经	雅	美	監	查	委	員
					監	查	委	員						農	業者	€ 員	会
7	d	施	崇	_	事	務	局	長		真	木	憲	_	事	務	局	長
事務局職員出席者																	
3	安孫	子	勝	_	事	務	局	툱		鈴	木	_	徳	局	長	補	佐
£	7	野	敏	幸	庶	務	主	查		大	沼	秀	彦	主			任

議事日程第3号

議事日程第3号 第1回定例会 平成14年3月7日(木) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成14年3月7日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
9	全国都市緑化やまがた	公式行事への市民参加について	19番	市長
	フェア '02	リピーター対策について	松田伸一	
		ナイトイベントについて		
		特別催事について		
		市職員の役割について		
1 0	児童・幼児教育につい	家庭での指導について		教育委員長
	て	地域での教育について		
1 1	農政の緊急課題につい	新年度からの狂牛病対策の考え方	2 番	市 長
	て	について	松田 孝	
		酪農家、畜産農家の損害額の調査		
		とその後の対応について		
		滞留している老廃牛の対策につい		
		て		
		家畜排出物処理法の猶予期間が間		
		近に迫っているが、酪農家、畜産		
		農家への支援計画について		
1 2	少人数学級実施につい	新年度から始まる少人数学級の教		教育委員長
	て	室数の確保と2003年以降の対応		
		について		
1 3	福祉のまちづくりにつ	公民館のバリアフリー化と誰にも		教育委員長
	いて	やさしい施設整備の推進について		
1 4	国民健康保険制度の問	応能、応益割合の平準化について	22番	市長
	題点と市の対応につい	低所得者対策について	遠藤聖作	
	て			
1 5	薬価について	市立病院の薬価について		市 長
1 6	防災対策について	防災計画について		市長
		活断層の調査について		
1 7	学校完全週五日制実施	地域の受け皿は、どのように整備	15番	教育委員長
	にともなう具体的対応	されているのか	伊藤 諭	
	について	部活動に対する対応はどのように		
		考えているのか		
		学力低下に対する懸念についてど		
		のように対応するのか		

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号9番、10番について、19番松田伸一議員。

[19番 松田伸一議員 登壇]

松田伸一議員 おはようございます。

私は、間もなく開催される緑化フェアと、社会的な環境の変化に即応した児童・幼児教育に関し、市長と教育委員長に順次、質問をしてまいりますので、誠意ある御回答をお願いいたします。

第 19 回全国都市緑化フェアやまがた花咲フェア '02 開催については、昨日、石川議員も質問いたしましたが、重複している点もあろうかと思いますが、私に寄せられた意見も踏まえ、お伺いさせていただきます。

緑化フェアには、多くの市民が関心と期待を寄せております。会場準備状況など、逐次、市報や「花咲ニュース」などで報じられておりますが、開催日まで日数もあと 100 余日と迫ってまいりました。

準備状況などについて、一般市民の関心も高まっておりますので、これまでの準備状況や今後の進め具合な ど質問と提言をしてまいりますので、市長の考えをお聞かせお願いいたします。

今回は、寒河江市と新庄市を主会場にして開催されますが、58日間、約2カ月にも及ぶ長期のイベントは 寒河江市民にとりましても初めての経験であります。観光としても、見学にしても、国内は言うに及ばず、世 界各国からの来訪が期待されております。

昨年、行われました金沢の資料が入手できませんでしたが、過去 17 回の開催では、東京、大阪とは別にしても、一日当たりの入場者数を見ますと、少ないところでは、第 15 回の新潟市と新津市の両市で開催した 79日間で 98 万人、新津市の鳥屋野潟公園と、新潟市の新潟県都市緑化植物園で両方で半分ずつ受け持ったとしても、1日平均約 6,000 人近くに達しております。

ピーク時は、3 倍から 4 倍と考えれば寒河江市でも、1 日当たりの入場者数を最大で 2 万人前後に想定しなければならないと考えます。

今回、山形県で開催される緑化フェアは、入場料無料という特徴があります。この特別な配慮は、近郊の人たちから何度となく会場に足を運んでいただきたいという願いがあるものと思います。

それに、遠くからおいでいただいた方にも緑化フェアの開催趣旨からしても、何日か滞在して、会場に訪問 してもらう願いもあるものと思います。

市民の願いとしては、この催しが成功裏に最終日を迎えることを願わない人はいないはずです。成功に導くためには、市民一人ひとりが具体的にどんな役割を担えばよいのか、市民みずからが主体的に行動することはもちろんでありますが、開会式のような公式な式典などに、一般の人もどの程度参加できるのか考えておられる方も多いのではないでしょうか。

例えば、市民だけの10日前プレ開会式とか、子供を中心とした祭り的なイベントとか、最後には「さよなら」とか「ありがとう」などを含めた、市民が気軽に参加できる公式行事が、寒河江市独自で実行できる企画を立てていられることが可能なものかを含め、幾つかお尋ねいたします。

まず最初に、公式な行事に市民がどの程度の参加を見込んでいるのかお尋ねします

2番のリピーターについてですが、単なる樹木や花などの展示物であったり、飾り物を並べたりするのではないのが、この緑化フェアでありますが、訪れるたびに新鮮さを味わえる企画が必要であり、娯楽性も求められるものと思います。

このようなことがリピーターへの心配りであり、歌い手など準備されているものもありますが、現在、考えているリピーターに対する対応と、それらの内容も市民や訪れようとしている人たちにできるだけ早く伝える必要があるのではと考えますが、広報の方法などもあわせ、お尋ねいたします。

3番のナイトイベントの企画があるのかどうか、お尋ねします。

開催期間が雨期から夏期にかけてとありますが、特に寒河江市のような内陸部は、雨期と夏期は湿度が高くなり、夜間の涼しさは格別な感じがあります。こんな場合の夜間のイベントも用意されていると思いますが、どの程度の期間、どのようなものが計画されているのか、お尋ねいたします。

4番の特別催事ですが、私の考えている特別な行事とは、緑化フェア開催期間中に、来年度開催される国民 文化祭のプレイベントの準備も始まっているものと考えます。このような機会を逃さず活かすことも重要だと 考えます。遠来のお客様への大きなプレゼントになるのではないでしょうか。

それに、さくらんぼまつりの期間中に行われるさくらんぼ囃子のパレードとか、さくらんぼの日の式典など、 一連の行事など、関連事業としてどのように扱われるのか、基本的な考えをお尋ねします。

5番の市職員の役割についてですが、これまで国体や年輪ピックなどの行事の際、職員の方々が献身的に活躍されていることは記憶に新しいことですが、これまでの行事は1週間程度で終了しておりました。このたびは長期にわたります。肉体的、精神的な疲労は比べものにならない大きなものがあるのではと心配しています。

もちろんさまざまな手だてはしていると思いますが、日常業務も当然こなさなければなりません。特にこの ごろは世界を揺るがすような思いがけない事故、事変が起きています。防災、救急対策なども含め、お尋ねい たします。

次は、教育委員長に、児童・幼児教育についてお尋ねいたします。

この件は、何度か質問しておりますので、端的にお伺いいたします。

1番の児童・幼児を家庭内で指導する場合の指導指針として、いろいろな手法で家庭教育を進められておりますが、今後、期待される家庭のあり方とか、教育委員会としての取り組み方をお尋ねします。

家庭や地域での子育てが期待されており、地域でも真剣に取り組まれておりますが、子供たちを地域で面倒を見る機運や風潮が必ずしも高くなっているとは言えません。

子供たちを地域で育てる大切さを強調して、山形県では、「大人が変われば子供も変わる」キャンペーンを 大変なお金をかけ、テレビでコマーシャルを流しています。

実効のほどはわかりませんが、極端に悪くなっている事例が減少していることは確かです。地域でかかわる 大人たちも、我々が育った時代と、就労形態が大きく変わっており、今の時代に即応した地域での子育て支援 をどのような方法で進めようとしているのかお尋ねし、第1問を終わります。 佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 全国都市緑化やまがたフェアが、6月15日から8月11日まで、最上川ふるさと総合公園を主会場に開催されますが、私にとりましても、本市にとっても、県内外より寒河江、新庄両会場合わせて約50万人の来場者をお迎えする58日間の長期にわたるイベントは初めての経験でございます。

フェア開催まで、残すところ3カ月余となり、第19回全国都市緑化やまがたフェア実行委員会と寒河江市 推進委員会において、県民、市民、企業、団体等の御指導、御協力を得まして、準備を進めているところでご ざいます。

まず、最初に公式な行事に市民がどの程度の参加を見込んでいるのかの質問でございますが、緑化フェアにかかる公式行事でありますが、4月27日に50日前祭、6月15日に開会式、7月上旬に予定されている全国都市緑化祭及び8月11日のファイナルセレモニーがございます。

さらに、フェア期間中には緑化フェアの盛り上がりとPRを図るため、6月27・28日には、全国花のまちづくり山形大会を開催いたします。

まず、50日前祭でございますが、緑化フェア会場と最上川ふるさと総合公園のイベント広場において、子供からお年寄りの方々の多くの参加を得まして、コンサートや親子による花の植栽等、にぎやかに開催したいと考えております。

6月 15 日の開会式のセレモニーについてでございますが、現在の計画では、入場ゲート付近において、午前 9 時 15 分からテープカットのセレモニーを行います。このテープカットセレモニーには、本神輿や警察音楽隊からの出演協力をいただくことになっており、多くの市民の方々より参加していただいて、にぎやかに開会を祝っていただきたいと考えております。

テープカット終了後、ホテル・シンフォニー・アネックスを会場といたしまして、開会式典を開催しますが、 会場の収容人数の関係で一般の市民の参加については限られることになろうかと思っております。

次に、全国都市緑化祭でございますが、催事ステージで式典を行いますが、式典には、皇族のほか、県内外より多くの御来賓の御臨席により開催することになりますので、催事テントの収容人数の関係で、いす席は限られますが、多くの市民の来場をいただきたいと思っております。

最後の8月11日のファイナルセレモニーでございますが、催事テント付近で寒河江会場の閉会セレモニーとアトラクションを、市民の各種団体等の参加を得まして、さくらんぼ囃子パレードと花笠音頭等を踊りながら、にぎやかに閉会したいと考えておりますので、多くの市民の方々に参加をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、リピーター対策でございますが、単に会場内を見るだけではなく、実際に花・緑に親しんでいただくため、体験型学習催事、花のやまがた学校を、花緑創造館、ハーブガーデン及び花緑催事スペースで毎日開催してまいります。

また、一度来場いただいた方も子供と一緒に来場いただけるよう、学校の夏休み期間中に子供たちが楽しみながら花と緑、自然に触れ合えるクラフト教室、自然遊びの教室など、夏休み子供自然体験クラブを開催いたします。

さらに、県実行委員会が開催するステージ催事でございますが、より多くの県民が参加し、新しい交流をつくり出す催事として、民間団体による合唱、アマチュアバンド、民謡、踊り、吹奏楽などの県民催事や、寒河江、新庄の2会場に分けて、県内の44市町村の日を設け、市町村の観光PR、文化団体や郷土芸能などを発表していただく催事や、土曜、日曜には娯楽催事として歌謡ステージなど、何かしらのステージ催事を毎日行うように計画しております。

次に、寒河江市推進委員会独自のイベントといたしましては、会場のにぎわいを醸し出すために、大道芸やフリーマーケット、おもてなし茶会、ミニSL、触れ合いコンサートの開催や、会場わきを流れる日本三大急流の最上川に、毎週土曜日、日曜日、最上川船着場を利用したホバークラフトによるミニ舟運の開催、緑化フェアブライダルなど、さまざまな独自イベントを計画しております。

ナイトイベントでございますが、寒河江市推進委員会の独自の夜間イベントといたしまして、さとう宗幸夕暮れコンサート、神輿と花火の祭典と地酒ビアガーデン、水辺の夜会など、夏の夜のイベントの準備を進めております。

これらの催事内容については、決定次第、市報等を活用して、市民の方々にお知らせしたいと考えております。また、県実行委員会では、4月からテレビ、ラジオ、新聞による宣伝、広報を計画しております。

特別催事をどのように開催するかというような御質問もございました。緑化フェアの期間中、寒河江市の日を2日間設け、観光PRとステージ催事を行います。

6月19日には、市内の小中学校14校の児童・生徒による合唱、太鼓、郷土芸能、吹奏楽等の催事の開催、7月27日には、寒河江市芸術文化協議会が中心になり、国民文化祭に出演予定している約20団体の催事を計画しております。

それから、緑化フェア会場でのさくらんぼ祭りの行事といたしましては、6月16日にさくらんぼの日の記念式典を催事ステージで開催し、同日にイベント広場でさくらんぼの種吹き飛ばし大会を開催するようにしていますが、さくらんぼ囃子パレードと大綱引き大会につきましては、緑化フェアを訪れた方より、まちの中に足を運んでいただいて、寒河江の夜を楽しんでいただくため、従来どおり中央通りでの開催にしたいと考えております。

さらに、緑化フェア関連イベントとしまして、会場外でもチェリーランドのさくらんぼ会館でさくらんぼ等の版画展とか、慈恩寺では特別展示、それからJR左沢線にトロッコ列車「風っ子号」の運行、「小さな旅」など実施してまいりたいと考えております。

また、会場内に観光案内所というものを設置いたしまして、さくらんぼもぎとり観光案内と寒河江市及び西村山各町の観光の案内を行い、緑化フェアとさくらんぼ観光、周辺観光の相乗効果を生み出してまいりたいと考えております。

市職員の役割と防災、救急対策でございますが、緑化フェアの事業の円滑な推進のため、全庁的な取り組みといたしまして、助役を本部長に市職員、西村山広域行政事務組合職員で組織する寒河江市推進本部を設置したところでございます。

推進本部は、事業ごとに四つの部会を設けまして、事業ごとに担当課を決め、準備・実行体制を整えており、 推進委員会と市民の方々と一体的に事業を進めてまいりたいと考えております。

健康管理につきましては、私も特に留意してまいりたいと考えております。

防災についてでございますが、会場内に24時間警備員を日中6人、夜間3人の配置と、警察官詰所を設置いたしまして、巡回警備するとともに、所管の消防署、警察署並びに実行委員会事務局、出展参加者、営業参加者、催事参加者及びそれらの関係者も含めた防災体制というものを確立いたしまして、防災業務の円滑な推進を図ってまいろうと思っております。また、会期前に防災訓練を実施してまいりたいと思っています。

また、西村山広域行政事務組合消防本部、それから消防署、寒河江市消防団の御協力を得まして、会期前後70日間、会場周辺の火災予防とか夜間巡回警戒というものを実施してまいることとしたいと思っております。

それから、救急医療と救護体制でございますけれども、会場内で発生した疾病者等に迅速かつ適正な救護活動を行うため、救護センターというものを設置いたしまして、2名の看護婦が常勤いたします。

また、医療機関への移送を必要とする場合に備え、市立病院を救急指定、後方支援病院として確保したいと 思っております。 以上、質問にお答え申し上げましたが、緑化フェアではさまざまな楽しいイベント、催事等を計画しており、 何度となく本市に足を運んでいただけるものと考えております。

また、この緑化フェアの成功というものは、市民にとって大きな自信につながるものであり、緑化フェアの開催で培った市民エネルギーというものを、本市のさらなる将来発展の基盤づくりに結びつけたいと考えております。

また、緑化フェアを通しまして、寒河江市のすばらしさというものを内外に広くアピールする絶好の機会でありますので、市内のあらゆる団体との連携によりまして、万全を期した準備態勢の確立を図り、市民総参加のもと、緑化フェアをぜひ成功させてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御協力をお願い申し上げたいと思っております。以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 児童・幼児教育について、初めに家庭での指導についての御質問にお答えします。 御承知のように、全国的に青少年の犯罪が凶悪化、低年齢化の傾向を来し、これらの問題行動も複雑化、深

刻化してきており、今日的社会の大きな問題となっております。

これらの問題行動の背景には、人間関係の希薄化により、人とのコミュニケーションの仕方や集団の中での 行動規範を身につけないまま成長している青少年がふえつつあることが起因しているのではないかと言われ ております。

家庭は、子供の生涯にわたる人間関係を養う上で最も大切な場であり、そこで行われる教育は、親と子が心の奥底でしっかりと結ばれてこそ成り立つものです。

兄弟姉妹や祖父母などの多様な触れ合いを通じて、人間としての基本的な資質や能力を養うものであると考えております。その役割は、主として親の自覚と努力に期待するところが大きいと考えております。

そのような家庭の持つ教育力の向上を促し支援するための手だてが必要とされているところです。

そのため、一つには乳幼児を持つ親向けの家庭教育手帳と、小中学生を持つ親向けの家庭教育ノートを配布 し、自信を持って子育てに取り組んでいくための契機になるように、活用していただいているところです。

二つには、子育て講座として、家庭における基本的なしつけや、子供への接し方の講習や、育児不安への対応についての学習と、意見の交換の場を設けております。平成 13 年度から実施している就学前の子供を持つ親を対象とした子育て講座、さらに平成 14 年度からは新しく思春期の子供を持つ親を対象にした子育で講座、子供が生まれる前の親を対象にした、妊娠期子育で講座の実施を予定しているところです。

三つには、子育ての悩みや不安を持つ親が電話で気軽に相談できる窓口として、ふれあいホットラインやさくらんぼすくすくテレフォン等が開設されており、困ったときなどの相談に応じております。

四つには、親と子の活動を支援するために設置している子どもセンターがあり、情報誌の発行や親子で参加できる事業を実施しております。

情報誌「たまてばこ」には休日を親子で楽しく有意義に過ごしてもらえるように、イベントや催し物の案内、施設や公園、スキー場、キャンプ場などを紹介し、遊んで、学んで、体験できる多くの情報を提供しております。

家庭では、親の存在が大切で、親子が信頼し合い、それぞれの役割を持ち、お互いを認め合うこと、その積み重ねが家庭の教育力として子供の成長に生きてくるものと考えているところです。

次に、地域での教育についての御質問にお答えします。

子供たちは、あすの郷土を担う地域の宝と思っております。そのためには、地域の子供たちを知ることでお互いにあいさつを交わせるようになり、気心も知れてくるものです。各地区の公民館が人づくり、地域づくりの拠点として、人の集まりとコミュニティ活動の大切な受け皿となるものと思います。

子供たちは、地域の伝統行事や村祭り、共同作業やスポーツ、レクリエーションなどに参加する中で、地域 社会の一員として認められ、当てにされて成長するものと考えます。

また、地域にはさまざまな先生がおります。その力を公民館の事業や子ども会育成会の活動の中で活用できれば有意義なことだと思います。

市公民館連絡協議会では、先進地の公民館活動の視察やモデル分館の活動事例発表などについて研修を行っております。

また、西村山地区婦人大会では、親子、夫婦、家族のあり方やしつけについて、実践活動を通した研修会を 実施しております。その他、地域での子育てにつながる活動として、若妻レディースセミナー、子ども会育成 会研修会、中学生の親を対象としたほのぼの講座などの取り組みがあり、引き続き実施してまいりたいと考えているところです。

また、子育てサークルであるアンデルセンの会や、You友クラブでは、親子ふれあい事業などを実施しております。

このように家庭での指導や地域での教育の取り組みにつきましては、さまざまな団体が地域において課題と 役割をしっかりと受けとめ対応することが肝要であると考えております。

そして、家庭や地域にあって、大人が子供たちの鏡となり敬われるような実践を重ねていくことが何よりも 大切なことと考えているところです。

そのため、教育委員会としても、子育て支援事業の展開と情報や活動の場の提供、健全育成の環境づくりに 努めてまいりたいと考えているところです。以上です。 佐藤 清議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 丁寧なお答え、ありがとうございました。

公式行事についてですけれども、例えばオリンピックとかの開会式の雰囲気は、普通のオリンピックの競技 の開催している会場の雰囲気というのはまるきり私は別なものだと思っております。

そういうふうな緊張したとか期待感が満ち満ちているとか、そういうふうなところに一般の市民ができるだけ多く参加していただきたいなと思うわけです。

お偉い方のあいさつも当然あるわけですけれども、そういうふうな人たちの生の声などは、なかなか一般市民は聞けないわけです。そういうふうなチャンスをできるだけ一般市民にも私は取り入れてもらいたいということで、この質問をいたしました。

それから、きのうの石川議員の質問の中で、閉会式が終わってから、16日ごろまで施設はそままにしておくというお話でしたので、それで、その期間、何か特別な行事はしていただけないものかなと思っているわけです。実行委員会もあるわけですので、ひとつよろしくその辺をもう一度考えていただきたい。

これは、次のリピーターについてとも兼ね合いするんですけれども、各小学校の生徒さんとか、特に寒河江 市内の学校は近いわけですから、何度も訪れる子供たちが大勢いると想定しているわけですけれども、そんな 中で、例えば一人ひとりの子供さん方に入場手帳のようなものを差し上げて、来るたびにゲートで印をつけて やると。その印がたくさんついた学校の生徒さん、学校ごとにまとめまして、出席率ではありませんけれども、 たくさんおいでになった学校の生徒さん、学校には緑化フェアの終わったときにさまざまな飾花を片づけたり、 市民に配布するというお話でしたので、そのときに優先順位を決めたりして、何回も訪れることに意味がある ような、何かお金のかからないアイデアがないものかなと思っているわけです。

そういうふうなことをすることによって、一度、二度、三度と訪れる、その訪れるのも、シールとか判子とか印が多くなれば、またその訪れるチャンスもまた自然とふえてくるのではないかと考えているわけです。そんなことも、できるだけ手間とお金がかからないような、何らかの方法を見出していただければ非常にありがたいと思っておるわけです。

それから、リピーターにはどうしても期待感を持って訪れてくるわけですけれども、私たちも知らない土地に訪れる場合に、イベントなどありますと、いつ看板出てくるのかなと沿道をきょろきょろしながら走っているわけですけれども、やはり間近になってから案内看板が出るのではなくて、何らかの目印とかそういうようなものは、できるだけ遠方から順次、捨て看板をできるだけ多く設置してもらえば、安心感を持って目的地に向かうことができるのではないかと考えておりますので、捨て看板の設置とか、高速道路には当然そういうふうなものはつけられないわけですけれども、サービスエリアとかパーキングエリアとかのトイレとか何かのときに、あと何キロですよというような、そういうふうなポスターとか掲示板的なものがあれば、非常に訪れる人には安心感を与えて、目的地まで安全に来られるのではないかなと考えます。そんなことも、できるだけ経費をかけないで、できることはたくさんあるのではないかなと考えているわけです。

それから、JR沿線には、寒河江という駅が三つあるわけです。南寒河江、寒河江、西寒河江とあるわけですけれども、南寒河江にもし万が一おりるようなお客さんがいないように、ここでおりないで、緑化フェアに訪れる方はここにおりないで、本駅の寒河江まで行ってくださいというような何か掲示板とかそんなものがあれば、寒河江駅からはシャトルバスが通ってますよというようなことが目につくように何か、簡単なものというとおかしいんですけれども、それはお金はかかると思いますけれども、そんな心遣いもあれば、ああやっぱり寒河江の市民は心から歓迎しているんだなという印象が、訪れるお客さん方には与えてくれるのではないかなと思っています。

先ほど市長の答えの中に、たくさんの催しもの、催事がかかっております。案内も逐次、市報にも掲載され

ておるんですけれども、間近になりましたら、ポケットサイズのミニガイド的なもの、ダイジェスト判とか、今まで市報で報じられたダイジェスト判とか、もしガソリンスタンドとか、それから主に町内会長さんとか、そういうふうな地域のリーダーの方にダイジェスト判的なもの、簡単なもので結構ですので、案内できるようなポケットサイズのものがあれば、非常に有効ではないかと考えておりますので、その点もよろしく御検討をお願いしたいと思います。

ナイトイベントですけれども、せっかくのあの景観ですから、もっとお金をかけないでできる方法を考えれば、たくさん思いつくのではないかと思うんですけれども、例えば見晴らしから眺められる最上川沿線の河岸に、何日かの夜間イベントあるときには、簡単なかがり火を設置したり、あと可能であれば、開催中に人工の光を全部消すと、そして家庭から持ってきた灯明といいますか、ろうそくなどを持ってきて、通路にずっと、通路の下の方に点灯するというような方法をとって、全域を灯明で照明すると、そんな市民のイベントもある意味ではおもしろいのではないかと思っておりますので、その辺なども、そんなお金のかからない方法をいろいろ工夫していただければ、非常にありがたいなと思っています。

2 カ月の間には、当然満月もありますので、もし満月の日に月がこうこうと照った場合は、少しは照明を落としたり、月の明かりを楽しめるような、そんな方法も私は考えられるのではないかと思っています。

4番目には、特別催事ですけれども、今までチェリーランドで行われていた種吹き飛ばし大会とかも、こちらの方でやるということですので、また新たな観光拠点としてのイメージが定着するのではないかと期待しておりますけれども、もっと市民団体もたくさん、行事的に集中していたり、それからクラス会とかさまざまな行事もこの時期に開く方々も計画しておったり、各業界でもいろいろの紹介とか何かをこの時期に開きたいということがたくさん来ているわけですので、そんな方にも特別行事として、例えば冠をつけると、緑化フェア記念とか、そういうようなものをどんどんつけてもらって、案内状を発送してもらうと、そんなものも一つの方法ではないかなと思っております。

それから、市職員の役割ですけれども、やはりこういうような大きいイベントはや私たち一生、生きている間にこういうものが寒河江市ではもうできないかもしれないと思います。そういうふうなときに、どこのうちでも冠婚葬祭など終わると、ほっとして気が抜けるものです。そういうときに心のすきに何かが入ってきたりすると、やはりけがとか何かしたりすると。そういうふうな精神面での市職員のケアも一つ十分配慮していただきたいなと思います。一般的な仕事もあるわけですから、その点の心配りもひとつ十分していただきたいと思います。

きのうの石川議員の話で、ボランティアの募集がされていると、まだ余裕がたくさんあるということですけれども、やはりボランティアというのは、何が、どんなふうに、いつ、ボランティアする人の労力をどんな能力を欲しがっているのかという情報がないと、なかなか、このお仕事には手伝いできるという申し出ができにくいものです。ただ、手伝ってくださいといっても、何をお手伝いすればいいのか、自分に合った手伝いとか期間とか方法とかも、もう少し詳しくしてもらうと、ああ、この期間だったらとか、こんな仕事だったらとか、いろいろ自分に合ったものが見出せると思いますので、そういうふうなものだけではだめなのかどうかわかりませんけれども、そんなことをぜひ考えていただきたいと思います。

それから、児童と幼児のことですけれども、教育委員会の方ではそういうふうな手だてを一生懸命やっていることは、私も承知しております。ただ、さまざまな講座をやっても、なかなか実効が上がらない。今度、妊娠した方にも講座を開いてくれるというお話ですけれども、やはりそれを実効あらしめるには、いろいろな方法とかあると思います。

そこで、地域とそれから親との関係などはどのようなことを重点に教えていただけるのか。それから、先ほ ど委員長の中で、集団での育て方、これは私と大分意見が違うところなんですけれども、今は少子化で子供は 1人だけしか産まない家庭が非常に多いわけですけれども、それで最初から集団で子供たちを育てるのがいい と今までは言われていましたけれども、集団になじませる時期というのは非常に難しくなっていると思います。 それで、昔は公園デビューとかという言葉もありましたように、そこでなじめないと、一生、人間拒否的な 印象をその子供に植えつけられるという、非常に人に交わることが最初から不得手な子供も顕在化しているの ではないかと思っています。

その子供たちを、大人はというか私たちは、知らないで、何でもかんでも集団で交わる力が少ないからこういうふうなんだという、私初めですけれども、決めつけてきた嫌いがあるのではないかと思っております。

そういうふうなことをこれから、そういうふうな子供たちがやっぱり大人になってもなかなかなじめないと、 それは最初の触れ合い方がなれていないとか、そういうふうなことがあると思っているんですけれども、その 点よく勘案して、注意しながらその行事を進めていってもらいたいものだなと思っています。

大人が変われば子供も変わると、今、教育委員長さんもおっしゃいましたように、昔は、子供の鏡であるべきだと言われてきましたけれども、今は、大人が変わればということは、大人はもう鏡の役に立っていないんですよという、こんな言葉が、この大人が変わればという意味合いにもとられる傾向があると思います。

そういうふうな意味で、これからやはり大人がどう変わればいいのか、そして子供にどう接すればよいのか、子供に対する接し方の欠如なども、これも大きなことだと思いますけれども、大人が変われば子供も変わる運動、これも 11 月に集中月間でテレビで何度も放送されましたけれども、また 3 月から 1 カ月間開催されることになったわけですけれども、それだけやはりあの活動が重要視されて、再度また放映されるということになったんだと思いますけれども。やはりもう少し地域との連帯とか、そういうようなことも含めて、教育委員会としてのあり方を考えていただきたいと思います。

今まで、直接子供たちを、子ども会を育成してきた子ども会育成会、この前、青少年問題協議会のときにもちょっと話出ましたけれども、子ども会育成会に親たちの協力が非常に少なくなっている。学校のPTAの活動には親たちが積極的に参加してくれる機会がまだ多いんですけれども、地域の子ども会活動に親の参加が非常に少なくなってきた。これには、どういうふうな現象が潜んでいるのか、私もまだよくつかみ切れておりませんけれども、そういうふうな面で地域との連帯感が必要だと。

公民館の事業をたくさんやっている。プログラムはたくさんありますけれども、それに参加する子供たちが 非常に少なくなっているのも現実だと思います。そういうふうな面で、新たに社会教育の方で、子ども会育成 会をどのような手だてでこれから育成しようとしているのかも含め、教育委員長の考えをお伺いしたいと思い ます。

緑化フェアについては、これから開催されるわけですけれども、要望だけ申し上げました。これをできるだけ取り入れていただいて、成功裏に楽しいイベントにしていただきたいと思います。これで第2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 8月16日まで延期すると、そいつをどの程度まで残せるか、あるいはイベントなどもまだその間やれるかどうかというようなことにつきましては、これから詰めてまいろうかなと、このように思っておりますし、検討させてもらいます。

それから、子供、児童生徒の、何回も来てもらうように手帳をつくったらどうだと、例えば一つそういう方法もあるんじゃないかというような御提案でございますけれども、教育委員会とかあるいは学校とか、そういうところの考え方などもよく聞きまして、これから考えてまいりたいと、こう思います。

それから、看板、案内板とか、あるいはJRとの含めての問題でございますが、国・県道の管理者、それから警察、それからJR、これらの意見も聞きながら、やってまいりたいと思っております。

国道等々につきましては、一部話し合いもしているところでございますが、どのように、いつごろから、詳しくというような御要望のようでございますけれども、この辺につきましては、関係機関団体と話し合いしてみたいと思います。

それから、ポケットサイズの案内書でございますが、これは県の実行委員会あたりが主体になるのではないかと、こう思いますが、向こうとの連絡をとってみたいと思っております。

それから、ナイトイベントですけれども、あるいは夜間照明でございますけれども、これ、会場の入場というのは、連日、夜間開放というわけではございませんので、特に夜間を開催する日というのが大体決めておるわけでございますので、どこまで延長できるかと、その際、どのような催しなどもできるかというようなことにつきましては、なお検討させていただきます。

それから、県内外のクラス会等が開かれると、こういうことでございまして、私の方におきましても、県人会とかそういう県外に向けての情報なども発信しておるわけでございますので、より多くの方々がこの期間を利用して、緑化フェアの方に足を運んでもらうと、あるいは寒河江にとどまっていただくと、こういうことを考えておりますので、なお一層力を入れてまいりたいと思っております。

それから、市職員の健康、これは十分に、先ほど申し上げましたように、配慮してまいりたいと思いますし、 関係者につきましても、こういう健康、自己管理というようなものにつきましては、なお一層、留意するよう な方向、手だてを考えてまいりたいと思っております。

それから、ボランティアの募集なり、あるいは広報でと、これらにつきましては、なお一層意を尽くしてまいりたいと、このように思っております。以上です。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 大変大事な御質問、大きな質問なわけですが、まず第一に、集団の中で子育てということを、余りにも早くから安易に考えているのではないかというような御指摘ではなかったかと思いますが、私たちは、子供は集団の中で育てればうまくいくなどというふうな安易な考え方でなくて、やっぱりちょうど子供の成長に合わせて、なじめる集団の大きさとか、あるいは集団の活動というものがあるだろうというふうに考えております。

集団の中で子育てはうまくいくという安易な考え方でなくて、やはり基本になるのが、親としての子供をどういうふうに育てるかというふうな考え方、これをしっかりまず持つということ、そしてその家庭内で一致した考え方で子育てをやっていくということが基本になるだろうと。

その肝心の親が、子育てに対して自信が持てないような状況になっているという、そういう状況をとらえて、 家庭教育手帳とか、あるいは家庭教育ノートというふうなものを配付しながら、それを基本にして物事を考え て、自信を持って自分の子育てに当たってほしいというふうなことを考えているわけであります。

それから、子ども会育成会等、大変活発に行われているんですが、なかなか子供たちに参加していただけない、あるいは参加しても、単なるお客様的な扱いをしてもらって、子供たちが主体的にかかわるというふうなことができていないというふうな感想を私も持つことがあります。

そういった場合にやはり、子供たちが主体で、その子供たちをどう育てたいかという大人の考え方が、もう少しきちっと整理した形でやってもらわないとまずいのかなというふうなことを感じているところでございます。

そういった方向性で、これから育成会等の支援なんかも考えてまいりたいというふうに思っています。以上です。

佐藤 清議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 市長にはこれからもそういうふうな方向で検討して実施に向けて成功裏に終わるように御 努力をお願いしたいと思います。私たちも十分協力してまいりますので、よろしくお願いします。

幼児については、今、教育委員長からもお話しありましたけれども、親になる段階から、子供の育て方を知ってもらわないとうまくないということで、妊娠期のがこれから始まるんだと思いますけれども、これはやっぱりブックファーストとか言われるように、赤ちゃんが生まれた最初から、親が子供にどう接していいか。

最初の妊娠、第1子のときにはみんなだれでも、母親ばかりでなく父親も不安を持って育てるわけですけれ ども、今は情報過多に陥って、さまざまな知識が実際の知識よりも増幅して親たちが考える傾向にあるのでは ないか。テレビとか雑誌とかに過大な期待を寄せている。それと実際の自分の子供と比べる。

この前、教育委員長からも、青い色のおしっこの話ありましたように、全くそのとおりのおしっこをするものだと親が思っている人もおるわけです。そんなことも含めて、幼児期の、特に乳児、教育委員会というとやっぱり対象年齢が違うのかわかりませんけれども、乳幼児期というと保育は保健体育の方、健康福祉課の方に行くのかわかりませんけれども、乳幼児期からの連携が、教育委員会との連携が非常に大切ではないかと考えています。

学校と社会教育の連携ももちろんあるわけですけれども、乳幼児期からの子育て、妊娠期の教育、全く妊娠期が終わると乳幼児期が始まるわけで、その辺の兼ね合いといいますか連携といいますか、それを十分していただかないと、妊娠期は社会教育で、お産してからは別な課となるわけですけれども、そんなことを十分配慮していただいて連携をとって、ひとつ当たっていただきたいと思います。

ずっと以前も要望していたんですけれども、常々、福祉と教育委員会とのそういうふうな面での連携をもっとこれから密にしていただきたいと思います。これは要望しておきますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、子育てノート、これも非常に役立っていると思いますけれども、逐次、何年か、何歳児、3歳児健診とかあるわけですけれども、そのときにやはりそのノートを持って学習会、なかなかお母さん方は忙しいので、その会議の持ち方というのは非常に多様になると思いますので、大変だと思いますけれども、やはりその辺から始めないと、地域との連帯感とかもうまくいかないのではないかと思っています。

これは少し飛んだ話になりますけれども、子ども会育成会で西村山全体の会があるわけですけれども、それが今まで法令外負担金ということで、各市町から御支援をいただいていたんですけれども、ことしからそれがなくなったという、きのう連絡を受けたんですけれども、これから広域合併とかいう話もある中で、そういうふうになった、いきさつはわかりませんけれども、せっかくリーダー同士が研修を進めている会に、今までいただいていた補助金が、法令外負担金がなくなったということは非常に残念に思っているんですけれども。

やはり子供というのは、これからだんだんと中学生、高校生になると、行動範囲がもう今までのような行動 範囲ではなくて相当広範囲になってきております。広域で研修する機会が非常に私は重要と思っています。そ して、全国的に連携を持って、自分たちの同じ悩みを持っている人たちが集まって、お互いに研修し合うこと も私は非常に大切だと思っています。

そういうふうなことのきっかけとなっている地域というか、西部でのそういうことがなくなったということは、非常に残念に思っているんですけれども、それをどのようにして私たちがこれからそれを乗り越えていかなければならないかということがあるわけですけれども、やはり今後、地域というと非常に解釈があいまいだと思いますけれども、地域で子供を育てるということを重点にして、これからの施策を大いに進めていっていただきたいと思います。

これはもう答弁は要りませんので、ひとつ要望として、とどめていただきたいと思いますけれども、やはり

地域の連帯感、これから広域合併を進める中での今後のあり方なども十分課題としてこれから私たち自身も考えていかなければならないと思いますけれども、そういうふうな面でこれは今後どういうふうな課題として、ひとつ要望しておきますので、答弁は要りませんけれども、今後ともひとつ寒河江市以外だからということでなくて、もっと広範囲に物事を考えて進めていっていただきたいという要望で、以上で終わります。

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 11 番、12 番、13 番について、2番松田 孝議員。

[2番 松田 孝議員 登壇]

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民を代表して、通告してある課題について、以下、市長並びに教育委員長に質問いた します。

最初に、通告番号11番、農政の緊急課題について伺います。

BSE関連の諸問題については、昨年の12月議会で、同僚の遠藤聖作議員が一般質問で取り上げていますが、再度、この課題について質問いたします。

最近、新聞は、BSE関連の被害状況や救済対策などが連日報道されており、また関連する業界の経営危機が深刻化している状況などがあります。特に酪農家や畜産農家の経営の悪化が危惧されております。

直接、生産農家を訪問しますと、緊急に支援を求める切実な声が上がってきております。BSE発生後、約6カ月が経過し、さらに長期化する様相になってきております。

この間、本市でもBSE対策の一つとして消費拡大のイベントを実施したり、国も検査体制の強化など、官民上げて信頼回復に努力してきました。

その結果、BSE対策も功を奏してか、正月明けの初競りでは、昨年度末に比較して1キロ当たり 200円から 300円値上がりし、畜産農家初め関係者は消費が回復傾向にあると喜ぶもつかの間、1月23日にBSE対策に絡む牛肉すりかえという不正行為が行われたと私たちの耳に飛び込んできました。

一昨年の夏に、集団食中毒を引き起こした雪印乳業の子会社である雪印食品が、BSE発生後、国の対策でBSEの病原体である異常プリオンの検査が行われたが、検査体制が整う前に食肉処理場で解体された牛肉の市場在庫を、業界団体などが買い上げ、焼却後、国から助成金を受ける牛肉在庫緊急保管対策事業の制度を悪用して、自社の売れ残った輸入牛肉を買い上げの対象にするために、箱を国産用にすりかえ、税金で自社の在庫を処理しようとしました。

また、生産地のラベルの張りかえなど偽装工作が次々と現在発覚しています。

この事件の発生の1カ月後の2月22日には、雪印食品は会社の解散を発表しています。企業倫理に欠けた 企業は解散するのは勝手ですが、被害を受けているのが、食品業界や酪農家、畜産農家であります。

先日、酪農家、畜産農家を訪問し、被害状況を伺ったのですが、生産者は枝肉価格が低落状態が長く続いており、えさ代も賄えない状況になったといいます。

確かに、山形県の食肉公社の枝肉相場は、黒毛和牛のAクラスで、昨年の今頃は1キロ 1,900 円だったのが、現在は 1,600 円前後を推移しております。1頭当たり約 12 万円の損害だといいます。また、F 1 の昨年の価格の半値から3分の1で、20数万円の減収となっているとのことです。

生産者は、枝肉価格が安いこともあり、これまで一時的に出荷を抑えて、出荷調整を行ってきましたが、出荷のおくれで肉質が低下すれば、さらに価格が下がるなどの心配と、えさ代がかさむために、また酪農家は畜舎に合わせた肥育牛の育成を、循環方式をとっているために、出荷調整で頭数がふえることで、畜舎の不足と維持資金の不足などの理由もあって、最近では出荷調整も行わず、低価格で出荷している状況です。一連の騒動に巻き込まれた生産農家の悲痛の声は、二、三時間、話ししてもとまることはありませんでした。

今回の事態で改めて問われているのが、BSEが日本で発生する危険は極めて低いとたかをくくっていた政府の根深い安全軽視の姿勢と、BSE対策を食い物にした雪印食品などの偽装事件などを徹底して解明し、厳正な処罰を行うことです。

今、政府がやるべきことは、生産農家や関連業者の被害を完全に補償することと、消費者の信頼と安心を得るために、検査体制の強化や流通段階のチェック体制を整えることです。これらのことが完全実施されなければ、BSE問題は解決しません。

そこで、市長に伺います。

第1、平成14年度の市長の施政方針説明では、農業問題のくだりで、BSE(狂牛病)問題を深刻としながら、市としての酪農家や畜産農家に対する具体的な方針が全く示されず、また新年度の予算書にもBSE対策予算が全く盛り込まれていません。市長は、BSE問題は解決済みと判断を下したのか、見解を伺いたいと思います。

前にも述べたように、雪印の偽装による風評が尾を引き、枝肉価格の低落が長期化しています。そのために、国会に(仮称)伝染性牛海綿状脳症対策緊急措置法案などが提出され、法案整備に向けた動きが出てきています。これらのことを踏まえれば、現場の声をもっと調査して、国や県に補償することなどを働きかけたり、新年度以降も牛肉消費の回復努力や生産者を救済するBSE対策を検討すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

二つ目に、酪農家、畜産農家の個々の損害の実態調査をすぐに実施し、支援策を早急にとるべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

また、今回の補正予算では、安定経営緊急対策事業補助金が提示されましたが、新年度以降についてどうするのか、伺いたいと思います。

三つ目に、今、酪農家が最も頭を悩ませているのが、老廃牛の処分と補償問題です。出荷調整や畜場の受け 入れ制限などで滞留している肥育牛や老廃牛を抱え、限られた牛舎に滞り、成牛と入れかえもできずに、苦慮 している状況にあります。

国の老廃牛対策事業がおくれており、市が先行して緊急対策を検討すべきだと思いますが、見解を伺いたい と思います。

四つ目に、家畜排泄物処理法ができてから、猶予期間が残すところ2年数カ月になり、酪農家は排泄物処理施設整備に頭を痛めております。BSEの影響で収益が激減し、生活費も賄えない中で、施設資金はとても生み出せない状況になっております。廃業を選択する農家なども多くなっていると聞いております。

これらのことを踏まえて、行政で共同の施設整備を誘導し、補助金制度などを充実するなど、支援体制を検討すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、少人数学級実施について伺います。

学校の荒れや学級崩壊、いじめ、不登校、学力低下など深刻化する中で、30人以下学級を求める切実な声が、全国の父母や教職員の間で高まる中で、文部科学省は昨年の3月から学級編制基準を緩和し、都道府県教育委員会の判断で、上限を30人などとすることが可能になりました。

これらのことを受けて、髙橋知事は、昨年の8月27日、記者会見で、県内すべて小中学校に30人学級を 導入する考えを明らかにしました。

この会見の中で、髙橋知事は、財政問題に触れ、橋の一つや二つ、つくらなければ実現できると言い切り、 他の公共事業より教育を優先させていく考えを示しました。

確かに、道路や橋はある程度整備され、迂回もできるが、教育はそういうわけにはいかない。教育が必要な 時期にしっかりと教育環境を整えていくことが大事だと考えます。

各地で、少人数学級が進んでいるのは、国の教育行政のおくれに業を煮やし、地方自治体で財政負担をしてでも可能な限り実施していくとしているのは、少人数学級の教育効果がはっきりしているからだと思います。 そこで伺います。

県は、新年度から独自に小学校少人数学級編制推進事業、教育山形さんさんプランを3年で段階的に導入方

針を打ち出しましたが、特に保護者などは、マスコミ情報のみで、間もなく迎える新年度に週5日制の問題も 重なり、大変困惑しています。

本市の少人数学級実施に当たっての施設の確保と対策について、教育委員会の来年度の計画を示していただきたい。

また、県は、3年計画で段階的に小学校を完全実施し、その後、中学校にも広げていく方針であり、その対応について教育委員長に見解を伺いたいと思います。

県は、教師の確保は、平成 14 年度は非常勤講師で進め、平成 15 年度以降については雇用対策も必要であり、教職員採用を実施して確保していくとしていますが、しかし施設、教室不足については、各市町村で工夫次第で十分対応できるとしています。それは、通学区域の見直し、再編成を視野に入れた対策をとれと言わんばかりです。

これまで本市では、通学区域の見直しについて、行政が自分たちの都合で勝手に線引きを行い、関係住民に 混乱と不安を繰り返してきたことです。1997年1月には、通学区域の見直しは、実施は白紙と教育委員会で 決定した経過があります。

これらの問題を繰り返さないように、少人数学級のための教室を将来の児童数予測に合わせ、増築計画を検討すべきだと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、13番福祉のまちづくりについて伺います。

寒河江市の第4次振興計画によると、福祉のまちづくりの基本目標では、高齢者や障害者が住みなれた家庭や地域で安心して暮らし、健康で生きがいを持って社会活動に参画できるように、また障害者などが社会参加しやすいまちづくりのために、生活環境の整備をより一層推進していくとしていますが、いまだ課題が山積しています。

先日、車いすを使用している方とお会いし、これまでの経験などを伺う機会がありました。その方は、初め 病院で車いすに乗ったときのことを思い出して語ってくれました。

病院の中では、車いすやエレベーターなどを使い、自分の意思で自由に移動ができた。このままだと、どこまでも自由に行くことが可能と思って退院したが、一歩外へ出てみたら状況が一変し、バリアで覆われていたと話しておりました。

それは、悪路、段差、階段、入口のドアなどさまざまあり、時には不便さを通り越して、凶器とさえ思うこともあったと聞いて、唖然としました。

市も、高齢化社会に向け、バリアフリーのまちづくりを新規事業などに組み入れ、導入を図っていますが、 対策がおくれている既存の学校初め公民館、分館などの施設のバリアフリー化について伺います。

一つ、地区公民館は地域の拠点施設として、幼児から高齢者まで広範囲の方々が施設を利用しています。特に、介護保険制度導入後、生きがい活動支援通所事業や高齢者ふれあいサロン事業などの会場として利用されていることから、高齢者の利用率が高くなっています。

このことから、地区公民館を、だれでもが公平に安心して使用できるように、入り口ドアの改修や段差の解消、廊下やトイレに手すり、トイレの洋式化などの環境整備を整えていくべきだと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

二つ目に、公民館の各分館について、同じ問題を抱えている町内が多くなってきております。分館でも、手すりやスロープ、トイレの改修の必要性を認めながらも、資金調達に苦慮しています。

分館などを対象とした公民館整備事業費補助金の規定要旨がありますが、これらは対象外となっております。 高齢者の生涯学習の場でもあり、手すりやスロープ、トイレの洋式化などを補助対象に組み入れて、各分館の 施設の向上とバリアフリーを推進していくべきだと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。以 上で第1問を終わります。 佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。 再開は 11 時 10 分といたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時10分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、BSE対策でございます。

昨年9月、国内で初のBSE感染牛が発見され、大々的に報道されたことにより、消費者の牛肉に対する信頼は大きく損なわれ、全国的に牛肉消費は激減し、畜産農家の経営にも影響が出ている状況にございます。

国では、昨年 10 月 18 日からは、食肉となるすべての牛に対して B S E 検査を行い、検査に合格した牛肉 しか市場に出ない体制を整えました。さらに、検査実施前の牛肉についても、全量を国が買い上げすることと なり、消費者には安心できる、安全な牛肉が提供されることになったことは御案内のことかと思います。

また、消費者に対しての安全PR事業や畜産農家に対する助成制度、資金面での支援策がとられてきたところでございます。

しかしながら、大手食品メーカーによる牛肉偽装事件が発覚し、その後、各地で同じような事件が起こり、 食に対する消費者の信頼は大きく揺らぐ事態となったところでございます。

依然として牛肉消費が低迷している中で、廃用牛問題などが生じてきており、私といたしましても、BSE 問題が解決済みとは決して思っておりませんし、むしろ長期化は避けられないものと思っております。

このような中で、本市におきましては、生産者対策として、肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマルキンと言われるものでございますけれども、生産者拠出金や、特定危険部位の焼却費に対する補助金を、このたびの補正予算に計上したところでありますが、新年度以降の対応につきましては、マルキンについては国、県の対策を踏まえ実施してまいります。

それから、特定危険部位の焼却費助成には、市独自の施策でありますが、引き続き実施の方向で検討してまいります。

また、国に対する要望といたしましては、廃用牛の全頭買い上げ後の焼却処分や、大家畜経営維持資金の償還期間の延長等について、県の市長会で実施することといたしておるところでございます。

さらに、牛肉の消費拡大を図る取り組みも大事であると思っております。そういうことでは、牛肉の安全性のPRと、消費拡大を目的としながら、寒河江牛のおいしさを広く市民に訴えるため、去る2月9日に寒河江牛特別即売会を実施し、大変御好評をいただいたところでございます。御案内のとおりでございます。

今後につきましても、学校や保育所、病院などの給食での牛肉の利用促進とともに、BSEに関する正確な情報、あわせて牛肉の安全性についても理解を得るため、情報提供に努めていくのが大切であると思っております。

それから、個々の農家の実態調査ということの御質問がございました。

BSE発生以来の本市における畜産農家の実態につきましては、牛に与えている飼料の調査や資金借り入れ需要の聞き取りの際に、肉用牛の出荷状況や廃用牛対策、補助制度の内容等について、畜産農家と話ししながら、その実情の把握に努めてまいったところでございます。

損害の調査となりますと、それぞれの農家の経営の中にまで踏み込む必要があり、プライバシーの問題があること、また市として対策を講じる場合は生産者全体に共通する課題を対象にすべきであること、そういったことから個々の損害の実態調査までは考えていないところでございます。

次に、廃用牛を抱えていて、入れかえが苦労しているということについての御質問でございます。

BSEの影響で出荷できずに農家に滞っている廃用牛が、全国で5万4,000頭と見込まれております。この廃用牛の滞留解消策としましては、国において、廃用牛買上推進事業を実施しているところでございます。

この事業は、御案内かと思いますが、出荷が滞っている廃用牛を国で買い上げるものでありまして、ホルスタイン等の乳用種だけでなく、肉用種の繁殖雌牛も対象としており、買い上げに対する、乳用種で1頭当たり4万円、肉用種で1頭当たり5万円を限度として助成するものでございます。このことから、今、農協や家畜商組合が買い上げの準備を進めているところでございます。

また買い上げ対策とともに、廃用牛の運搬費や屠畜解体処理料などの経費も助成対象となっており、廃用牛の屠畜を進めることに重点を置いているようでございます。

しかし、農協などでの一時保管場所の確保や、屠畜場の受け入れ体制、それに屠畜後の販売が難しいという問題があること、また、これまでBSEと認められた3頭の牛は、いずれもホルスタインの廃用牛であったため、万が一BSEの疑いが持たれる牛が発生した場合は、産地として大きな打撃を被る懸念から、出荷を自粛する傾向にありまして、廃用牛の滞留解消が進まないのも事実であります。

このようなことから、県の市長会において、廃用牛の全頭買い上げと焼却処分の要望というものを、国に提出することにしたところでありますし、国レベルにおいても、そうした対策やBSE発生時の地域の損失補てん対策の必要性が言われており、市といたしましても、今後の国の施策を見きわめながら対応策を模索してまいりたいと思っているところでございます。

次に、排泄物処理施設整備の猶予期間の問題でございます。

家畜排泄物は、これまで畜産業における資源として、農作物生産のための肥料や土壌改良剤として有効に利用されてまいりましたが、近年は農作業の省力化などの進展によって、資源としての利用が大きく減少してきております。また、悪臭などの地域の生活環境に関する問題を生じさせる原因ともなっております。

このことから、環境問題に対する国民の意識が高まる中で、地域において畜産を営んでいくためには、適切な家畜排泄物の管理が重要な課題とされていたところであります。

このため、平成 11 年 11 月に家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行され、家畜排泄物の管理の適正化のための管理基準が定められましたが、施設整備につきましては、5 年間猶予とされたところであります。その猶予期限が平成 16 年 11 月となっており、それ以降は、家畜排泄物の野積みや素掘りは禁止になるわけでございます、御案内かと思います。

これを受けまして、市といたしましても、畜産農家に対して、法制度についての説明会を開催し、補助事業 を活用した設備整備等を指導してきたところでございます。

補助制度につきましては、法施行に伴い、共同利用施設等を対象とした国、県のさまざまな制度が設けられておりますが、経営上の問題や最近のBSEの問題も重なり、施設整備はなかなか進まない状況にございます。しかしながら、避けることのできない問題でございますし、関係機関とも整備手法など十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

さらに、有機栽培や減農薬栽培による農産物が消費者のニーズとなっていることなどから、家畜排泄物の堆肥化と、その有効活用、利用促進がこれからの課題と思っているところでございます。私の方からは以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長初めに、少人数学級編制の実施についての御質問にお答えします。

御存じのように、文部科学省の標準は 40 人学級でありますが、平成 14 年度から導入していく山形県独自の少人数学級編制について、 2 月 20 日の市町村教育長総会で、概要の説明がありました。

この事業は、一人ひとりの児童生徒に行き届いた教育を行い、個に応じた能力を引き出すとともに、社会性 を育むため、小学校において少人数学級編制を3カ年の年次計画で推進しようとするものであります。

具体的には、小学校の多人数学級の解消を図ること、児童数 34 人以上の学級が複数である学年に教員を配置すること、1 学級当たり 21 人から 33 人規模とすること、1 学級のみの学年については、従来のやまびこ方式の少人数授業を行うという内容であります。

年次計画では、初年度の平成 14 年度が 1 年生から 3 年生まで、15 年度が 1 年生から 5 年生まで、16 年度が 1 年生から 6 年生までの全学年を対象として、少人数学級編制を実施することになっております。

本市の小学校について見ますと、平成14年度においては、中部小学校が1年生から3年生まで1学級ずつ ふえ、3学級、柴橋小学校は3年生が1学級ふえ、合計で4学級が増加することになります。

教室の確保については、ことしの4月実施ということで、短い期間で緊急に整備する必要があることから、中部小学校の3学級については、特別教室の転用で、柴橋小学校の1教室については、オープンスペースの活用により対応していきたいと考えております。

平成 15 年度以降の少人数学級編制については、今後、児童生徒数の異動もありますので、これらを見きわめながら、教室確保の方策、整備方法等について検討していかなければならないと考えております。

次に、福祉のまちづくりについて、特に公民館のバリアフリー化と、だれにも優しい施設整備の推進についての御質問にお答えいたします。

公民館は、地域の中にあって、生涯学習の拠点施設であり、地域の方々の交流とまちづくりのよりどころと して、重要な役割を持っています。

寒河江市では、各地域にあるそれぞれの自治公民館についても、市の各地区公民館の分館として位置づけ、 行政とのパイプを持つことで、情報の提供や活動に対する支援がスムーズに行き届くような体制をとっている ところです。

そのようなことから、東部、南部、柴橋、西部の四つの地区公民館に 57 の分館があり、地域の特色を活かした公民館活動を行っているところです。最近は、老人クラブや地区婦人会が世話役となり、高齢者の集い、生き生きサロン事業などにも積極的に取り組んでいただいております。

そのような活動の拠点となる地区公民館の整備につきましては、公民館整備事業費補助金として助成を行っているところです。

公民館の新築や増改築、また備品の購入や駐車場の整備につきましては、補助要綱に基づき、補助基準額の3分の1の補助金を交付しております。

さらに、高齢者のコミュニティー活動の部屋を設置する場合には、その面積部分について補助率が2分の1 に増額なることとなります。

また、近年高齢社会を迎え、お年寄りの方や足腰の弱い方などの利用のためには、高齢者や障害のある方にも優しい配慮がなされた施設として、段差の解消や手すり、スロープ設置、洋式トイレの設置など、だれにでも使いやすいバリアフリーの施設が望まれているところでございます。

御質問の公民館の改造に対する補助金についてでありますが、部屋の間仕切りや機能を変更する改造やトイレを水洗式、または下水道にするための改修の場合に限って、公民館整備事業補助金の対象としているところ

です。

ただ、分館の中には、高齢者や足腰の弱い方のために、和式のトイレを洋式のトイレに改造したいとの強い要望がありましたので、趣旨を考慮して補助の適用範囲を検討した結果、洋式トイレへの改造についても補助の対象として認めた経緯がございます。

今後においても、地域の拠点である公民館の施設については、利用しやすく、人に優しい施設となるよう、 自治公民館として、自主的な配慮や取り組みに期待するものであります。

市の施設である各地区公民館や文化センターにつきましても、高齢者や障害のある方が利用しやすいように 改修を進めてきたところです。

文化センターには、福祉のまちづくり事業で、エレベーターや車いす用のトイレを設置してきました。また、 各地区公民館につきましても、介護予防拠点施設整備事業で、玄関の自動ドア、手すりやスロープの設置など の改修を実施したところです。

さらに、今年度も自動ドアや車いす用トイレ、洋式トイレの設置を計画するなど、施設のバリアフリー化を 計画的に進めているところです。以上です。 佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも丁寧な答弁、ありがとうございました。

この農政問題について、緊急課題としたのは、今、畜産農家が非常に困っている状況を見て、緊急として要望していきたいなという思いで取り上げた問題であります。

今、枝肉の市場価格を見ると、非常に格差が激しいんですね。先ほど第1問で申し上げましたけれども、A4クラスですと1,900円ぐらいの単価ですけれども、市場価格をずっと見てみますと、A、B、Cランクまであって、そのほかに5段階になっているんです。それを見ますと、やはり一番Aの5クラスで2,300円前後するんです、キロ当たり、枝肉が。

これが、今ですと、F1当たりですと、逆にもう500円を割っているような状況です。また、極端に品質の悪い枝肉などは190円ぐらいで売り買いになっているんですね。

ですから、1頭にすると、七、八万円ぐらいで販売しなくてはならない状況になっております。そのために、 今問題となっている老廃牛がふえているような状況にもなってきております。

市長はいろいろ、県の市長会あたりでいろいろ要望を出していますけれども、まずもってやっぱり市の全体 の酪農家の実態調査をするべきだと私は思っております。

先ほど、答弁の中ではいろいろ畜産農家に対してプライベートな問題もあるかに思っていますけれども、しかし緊急事態ですので、これらを具体的に調査しないと、やっぱり農家の悩みなんていうのはわからないんじゃないかと思います。

これまでも、いろいろ実態調査はしてきたようですけれども、単なる聞き取りに終わっているんじゃないか と私は思います。

私も先日、1月21日でしたけれども、県の農畜産課とのいろいろ緊急対策について、県の方にも申し入れてきましたけれども、その中でも、この現状の調査をこれからも県でやっていくという方針を出しております。ですから、これは通達になっているかどうかわかりませんけれども、これまでも何回か調査はやっているんですね。12月までの段階と、その前の被害状況なども詳しく調査しているという結果を聞いています。

まだ、さらに被害が拡大している中で、そこらをもう少し調査して、前向きに検討していかなくてはいけないという感じがします。その辺を再度お願いしたいと思います。

確かに、市長会ではいろいろな緊急対策ということで、国や県に要望していますけれども、今、この大家畜経営維持資金、これの問題で非常に農家は困っているんです。実際に、これ借りた場合、1年なんですね。1年ですぐに返さなければならない。そんな状況で、こういう長引いて、だれもやっぱり1年で返す見込みが立っていない状況の中で借りる人がいないというのが現状です。

ですから、これは東根市なんですけれども、国の資金を農協と国が利子補給しているんですけれども、これを借りかえて、償還払いの延期をしているんですね。これ7年間ということなんです、延期。そうすると、やっぱり借りる人が出てくるんじゃないかなと。やっぱりこういう対策をする必要があるのではないかと思いますけれども、この辺の考え方について、市長から再度お聞きしたいと思います。

あと、消費拡大の問題ですけれども、2月の9日ですけれども、寒河江牛の即売会が行われましたけれども、 大変非常に好評で結構だったんですけれども、この頭数そのものが余りにも少なかったんじゃないかと私は思 います。

これは、西川町あたりですと、今まで2頭、町で屠殺してやっていたんですけれども、これでも足りなくて、町長の決裁で1頭ふやして、3頭、昨年度実施しています。これは即売じゃなくて、料理屋さんとか飲食店との共同でやっております。それが非常に好評で、大変牛肉販売に貢献していると、西川町の方はおっしゃっております。

ですから、こういうのももう少し大々的に市民にPRするためにも、もっと回数をふやしてやってもらいたいと思いますけれども、この辺も具体的に実行していただきたいと思います。

先ほど老廃牛の対策なんですけれども、今非常に老廃牛というのは深刻化しています。

というのは、老廃牛というのは結局1回子供を産んだ牛が全部老廃牛の対象になるんですね。この老廃牛というのは年とったから老廃ではないんですね、1回子供を産んだりすれば、それの時点で老廃牛という判断を下されることになっているんです。

普通であれば、10年ぐらい乳搾りやって、老廃牛として出荷するんですけれども、今、幾ら受精しても種が受精ならないでということもあって、肥育にも回せない状況で、非常に農家の人は苦慮しています。

そして、大分前からこの対策、国で対応しているんですけれども、まだまだ受け入れ側がきちっとできておりません。農協とか屠畜場で管理するような形になると思うんですけれども、まだまだこの間、計画がまだ具体的に立ち上がっていませんので、この辺の対策も遅々として。

えさ代を補助するとか。今、牛1頭にえさ代が大体1万円から8,000円ぐらいかかるんだそうです。ですから、この辺のえさ代を2カ月とか3カ月を補助するような対策をとってもらいたい、こういう要望が農家から非常に大きいです。

ですから、この辺の対策を、市長として具体的に計画を考えていただきたいんですけれども、この辺の見解を伺いたいと思います。

今、この老廃牛は、市場、公社あたりでもほとんど引き取っていないんですね。これまでは老廃牛として公社あたりの安い単価で枝肉として市場に部分的に出していたんですけれども、これが全く出されていない。そして、持っていっても、やっぱりそこが万が一BSE感染の牛が出れば非常に大きな問題になる、また農家にとっても非常に被害が大きくなるということで、今、農家は全部、出荷をとめていますけれども、これまで老廃牛として出していた牛が、七、八万円ぐらい、へたすると12万円ぐらい相場的に売り買いになっていたんだそうです。今、これがゼロなんですね。ですから、今まで農家はいろいろ子牛を買ったり、あと施設の整備の資金などに回していた金が、ほとんどそういうので老廃牛を出した金で運用していたというような話を聞いています。

ですから、今、ゼロとなってからは、やっぱり資金繰りが非常に大変になってきているなと。特にやっぱり肉が安いから、なら出荷やめるかというわけにもいかないし、生産工場であれば、単価が安ければ生産を中止することも可能ですけれども、生産農家はやっぱりそうはいかないんですね。やっぱり循環式にとっていますので、ですから、これをできるだけ早く対策をとるように、県・国に働きかけていってもらいたいなと思います。

そして、対策おくれた場合でも、やっぱり市としても、葉山の牧場あたりに、この老廃牛を放し飼いにして 飼うとか、やっぱりそのぐらいにしてやらないと、非常に対策が具体的にとられない状況であると私は思いま す。この辺も含めて、検討していただきたいと思います。

あと、畜舎というか、家畜の排泄物の処理施設の問題もいろいろ出ていますけれども、この処理法が平成 16 年度から制定になりますけれども、正式に。この問題で非常に今、農家も困っております。今回、補正予 算で減額になっていますけれども、 538 万円ですか、これもやはり B S E 関連の問題で今まで予定していた 施設整備を断念した経過だと聞いております。

ですから、こういう問題がやっぱり各農家に波及してきて、今、実際、堆肥場とか堆肥管理センターなどというものに資金を回す余裕がほとんどの農家がなくなっています。市でもいろいろ説明会をして、補助の有利なものを提起したりしておりますけれども、なかなか農家にとっては、そういう環境整備に対しての金を回せない状況になっております。

ですから、こういうのも、全農の庄内では、堆肥センターなどもつくる計画をしております。これなんかは

やはり、農家と下水道処理の汚泥の対策と一体となって管理センターをつくって、良質な堆肥をつくっていく 計画をしています。

実際、私も農家に回ってみますと、非常に環境が悪くなっています。ほとんど、今、野積み状態です。一時的に堆肥センターみたいな管理施設もつくった人もおりますけれども、なかなか満足に利用されていないというか、そういう状況になっています。結果的に、やっぱり施設整備しても、今、堆肥がほとんど売れない状況になっております。

これは、国で出した、農林省で出したものを見たんですけれども、非常に3分の1ぐらいなんですね、今まで見ますと、使っている量が。ほとんど一般の農家では使わなくなっている状況になっております。

ですから、こういう堆肥なども、行政が補助金出すばかりでなくて、やはりPR、さっき市長も言ってましたけれども、有機栽培にいろいろな堆肥を使えば、これだけの効果があるとか、それらのことを行政としてできることをPRして、やってもらえば、畜産農家の堆肥の問題もある程度解決していくんじゃないかと、私も思っております。

そして、国や県の制度もいろいろありますけれども、やはり身近な問題として、生活環境の面から配慮されるまちづくりをしなくてはならないのではないかというような思いもあって、やっぱりこの辺も生ごみと一体化したような、堆肥と一体化したような施策もこれから検討していかなくてはならない時期だと思って、この点を私は今回取り上げたんですけれども。

ある農家では、河北町の人なんですけれども、堆肥をつくって、それを再度牛舎に入れて、3回ぐらいリサイクルして使っているんですね。だから、考え方によってはいろんなリサイクル方法もあるんです。国の制度もいろいろありますけれども、こういうのをいろいろなアイデアを使って検討する方向を見い出してもらいたいなと私も思いますけれども、この辺も市長から伺いたいと思います。

少人数学級について伺いたいと思います。

先ほど大分簡単な答弁でちょっとがっかりしたなという感じしたんですけれども。さっき言ったことは、だれしも覚えているんじゃないかという感じするんです、答弁では。

でも、私は、第1問でお願いしたのは、やはり中部小学校あたりの改装で、今、3クラスふえるということで、改装もあったんですけれども、この改装することによって、どういう影響が出てくるか、この辺も教育委員会は調査したのかどうかわかりませんけれども、現場に行ってみますと、こういう音楽室とか、ちょっとしたホールみたいな形で使っていた教室を、新たに少人数学級に振り向けるという考えですけれども、実際、あれだけ中部小学校が大規模な学校であるがゆえに、音楽室などは2クラス設けていると思うんです。やっぱり必要だから設けているんだと思います。別にオープンスペースみたいな形で教室等を使っていたという話も聞いています。

これも、いろいろ文化祭や運動会その他の行事で、いろいろ掲示したり、展示したりする作品の展示するための作業場として使われていたということで話聞いています。ですから、こういうスペースがなくなると、学校としても非常に困るんじゃないかなという感じがします。

あと、音楽教室なんかは、週2時間ぐらいですか、そうすると時間の調整も非常に、現場の先生方の調整が 非常に難しくなるんじゃないかなという感じがするんですけれども、いろいろ体育館を利用したり何か考えて いるようですけれども、やはり施設が不足しているんですから、今後の課題として具体的に、今年度は確かに いいですけれども、来年度以降、毎年1年ずつ繰り上がっていって、実際は4クラス、5クラスになる可能性 があると思うんです。

この辺を長期展望に立って、校舎建設に前向きに検討すべき課題だと思いますけれども、再度その辺についての考えをお伺いしたいと思います。

公民館の施設整備に関してなんですけれども、確かに介護保険が始まって、地区公民館などは非常に整備な

りました、確かに。柴橋、南部地区の公民館は非常に、大分、環境に配慮された施設になったなという思いで、 私も現場を見て感じました。

しかし、西部地区公民館を見ますと、まだまだそういう配慮はなっていない状況にあります。そして、実際、 せっかく車いす使用するような施設、トイレですけれども、こういうようなものをつくっても、何か物置になっているようなところもあるんですね。

実際、車いすで行った人が話していたんですけれども、冬にバレーボールの地区の大会に、隣組長しているから行ったんだそうです、車いすで。そうしたら、スロープには雪がのっそり乗っていて通れない。トイレに行ってみると物置になっている。そんな状態で、福祉のまちづくりに先頭に立っている状況の中で、そういう問題はどう考えているのか。

その辺の指導がきちっとなっていないんじゃないかなと。現場の声がまだまだ教育委員会の方に届いていないんじゃないかという感じがします。

実際、地区公民館などは、敬老会などをやるにしても、例えば西部地区公民館なんですけれども、二階で敬老会しているんですね。そうすると、やっぱり手すりとか何かなくて、非常におたおたで上りおりしているんです、お年寄りの方が。ですから、この辺も、もう少し配慮するというか、体育館を使うとか、そういう配慮も必要なんじゃないかという感じはしますけれども、設備なっていなかったらですね。

確かに、高齢者にとって二階というのは非常に大変だと思います。文化センターにしても、ですから二階づくりに会場を設けているところに対しては、もう少しきめ細かな配慮をしていただきたいと思います。その辺で、何か答弁あればお願いしたいと思います。

各分館の施設整備の問題なんですけれども、地区では、手すりつけたりスロープしたいという思いはみんな持っているんです。ですから、私らもそういう補助事業、市としてのあれないのかと、たまたま聞かれる回数が最近ふえてきております。

実際、補助要旨を見ますと、確かにこういう福祉関係の設備に対して補助が全くない状況になっております。これは、教育委員会も認めておるんでしょうけれども、今、高齢化社会に向けて、やっぱりこういう配慮をする時期に来ているんじゃないかなと私も思いますけれども、市民もこういうところに金を使ってもらいたいという要望がかなり出てきているもんですから、やっぱりその時代時代に合わせた制度を変えていく方向にきちっと持っていってもらいたいなと思います。

今、ちょうど切りかえ時期ではないかと思うんですけれども、この辺について、手すりやスロープつけることに対して、地域の公民館にこういう施設整備をすることの補助要綱の改定もお願いしたいと思いますけれども、この辺の見解についてお伺いして、第2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点か、質問がございました。

まず、実態調査でございますけれども、先ほど答弁申し上げたように、これまでもやってきましたし、じかに生産者あるいは組合等につきましてのお話を承ったわけでございます。やっぱり個々の対処ということになりますと、先ほど申し上げましたような問題がございますので、非常に難しいわけでございますが、全体として生産者全体に対しての対応というようなことにつきましては、これまでもとってきたし、これからも考えなくてはならないと、こう思っております。

それから、緊急対応としまして、先ほども申し上げましたように、四つあるわけでございまして、一つとは、 やっぱりマルキンの問題でございまして、これは先ほど答弁したようにやっておりますし、また補正予算にも 組んだわけでございます。

二つ目は、特定危険部位の焼却費、これは市独自でやったわけでございますけれども、これにつきましても 補正予算を組んだところでございますし、平成 14 年度につきましても実施する方向で考えてまいりたいと、 このように思っています。

問題は、3番目の廃用牛の全頭買い上げ後の焼却処分、そして四つ目が大家畜経営維持資金の償還期間の延長でございまして、これは市独自というわけにはまいりませんで、先ほど申し上げましたように、県と一体となって国に要望してまいらなくてはならない問題でございます。

それにしましても、大家畜経営維持資金というようなものにつきましては、本市の場合、これまで利用するようにと、こういうようなことをしておったわけでございますけれども、余り利用者がおらなかった制度でございますので、いずれにしましても延長するような要望をしておるところでございます。

それから、検査牛の体制が未整備でございまして、非常に出荷がおくれていると、そういう中でのえさ代の問題でございますが、どのくらいの期間がおくれるかもあるわけでございまして、滞りなくなるまでにはどの程度の長期間を要するか、あるいは短期間で終わるかというような見通しがつかないわけでございますけれども、その辺のことを見まして、全期間というわけにはまいらないかと思いますが、一時的な期間でありましたならば、対応するということも考えていってはどうかなと、このように思っております。

それから、即売会、これはこの前も大変短時間で全量売り上げということで好評を博したわけでございますので、この辺はまたするかしないかは、これはやっぱり肉牛の組合の方々の御協力なければできないわけでございますので、この辺を話し合う必要があろうかと思っております。

それから、葉山高原牧場に廃用牛を一時管理してはどうかと、こういうことでございますが、一時預けておくというような問題でございますが、これも全期間を市で面倒見るというわけにはいかないだろうと思っておりまして、ですから、そのうちの期間を区切って、市が対応するというようなことは、これから考えてもいいだろうと。

これまでですと、5月中旬から10月の下旬までが対象になっておるわけでございまして、そういう全期間を全部市が考えるというわけにはまいらない、やはり放牧する方の負担というようなものも考慮に入れながら、その辺、こう思っております。

それから、排泄物の処理施設の助成制度でございますが、御案内のように、2戸以上の農家で共同設置というような場合に、県とかがやっておる補助しておるわけでございまして、その場合、市はかさ上げと、こういう形になるわけでございまして、その辺、かさ上げも少し考えてはどうかなと、このように思っておるところでございます。

それから、堆肥の有効利用の問題がございました。これは非常に答弁したとおりでございまして、生ごみと 一体化する、あるいはリサイクルの方法を考えるとか、いろいろあるわけでございますけれども、非常に言う は易いんでございますけれども、実際にこれをやるということになりますと、どなたにするかとか、あるいは 実際にそういうつくった堆肥の処理の問題、あるいは販売の問題と、いろいろ絡んでくるわけでございます。 いずれにしましても、堆肥、生ごみというものの処理というものは大きな問題でございます。これまでもい るいろ留意はしておるわけでございますけれども、今後とも、これは勉強させてもらいたいなと、このように 思っております。以上かなと思います。 佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 少人数学級についてですが、余りにも簡単ということだったんですが、私たちに示された 資料に基づいて簡潔にお答えをしたところでございます。

なお、若干詳しく申し上げたいと思いますが、少人数学級についての目標というんでしょうか、県議会の11月の定例会で、こういうふうに言っております。言葉が若干違いますので、御紹介しておきますが、県教育長の答弁です。

少人数学級編制は、子供たちに基礎基本を徹底させることとともに、一人ひとりの個性や能力を引き出す教育を推進し、あわせていじめとか不登校の問題の未然防止など、心の豊かさも育てたいというねらいを持っているというふうなことを言っております。

それを受けて少人数学級ということになるわけですが、これは私はあくまでもそういう目的で、少人数学級というのは、これは一つの教育をよくしていくための手段であるというふうに考えております。

実際、実効を上げていくには、教職員の資質向上とか、あるいは指導力の向上、これを期していかなければ、 本当の効果は上がらない、ただ少人数にすれば教育はうまくいくなどということではないというふうに考えて 取り組まなければならないというふうに思っております。

それから、各学校でのことですが、中部小学校、これは特別教室というのはやはりきちっとした目的を持ってつくってやったわけなので、それを普通教室に変えるということは、これは大変なことなわけです。

したがって、学校の方でも、学校運営上どういう問題点があるのかというようなことを十分出してもらって、 そして学校としての意見をお聞きしながら、特別教室とか学習室を普通教室に転用して効果を上げていきたい というふうなことがあったわけでございます。

また、柴橋小学校については、オープンスペースを活用してということですが、これもオープンスペースの大変な目的があってつくったわけですので、これを変えるということ、これも学校で十分話し合いをしていただきました。ちょうど 67 人という人数で、4月から1人ふえるというふうなことがあって、しかも1・2年から3年に変わるときに、学級編制がえをするというふうなこともあって、少人数学級の方向でぜひお願いしたいということがあった、そういう結果を受けての結論でございます。

なお、もう一つあれなんですが、県の方では少人数学級編制に伴う教室の確保について、通学区域の調整による対応なども行っていく必要があるのではないかというふうなことを言っております。

本市といたしましては、大きく事情が変わってきていることから、必要であればやっぱり全体的な通学区域の見直しなども検討しながら、教室の確保を図っていかなければならないのではないかというふうに考えております。

あと公民館のことですが、運用上で大変まずいことがあるというのは、これは我々の指導上の問題ということで十分注意しておきます。

施設、設備についてのバリアフリー化については、計画的に進めておりますので、御理解を賜りたいという ふうに思っております。以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後0時05分

再 開 午後1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 先ほどの質問で、公民館整備についての御質問がありました。お答えいたします。 まず、市が設置しております地区公民館、それから文化センターについてでございますが、先ほど委員長か ら答弁いたしましたように、介護予防拠点整備事業で対応しておりまして、柴橋地区公民館につきましては、 進入路のスロープ、玄関の自動ドア、そして廊下の手すりなどを設置してまいりました。

南部地区公民館におきましても、新しい改築に合わせて、スロープの設置とトイレを改修しているところで ございます。

お尋ねのありました西部地区公民館についてでございますが、このたび補正予算をお願いしまして、玄関を 自動ドアにする工事、それから洋式の便器への改修などを予定しているところでございます。

なお、西部地区公民館の車いす用トイレの物置がわりの使用についてでございますが、そのような使い方は現在しておりませんし、少し物があった経過はあったかもしれませんけれども、支障のないように対応してまいりたいと思います。

また、二階のホールへの階段につきましては、今現在手すりがついておりまして、上りおりの安全に配慮しているところでございます。

さらに、文化センターについても、このたび車いす用のトイレ、それから洋式トイレの改修計画をしております。次に、自治公民館であります地区公民館分館についてでございますが、これは各地区の公民館の要望を受けまして、整備計画をしながら補助を対応してきているところでございます。

特に、これまでもトイレの改修につきましては、最近も皿沼公民館、島公民館が下水道工事、下水道化に伴う改修、それから高松公民館、中郷公民館の合併浄化槽によります水洗化の整備につきましても、補助をしてきております。

また、先ほど答弁いたしました和式トイレから洋式トイレへの便器の改修につきましても、今年度末広町公 民館の改修について、補助の対象枠として対応してきております。以上でございます。 佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 第3問に入らせていただきます。残り時間も少ないようですけれども、BSE対策については、ある程度やっぱり消費拡大が一番肝心なことではないかと思っております。

ですから、これまでも、先ほど例題に出しましたように、西川町のように、飲食店と共同で安いすき焼き、1,000円ぐらいで食べられるようなそういう催し物をやっぱり繰り返しやってもらって、消費拡大につなげていってもらいたいと思います。

あとは、先ほど葉山の放牧場に老廃牛をという話があったんですけれども、やっぱりうば捨て山でないんですけれども、実際、やっぱり今困っている、場所を提供する人がなかなか見つからないというような報道もありますので、その辺もやはり検討することであるのではないかというので、私は提案したつもりです。その辺も検討していただきたいと思います。

あと、堆肥化の問題なんですけれども、やはり市でやれることといったら、私、単純に考えたんですけれども、フラワーロードあたりで、堆肥を使って一つの消費拡大みたいな形でしてもらえば、農家も非常に助かるのではないかという感じはします。

農家の人は非常に人手不足でそういうのを敬遠しがちですけれども、やはり有機栽培をしていくには必要な 堆肥でありますので、堆肥というより、有価物だと思います。やはりこういうのを基調としたいろいろな施策 を展開してもらいたいと思っております。

あと、教育委員会の方ですけれども、先ほど中部小学校の問題も多々あったんですけれども、施設が不十分であれば何ぼ立派な、ある程度教育あれしても、余り窮屈な思いでやっぱり教育はなっていかないし、少しやっぱり教育の環境整備も配慮すべきではないかと思います。

あと、やはり今宅地開発などもどんどん進められるようになっていますけれども、横道とか下釜あたりですね。

そういう中で、やっぱり学区編成というか、いろいろ話、教育長の方からもあったんですけれども、いろいろな今までの経過を見ますと、トラブルあったりいろいろ起こっておりますので、この辺ももう少し整備した上で、やっぱり市全体でこういう問題を、まちづくりにあって学校をどうするか、きちっとした方向性を出す必要があるんじゃないかと私は思います。

教育委員会ばかりで考えていると視野が狭くなって、学区をいじるということが先決になるような問題もありますので、その辺ももう少しまちづくりと一体になって学校教育環境も整えていってもらいたいなと思っております。

以上で第3問を終わります。

遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 14番、15番、16番について、22番遠藤聖作議員。

[22番 遠藤聖作議員 登壇]

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と、通告してある課題に関心を持っている市民を代表して、以下、質問いたします。

目を病んでおりまして、ちょっと読みにくいんでありますが、御容赦お願いしたいと思います。

最初に、国民健康保険制度にかかわる幾つかの問題について伺いたいと思います。

昨年 12 月、定例市議会で、同僚の髙橋勝文議員から、国民健康保険制度に関して幾つかの質問がありました。

その中で、国保税の平準化について、市長は被保険者にとって有利な制度を活用するためだとして、もっぱら法定減免に対する国、県補助の有利不利の側面から見て、平準化を進めなければいけないという答弁を行っています。

私は、この平準化の問題を論じる場合に、もっと国保制度全体の中で見ていかなければいけないと考えます。 国民健康保険は、戦前の 1938 年、昭和 13 年に都市労働者の健康保険制度に相当する制度をということで、 農村住民の保健状態の改善を目的にして創設されたのであります。それが戦後、制度の実施主体を任意の組合 制度から、市町村が実施するという、いわば当該市町村に居住する社会保険未加入者全員が強制加入する国民 皆保険制度体制に移行してきたのであります。

それにあわせて、保険者の保険料に加えて、国、県、市町村も財政面から支えていく、そのための全面的な 法改正も 1950 年を前後して、今日あるような国民健康保険制度に移行したのであります。

国保加入者の家族も含めて7割給付や、老人医療費の無料化が実施されたのは1973年で、いわゆる福祉元年と言われた年であります。

しかし、その後 1983 年には、中曾根内閣の行革の方針によって福祉見直し論が台頭し、老人医療費の有料化、勤労者の加入する健保本人の 10 割給付から 8 割給付への切り下げ、国保に対する国の財政負担も全体の 45%から 38.5%への切り下げ、さらに国庫負担なしの退職者医療制度の創設などが行われたのであります。

その結果、国保を運営する全国の市町村は、国保会計の財政基盤を弱体化させ、不足財源を保険加入者の負担をふやすことで賄わなければならなくなったのであります。

さて、被保険者に対する国保税の賦課基準でありますが、昨年の 12 月議会で市長が答弁したとおり、支払い能力に応じて負担する所得割額と資産割額並びに各人の受益の程度に応じて負担する均等割額と世帯割額になって、それの合算で国保税は決まっていくのでありますが、地方税法ではこの組み合わせの割合を 40 対 10 対 35 対 15 と規定していますが、寒河江市では現実にはこれまで長い間、所得の有無に関係なく賦課され、負担感がより大きい応益割よりも、所得や能力に応じて負担する応能割の方により比重を置いた課税を行ってきたのであります。

そこで、市長に伺います。現在、寒河江市が負担軽減として実施している法定減額は、世帯の年間総所得金額が33万円以下が6割、世帯主を除く被保険者1人当たり24万5,000円を乗じて、金額以下の世帯が4割減額となっていますが、具体的にどういう世帯が当てはまるのかであります。

所得から基礎控除だけを引くと、33万円しか残らないという、そういう条件で見ると、夫婦と小学生の子供2人の世帯の場合、年収が165万円以下の世帯ということにおよそなるのではないかと思います。これは月々の食費や水光熱費、居住費、被服費、子供の給食代などを考えますと、生活保護ぎりぎりか、それ以下の年収の世帯が該当するということであります。

ほかに災害などの被災者が申請によって減免を受けられる制度もありますが、現実にはほとんど該当しないのであります。申請をしても課税額は変えることなく、次年度に分けて全額を払いなさいという、いわゆる徴収猶予を認めてもらうのが精いっぱいであります。

しかも、世帯の担税力ということで、他の健康保険に加入している世帯員の収入も支払い能力として認定されるので、実際には、本来、失業などすれば認められるはずの申請による減免がほとんど不可能な実態であります。

しかも、1984年からは滞納者から保険証を取り上げる、あるいは交付しないという制裁措置も導入されてきています。こうした現実がある中で、応能割より応益割の割合をふやしていけば、あるいは平準化を進めていけば、全体として負担能力の弱い世帯への増税になっていくのではありませんか。長期にわたる消費不況やリストラ、企業倒産などが相次いでいる、こういう事態のときこそ、市民の懐から保険税を無理やり引きはがすようなやり方をしないで、一般会計からの繰出金を実施して、負担軽減を図るべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、低所得世帯の負担軽減を実効あるものに変えていくことについて伺います。

さきに述べたように、現在の国保税の減免制度について見ると、一つは、法定減免制度は、生活保護水準やそれ以下にならないと該当しないという現実があります。さらに、申請による減額の道も一応あるのではありますが、これもせいぜい先ほど申しましたように、徴収猶予してもらう程度で、実際に減額されたケースはほとんどないのではないかと思います。

しかも、世帯員全員の中に1人でも担税力、つまり支払い能力がある人がいれば、それが他の保険加入者であっても、代替して支払うという約束をさせられてしまうのであります。

少なくとも他保険加入者の所得まで支払いの対象にするような、高利貸しでさえやらないようなことは直ち に中止すべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、高額療養費の支払い方法について伺います。

国保の場合、月に6万3,600円を超えて医療費がかかった患者は、たとえ3割負担の範囲内であっても、 過重負担を、重い負担を避けるために高額療養費を支給する制度がとられています。

しかし、この制度は、一たん窓口で患者が立てかえて支払った後に、数カ月後に還付されるということになっていて、そのお金は国保の窓口で9割の金額を貸し出すことになっています。

このことについては、以前、私どもが改善を要請して、何度も市役所に足を運ばなくてもよいように、即日 交付、即日貸し出しされるようになりましたけれども、それでも病院からの請求を受けて、市役所に足を運ん でお金を貸してもらい、また病院に戻って支払いをするというのは、どうにも大変なことであります。

このことについて、先日、山形市では、市立済生館病院で、病院の窓口で患者は自己負担分を支払うだけでよいという、いわゆる窓口委任払い制度を導入することを決めたという報道がなされました。寒河江市でも、この病院窓口委任払い制度を採用したらどうかと考えますが、市長の見解をお聞きします。

次に、薬価、薬の値段の問題について伺います。

健康保険の医療費給付事業の中で、大部分を占めるのが投薬費、いわゆる薬代ではないかと思われます。先 ほど言いましたように、健康保険会計の積立金なども底をつき、医療費が年々高騰している中では、可能な限 り節約を図るべきだと思います。

財源が不足するから税率や按分率を見直せばよいというのでは、余りに安易なことであります。それでなくても国民健康保険の加入者の多くは、消費不況やリストラや賃下げ、勤め先の倒産などでひどい目に遭っているのであります。国保の被保険者に負担を余りかけないで、この困難な局面を乗り切る方法はないものか。行政を預かるものとして真剣に考えなければならないと思います。

そこで、私は、市立病院で使用している薬について伺います。

最近、新潟県の聖籠町の町立診療所で、同じ薬効、薬の効き目のある医薬品を、高価な先発品から、安い後発品、ジェネリック医薬品というそうでありますけれども、の使用に切りかえたところ、薬代だけで年間 1,600 万円の節約になったという新聞報道の記事を見ました。

さらに、全国の開業医の 60%が加盟している保険医団体連合会では、薬効の重複する薬や効果の不確かな 新薬の使用を控えて、後発品の使用割合を高めるために、後発品の共同購入運動をことしの 2 月から開始した という報道がなされました。

そこで、市長に伺います。

市立病院の使用している薬の実態はどうなっているのか。また、新薬と後発品の使用割合はどうなっているのか、伺います。

二つ目に、後発品の使用割合を高めるための努力をすべきだと考えますが、その見解を伺いたいと思います。 3点目は、この問題について、市立病院の中で医師団、薬局職員、さらに事務当局の率直な話し合いが必要 だと思われますが、どうなっているか伺いたいと思います。

次に、通告番号3番の防災対策について伺います。

この問題については、平成7年の3月と6月に、阪神淡路大震災直後の事態を受けて佐藤暘子議員が、さらに平成11年9月の定例議会では、白岩梺地区で発生した土砂崩れという事態を受けて松田 孝議員が、それぞれの立場から質問に立って、災害を未然に防ぐための行政の努力を促しています。

災害は起こらないにこしたことはないのでありますが、不幸にして出会った場合、住民の生命財産の被害を可能な限り最小限にとどめるというのが、行政の防災対策であり、そのための計画であります。

寒河江市の場合は、この間、数度にわたって、私たち市議団が、その充実と総合的な施策、対策の確立を求めてきましたが、今日に至るもまだ完成を見ていないようであります。

まず、その進行状況と現在の到達点及び完成時期を伺いたいと思います。

防火や防災、自然災害の可能性など、課題ごとに現状や問題点を市民に率直に明らかにするべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、活断層の存在とその調査の必要性について伺います。

市長は、過去の佐藤暘子議員の質問に対して、規模が一つの自治体にとどまらず広範囲に広がっているために、単独での調査は難しいこと、また費用も高額であることを理由に、市独自の調査は行えないとしています。

しかし、問題になっているのは、寒河江市の中心部を南北に走っている市民浴場から三泉まで、西根、石川 を通って三泉まで走っている活断層の存在にあります。確かにその延長は中山町から村山市の先まであります けれども、国や県待ちにならずに、寒河江市の部分だけでも独自に調査する必要はあるし、可能であります。 山形県は、平成9年から3カ年をかけまして、県下の活断層、庄内から内陸部にかけての活断層の調査を行

山形県は、平成9年から3万年をかけまして、県下の活断層、圧内から内陸部にかけての活断層の調整ったと聞いています。その結果はどうだったのか、伺いたいと思います。

確かに、活断層というだけで、不必要に恐れたりすることは全くありません。しかし、また一方で調査もしないで放置しておいては、根拠のない大丈夫論だと思うのであります。

今、トレンチ調査という簡単な調査方法があるようでありますけれども、県の調査でもこれをかなり採用しているようでありますが、大学の研究室などに依頼してはどうかと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、国民健康保険の問題でございます。

応能、応益割合の平準化についてでございますが、国及び県より、応能・応益割合を 50 対 50 に近づける 平準化を図るよう指導されているところでございますが、平成 13 年度の県内の状況は 1 市 17 町が応益割合 45%を超えており、平成 14 年度には 2 市が 45%を超える予定となっているようでございます。

応益割合が45%以上55%未満になりますと、低所得世帯に軽減している割合が6割が7割に、4割から5割となり、新たに33万円に被保険者数に35万円をかけた額を加えた金額以下の所得の世帯が2割軽減の対象となります。

賦課割合の平準化を図ることで、低所得者の負担が多くなるように思われますが、軽減割合を高め、2割軽減の対象世帯を拡大することにより、軽減額が増加し、その結果、低所得階層の税負担が抑制され、低く抑えられることになります。

この軽減された額につきましては、保険基盤安定化繰入金として公費負担に求めることになりますので、その分、被保険者の税負担を減少できるものと考えております。

このようなことから、税率改正の検討に当たりましては、応益割合の平準化及び所得階層ごとの税額等、被保険者の方々の公平性が図られるような税率となるよう、国民健康保険運営協議会の御意見を伺いながら検討してまいる考えでおるわけでございます。

国民健康保険制度は、御案内のように疾病、負傷等の場合の保険給付を被保険者全体で支える相互扶助制度 でございます。国民健康保険税は、その事業に充てる目的税で、応分の負担を求めることになっております。 被保険者は、だれでもが同じ給付を受けることになりますので、応益割を賦課することによって、公平な負 担を求めることとされております。

また、国民健康保険事業は、被保険者という特定のものに対して行う事業で、事業の性質上、特別会計の設置が義務づけられているところであり、一般会計からの繰り入れは、特定の場合に限られるもので、国民健康保険税の負担軽減のため、一般財源を投入するということは、公平性に欠けるとともに、一般会計からの繰り出しにはなじまないものと考えております。

このようなことから、平成14年度当初予算では、制度に基づくいわゆるルール分を一般会計繰出金として、 人件費、事務費、出産育児一時金、国保財政安定化支援事業については、満額計上しているところでございます。

低所得者対策ということでございますけれども、課税に当たりましては軽減措置があり、均等割や平等割につきましては、その6割または4割を軽減しているところでございますし、被保険者数の約24%、世帯の約28%が該当しているわけでございます。

そしてさらに、先ほど申し上げましたように、応益割合が 45%を超えることとした場合には、該当する世帯が増加し、被保険者の 37%、世帯の約 40%が該当することが見込まれるわけでございます。

そういうことで、低所得者の負担を少なく抑えることになりますので、このことも低所得者対策の一つになるのではないかと考えておるところでございます。

また、国民健康保険税につきましては、世帯主を納税義務者とし、被保険者である世帯員についてのみ、課税対象として算定しておりますが、当該納税義務者または被保険者が、一つには公私の扶助を受け入れたとき、それから二つにはその年の所得が皆無及びこれに準ずると見なされるとき、三つには災害を受けたときの、いずれかの理由で減免申請がなされたときには、この国民健康保険税条例等の定めに照らして対応しているとこ

ろでございます。

それから、他保険者の取り扱いでございます。世帯の他保険者の取り扱いでございますが、他保険者の所得 に関しては、課税の算出基礎には含まれていないことは、今申し上げたとおりでございます。

しかし、国保税の納税義務者については、国保の被保険者のいる世帯の世帯主は、他保険加入者であっても 国保の納税義務者となります。

これは、給付を受ける方に対する個人課税主義をとると、高齢者とか幼児等の所得のない方に対しましても 課税することになってしまうため、主たる所得者である世帯主に課税をすることとされておりまして、この保 険給付という受益の内容から見ましても、経済効果が世帯全員に及ぶことから、世帯課税主義となっていると ころでございます。

したがいまして、担税力の判断におきましても、世帯全員について考慮すべきものと解しているところでございます。

それから、高額療養費の委任払いの御質問にお答えいたします。

山形市でその実施について検討しているようでございますが、具体的な実施方法や医療機関との調整などについては、まだ検討中とのことでございます。高額療養費の貸付制度は、高額療養費の支給がレセプト点検等のため、2カ月後となることから、支給を受けるまでの間、当該医療費を支払うための資金として、支給見込み額の9割を貸し付けする制度でございます。御案内かと思います。

本市では、貸し付け申請されたものは、迅速に対応し、約1週間程度の短期間で被保険者へ貸付金を支払うなど、貸付制度の円滑な運営と被保険者の利便を図っているところでございます。

ちなみに、本市の高額療養費の支給件数は、2月末で680件であり、医療機関は寒河江市立病院が約119件で17.5%、県立河北病院が162件で23.8%、その他山形市の医療機関などであり、広域化しております。貸付件数は、2月末で52件となっており、医療機関は、寒河江市立病院及び県立河北病院がそれぞれ1割程度になっており、残りは山形市内の医療機関となっております。

委任払いにつきましては、受診機関が広域化している中でどこまで対象にするのか、実施の方法、それから 医療機関との調整など、検討していかなければならないことが多くありまして、今後の研究課題と考えており ます。

次に、薬価問題でございます。

御案内かと思いますが、薬価とは、厚生労働大臣が、保険医療機関で保険診療を行う際に使用できる医薬品とその価格を薬価基準として定め、告示しておりますが、この薬価基準で定められた医薬品の価格でございます。

医薬品は、国の承認により製造販売が可能になりますが、薬価基準に収載されることによって医療機関での使用が可能となり、医療機関の購入価格にかかわらず、薬価によって受診者の窓口負担金や医療機関の保険請求額が算定されることになります。

現在、薬価基準の収載品目は約1万2,000にも上っており、個々の医薬品の薬価は、市場実勢価格の加重平均をもとに2年ごとに改定されておりますが、ここ数回はかなりの幅での引き下げが続いております。

この新たな医薬品は、医薬品メーカーのさまざまな研究、それから試験などのプロセスを経まして、国の製造販売承認、薬価基準の収載を得て、その後一定期間は特許により独占的に製造販売されることとなります。 しかし、特許期間満了後は、他の製薬会社も同じ成分の医薬品を製造することが可能となり、先発品ととも

に同種、同成分のジェネリックと呼ばれる後発品が市場に併存し、流通することとなるわけでございます。

新薬つまり先発品の開発には、一般的に 10 年から 15 年の歳月と 150 億円から 200 億円程度の費用を要すると言われておりますが、後発品いわゆるジェネリックは、開発期間や開発費用をさほど必要としないため、通常は先発品に比べ低価格で流通することとなり、結果として後発品の薬価は低く設定されることになります。

これらのことから、医療機関が後発品を使用すれば、薬価の違いから、受診者の負担軽減と医療費の削減が 図られることとなりますが、後発品については中小メーカーが多いことなどから、副作用などの安全性に関す る情報提供が不十分なこと、急な製造中止など供給面での不安定性があることなど、大きな課題を抱えており、 その使用がなかなかふえない現状にあると聞いておるところでございます。

市立病院で使用する医薬品についてでございますが、医薬品の採用については、毎月1回、医師及び薬剤師 全員で構成する薬事審議会において、安全性や治療効果などのさまざまなデータを詳細に検討し、仮採用の可 否を決め、3カ月間使用後に、再度、安全性などを確認し、本採用または中止を決定するシステムで行ってお ります。

また、この審議会では、事務部門の意向を受けて、医薬品の効率的な使用や管理についても、類似薬効品の使用中止や整理に関する協議など、病院としての統一的な医薬品使用という点も考慮し、審議を行ってきたところでありますし、採用する医薬品の選定に当たっては、何よりも安全性が高く、治療効果にすぐれていることが必須要件となりますが、同種の後発品がある場合は、価格優位性もあわせて検討の対象とし、すぐれた後発品については随時採用を行ってきたところでございます。

平成 13 年 4 月から、平成 14 年 2 月までの市立病院の医薬品の使用品目は 1,025、金額は 4 億 8 ,5 1 5 万円でありまして、このうち後発品は 3.3%の 34 品目で、金額は 1.1%の 520 万円でございます。

一般的に、大きな病院ほど、比較的症状の安定した患者が多い診療所と異なり、高密度の医療提供ということから、後発品の存在しない医薬品を多く使用しなければならないことや、多くの診療科からの処方にこたえるために、多種類の医薬品を常備する必要があることなどから、後発品の使用割合は高くなりにくい状況にあると言われております。

しかし、平成14年4月1日から、診療報酬改定が実施されますが、改定の答申において、後発品の使用促進が重要項目の一つとして取り上げられており、処方箋料、保険薬局での調剤などに関し、後発品についての加算が新設されるなど、後発品使用の環境整備がかなり進むようであります。

このようなことから、市立病院で今後使用する医薬品については、受診者の負担軽減や、医療費の削減を考慮し、後発品についても薬事審議会の検討素材として幅広く取り上げてまいりたいと考えているところでございます。

次に、防災対策について申し上げます。

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づきまして、都道府県の地域防災計画と整合性を持ちながら 策定する地方公共団体の総合的な災害対策の基本となるものでありまして、市、関係機関、住民等がその機能 を発揮し、災害から住民の生命、身体、財産を保護することなどを目的とするものでございます。

現在の地域防災計画では、災害予防計画、災害応急対策計画とも、共通事項の中で水害や土砂災害など、各災害に対する対策を規定しているにとどまっております。

見直しに当たりましては、震災、風水害など個別の災害に対応できるような地域防災計画とするために、県 の計画との整合性を図りながら、見直しを行ってきているところでございます。

見直しの概要について申し上げますと、さまざまな災害がありますが、平成7年に発生した、阪神淡路大震災などを踏まえまして、大きく風水害対策、震災対策、個別災害対策に分類し、個別災害対策につきましては、 雪害対策、道路災害対策、林野火災対策などをまとめております。

災害対策については、防災対策の強化を図るため、自主防災組織の育成、それから事業者の協力による応急 対策の推進、ボランティアの受け入れ、活動環境の整備や災害弱者対策としての災害への対応能力の弱い高齢 者、障害者などの安全確保対策の推進などを計画に組み込んでいきたいと考えております。

また、避難場所や地すべり、急傾斜地崩壊危険区域などを入れまして、常日ごろの心構えや、万が一の際の 避難等に対応できるように計画していきたいと考えております。 これらの内容については、防災計画が防災会議で決定しましたならば、住民にわかりやすい形で広報、周知 をしてまいりたいと考えております。

この見直しを進めている地域防災計画について、現在、防災関係機関・団体等との事前調整協議のための準備を進めているところでございます。

この防災関係機関・団体等との調整協議が整いましたならば、防災会議を開催し、地域防災計画を決定していただくことになります。5月ごろまでには見直しが完了できるものと考えております。

次に、防火や防災、自然災害などの可能性を課題ごとに市民に明らかにしてはどうかというようなことでございますが、地滑り防止区域や急傾斜地崩壊危険区域などの区域には、現在でもその旨の標識が設置されておりますし、国土交通省山形工事事務所では、最上川の洪水のシミュレーションも公表してあります。

市では、これまで万が一の自然災害と火災災害に備えての防災訓練や危険区域の防災査察などを通して、地域防災体制の整備、防火防災思想の啓蒙を図るとともに、自主防災組織の育成を推進してきており、これまで17地区で自主防災組織が組織化され、自主的に防災訓練などの活動を行っております。

これからも、市の防災訓練や消防団の各分団ごとに実施している防御訓練、また自主防災組織が実施する防災訓練などを通して、防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

最後に活断層についての質問にお答え申し上げます。

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震いわゆる阪神淡路大震災、それ以降、全国的に活断層に対するところの関心が高まってきております。これらのことから前科学技術庁では、全国に約2,000余りあると言われる活断層のうち、その活動が社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられる98の断層帯を選定しました。

この断層帯の調査を推進するための事業が、都道府県及び政令指定都市を事業主体として、平成7年度から開始されております。山形県では、対象となった四つの断層帯について、平成9年度から活断層の位置や長さ、活動時期、活動間隔を明らかにして、活動規模を把握し、地震防災の基礎資料とすることを目的として調査を実施しております。

平成 12 年 12 月に、平成 9 年度から平成 11 年度にかけて調査を実施した断層帯の調査結果を取りまとめた概要について、県から報告されております。

この報告書によりますと、寒河江市内の活断層が含まれている山形盆地断層帯とは、大石田町の横山付近から山形市村木沢付近にかけての断層帯であり、寒河江川を境に断層帯を北部と南部に分けてあります。

活断層の調査は、既存資料調査、空中写真判読、地表踏査により全体を調査し、その中で必要な箇所については、詳細調査地区を選定しております。詳細調査地区として北部区間の河北町根際地区及び南部区間の山辺町大寺地区においてボーリング調査、トレンチ調査を実施しております。

この調査結果をもとに、山形盆地断層帯の南部区間の調査成果として、次のように報告されております。

断層の位置、長さにつきましては、寒河江市東部から山形市村木沢付近にかけて分布し、延長約 20 キロ、最新の活動時期としては、トレンチ調査で確認された断層の切断被覆関係から、 4,400 年から 3,890 年前と推定されております。

平均活動間隔としては、ボーリング調査やトレンチ調査によりまして検出された最新活動時期の一つ前の活動時期が約 9,000 年前と推定され、その活動は、約 5,000 年間隔と推定されております。

県では、平成 13 年度で、県内四つの断層帯の調査を終了し、平成 14 年度において総合的に取りまとめ、 各断層帯ごとの地域にブロック分けし、調査結果の概要についての説明会を開催していくとのことでございま す。

さらに、国、地震調査研究推進本部でございますが、国においては、これらの調査結果を分析し、平成 16 年度までに長期発生確率の算定が行われることになっているようでございます。 市独自に活断層の調査が必要なのではないかということですが、今申し上げましたように、活断層は行政区域を越えて広範囲に及んでいること、また調査解析に専門的な知識を必要とすることなどから、県レベルでの調査が進められてきているものでございます。

県の調査内容につきましては、今申し上げましたように、それぞれの断層帯において、既存資料調査、空中 写真判読、地表踏査により全体を調査しております。

また、ボーリング調査、トレンチ調査を必要とする場所については、それぞれ調査を行っておりますので、 市独自で調査する必要はないと考えております。以上です。 佐藤 清議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 2 問に入りたいと思います。

国保の問題について、法定減免になる世帯は、基本的には減免になるわけですから問題は、全くないわけではありませんけれども、一定救済の措置はとられるわけですけれども、問題はそこに行かない世帯、こういう世帯の中にも生活保護すれすれの世帯が非常に多いというのが実態、先ほどの所得の概算で明らかにしたように、そういう国保の世帯が非常に多いということが特徴なんです。

それの救済は何によってなされるか、それはいわゆる条例による減免、申請による減免しかないわけです。 ところが、これも先ほど市長は非常に極端な例を出しましたけれども、世帯主課税で、世帯主が他保加入者で も国保加入者で幼児とか高齢者がいる世帯というふうな表現しましたけれども、こういう世帯はあり得ません ね、普通は。大抵扶養家族になって、社保いわゆる社会保険加入の扶養家族になっているケースが多いわけで す。

世帯主が社保で、父親やじいちゃん、ばあちゃん、あるいは自分の娘や息子が小さい、幼児ですけれども、 が国保だなんていうケースはほとんどないのではないかというふうに思います。ですから、先ほどの例は余り 極端ではないかというふうに思います。

実際には、父親が国保で、二十歳過ぎぐらいの娘や息子が社会保険というケースが多いんです、実際には。その場合、父親や母親が少し収入があって、そして国保に加入していて、息子の扶養家族になれなくて、国保に加入していると、そういう世帯の御本尊が失業した、あるいは大けがをして働けなくなったというふうになった場合に、申請減免という方法がとられるわけですけれども、それがほとんど実際には認められていない、現場では。そういう実態があるんです。だから、そこを何らかの改善をすべきではないかと。

ところが実際には、息子や娘が働いているんでねえかと。どこかに勤めていて月 10 万円ぐらい給料もらってくるんだろうと。そこから出してもらえというふうなことになっているのが実態なんですね。

これはちょっとおかしい、制度上もおかしい、制度の趣旨からしてもですね。そういうことを 私は言いたかったわけで、そういう内容も事前にきちっとお知らせしたはずなんですけれども、なかなか理解 されないなというふうに思います。

全国的にはそういう意味で、生活保護の年収の 1.5 倍までをいわゆる申請減免の対象者として見なすとか、そういう措置をとっている自治体が結構出てきています。担税力についても、先ほど言いましたように、他保加入者の世帯の所得は、申請減免の際は考慮しないというふうな、いわば当たり前のことなんですけれども、そういうふうな措置をとっている自治体がふえてきています。その場合の財源ですけれども、一般会計からの繰り入れで賄っているというケースが多いわけであります。そういう点で、ぜひ再検討を促したいなというふうに思います。

次に、高額療養費の窓口の委任払いでありますけれども、私は県立病院とかほかの市外の病院にも通っていて、高額療養費の申請者がいるということについて、別に問題視するわけではありませんで、隗より始めよということで、まずやれるのは寒河江市立病院じゃないかと。

高額療養費の場合は、通院患者ではほとんどありません。入院患者であります。しかも、大きな手術をしたとかいうケースでありますけれども、こういう人たちの家族の負担を少しでも軽減してあげるという意味で、窓口委任払い制度というのは有効だなというふうに思っています。

山形市でも吉村市長は、すぐにその意味をわかったようでありまして、やりましょうというふうになったそうなんですけれども、何せやっぱり、今、市長が言ったように、考えれば困難なことがたくさんあります。でも、やろうという前向きな姿勢で向かっていくかですね、この問題に。ああ、大変だ、大変だというんで、放り出してしまうか、その違いがあると思います。そういう点で、今、山形市は、職員も含めて悪戦苦闘して、

実現にこぎつけようと努力しているようでありますけれども、とりあえず山形の市立済生館病院から始めようと。

あそこにはいろんな大きな公共の病院がありますけれども、とりあえず自分たちのところから始めようということで努力しているという話を聞いています。

ぜひ、そういう姿勢に学んで、寒河江市でも研究していただきたい。市長も検討してみたいということでありますので、ぜひその点を、単に枕言葉にしないで、実際に取り組んでいただきたいというふうに思います。 それから、薬価の問題です。

この問題を取り上げるに当たって、大変私は悩みました。素人ですので、薬の世界というのは、小説なんか 読むとお化け屋敷みたいな世界でありまして、メーカーと、あるいは病院とかいろんなつながり、絡まりがあ りまして、なかなか難しい世界のようでありまして、この問題取り上げるには非常に角度が難しいなというふ うに思いました。

せっかく病院長が来ているので、関連してお伺いしますけれども、この資料も前もって渡しておりますけれ ども、長崎県の開業医の本田さんという方が、後発品を使ってこういうふうになりましたよと、薬の名前まで 上げて具体的に説明しています。

例えば 68 歳の女性の投薬のことですけれども、この患者さんは高血圧症、それから変形性脊椎症、慢性肝炎、胃潰瘍、それから狭心症、こういう病気をたくさん持っている患者さんで、その方に先発品を入れたときと後発品を入れたときの薬価だけの比較なんでしょうけれども、これが約半分近くになっているわけです、1カ月の薬代が。1万 1,850 円から 6,530 円になっている。当然、患者さん本人の自己負担も 5,240 円から 3,640 円にというふうに軽減されてきているという具体的なケースが載っています。

そして、市長は、副作用とか言いました。後発品の副作用とか、薬効がはっきりしないとか言いました。と ころが、これを見るとまるきり逆のことを言っているんですね。

例えば外国などでは、いわゆる製薬会社という、いわゆるプロパーの伴う、病院に対して売り込みに行きますけれども、そういう制度がなくて、医薬品は国際基準で評価の定まった薬を使っているらしいんであります。 国際的に評価の定まった医薬品というのは、実は先発品ではないということなんですね。つまり、実際に使われて広く普及していて、そしてその効果もはっきりしているということは、要するに新薬ではないということなんですね。後発品だという意味のようなんですけれども、これを基準にして使用しているというふうになっているようなんですね。オーストラリアあたりでは。

日本では、さっき市長が言ったみたいに、中小企業がほとんど後発品のメーカーだと。だから無論プロパーを抱え込むような力もないし、きれいな宣伝品をまくような力もない。ですから、日本では医師の間では、大手の薬、要するに新薬メーカーなどは、そこでつくる薬はいいのだと、優秀な薬なんだというふうに医者の間にしみ込んでいるという説明が、うそか本当かわかりませんよ、そういうふうなことをこの本田さんというお医者さんは言っています。そこに、日本で安い薬、つまり後発品が普及しない大きな原因があるというふうな指摘をしているようであります。

成分はほとんど同じだそうであります。後発品というのは、ただ添加物やカプセルの材質などで違う。それから、工場のことがよく言われるということを言っていましたけれども、大きいきれいな工場でつくるのが先発品で、小さい汚い工場でつくるのが後発品だというような話もあるようでありますけれども、実際には今は全部同じ条件で、ほとんど同じ条件の工場でつくられているというふうなことを言っているようであります。

そして、何よりも安いというのであれは、これは、先ほど来、問題にしております国保会計、大変なピンチに今なっていますけれども、こういうのの改善にも一役買えるのではないかというふうに私は思ったわけであります。

ですから、何も他意はないんです。でも、先ほど聞きましたように、市立病院では、現在、パーセントにす

ると品目で 3.3%、金額で言うと 1.1%しか現在後発品は使われていない。これはぜひ院長先生に一肌も二肌も脱いでいただきまして、ぜひ寒河江市の国保会計に協力していただいて、そして同時に患者さんの負担も軽減していただけますようにお願いをして、薬事審議会が月1回やられるということでありますので、ちょっと本格的に時間をとって後発品の扱いについて検討していただけないか、どうお考えになっているかお伺いをしたいと思います。

それから、防災計画でありますけれども、県の調査報告書、私も拝見しました。コメントも載っているようであります。

それによりますと、寒河江に走っている活断層は、寒河江山辺断層というそうでありますけれども、実際に トレンチしたわけではなくて、寒河江の部分は高速道路の掘削の際に、高瀬山で断層が発見された。それで、 そこの調査をしたんだというのが、山大の山野井先生の記述の中にありました。

それによりますと、確かに 5,000 年周期で 4,400 年から 3,900 年前に動いたというくだり、記述があります。そうすると残り、残りというとおかしいですけれども、 600 年から 900 年の間に、もう 1 回ぐらいあり そうだという程度の活断層なんです。これから 600 年から 900 年の間に動く可能性があるというふうな理解をしたんですけれども、そういう意味では、浦島太郎のような話でありまして、余り心配することないんじゃないかというふうに思います。

ただし、これはやっぱり寒河江の断層もきちっと詳しく調べたわけではなくて、高速道路の余禄の工事で出てきた結果でありまして、ぜひ寒河江市の中心部のどこかを一度トレンチしていただいて、大体 1,000 万円 ぐらいでできるそうであります、掘り下げていただいて、確かなものをつかんでおくということが大事なのではないかというふうに思います。

特に、あの一帯は今後、横道の区画整理や土地開発公社の宅地造成や木の下、下釜、山岸地区の区画整理事業などが予定されておりまして、住宅が今後張りついていく。今でも相当な密集地帯でありますけれども、その下辺部分にも住宅が張りついていく計画があるわけでありまして、ぜひこの際、どこかを選んで市独自の調査、山野井先生は、依頼があればやると言っていますので、ぜひそこら辺を考慮して見ていただきたい、調査していくべきではないかというふうに思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

それから、防災計画については5月ごろに何とか目鼻つけたいという答弁でありました。大変長い時間かかりましたけれども、やっとここまで来たのかという思いがあります。ぜひなるべく早く市民にも公開していただきたいということを強く思います。第2問終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 低所得者の減免というようなことにならないかと、こういうことでございますが、まずは1問で答弁したとおりなわけでございまして、制度的な面もそういうことでございますし、あるいは公平、公正の原則から言いまして、非常に減免という取り扱いには慎重にならざるを得ないし、しなくてはならないと、このように思っておるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、いわゆる平準化という方向で持っていくことによりまして、低所得者の軽減につながるんだというようなことを御理解いただきたいと、このように思っております。

その平準化というものを採用することによりまして、国からも安定化繰入金も入ってくるわけでございますし、その分だけ国保の会計の負担が少なくなる、こういうことになりますれば、国保税の上げ幅も少なくなると、国保税の負担も少なくなると、こういうことになるわけでございますので、現在の減免制度というものを活用しながら対応したいと、こう思っておるわけでございまして、また先ほども申し上げましたように、世帯中心になっているということでございますので、これはやっぱり制度的な問題でございますし、そういう中での国民健康保険税の賦課ということになるわけでございますので、これは御理解いただかなくてはならないと、このように思っております。

それから、高額療養費の委任払いのことでございますが、これまでも御質問等がございましたので、市といたしましてもいろいろ研究はしておったわけでございますし、ですけれども、先ほど答弁申し上げましたように、非常にいろいろな難しい問題があるということでございまして、数多くの医療機関との調整というものもあるかと思っております。

そんなことで、足を運ぶ回数も多いんだというようなことの実態もわからないわけではございませんけれども、非常に難しい問題でございまして、これからも勉強させていただきたいと、このように思っております。 薬価の問題につきましては、病院長の方から答弁していただきます。

それから、活断層、 1,000 万円ぐらいでできるから調査してはということでございますけれども、これはやっぱり 1 行政区域だけの調査ということでは、活断層、これは余り、何といいますか、やっぱり広域的にこれは調査したり、トレンチ調査もやるのが望ましいのではないかと、こう思っておるわけでございますので、先ほど申し上げましたとおり、難しい問題だと、このように思っております。以上です。

佐藤 清議長 病院長。

佐藤政悦病院長 先ほどのジェネリック使用について、お答え申し上げます。

まず、ジェネリックというふうな薬とか先発品という薬なんですけれども、その辺から整理させていただきたいと思うんですけれども、ジェネリックの定義といいますか、これは、先発品、先発品というのは、最初、膨大な経費をかけてつくるわけですけれども、先発品が出ますと約6年から10年間の特許期間、これはその先発品だけの薬しか出ていません。その特許が切れた後につくれるもので、先発品と同じ成分で同じ薬効のあるもの、しかも先発品と比べて安くなります。そういうものを総称してジェネリックと言います。

ですから、Aという先発品がありますと、その先発品の特許が切れますと、B、C、Dとか、いろんな名前の薬が出てきます。それを総称して、A以外のものをすべてジェネリックというような言い方をします。

以前は、ジェネリックに対しての評価というのは、やはり安かろう、悪かろうという、そういう評価があったかと思います。確かに、いい薬もたくさんあったんだろうと思うんですけれども、中にはやっぱりそうでない薬もあったような、そういうふうな私としては印象を持っています。

そんな中だったんですけれども、そんなわけで、多くの病院としては、やっぱり確かな薬、効果ですね、それとあとは安全性等を考えると、やはり以前は先発品を中心に使うというふうな、どうしてもそういうふうな形、そういうふうな傾向にあったんだろうと思います。

しかし、最近、医療費がどんどんふえています。30兆円を超えていますし、そのうちの約7兆円、それを超えるくらいは医薬品、薬代だと言われています。その抑制を迫られている中で、医薬品として同じような効果があるならば、やっぱり安いものを促進させたいというのは当然の成り行きだろうと思います。

しかし、やはり、先ほど言いましたように、安かろう、悪かろうという、そういうふうなイメージがある中で、国としても、ジェネリックをどんどん使っていきなさいというのは、なかなか踏み込めなかったんだろうと思います。

平成 11 年に中医協、中央社会保険医療協議会ですか、ここでは良質な後発品の育成ということを提言しています。また、そのときの厚生省は、平成 11 年から 5,500 種類に上る種類の薬品の品質の再評価ということを始めました。ただ、かなりこれは膨大な量に上るもんですから、平成 11 年から始めて平成 16 年までにやり上げるというふうなことで、今、少しずついわゆる薬の方をそういうふうに再評価している段階です。

その再評価した結果というのを、医療用医薬品品質情報集、いわゆる日本語版のオレンジブックと言われていますけれども、そこにきちっと、そういう評価してこうでしたよ、このジェネリックはこうでしたよというふうな形で載せてあります。そういう本をつくっています。

そもそもオレンジブックというのはどういうところでできたかといいますと、これはアメリカでジェネリックを促進させるというふうなために、FDAが薬の品質をチェックして、それに合格した薬を載せているというのがオレンジブックなんですけれども、その日本語版をつくって、今いろいろと確かめている途中です。

ですから、多くの薬の中で、そこのところに適合しなくて、やっぱり載せられなかったというふうな薬も当然あろうかと思います。

その中で、私は時々、院長研修会等々に出させていただくんですけれども、ここ二、三年ぐらいの研修会の中では、ジェネリックも大分品質よくなってきて、しっかり製造するところも、その技術も十分よくなって、薬としては十分に効果がありますというふうな話をやっぱり聞くようになりました。

これは、厚生労働省とか自治省、そういうところあたりの方の話とか聞くことが多いんですけれども、やはりそのジェネリックをこれからは大丈夫だから使っていったらどうでしょうかというふうなことを進めているのかなというふうに、そのころにちょっと思っていました。

それと、今回の診療報酬改定、これは今回の4月からなんですけれども、その中で先ほどの答弁の中でもあ

りましたように、ジェネリックを使った場合は、いわゆるお金を高くいただける、処方料と調剤加算、これが各 20 円ずつ多くいただけるというふうなことがありまして、ジェネリックを使うことを促進するような、そういう方策が出てきました。

医療がかなり膨らんでいる危機的な中で、同じ効果であればやはり安い薬を使っていくということは、もっともな意見だと思いますし、私もこれは賛成であります。

ですから、病院の中でも、十分にこれは大丈夫だという効果のあるジェネリックに関しましては使うように ということで、審議会等々の中で進めていきたいと思います。

ただ、では、いろんな問題が解決されているのかというと、まだ解決されていないというんですか、そういう問題は確かにあります。

まずその第1点が、先ほど言いました品質の再評価、これは平成 16 年に一応一段落するということで、まだ途中であります。ですから、再評価の出ていない薬もまだかなりあります。

それと、同じ薬なんですけれども、例えば先発品とジェネリックというのは同じ成分だということになっているんですけれども、保険適用が同じかといいますと、必ずしもそうでない場合があります。

例えば、高血圧のレニベース、高血圧の方だと使っている方もおられるかと思うんですけれども、レニベースという薬は、これは高血圧とか心不全のときに使う薬なんですけれども、そのジェネリックの場合には、高血圧の適用はあるんですけれども、心不全という適用はありません。

ですから、同じ薬だけれども、実際は先発品とジェネリックの違いというんですか、そういうことがあります。

あとは、ちょっとこの辺が少し問題だろうと思うんですけれども、病院の医師数が多くなってしまうと、なかなかジェネリックというんですか、ちょっと混乱してしまうということがあります。

例えば、寒河江市立病院の場合は、常勤の医師が 13 人、それから非常勤医師 14 人、全部で 27 人で診療体制をやっています。しかも、常勤の医師も勤務交代ありますし、それから非常勤の医師はパートで大学から来ているいろ変わるということがあります。こういうふうに多くのドクターが出入りしているということと、あとは病院で使っている薬、 1,000 種類以上に上るわけです。そのうちの約2割ぐらいをジェネリックにした場合に、 200 種類以上の薬が名前が変わってしまうわけです。

大学から来るパートの先生が、大学で使っている薬の名前、それと市立病院で使う薬の名前、あるいは別のところにパートで行く場合に、そこのジェネリックの名前が違った場合に、同じ薬なんですけれども、そこで処方すべき処方箋の書き方が違うわけです。そういうふうなことになりますと、どうしても煩雑になって、薬の出し方を間違ったりということも起こらないとも限りません。

そんなわけで、どうしてもやっぱり最も一般的に知られている名前にどうしてもなりやすいというような傾向が今まであったのかなと思います。

ところが、数が少ないところ、あるいは開業の先生の場合ですと、その先生 1 人の頭の中の記憶だけを変えればいいということになりますので、比較的変えやすいのかなというふうに思います。

それから、ジェネリックの場合、その包装単位、病院で薬を入れる場合には、1錠、2錠単位で買うんじゃなくて、やっぱり包装は何百錠あるいは何千錠単位かで買うわけです。ジェネリックの場合はどうしてもその包装が大きくなる傾向があります。

薬事審議会で仮採用という形になります、3カ月ほど仮採用するわけですけれども、そのときにはできれば 小包装で買いたいんですけれども、二、三百錠ぐらい買って、それで使ってみてという形にしたいんですけれ ども、それがやっぱり何千錠単位になりますと、ごそっと買って、この薬はちょっとよくなさそうだというふうなことでやめた場合に、どうしても残ってしまうとかで、買うときに少し小回りがきかない等々があります。 やはりあとはいろんな情報、例えばこの薬に異物が混入したとか、あるいは重大な副作用があったとか、そ

ういうふうな情報というのはいち早く欲しいんですけれども、そういう情報もやっぱり小さな会社ですとちょっと少し情報が回りにくいんじゃないかというような不安もあります。

こういうちょっと、これから解決しなければならない問題等々もあるんですけれども、やはり同じ効果で安くて済むならば、それを使っていくというのは当然の考え方だと思いますので、そこのところは、これから頑張って進めていきたいと思います。以上です。

佐藤 清議長 遠藤聖作議員。12分ぐらいあります。

遠藤聖作議員 大変丁寧な薬の説明、私もよくわからないことたくさんありまして、ありがとうございます。 国保については、もう少し議論を積み重ねていきたいというふうに思います。これは担当者とも、もっとも っと議論を重ねて、何とか方向が見えるように頑張っていきたいなというふうに私も思います。

なぜなら、滞納者はどんどんふえる一方だし、国保税の支払いに苦しんでいる人も結構いるわけであります。 それを単に公平の原則からだけ割っていけば、ある意味では平準化の方向というのは、いわゆる所得を見ない 平等主義といいますか、そういうふうになるのではないかというふうに思いますので、安易にその道に踏み込む、これは政府の施策が前にあって、それで自治体がやむを得ず、そういう方向に誘導されているという側面があって、単純に自治体ばかりを責められない問題があるわけですが、それでも可能な限りのいわゆる負担軽減を図っていく努力を自治体としてやっていくという姿勢だけは持っていってほしいというふうな思いがあるので質問するわけでありますので、市長としても、その辺はよく考えてほしいというふうに思います。

それから、高額療養費の支払い方法の問題はやっぱりこれは先行自治体のやり方を見習えばいいわけです。何も難しく考えることはなくて、県内ではまだありませんけれども、県外にはそういう例がたくさんありますので、そういうところを調査して、お尋ねをして、あるいは職員を派遣して、やり方を見習えばいいわけですから、何も難しくない。

ぜひそういう点を、あるいは山形市などとも協調して、そういう方向に進めばいいわけですので、ぜひ実現の方向に踏み込んでいただきたいというふうに思います。

それから、薬価の問題は、大変今いいお話をたくさん聞かせてもらいましたけれども、確かに後発品の弱点というのは、例えば入荷までに大分かかるとかいうふうな話もあるそうです。あるいは薬剤管理が難しいというふうな問題等がありますが、それはでもマイナスの要因からいけば、そんなに大きい要因ではないのではないかというふうに思います。

後発品がなぜ先発品より安全かといいますと、ある意味では人体実験は先発品でずっとやってしまっているわけです、何年となく。それのコピーですから、いわば何年となく確かめられた品物が後発品として出ているわけですから、比較的安全なのではないか。

逆に新薬の方が危ないと。事務長、首振ってますけれども。新薬でいろんな弊害が出ているケースってありますよね。新聞などでもよく出ますけれども。

その点、後発品というのは副作用はあるかもしれない、ある程度の。でも、成分的には先発品とほぼ同じなので、そういう点では比較的安全なのではないか。

ただ、うわさでひところ随分言われたのは、町工場のような汚いところで薬をつくっているから危ないんだというふうな、そういううわさがひところ随分流れて、信用を落としたというケースもあるようですけれども、今はほとんどきちっとした工場で製造されているので、その心配はないというふうなことですので。

やはりお医者さんの判断だと思います。それは、特に市立病院は山大からの派遣の先生が多いので、山大と の薬の共通性という問題が非常にネックとしてあるんじゃないかというような気がします。

ぜひそれでも派遣の先生方の意思を統一していただきまして、ぜひ効果のある後発品を使っていただければ、 市民も寒河江市も病院も患者もみんな負担が軽くて済むようになるという、その点で説得あるいは理解を求め る努力をしていただきたいなというふうに思います。

私も、市立病院の患者の一人でありまして、いつもお世話になっておりますけれども、ぜひその点、月々の 負担が軽くなるようにお願いをして終わります。

伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 17番について、15番伊藤 諭議員。

[15番 伊藤 諭議員 登壇]

伊藤 諭議員 私は、社会民主党・市民連合と、通告している課題、学校完全週五日制実施に伴う具体的対応について心配をしている保護者や市民を代表し、質問を行いますので、教育委員会委員長の誠意ある答弁をお願い申し上げます。

通告書には、学校完全週五日制と書きましたけれども、法律用語では、完全学校週五日制が正しいそうでありますが、同じ意味だと、こういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

最近のニュースを見たり聞いたりしますと、鈴木宗男衆議院議員の参考人質疑の答弁や、雪印乳業など食品業界の会社ぐるみのごまかし工作など、あきれるばかりの不正、癒着の構造が、これでもか、これでもかと連日続いています。

また、山形においては、山形大学医学部において、下半身が麻痺をするという大変な医療事故を起こしながら、5年間も隠蔽していた事件が明らかになりました。

私たちの体を維持する食べ物を製造販売している食品会社や、私たちの命を預かる医療機関が、うそをついたり、ごまかしや不正を働いているとすれば、私たちは何を信じて買い物や医療機関に行けばよいのか、恐ろしい社会になってしまったのだと、寒けを催すものであります。

また、国民の代表である国会議員が、私利私欲のため行政に圧力を加え、公平、公正であるべき入札をゆがめたり、ODAなどの公的資金を「私」するなどの行為は、許すことのできないものであります。

こうした事件が起こるたびに、子供たちは大人全体、社会全体に対しての不信感を増幅させ、増幅した不信 感が子供たちの家庭内暴力や非行化の増加に影響を与えているのではないかと思われてなりません。

そうした子供たちの大人社会に対する不信感を幾らかでも払拭するためには、こうした出来事がなぜ起きるのか、起こさないためにはどうしたらよいのかなど、子供たちと一緒に考えることが、家庭や学校教育の中でも大変重要なことであると思います。

こうした話題を教室で取り上げると、偏向教育と現在の教育行政では言われかねませんが、私はこうした社会現象を正しく見抜く力を養う教育こそ、生きる力をはぐくむ教育であると思っています。

うそをついたり、ごまかしたり、要領よく生きる大人ではなく、正しいことを正しいと言える大人になるための教育が今求められていることを申し上げておきたいと思います。

さて、学校週五日制は、平成4年9月から月1回の導入に始まり、平成7年4月から月2回実施されてきました。完全週五日制はこうした積み重ねの経験を生かし、21世紀にふさわしい学校教育のあり方の一環として実施されるものと認識しています。

文部科学省は、完全学校週五日制について、子供や社会全体にゆとりを確保する中で、学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに生きる力を育むということを基本にして実施されるものであるとしています。

そして、中央教育審議会においては、完全学校週五日制の実施に当たっては、市町村教育委員会が中心となって、地域教育連絡協議会や地域教育活性化センターなどを設置することにより、地域におけるさまざまな団体と連携し、土曜日や日曜日における活動の場や、機会の提供、情報提供など、多様な学校外活動のプログラムを提供する体制を整えていく必要があることを提言しています。

さらに、こうした方針を受け、平成 11 年度から 3 カ年にわたって、衛星通信利用による子ども放送局推進事業や子どもセンターの設置など 7 項目にわたる、地域で子どもを育てよう緊急 3 カ年戦略、通称全国子ども

プランと言われておりますが、これを推進しています。

このように、国において、国の基本方針や地域における取り組むべき課題を示し、完全学校週五日制に向けて、具体的施策を数年前から実施しているのであります。

ところが、学校、家庭、地域が連携をして進めていかなければならないと言われていながら、地域にいる私たちには完全週五日制に向けた取り組みがどのようになされようとしているのか、相談も周知もされていないのが現状です。私が住んでいる中央地区は五つの町会、約300世帯の中に約80人前後の小学生、中学生が生活している地区であります。

私はこの中央地区五つの町会で組織する公民館の主事をしておりますが、地域として完全週五日制に向けた相談や協議があったとは聞いておりません。子供たちのことは学校と保護者に任せてくださいというのであれば、それでも結構ですが、完全学校週五日制に向けた取り組みは、学校、保護者、地域が連帯して進めるべきものであるとすれば、地域との話し合いは必要不可欠であると思います。学校、保護者、地域との話し合いはどのように進めてこられたのかお尋ねをしたいと思います。

こうした地域との話し合いの場は、週五日制へ移行するためだけのものではなく、子供たちの非行防止や子育てなど教育全体について、学校、家庭、地域が一体となって考える絶好の機会であると思います。

少なくとも小学校単位程度に常設の協議機関として組織すべきであると考えますが、地域のかかわり方、常 設の協議機関の設置について、どのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

常設の協議機関の設置については、現在のPTAの組織を地域、コミュニティのCを加えたPTCAなどの 組織に発展的に変えるというような大胆な発想の転換も必要なのではないかと思いますが、見解があればお伺 いしたいと思います。

本来であれば、学校と保護者と地域の協議の中から、土曜日、日曜日の学校外活動の受け皿をつくり、実施をすることが求められているわけですが、受け皿がなくても、いや応なしに4月から完全週五日制は始まります。

少なくとも土曜日、日曜日に子供が参加できる活動、親子で参加できる事業などを、具体的なプログラム、 日程を各家庭や地域に周知する必要があると思いますが、どのような実施プラン、プログラムがあるのか、周 知についてどのように考えているのかお伺いします。

その場合、中央教育審議会の答申書の中に、特に留意すべき事項として、小学校低学年で土曜日に保護者が 家庭にいない子供や障害のある子供などに対して、遊びや文化、スポーツ活動などの学校外活動の場や機会、 指導者の確保などにより、これらの子供たちが安心して過ごせるよう特段の配慮が必要であると述べています。

中教審の答申書を引用するまでもなく、当然に配慮すべきことでありますが、本市においては、小学校低学年で土曜日に保護者が家庭にいない子供や障害のある子供に対しての対応はどのようになされているのか、お伺いします。

こうした実施プラン、プログラムは、子供たちの土曜日、日曜日の過ごし方の実態を把握し、子供たちの意見や考えを聞きながら進めるべきものであると思います。

現在、実施されている隔週五日制における土曜日、日曜日の過ごし方などの実態調査など実施したことがあるのか、お伺いをしたいと思います。

また、子供や親子で参加できる活動、事業などの計画はすべて土曜日、日曜日が学校外活動のプログラムでいっぱいになることはないと思いますし、いっぱいにする必要もないと思います。当然、家庭で過ごす時間も必要でありますし、完全学校週五日制は、家庭の教育力を回復する絶好の機会でもあると思います。

家庭の教育力を回復するために、例えば、最近は忘れつつありますが、第3日曜日の家庭の日を再認識し、第3日曜日には部活や学校外活動を計画しないなどの配慮を行い、家庭の日を家庭教育の日として推進すべきと考えますが、見解をお伺いします。

さらに、先ほど申し上げましたように、完全学校週五日制に向けて、国においては7項目にわたる全国子どもプラン3カ年緊急戦略を策定し、取り組まれているわけでありますが、鳴り物入りの取り組みにもかかわらず、その具体的なものが地域では案外知られていません。本市における全国子供プランに関連した事業で、実施されているものがあるとすれば教えていただきたいと思います。

次に、 部活動に対する対応はどのように考えているのかについて質問いたします。

完全学校週五日制に伴い、学校の部活動も大きく変わってくると思われますが、特に土曜日、日曜日の部活動の対応がどうなるのか、保護者やスポーツ関係者のみならず、市民にとって大きな関心事項であります。

こうした中で、昨年の9月に開催された県中学校長会において、週五日制の趣旨と生徒の健康面に配慮し、 部活動をしない休養日を月に4回設けることを決定しました。具体的な計画に

よりますと、第2、第3、第4日曜日を休養日に指定し、このほかに各地区あるいは各学校ごとに土曜日、日曜日のいずれか1日を休養日に指定するというものであります。

さらに、校長会長の談話として、中体連などの公式大会はこの限りでないとしながらも、校長の裁量によっては、土曜日、日曜日のすべての部活動を休養日にしてもよいと強調したと報道されています。

また、県の教育委員会は運動部活動は月曜日から金曜日までを原則とし、土・日曜の活動は生徒のゆとりと健康面に配慮する方針を示しています。

こうした県教委の方針や校長会の決定を受けて、本市教育委員会として、土曜日、日曜日の部活動に対する 休養日のあり方について、どのような方針を出されているのか、お伺いします。

ここに、中学校、高等学校運動部のあり方に関する調査研究報告書の抜粋を持っておりますが、この報告書は、当時の文部省が中学生、高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議に諮問し、答申されたものであります。

この中学生、高校生のスポーツ活動に関する調査研究は、文部省が初めて行った画期的なものであり、調査対象、調査方法、調査項目の検討から、調査の分析、スポーツ活動の望ましいあり方について、平成7年から平成9年にわたり、3年かけてまとめたものであります。

まさに、これからの中学生、高校生の部活動を含めたスポーツ活動全体を考えるに欠かせない報告書であります。

この報告書の中で、運動部活動の現状における課題についての調査では、生徒は、活動場所が狭い、活動時間が多過ぎる、生徒同士の人間関係に悩んでいるなどの順に多い課題として回答しています。

保護者は、活動時間が多過ぎる、指導者の指導力の不足、生徒同士の人間関係の順。

教員は、活動時間が多過ぎる、活動場所が狭い、指導者の指導力の不足の順に多いという結果が出されています。

こうした課題は本市にも共通する課題、問題点ではなかろうかと思いますが、教育委員会として、部活動に 対する課題をどのように把握しているのか伺いたいと思います。

また、これからの運動部活動と地域スポーツとの関係のあり方については、運動部活動を学校に残した方がよいと回答したのは、保護者では91%、中学校長では52%に対して、中学校の教員では53%が地域に移した方がよいと回答しています。

なお、生徒に対する設問は、地域に入りたいスポーツクラブがあれば、部活とどちらに入りたいかという質問に対して、両方に入りたいと回答したのが 91%でありました。

このような調査結果をもとに、運動部活動と地域スポーツとの関係のあり方については、今後スポーツ施設の質的充実と、住民の視点に立った運営や、学校体育施設の共同利用化、スポーツ指導者の確保と、効果的な活用、スポーツクラブ育成など、地域におけるスポーツ環境整備が求められていることを提言しています。

さらに、地域において活発なスポーツ活動が行われており、しかも学校に指導者がいない場合など、地域社

会にゆだねることが適切かつ可能な場合には地域にゆだねていくことも必要であると提言しています。

しかし、地域社会にゆだねようとしても、地域におけるスポーツクラブの環境が整っていないのが現状であります。したがって、生涯にわたってのスポーツライフを実現していくという考えからも、総合型地域スポーツクラブの育成が求められています。

そこでお尋ねしますが、総合型地域スポーツクラブの育成事業については、平成7年から実施されていますが、本市教育委員会として、総合型地域スポーツクラブについて検討されたことがあるのかどうか、伺いたいと思います。

その場合、課題としてどのようなものがあり、検討した結果、どのような見解に達したのか、お伺いしたい と思います。

あわせて、本市で活動している地域スポーツクラブの現状について教えていただきたいと思います。

次に、 についてでありますが、完全学校週五日制に伴い、学力低下を懸念する声がありますが、こうした 学力低下に対する懸念について、どのように対応しようとしているのか、伺いたいと思います。

全日本中学校長会が、全国 131 の中学校の回答をもとにまとめた、学校週五日制下における体験活動のあり方報告書によりますと、現行の隔週五日制においては、学力は低下していないという調査結果が出ています。また、新学習要領を決定する際にも、学力低下は来さないと繰り返し説明してきました。

ところが、ことしの1月17日に開かれた全国都道府県教育委員会連合会の総会において、遠山文部科学大臣は、つまずきのある子供には放課後に補習を行い、理解の進む子供には発展的な学習を推奨するようにと呼びかけるアピールを発表しました。

これは、学力低下を懸念する声を受けたものであるとしていますが、直接的なきっかけは、昨年 12 月に発表された世界の 15 歳を対象にした経済開発機構の生徒の学習到達度調査の結果、読解力の割合が平均にとどまったことに加え、宿題や自分の勉強をする時間が、調査対象国のうち最低だったことから、放課後を利用した補習や朝の読書、宿題や課題を与えることを要請したものだと報道されています。

しかも、アピールで要請していることについては、最終的には各学校の判断で行うことと、各学校にその責任を転嫁しています。まさに、文部省時代からの指導はするが責任はとらないという典型的な内容であります。 新学習要領を決定したのは文部省であり、文部科学省が学力低下を懸念されると認めるとすれば、新学習指導要領を見直すことが筋であり、補習や宿題などの小手先で解決するようなものではないと私は考えます。

本市教育委員会として、新学習要領による教育により、学力低下が生ずると懸念されているのか、また、文部科学省の要請を受け、どのように対処しようとしているのかお尋ねし、私の第1問とさせていただきたいと思います。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後2時52分

再 開 午後3時10分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 完全学校週五日制実施に伴う具体的な対応について、お答えいたします。

まず、地域の受け皿はどのように整備されているかという御質問についてでございますが、行政と学校、地域の話し合いの状況についてお答えいたします。

教育委員会では、これまで完全学校週五日制の趣旨の徹底を図るべく、あらゆる会議や研修の場で指導して おり、各学校も新学習指導要領への移行措置も含め、さまざまな改革改善に努めてまいりました。

その中で、地域の受け皿づくりについて理解を得るために、学校新聞やPTAだよりの全戸配布、授業参観の全地区民への開放、子ども会育成会連合会での提言、地域の学校づくり推進会議の開催、あるいは教育委員会主催の教育を語る市民の集いでの話題提供と意見交換など、さまざまな場面で取り組んでおります。

さらに、全市的御理解をいただくために、今回の3月5日号の市報にあわせて、啓発パンフレットを市内全戸に配布しております。

また、お尋ねの地区懇談会については、市内 14 校中 6 校で開催しており、参加範囲は保護者が中心ですが、 町会長、公民館長、民生児童委員などの参加を求めている学校もございます。

いずれにしましても、地域の受け皿づくりには、今後とも取り組みを継続するとともに、より効果的な方法 について工夫し、家庭や地域の教育力の向上に努めてまいります。

次に、PTAからPTCAへの組織改編について申し上げます。

父母と教師の会に地域の方々が参画し、学校と地域が積極的に連携して、地域の受け皿づくりに資する組織 に改善しようとする趣旨と理解いたします。

しかし、既に地域の学校づくりなどの事業に取り組んでおり、また来年度から導入する学校評議員制度など が機能することによって、学校と地域の連携はさらに強化されるものと考えております。

次に、土曜日、日曜日の活動の場や機会の提供など、学校外活動の具体的なプログラムを示す必要があるのではないかとの御質問ですが、基本は、子供たちが自分の時間を自主的、自発的に仲間や親とどのように過ごすかだと思います。

ただ、何かをやろうとしたときに、活動する場と情報の提供が、地域なり行政の大きな役割かと思います。 どこで何をしているか、どんな催しがあるかなどのメニューとスケジュールをプログラムとして提供すること が求められていると思っています。

地域や市の情報については、「市報」や「生涯学習のまど」、「スポーツさがえ」の中で定期的にお知らせしています。

さらに、さがえ子どもセンターでは「たまてばこ」を発行し、身近にある活動の場やイベント、催し物の情報を掲載し、幼稚園、保育所、小学校のすべての子供たちに配布して、活用いただいているところでございます。

また、地域の学校づくりの取り組みとして、地区内のイベント情報カレンダーを作成し、配布している学校 もございます。ほかにもさまざまな情報が提供されていますが、それらの情報が有効に受けとめられ、活用さ れ、参考となる具体的なプログラムになるよう、今後とも情報提供の仕方や内容の改善に取り組んでまいりた いと考えています。

なお、週五日制に対応した実施プランとの御質問ですが、教育委員会としての取り組みと対応策について、 それぞれの協議した内容を校長会等へ知らせております。

また、市民に向けても、今回配布した週五日制の啓発チラシのほかに、施設の情報マップを作成し、全戸に

配布いたします。

週五日制に伴い、特に小学校低学年で土曜日に保護者が家庭にいない子供への対応についての質問がございました。

家庭の環境によって、休みとなる日の子供の過ごし方はいろいろかと思います。中でも、共働きなどで、親が家庭にいない子供の対応として、保護者の運営によります放課後児童対策の学童保育があるわけですが、これまでのなかよしクラブ、わんぱくクラブ、きらきらクラブに加えて、西根小学校にも新しく学童保育クラブが開設されます。また、学童保育所でも、毎週土曜日に対応した運営を検討しているところです。

次に、家庭の教育力の回復についての御質問にお答えします。

子供が休みになりますと、当然、家庭で過ごす時間がふえることになります。子供たちが自分の計画で行動することは大切なことですが、親が自分の子供と素直に向き合い、一緒に行動するいい機会としてとらえることも必要なのではないかと思います。

地区の公民館事業や子ども会育成会の事業、地域の伝統行事や祭りへの参加などを通して、より子供との交流を深めることができるのではないかと考えています。

地域で子供たちにさまざまな体験をさせたいと願う親たちが、自主的にグループを結成して、子供と一緒の 活動をしている地区などもございます。

次に、全国子どもプランについてお答えします。

全国子どもプランは、平成 12 年度に作成された計画でございます。その中には、子供の自然体験や野外活動などの全国展開の事業を計画しています。

身近には、子ども放送局と子どもセンターの設置があります。本市でも平成 12 年度からさがえ子どもセンターを設けて活動を行っているところです。情報誌「たまてばこ」を発行し、学習やイベント情報、自然体験やボランティア情報、遊び場や施設を紹介し、大変好評をいただいております。また、ボランティアの協力をいただいて、子どもセンター親子サイクリング等を実施して、親子のふれあいの機会を提供するなど、完全学校週五日制に対応した取り組みを進めているところです。

次に、完全学校週五日制に伴う中学校の部活動のあり方について申し上げます。

まず、現在、全員加入を原則としておりますので、加入率は 100%であります。従来から、部活動の意義 は認めつつも、一部には時間的、肉体的な過度の負担、勝利至上主義により弊害的な問題があり、施設の不足 から小学校や市の施設を借用している運動部も一部にあります。また、教員の高齢化や担当種目の運動経験の ない教員が県内の約半数を占め、実技の指導力不足に苦慮する状況もあります。

さて、土曜・日曜日の部活動に対する市教育委員会としての対応ですが、基本的には、完全学校週五日制の趣旨に照らし、家庭や地域に生徒を返し、豊かな自然体験や文化活動の奨励や、家族とともに過ごす時間の拡大に努めるべきと考えております。

市内中学校では、山形県中学校長会の方針をさらに進め、平成 14 年度は毎週日曜日を休養日とし、土曜日は部活動をしてもよい日とする方針であります。完全学校週五日制と相まって、部活動は一つの転換期を迎えており、日曜日は休養日としておりますが、移行期として各種大会等まで禁止するものではなく、各学校の実情を見ながら指導してまいります。

次に、各小学校ごとのスポーツ少年団への参加状況ですが、およそ2割の加入率であります。また、総合型地域スポーツクラブは国のスポーツ振興基本計画の中で、今後のスポーツ行政の課題解決のために不可欠な施策として位置づけられ、2010年までに全国の市町村に少なくとも一つは中学校区程度を単位として創設することとされています。

山形県では、平成14年1月の県スポーツ審議会の答申を受け、3月までにスポーツ振興基本計画を策定し、 対応を進めておりますが、本市といたしましては、県の計画を受け、平成14年度に寒河江市スポーツ振興審 議会に寒河江市スポーツ振興策についての諮問を行い、スポーツ振興基本計画の中で具体的な方策を示す予定であります。その中で、部活動を総合型地域スポーツクラブに移行するための課題や解決策についても検討を進めてまいります。

最後に、学力低下に対する懸念についての対応について申し上げます。

学力低下の心配から、塾通いなどが増加するおそれがあると言われていることについて、本市教育委員会と しては、それほど大きな変化は

ないものと考えており、各学校も同様に予想しております。むしろ保護者、生徒の不安をいたずらにあおるような宣伝や電話によって、高額な学習教材などを買わせることを心配する学校もあります。

いずれにしても、学力低下を懸念する声があるのは事実であり、そのことへの配慮から、過日文部大臣のア ピールとして、学びのすすめが発表されたものと思います。

それとの関連で、読書活動と補充学習について、各学校の実態を調査したところ、読書活動については、すべての学校が日課表に位置づけ、主に始業前の朝の時間に行っております。その成果として、読書量や読書好きな子供がふえたこと、学習態度や知識欲の向上、集中力や感性の高揚、語彙がふえ、表現力が豊かになったほか、問題行動の減少にも効果があったとする学校もあります。補充学習についても、朝や放課後の時間を中心に、市内すべての学校で行っております。

その結果、個に応じたきめ細かな指導による基礎基本の定着、わかる喜びを味わい、意欲が高まっている、 自分の進度に合わせて自主性が育つなどの成果が上がっている反面、放課後のゆとりのない居残りというマイ ナスイメージを払拭したいなどの課題もあります。

以上のように、本市においては、文部科学大臣のアピールを待つまでもなく、以前から読書の奨励や個別の 補充指導に取り組んでおり、一定の成果をおさめているものと認識しております。

なお、宿題については、学力向上や定着のために、学年に合った指導がなされており、今後もその量と質が 適切であるように指導してまいりたいと思います。

学力については、従来申し上げてきたように、共通に学ぶ知識の量は減りますが、ゆとりをもって基礎基本を学習したり、学ぶ意欲や学び方、知的好奇心や探究心を身につけることによって、生きる力としての学力の質を向上できるものと考えております。以上です。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 答弁いただきましたけれども、もう少し議論を深めるという立場から、再質問させていただきたいというふうに思います。

答弁では、いろいろなことをやられている、こういうことのようでありますけれども、いろんな集まり、いろいろな会議が、保護者中心というか、そういうところに陥っているのではないかと。確かに公連協などでも町会長さんや公民館の関係者などで年1回、そういう話し合いなんかなされておりますけれども、広がらないというか、広がりがないのではないか、そういうところで地域に見えない、こういう状況があるのではないかと思うんですね。

そこで、そういう話し合いをもう少しきめ細かくやっていく必要があるのではないかというふうに思っているところです。

今、答弁ありました中で、おととい、市報と一緒に完全学校週五日制がスタートしますというチラシというかパンフレットが各家庭に5日の日に配られたようですけれども、この中を見ましても、非常にいいことは書いてあるんですね。いいことは書いてあるんですが、具体的なものが見えないというふうに、率直に言って感じたところです。

その中で、教職員の地域活動への促進、こういうことがありますけれども、学校の先生も、ただ漠然と地域活動への促進、こういうことじゃなくて、学校の先生の中で地域に住んで、地域と密接なところに住んでいる 先生もおられると思いますので、そうした方々が核となって、地域の協議会、そういうことを分担して担当して組織していく、あるいは参加をしていく、こういうような具体的な参加の方法なども検討していく必要があるのではないかと。

また、PTAなどについても、どうしてもPTAというのは学校に来い、学校でいろいろ会議をする、これが今までのPTAのやり方だというふうに思うんです。そこで、PTAのいろいろな専門部ありますね、そのPTAの専門部の中に、例えば地域活動推進委員会、そういう部会、委員会を設けて、そのPTAの役員が、そういう委員会の担当の役員が地域に入っていろいろな地域との、先生と地域とPTAと一緒になった話し合いができるような、そういうものを考えていく、こういうことも必要なのではないかというふうに思うんです。そういう具体的な人の配置をしながら、地域と話し合う中で、地域の常設のそういう協議機関、そういうものが出てくるのではないかというふうに私は思うわけです。

答弁では、学校は評議員会、評議員制度というものをつくるのでという答弁でありましたけれども、これもやっぱり学校内の組織にどうしてもなりがちなのではないかと。この地域に出ていく、地域での組織というか、そういうものをこれからつくっていかないと、本当の意味での学校、保護者、地域の話し合いの場、そういうものが定着しないのではないかというふうに思うんですね。

そういうことで、もう少しその辺、具体的に検討していただきたいというふうに思います。そうした考え方について、見解をお尋ねしたいというふうに思います。

常設の協議機関が、中学校単位とかそういうふうなことになりがちなんですけれども、少なくとも小学校単位、その中でも特に寒河江小学校、中部小学校は大所帯というか、大きな学校なわけですから、地域公民館、この単位ぐらいにそういうものをつくっていかないと、本当の地域との連携なんていうものは育たないのではないか、その辺もぜひ配慮していただきたいなというふうに思っております。

その中で、地域の教育力や家庭の教育力の向上に、そういうものが定着することによってつながっていくのではないか。まず週五日制に向けているいろなメニューが考えられているのではないか。いろいろなことをやっている地域やそういうところもあるわけですので、そういういろいろなメニューを、本当にその地域で何をやれるのかということを、具体的に人材あるいは日にち、そういうものをお互いに話し合いをしていく、そし

てできるものからやっていくという工夫、そういう作業が必要なのではないかと思うんですね。

そういう位置づけで、いわゆる文部科学省で言っている地域教育連絡協議会、そういうものをつくっていく必要があるのではないか。とにかくお互いに知恵を出し合って、汗をかいてそういうものをつくっていかないと、1通のパンフレットや、1回の大きな座談会で、そういうものがつくられるというものではないというふうに思うんです。

先生も大変だというふうに思いますが、学校現場も大変だと思いますが、保護者と各地域の受け皿のあると ころから、そういうものをやっていく、こういうことが必要だというふうに思います。

そして、そういう話し合いをする場合、だれがやるのか、そういう人材がいるのか、そういう話が必ず出てきます。そういうためにも人材バンクというか、一定程度、スポーツ活動、野外活動については、寒河江市でも人材登録をしておりますし、生涯学習講座の先生というか、講師になれるような人材の情報もそろえているというふうに思いますが、それをもっと広げて。

例えば尾花沢市の状況がこの前の新聞なんかに出ていましたけれども、手品とか、そば打ち名人とか、茶道、お茶の先生とか、農業の実習なら私が引き受けますと、あるいは野外活動については私がやりますと、そういったもっと幅広い人材、私はこういうものをこの程度やれるという幅広い人材バンクというか、そういう人あるいはスポーツ団体、そういうものを週末に土曜日、日曜日に支援していただけるような登録制度、そういうものを豊富化をしていく必要があるのではないか。

その人材が登録されたものを社会教育課だけで保存しているのではなくて、学校や地域やそういうところに 人材の名簿、登録されたものを提示していく、配布していく、そしてそれを活用していくという工夫なども必要なのではないかというふうに思います。

こうしたことについての考え方があれば、お尋ねをしたいというふうに思っております。

今、いろいろな格好で、4月からいずれにしても土曜日、日曜日の完全学校週五日制が始まるわけで、いろいろな事業や活動の周知については、御答弁あったようないろいろな格好でなされているとは思います。しかし、まだまだ不十分なのではないか。それの情報なんかも、学校と保護者中心、こういうことになっていはしないか。

確かに、図書館とか地区公民館などにそうしたチラシ、パンフレットなどは置かれているようでありますが、 もう少し広げて地区分館あるいは国では郵便局なんかも利用しろと、こういうような指導がなされているので はないかと思うんですが、そういうもっと公共機関、そういうところにも、そういう情報誌を配布する。そし て、いろいろな情報が、いろいろなチラシで来る、こういうことではなくて、子どもセンターでやっている「た まてばこ」ですか、こういったもの、あるいはもっと別のものでもいいんですが、全体的にまとめた情報、金 をかけなくても私はいいと思いますが、そういうものを統一したチラシ、情報誌、そういうものを出す必要が あるんじゃないかというふうに思っています。

「たまてばこ」なんかも見させていただきましたけれども、第5号まで出ているようでありますが、非常にカラフルで、非常に内容もアイデアに富んでいるというか、編集もすばらしい、こういうふうに見させていただきました。

しかし、これは小学校向け、小学校の低学年向けが中心ということで、中学生向けというふうにはなかなか、そういうものもありますけれども、そういうものも含めたものにやれないのか、こういうことをぜひ考えていただきたいなと、こういうふうにお願いをしていきたい。この予算の使い方でできないのかどうか、そういうところもあわせてお尋ねをしたいんですが、私の理解では、生涯学習審議会や中教審などで提唱している子どもセンターは、別に小学校や小学校低学年を対象にしたセンターではないというふうに理解しているわけですけれども、その辺の理解が間違っていれば教えていただきたいというふうに思います。そういう意味での、子どもセンターの活動の範囲、その辺についても教えていただければありがたいなというふうに思っています。

それから、保護者のいない小学校低学年、障害者に対する配慮でありますけれども、学童保育などで検討しておるというようなことではなく、もう少し行政側としても、いわゆるボランティア団体などと協調した格好の中で具体的な、学童保育へ押し込めるという表現は悪いわけですけれども、野外活動が、自然活動ができるような体制をつくっていく工夫が必要なのではないかというふうに思っています。

今の放課後の預かっている学童保育のスタッフだけでは、学童保育外活動というのは望めないのではないかというふうに思いますので、これは行政側の援助なり、そういうものがないと、こうした子供たちが学校外、自然を友達にして遊ぶというような活動がちょっと困難なのではないかというふうに思いますので、もう少し踏み込んだ対応をぜひ検討していく必要があるのではないかというふうに思います。

土曜、日曜の子供たちの過ごし方については、本市ではやっていないということで、先ほどの答弁では触れられていなかったわけですけれども、文部科学省がことしの1月31日に発表しました地域の教育力の充実に向けた実態、意識調査、こういう報告書が発表されておりますけれども、今までの隔週五日制の中での土曜日の過ごし方のアンケートによりますと、中学生は、ゆっくり休んで寝ていると、これが38%、映画や買い物など街の中へ出かけるというのが36%、小学生の、これは3年生と5年生を対象にしておったと思いますが、5年生の回答ですと、テレビゲームやパソコンをする30%、近所の空き地や公園で遊ぶ32%、これが一番多い過ごし方だ、こういうふうに報告をされています。

完全学校週五日制になれば、こうした傾向はますます深まるのではないか、こういうふうに思うわけです。 自然体験やそういうものをもっと体験しながら生きる力を身につけさせるというのが、完全学校週五日制の目 的であるわけでありますけれども、こうした目的になかなかそぐわない結果が現実的に起きるのではないか、 こういうふうに思うんです。

こういうところをどうするかということが、この実態調査をやることによって明らかになってくるのではないかというふうに思いますが、文部科学省で、国でやった傾向と本市の状況もそれほど変わらないというふうに思いますけれども、こういう状況をどう改善をするのかといことが求められているのではないかというふうに思います。

特に、中学生の地域における居場所がなくなっているのではないかというふうに思います。特に本市の場合は、児童館が移転をして、ハートフルセンターに来ました、長岡山から。そういう移転によって中学生が、今の児童館にも遊びは何人か来ているようでありますけれども、圧倒的に幼児ですね、就学前の子供が来ているという状況になっているのではないかというふうに思うんです。

また、長岡山にあった当時は野外の遊び場もあって、そこに 2,000 人前後の小学校の高学年から中学校の子供たちか遊びに来ていた、そういうものがなくなってきている。あるいは、長岡山のスキー場がなくなってから、しばらくたつわけでありますけれども、その後のスキー場がまだ見つかっていない。

こういったことで、特に本市における中学生の遊び場が、身近な場所がなくなっているのではないかという ふうに思います。こうした土曜日の過ごし方や居場所がなくなっている状況を、教育委員会としてどう思っているのか伺いたいと思っております。

家庭教育の日の問題ですけれども、自主的にそういうものに参加してと、こういうことになるわけでありますけれども、最終的にはそういうふうになるというふうに思いますが、先ほど1問で申し上げましたように、家庭教育の日なんだと、こういう啓発、あるいは教育委員会として、そういう第3日曜日を設定すると、そして積極的に家庭の日としているいろなことを家庭の中で考えてください、こういう啓発運動などをしてはいかがかというふうに思うんですけれども、自主的にということだけでなくて、積極的にそういうものにふれていくという取り組みが重要なのではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

部活動に対する対応でありますけれども、日曜日は休養日という考え方だというふうに受けとめたのでありますけれども、県の教育委員会は、土曜・日曜日は原則休養日、こういうことであります。やっぱり日曜日だ

けでは完全学校週五日制の趣旨が生かされなのではないかと私は思います。

県内でも、酒田市の教育委員会では、部活動は平日に限定するということを決定しているようでありまして、中学校の学区ごとに地域スポーツ団体の組織化を支援していく、そして事故に対する保険なども研究をしていくというような話を聞いております。土日は部活はやらない、こういうことを決めている教育委員会も県内で既にあるわけですね。

そういうことからも、部活については土日は休養日を原則とするということにすべきなのではないかと私は 思うんですが、再度、見解をお伺いしたいというふうに思います。

あと、総合型地域スポーツクラブについては、順次ということでありますし、すぐというふうにはならないと思いますので、国の方針や、この問題は県議会でも取り上げられまして、県でも国の方針に従って、総合型地域スポーツクラブを地域につくっていくと、全市町村に設置されるよう積極的に推進していきたい、こういう答弁もしておりますので、ぜひ 10 年間ということでなくて、できるだけ条件の整ったところから実施していく、あるいは整備をしていくということで、ぜひお願いをしておきたいというふうに思っております。

学力低下に対する問題でありますけれども、本市においては、文部科学大臣がアピールを出す以前から、読書会とか補習などをやっているという話を聞いたわけでありますけれども、これはすべての学校だということですが、これは自主的にやられているのか、あるいは全児童が、何というか、強制という言葉は適当ではないと思いますが、全児童が参加して、こういう読書会や補習などをやられているのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 基本的なことを私から補足しまして、それから担当課長の方から具体的な問題についてお答えを申し上げますが、この完全学校週五日制については、いろいろ背景があるわけなんですが、端的に言って三つほどあるというふうに考えております。今までの学校教育がともすれば画一的、硬直的になりがちであるというふうなことが第1、そして第2番目には、家庭や地域社会の教育力が低下して、学校教育に過度に依存する傾向が日本の教育に見られるというようなこと、そして3番目には、今日の子供たちに自然体験とか社会体験、あるいは生活体験というふうに言ってもいいと思いますが、それが極めて少なくなってきているというふうなこと。

そういう背景があって、具体的には子供たちに、第1に児童生徒に生活にゆとりを持たせようと、第2には家庭における親子のふれあいの時間をもっと持とうと、そして第3番目には自然に親しむ活動や体験的な活動をさせること、それから4番目に地域活動、文化活動とかスポーツとかあるいは奉仕の活動とか、地域でできることがたくさんあるわけですが、そういうことに参加させようというふうなことを考え、特に自主的に、子供の意思で参加するというふうな体制をつくり上げていこうというのが、このたびの考え方のポイントではないかというふうに思っております。

こちらですべて受け皿をつくって、それに乗せていこういこうというふうな形になると、子供たちは逆に遠ざかっていくと、勉強のさせ方もそうです。勉強しろしろというような形で持っていくよりも、もっとうちの仕事をきちっとやってその後に勉強をやった方がいいというふうに、これは一つの手法なわけですけれども、何か子供たちが逆にそれから遠ざかっていくというふうな。

今、学力低下の問題で一番問題にされているのは、先ほどOECDの話あったわけですが、学びからの逃避、子供たちが勉強するということから逃げるという姿勢が一番問題だというふうに言われているわけです。それは何かというと、すべてこちらでおぜん立てをして、それに子供たちを乗せて、ある程度の力をつけてやろうというふうな根本的な考え方が強過ぎるのではないかというふうなことで、そういう考え方を変えていこうじゃないかという大きな教育運動であるというふうに私は感じております。

だから、したいときに、ちゃんとした場があって、そこに適切な指導者がいるということが理想なわけですが、そういった人材バンクなんかも整えながらやっていかなければならんという、議員のおっしゃる御提言は本当に大事だというふうに思っておりますけれども。

そういったことで、土日の過ごし方を自分で考えて、自分で活動して、自分で学んで、自分で楽しみをつくって、そして自分なりに新しい価値を見出していくというふうな子供たちに育てていきたいというのが私たちの考え方であります。

具体的な問題、地域の学校づくりとかありますので、担当課長の方から答弁するようにしたいと思います。 以上です。 佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 それでは、地域の受け皿づくりの中の御質問で何点かお答えしたいと思います。 まず1点目に、子どもセンターのことがございました。子どもセンターは御案内のように全国子どもプランの中で、寒河江でも子ども放送局とあわせて子どもセンターを設置して活動しております。特に子どもセンターは、運営協議会のメンバーといたしまして、小学校の先生や子ども会育成会の方、そして公民館活動推進員、子育てサークルのお母さんなど、その方をメンバーとした協議会で運営しているセンターでございます。

主な活動としては、答弁にもございましたよに、情報誌「たまてばこ」の発行、それから親子で一緒に参加できる、そういうふうな自主的な事業、それを大きな事業として取り組んでおります。

センターの「たまてばこ」については、春夏秋冬、旬な情報をお届けしたいということもありまして、それ ぞれボランティアのスタッフでございますけれども、その方が本当に喜ばれるいろんな事業イベントを一生懸 命集めてまいりまして、それを情報として「たまてばこ」で提供していると、そういうふうな形でございます。

もう一つは、家庭の日についてございましたので、それは第3日曜日を家庭の日にする運動というのは、昭和40年代、青少年非行が急増しまして、大きな社会問題になったということを受けて、青少年育成国民会議の呼びかけで始まったものというふうに思っております。

今日的な課題とする家庭教育力ということは、常日ごろからの親と子の触れ合い、それが今、大切なこととして求められていると思いますので、この当時の運動と同じ特定の日を家庭の日とした運動、それ以上のことが、今、日々、常日ごろの家庭の日が求められているというふうに考えておりますので、それにあわせた親と子の活動や遊びの場所やイベント情報など、そういうものを自然体験、スポーツ教室などの情報を一生懸命提供することが家庭の日の設定につながっていくのではないかというふうに思っているところです。

あともう一つ、地域での活動への支援について御質問ありましたので、手持ちで持っている資料といたしまして、白岩にはぬくもりの里白岩という活動がございます。地域全体で子供たちの健やかな成長、それから明るく住みよいまちづくりを目指しての地区民総参加の活動を行っています。

また、醍醐地区なんかでも、親が集まって親子の自主的な活動、そういうふうな活動を地域で取り組んでくださっているという事例などもございます。そんなことで各地域での活動を支援するのが仕事かと思っております。

最後にもう1点、人材登録のことございましたけれども、寒河江でもかつて人材登録表を持っておりまして、 それを活用していろんなことを情報提供してきた経過がございますけれども、尾花沢であるように、認定表を 交付してまいりました。今現在は、そういういろんな情報を手持ちに持ちながら、生涯学習の支援事業などの 中で講師の紹介などをしながら、地区から講師の派遣要請あったときに、講師への支援を補助しているという ふうな活動で、今、地域活動を支援しているというのが現状でございます。以上でございます。 佐藤 清議長 学校教育課長。

草苅和男学校教育課長 それでは、私の方から学力低下問題にかかわって、読書と補充の本市内の様子でありますが、強制かどうかということがございましたが、これは強制ということではなく、学校の教育計画の一環として、朝自習というのが位置づけられておりますけれども、その朝自習の中で、例えば火曜日は読書の時間とか、あるいは水曜日は計算のドリルの時間とか、こういう中で実施しているのがほとんどでありまして、中には中間休み、2時間目、3時間目の間でありますが、中間休みに必要な子供たちを個別指導するという補充の場合もありますし、放課後、これも必要な児童生徒に対して補充を行うという学習も行われているということで、決して強制で行っているということではございません。以上でございます。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 ありがとうございました。

教育長がおっしゃっていることは、そのとおりだと私も思うんですね。子供たちが自主的に自発的に自分の 判断で自然と触れ合ったり、いろいろな体験をするというのはそのとおりだというふうに思うんです。

ところが、実際、地域でいるいろな計画をして、子供たちを集めて子供たちと相談をしようかと思っても、なかなか特に中学生になりますと、そういうものにさえ集まってこないという実態があるわけなんですね。そういうことで、地域だけで中学生を集めるというのは限界があるというふうに、私の少ない経験からは思っているんですね。

そういうことで、地域で集める場合なんかも、学校の側の協力あるいはPTAの協力がないと、地域ではなかなかそういうものが、つくりたくてもつくれないというのが実態なのではないかというふうに思うんです。そういうことで、PTA、学校、地域、そういうものをきめ細かな協議会、そういうものをつくっていく必要があるのではないかと。そういう中でこの中学校の子供たちを参加させながら、自主的な計画、そういうものに地域で支援できるものがあれば支援をしていく、こういうふうに進んでいくのではないかというふうに思いますので、その辺のこともぜひ理解をしていただいて、相談があれば協力をしていただきたいなというふうに思っておりますが。

そういう中でお尋ねをしたいんですか、先ほど示した教育委員会で出したチラシの中に、教職員の地域活動 参加の促進と、こういうふうにうたってあります。具体的にどのようなことを教育委員会としては想定してい るのかお尋ねをして、質問を終わらせていただきます。 佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 学校ではというところに、教職員の地域活動参加の促進というふうに書いたわけですが、これは今まで学校の職員が、うちと学校だけの往復で、何か地域の活動に対して参加が非常に少ない。つまり、教職員といえども地域の一員だというもっと自覚を強めていただいて、そして一般の会社員とか皆さんと、地域の人と一緒に活動する、そのスタイルをもっと強めないとだめだということでお願いしているわけです。

ただ具体的には、部活動の指導者なんかですと、土日もなく指導するというふうなことで参加できないということがあるわけですが、今度、日曜を部活動をしない日というような、あと土曜日も、土日としないことが大原則なんですが現実的には行われているわけなんです、でも少なくとも日曜日は子供たちにとって休養日にしようと。そして、もし土日とやった場合は月曜日はきちっと休養日とするというふうな、そういう線を具体的な現実的な決め方をしているというところでございます。

そういった意味でこれから、そういう部活動の問題なんかもクリアしていけば、地域活動への参加が強まってくるのであるというふうに私は考えているところです。以上です。

散 会 午後4時03分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成14年3月11日(月曜日)第1回定例会

出席議	鰻(2 4	名)														
1	番	셛	Ē	藤		清	議	員		2番	Ē	松	田			孝	議員
3	3番	猪	Ĭ	倉	謙ス	郎	議	員		4霍	ŧ	石	Ш	됬	忠	義	議員
5	番	弆	<u></u>	木	春	吉	議	員		6霍	Ē	安	孫 子	Ħ	5 美	夫	議員
7	7番	柞	∃	倉	信	_	議	員		8霍	Ę	鈴	木	틸	Z Z	也	議員
g	番	伊	3	藤	忠	男	議	員	1	0 霍	Ē	髙	橋	쿩	Ē	治	議員
1 1	番	髙	5	橋	勝	文	議	員	1	2番	Ē	渡	辺	万	ኒ	也	議員
1 3	番	휭	f	宮	征	_	議	員	1	4番	Ī	佐	藤	宗	Į.	男	議員
1 5	番	伊	3	藤		諭	議	員	1	6番	Ē	佐	藤	H	易	子	議員
1 7	7番	Л	l	越	孝	男	議	員	1	8番	Ē	内	藤			明	議員
1 9	番	松	7	田	伸	_	議	員	2	0 霍	Ī	那	須			稔	議員
2 1	番	셛	Ē	竹	敬	_	議	員	2	2番	Ī	遠	藤	彗	₽	作	議員
2 3	3番	伊	3	藤	昭二	郎	議	員	2	4霍	Ě	井	上	Æ	券	•	議員
欠席議員(なし)																	
説明の	ため	出席	した	者の	餓氏名												
佐	藤	誠	六	市			長			安務	衧	•	也	助			役
渋	谷	勝	吉	収	入	\	役			大	泉	愼	_	教	育多	委 員	長
奥	Щ	幸	助	選	管委	き 員	長			武	田		浩	農	業委員	員会会	長
兼	子	昭	_	庶	務	課	長			荒	木		恒	企	画調	整 課	長
宇	野	健	雄	財	政	課	長			安	食	正	人	税	務	課	長
井	上	芳	光	市	民	課	長			石	Щ		修	生	活環	境 課	長
安	彦		守	土	木	課	長			片	桐	久	志	都	市計	画課	長
鹿	間		康	下	水道	1 課	長			安	達	勝	雄	農	林	課	長
小	松	仁	_	商	工観	光 課	長			尾	形	清	_	地:	域 振	興 課	長
松	田	英	彰	健	康福	祉 課	長			沖	津	志	郎	会	計	課	長
_		無			道事					717	/ =	<u> </u>	<i>,</i> –		7 2 =	= 25	_
	木		<u> </u>	技			佐				須加					事務	
	科			教			長						幸			課	
早	苅	和	労	学	校教	育詸	艮			郈	滕	慩	_	-			
石	Щ		忠	ネ +	会体	育 課	長			=	瓶	īF	逋	選手		₹委員 局	
н	щ		,,,	1-	Δ rT	- W	LX.			_	1111		1.7	監	查		員
安排	終子	雅	美	監	查	委	員			布	施	崇	_			局	
					業委												
	木			事	務	局	長										
事務局職員出席者 安孫子 勝 一 事 務 局 長 鈴 木 一 徳 局 長 補 佐																	
				事			長						徳		長	補	佐
丹	野	収	幸	庶	務	主	查			大	冶	秀	彦	主			任

議事日程第4号

第1回定例会

平成14年3月11日(月) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

一般質問通告書

平成14年3月11日(月)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要	DIII	質	問	者	答弁	渚
1 8	行政一般について	の進捗と諸課題 道路改修や側溝	パーク民活エリア ほついて 整備などの優先順 調性の確保につい	18番	-	明	市	長
1 9	政治姿勢について	分権時代の地方めて市長の政治理	政治について、改 念を問う				市	長
2 0	文化芸術の振興について	振興に反映する本物の芸術に触っいて 野外彫刻を設置 ついて 全市的に取り組定について	れる機会の拡大に する事業の展開に むための条例の制 進計画の策定につ	20番	-	稔	教育委	
2 2	都市政策について		やる都市計画上の	-	-	孝男	市	長
2 3	税・福祉政策について		スト スト スト スト スト スト スト スト スト スト スト スト スト ス	, . ,		5 75	市	長
2 4	商工観光政策について	地域総合整備侵ついて	でである。 ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では				市	長

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第1、3月7日に引き続き、一般質問を行います。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 18番、19番について、18番内藤 明議員。

[18番 内藤 明議員 登壇]

内藤 明議員 おはようございます。

私は、通告しております課題について、市長に順次質問をいたします。質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

最初に、チェリークア・パークの進捗と課題について伺いたいと思います。

最上川ふるさと総合公園で開催される第 19 回全国都市緑化やまがたフェア開催まで、あと 100 日余りを残すだけになってきました。成功裏に終わり、本市が全国にさらに大きく花開くことを願ってやみません。

さて、この緑化フェアの開催は、経済不況が続く中で、おくれを来しているクア・パーク民活エリアの事業 展開の一大契機になるものとして、期待が寄せられておりました。

しかし、本年度に予算計上されていた地域総合整備資金貸付金も、今議会に減額補正が提案され、宿泊部門 を担う開発業者の中で、その開催までにオープンにこぎつけるのは1社にとどまる見通しになりました。

私は、このことは経済不況の一方で、中核施設を担うはずだった中国パールの破綻が、着手しようとして準備を進めていた開発業者の足を引っ張る形になったのではないかと思っております。佐藤市長は、中国パールの破綻について、市の損失はないと強弁しましたが、同社の破綻はこうしたところにも大きな影を落としているものと考えます。

ところで、市当局は3月5日号の市報に、市政ポストの質問の中で、民活エリアの見通しについて、各企業とも社会情勢をにらみながら順次着工していただけるものと思っていますとし、空白土地はクア施設にこだわらず、人々を引きつけるような施設の誘致を図っていきたいとしております。

仄聞するところによりますと、医師会等にも打診したとか、水面下ではいろいろ接触されているようですが、 最近の民活エリア推進連絡会の状況や開発業者の真意や動向、残っている用地の引き合いの状況などについて、 率直なところを伺いたいと思います。

次に、民活エリアの土地の売買契約書に関する件でお尋ねをいたします。

土地の売買契約書には、いずれも買い戻し特約が定めてあり、第 12 条に甲は、寒河江市のことでありますが、乙が前条の期間を経過しても施設等の建設に着手しない場合は、第 4 条に定める分譲代金のみを乙に返還し、分譲土地を買い戻すことができる。12 条 2 には、甲は、分譲土地の所有権移転登記と同時に、買い戻し特約を登記するものとし、その期間は平成 14 年 12 月 25 日までとする、となっています。つまり、この条文によって買い戻し特約が登記されていますが、ことしの天皇誕生日をもって効力を失うことになるものと思われます。

しかし、施設の着工はれきとして進みませんし、今の経済状況や景気動向からして、土地を取得している業者が、さきの中国パールのように破綻するケースがないとは言えません。特約登記の期限後については、第三者に土地が渡り、目的外に使用されることも考えられます。こうした事態を避けるためにどのように対処する考えか、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、ホテルタウン所有の土地が、ホテルシンフォニーに権利譲渡された件でお尋ねいたします。

さきに本議会でも質疑がなされましたが、所有権移転がされず、登記が完了していないのではないかと心配されております。現況について伺い、未登記とすれば、民民の売買ではありますが、本市との契約書条文によって、市も承認していることから、後々に問題を残さないために、早めに行政として指導すべきであると考えますが、見解を伺いたいと思います。

続いて、市民生活に関連する道路改修や側溝整備などの身近な問題についてお尋ねいたします。

厳しい財政事情にあるとはいえ、駅前再開発やクア・パーク、最上川緑地公園といった大型プロジェクトの 推進の陰で、こうした市民生活に直結する予算が減額されていくことは大変残念なことであります。また、予 算が減じるといって、道路整備や側溝整備について市民の要望や需要が少なくなるわけでもなく、市民はそう した要望をかなえていただくためには、これまでより時間を要することになり、長い間待たされる結果になっ てしまいます。

そうしたことを反映してか、このところ私たち議員に対して多くの市民の不満の声が寄せられております。 こうした声は多分当局にも届いているものと思いますが、行政批判や不満を口にすれば、逆に反感を買い、それだけ遅くなるのではないかと心配する余り、直言に至っているものは、あるいは意外と少ないのかもわかりません。

市民は、一日も早く予算の箇所づけがされて、要望が実現されることを願っているのでありますが、待てど暮らせど実現しない現実に鬱積した感情をあらわにしております。

そこでお尋ねしますが、こうした道路改修や側溝整備などの市民生活に直結する要望について、どのように 処理されているのか伺いたいと思います。

次に、そうした要望を受けて事業に着手する優先順位についてお尋ねいたします。

優先を語るとき、災害による復旧などの緊急性の勘案は言うまでもないことだと思います。

ところで、私もこれまで幾度となく市民の要望について仲立ちをしてきていますが、いまだに、優先順位が どのようにして決定していくのか、理解できないでおります。担当課に何か合理的な基準があるのかどうか伺 いたいと思います。

昔は、選挙目当てに、つまり次の選挙を主眼に箇所づけをしたなどというふうな話も聞いております。あるいは長を支持している後援者や議員の要望には優先的に処理したなどということがあったやに聞いております。前近代的なそうした話をいまだに真に受けとめている市民がいますので、私は佐藤市長に限って、よもやそんなことはないと信じておりますが、念のため聞いてみたいと思います。

市民から出された要望が実現しないままに、長い間、たなざらしにされて、積み残されている課題について は、どのように対応されているのかもあわせて伺いたいと思います。

さらに、厳しい財政事情にあって、それだけ市民を待たせることになるわけでありますから、こうした市民の不満を和らげる一つの手だてとして、行政はそうした市民要望について、公平性と透明性を確保することが重要であると考えます。

自分たちの要望がどの位置にあって、あとどれぐらいで順番が回ってくるのか、また緊急性のあるものとして優先的に行われた事業や場所がわかれば、市民も納得するものと思います。私はぜひそうした対応を急ぐべきであるというふうに考えますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

続いて、分権時代の地方政治に対する市長の政治理念についてお尋ねをいたします。

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行されて、国と地方自治体との関係を対等、協力を基本とする関係へ再構築することを中心に、自己決定、自己責任を原則とする地方自治のあるべき姿を目指して、分権型社会の実現に向けて踏み出してまいりました。どのような地方自治が展開されるか、自治体の能力と責任が問われているのであります。

また、この法施行によって改革が終わったわけではなく、地方税財源の充実強化や住民自治の拡充など、取り組むべき課題は山積をいたしております。分権改革を継続していくためには、地方自治体の内発する力、意識改革が求められて、特に地方自治を担う首長や職員、そして私たち議員や住民が、地方自治の理念を高く掲げて、果敢に行動することが期待されていると思うのであります。

法施行後2年を経過しようとしている中で、市長の住民自治の原点に対する考え方を尋ね、また分権改革の

基本理念について改めて伺いたいと思います。大変失礼しました。平成12年の4月です。

次に、分権時代の地方自治における議会について市長の考え方をお尋ねをいたします。

さきに、地方分権推進委員会の中でも議論された経過がありますが、これまでの地方議会の反省すべきものとして、オール与党化と議会審議の問題があるという見方があります。

これに関して、前全国都道府県議長会議事調査部長の野村 稔氏は著書の中で、総与党化は長の応援団的存在になって、提出された議案の自動承認機関になってしまう。これでは議会として果たすべき役割をみずから放棄し、議会の存在価値が問われることになる。広範で、強大な権限を持っている長に対しては議会は批判者でなければならない。鋭い批判者がいるから長は独走せず、行政の適正執行に全力投球する。行政の公正確保を担保するため、議会の存在の重要性が認められるのである。総与党化して、鋭い批判者がいなくなると緊張感がなくなる、これは長にとっても不幸なことだと記しております。

私は、分権時代にあって、地方議会は、行政となれ合うことなく、緊張関係を保ちながら切磋琢磨して、車輪のようにそれぞれの職責を果たすこと、そして合意した政策方針を推進するために、それぞれの立場で職責を果たすことが民主主義の原理であると考えていますが、地方自治における議会というものについて、市長はどのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

誤解があっては困りますので、あらかじめ断っておきますが、議会が合意した政策方針を推進するということは、長の尻をたたいて馬車馬のように何が何でも走らせることだけではありません。叱咤激励をしながら政策方針をもっとよいものにするために研さんを重ねて提言することや、また進め方について公平、公正さを欠くようなものであれば、間違いとしてそれを指摘してただすこと、あるいは方針に沿って適切に進められているかどうかを監視することなどであると思います。

私は、議会で合意した政策方針であっても、そうした視点で批判や指摘をしているつもりであります。

去る9月定例会の市長の答弁を聞いていて、そうした私たちの指摘について謙虚に受けとめられず、反対の ための反対とか、何か御自分の足を引っ張られていると勘違いされているようで残念でなりません。むなしさ を通り越し、物悲しくさえなってしまいます。

最後に、政策立案能力を高めるための議会事務局の強化についてお尋ねをいたします。

これは、分権委の第2次勧告でも触れられておりましたが、地方分権の理念を実現させるためには、地方議会の強化も必要としております。分権委における地方議会への批判の一つは、立法機関としての役割を果たしていないというものでありました。議会みずからが発案して条例制定するという本来の仕事ができない背景として、議員の意識や能力不足を挙げ、これと同時に議会事務局の体制が職員数が少なく、補佐できる体制になっていないことを理由にしております。

私は、自治の理念を実現させるためには、議会事務局の充実が図られなければならないと考えておりますが、 市長の見解を伺って、第1問を終わります。 佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長まず、チェリークア・パークの関連から申し上げます。

民活エリアの開発推進連絡会は、昨年7月と 11 月の2回開催しました。そして、各社の進捗状況や緑化フェアなどについての協議を行ってきたところでございまして、現在の進捗状況につきましては、平成 12 年 4 月にJAさがえ西村山が開業し、ことし3月にホテルシンフォニーが営業開始の予定でございます。

チェリーランドさがえは、当初、日本そばを核とした施設を緑化フェアまでオープンする予定でありましたが、新たな事業に対する金融機関の厳しい引き締め等により着工には至っていない状況でございます。

他の4社につきましても、建設着工に向け、準備を進められたところでありますが、現在の厳しい経済情勢、 金融情勢下で計画を延期されているものであり、順次建設されるものと思っております。

また、残りの3区画につきましては、新たな事業参画者を見つけるため、あらゆる情報を駆使して鋭意努力 しており、県内外のさまざまな業者と交渉中でございます。特に、クア施設予定場所につきましては、必ずし もクアだけに限らず、幅広くクア・パーク全体の魅力づけとなり、人々を引きつける施設の誘致を図っていき たいと思っておりますが、まだ契約には至っていない状況でございます。

それから、契約書の問題につきましてのお尋ねがございます。

事業参画者の方々は、独自の戦略で事業計画を展開しているわけであり、今日の経済不況が好転すれば、建設に着手する意欲を持っておるわけでありますので、買い戻しする考えは持っていないところでございます。いずれにしましても、事業参画者と連絡を密にして、いち早く施設が建設され、営業が開始されることを期待いたしております。

それから、民民で土地の所有の移動が行われたことについてでございますが、平成 13 年 5 月 28 日にホテルタウンから隣接のホテルシンフォニーを譲渡先とする譲渡承認願が提出され、市では、同じ月の 30 日に譲渡承認をしているところでございます。

その後、ホテルシンフォニーがタウンから平成 14 年 6 月までの賃貸契約を結んで借り受けている状況でございます。したがって、所有権移転の登記は、市に譲渡承認願が出されておりますので、賃貸契約期間満了後に行われるのではないかと思っております。

現況ということでございますが、施行業者が現場事務所として使用しておるようでございます。

それから、道路や側溝等についてのお尋ねでございます。

道路改良事業や側溝整備、用悪水路の整備等は、市民が安全で快適な生活を営む上で身近な環境整備で、地域に密着した事業であると思っているところでございます。

要望は、区や町会から数多く出されますが、要望内容に対しましては、一部の人の同意だけでなく、地区や町会の同意が得られているのか、また用地の協力など問題はないのか、ほかの事業との同時施工の有無や事業費、現地調査における緊急性、効率性の確認など、総合的に判断して対応しているところでございます。

また、箇所を決める場合には、道路改良事業ですと、一般車両の交通量や生活道路としての機能性、またほかの事業との関連、例えば下水道や上水道、県の事業などとの同時施工による経費の節減としての経済性、ほかに地権者の同意や理解などを十分考慮して対応しているところでございます。

側溝整備におきましては、雨水排水等の緊急性、事業施工に伴い効率性の度合い、さらに、今申し上げましたが、同時施工による経済性、関係者の同意、協力体制など、総合的に見て判断をしているところでございます。

さらに、用悪水路ですと、農業用水との関連もありますし、今申し上げたほかにも、土地改良区などとの協議も必要となってくるわけでございます。

このように多くの課題がありまして、実際に取り組むには、このような課題を解決したところから着手していくということになるわけでありますが、すぐ対応できない要望とか、時間がかかっている要望には、さまざまな問題があるようでございます。

例えば、事業に入ろうとしても、片方がやる、片方がちゅうちょするなど、地元が十分まとまっているのか といった問題、あるいは用地の境界や買収の未確定問題、ほかの事業とのかかわりによる問題などによって、 整備箇所の決定がならないこともあるわけでございます。

また、事業内容によっては、事業費が大きく、補助や起債などを受けて対応しなければならない要望もあるわけで、そのような場合には、採択になるまで待っていただくこともあり、必ずしも古い要望が優先するとは限らないわけでございます。その場合には、地元に事情をお話しして、御理解をいただいておるところでございます。

いずれにいたしましても、地域の方々の御協力をいただきながら事業の促進を図り、安全で住みよい環境づくりに努力を重ねてまいりたいと思っておるところでございます。

次に、地方分権の御質問がございました。

地方分権推進法において、目指すべき分権型社会の姿は、自己決定権の拡充、新たな地方分権型行政システムの構築、地方公共団体の自己責任を目指すものとされております。

地方分権の究極的な目標、住民に身近な行政サービスが、住民に身近な行政主体によって行われるために、 地方公共団体の行政体制の整備、行財政改革への取り組みとあわせ、行政運営の改善充実はもとより、自主的 な合併や広域行政を推進し、行財政能力の充実強化を図る必要があるとされております。

そのためには、行政への住民参加、議会の活性化などを含め、住民自治の充実に努めることが肝要と思って おります。

また、地方公共団体の政策形成過程において、住民からの意見聴取や広報広聴活動などを一層拡充し、住民意思の把握反映に努めるとともに、住民ニーズに即し、情報内容の充実、提供方法の多様化を図ることも重要であると思っております。

地方分権が推進されるということは、行政サービスが地域住民の多様なニーズに即応する地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なものになると思っております。その中から、その自治体のみに見られる個性のまちづくりが生まれてくることでございます。

本市におきましては、このような地方分権下における行政、まちづくりを一歩先んじて取り組んできたとの感を強くいたしております。今や日本における先進地と言われるようになった本市のグラウンドワークは、まさに地方分権下におけるまちづくりを象徴するものと思っております。

住民が主体となって計画設計から実際の作業まで行う公園づくりや、自然環境と生息するホタルを大事にする運動とか、昔の美しいせせらぎを復活させようとする沼川の浄化など、住民がみずから求め行動するまちづくりが進められております。そして、フラワーロードに代表される花と緑のまちづくりも、市民総参加で進められております。

百年の大計に立って推進している駅前中心市街地整備事業につきましても、住民の自主的な組織である駅前をよくする会を初めとする関係住民と商店街、市が一体となって駅前開発検討委員会を組織し、活力のあるまちづくりが検討されてきました。

そして、駅前地区において、地区計画、まちづくりガイドラインを策定し、魅力ある美しいまちづくりを進めることとするなど、住民が主人公のまちづくりが進められております。

さらに、先日、中心市街地整備の流れの中で、都市計画道路柴橋日田線の整備に合わせて、良好な住みよい まち実現を目指した本町・六供町通りまちづくり協議会が設立されております。

また、中心市街地活性化の取り組みの優良事例となっているフローラ整備も、住民の声を十分に反映した成

果であり、ことしは住民のさらなる要望にこたえて、駐車場の入り口整備を進める計画をいたしておるところでございます。

ハートフルセンターを拠点とする保健・福祉・医療が三位一体となった寒河江型ライフサポートシステムの推進も、市民のニーズに的確にこたえたものでありますし、市民活動から生まれた東北一のみこしの祭典では、市民の熱気に圧倒されております。

このほか、市民の強い要望で進めておりますところの白岩金谷団地の整備、市街地内における住所の表示の 変更など、住民の声を十分踏まえて、市民の気持ちと私の夢が一体となった施策を、市民の参加のもと、進め ているところでございます。

ことし開催される全国都市緑化やまがたフェアにつきましても、市内の各界各層からなる推進委員会を組織しており、多くの市民の力もお借りいたしまして、まさに市民総参加の取り組みで来場者を温かく迎えようとすることとなっております。

分権、改革の基本理念に照らして、その政治姿勢についてとございますが、今申し上げましたように、寒河江のよさ、特性というものを生かした個性のあるまちの創造をこれまで以上に推進すること、そしてこれまで同様、今後も一層市民との直接対話、協働の立場に立って、夢とロマンを持つことだろうと思っております。

市民が望む施策を市民と一体となって取り組み、市民がみずからの意思と責任で進められていることが実感できるまちづくりを進めていくことだと思っております。

また、広報広聴については、情報公開に進んで臨み、住民参加のまちづくりがより一層進むよう努めている ところでございます。

このような行政運営によりまして、市民が寒河江市に住んでよかったと、ふるさとに誇りが持てる地方の時代というものを実感できるようにしてまいりたいと思っております。

東北の一中小都市である本市が、内閣総理大臣賞と、ネイションズインブルームの銀賞を受賞したことは、 地方の時代を象徴させるものの一つであると思っておるところでございます。

次に、議会との関係の御質問がございました。

地方分権が推進され、住民に身近な行政サービスが、身近な行政主体によって行われることになり、地域住民のニーズが迅速、的確に行政

に反映されることが期待されるものでございます。

そのためには、議員及び地域住民も、地方分権の推進というものは、地方公共団体の自己決定権と自己責任 の拡大を伴うものであるということの自覚が必要であると思っております。

また、議会の活性化を図り、住民自治の充実に努めるとともに、クリーンな地方自治の実現、住民の信頼確保に努めるべきだと考えております。

地方分権が進むにつれ、自治体の長と議会は、その責任が従来に比べて格段に重くなり、自治体の意思決定に地方議会の果たすべき役割も大きくなるものと思っております。

また、機関委任事務制度の廃止に伴い、条例等の制定で議会の議決案件も多くなると思うところでございます。

住民の意思を施策に反映させるためにも、議会においても住民の意思を的確にとらえ、貴重な政策提言がなされるよう、活性化されるべきものと思っております。

議会の活性化を図る措置といたしまして、地方自治法が改正され、議員の議案提出要件及び修正動議の発議 要件の緩和や、常任委員会の数の制限の廃止が行われております。

また、議員の調査研究に資する経費の一部となる政務調査費について、条例も制定されておるところでございます。

これらは、地方自治体独自の政策形成能力を高めることが求められることがますます重要になってきている

ことから来るものと思っております。

それにおきましても、長と議会との関係というものは、やはりお互い勉強し合うところの共存、競い合って 勉強するところの体制というものがなくてはならないと思いますし、介入でなくて、いわゆる自立する立場か ら御提言があるというようなことでなければならないと思いますし、そしてまた相互に認め合うところの共立 の立場というものが必要かなと、このように思っております。

それから、事務局の体制の問題がございました。

今申し上げたようなことを踏まえまして、職員の法制能力等の向上を図るための研修と、研修内容の充実に も努めていただくことが必要だろうと、このように思っております。

行財政改革のときでございます。職員の増員というのは安易に考えるべきではないと思っておりますし、人 材育成に力を入れて対応することが必要かなと、このように思っておるところでございます。以上です。 佐藤 清議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 大変ありがとうございます。

2 問に入らせていただきますが、チェリークア・パークに関連する問題から入りますけれども、ただいまチェリーランドさがえの現況についても御説明がありました。金融機関の厳しさといいますか、そういうことを言われましたけれども、確かにそれもあるというふうに私は理解をしております。

ただ、先ほど言いましたように、それだけではなくして、中核施設を担うところが破綻を来すことによっての影響というのは、かなり大きかったのではないかなというふうに思っているわけでありますが、ただ他の民間の開発業者と比べてといいますか、チェリーランドさがえは第三セクターでありますから、そういう意味では、これまでも市当局とかなり綿密な打ち合わせをされてきたのではないかなと、こういうふうに思っているわけです。

ところが、枕を並べてといいますか、今回は減額補正をされているわけですけれども、そういう意味では第 三セクターということからして、他の開発業者を引っ張るぐらいの意欲があってほしかったなと、こういうふ うに思っているんですが、そういう意味で私は、金融機関の厳しさだけではなくして、そうした影響はかなり あったということでないのかなというふうに思っております。

前にも申し上げたことがあるわけですが、いろんな方がいろんなことを言われます。中核施設のどういうふうな施設がしていただけるんだろうかというふうなことを見きわめてからでも遅くはないというふうなことを、開発公社の周りの方々が言っていることもありますし、そういう意味では、中核施設を担わんとした中国パールの破綻というのは相当大きなものがあると、こういうふうに思っているわけでありますが、そういうことを私は率直に市長もお認めになった上で、これから対応をやっぱりしていかないと、なかなかうまく進んでいかないのではないかと、こういうふうに思っておりますので、あるいはまた状況判断が間違うことになるというふうにも思いますので、指摘をしておきたいというふうに思っております。

それから、買い戻し特約の件で御答弁がありました。開発公社から土地について買い戻しはしないというふうな考え方でありますけれども、それはそれでよろしいんですが、とすれば、ちょっと私聞き漏らしたのかもわかりませんが、いわゆる特約の登記について、こうした経済状況にかんがみて、延長といいますか、開発する業者が着手あるいは営業開始するまで、期限をつけないで、延長しておく必要があるのではないかというふうに考えますけれども、その点について市長の再度御見解を伺いたいというふうに思います。

理由は申し上げなくてもわかるというふうに思いますので、あえて申しませんが、そういうふうなことだというふうに考えますが、御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、さきに市長は、いわゆるスパ・プラスアルファというふうな言葉で言われまして、スパリゾートにはこだわらないということを言ったというふうに思っておりますけれども、これは、この前の市報にもそういうふうに載っておったんで、間違いないというふうに思いますが、この考え方は、これから契約しようとしているもの、土地を売買しようとしているものについてなのか、あるいはこれまで既に土地を売った、登記を完了した土地についても、そのような考え方に立っているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

といいますのは、みんながといいますか、プラスアルファということで、今求められている土地について、 みんながプラスアルファの方に動いてしまいますと、あそこに施設を開発した目的が失われるというふうに思 いますので、その点について伺っておきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、権利譲渡を市が認めている場合、今回のようにホテルタウンの問題などについてでありますけれども、既に契約して登記が完了している土地について、いわゆる民民で売買された場合に、これもスパについてはこだわらいというふうになるのかどうか、それについての御見解もあわせていただきたいというふうに思います。

それから、市長の政治理念についてもお聞かせを願ったわけでありますが、質問要旨をお聞き取りいただく際に、課長が1人でおいでになりましたので、その際にも申し上げたんですが、間違って受けとめられると困るなというふうに思ったもんですから、そのように、勘違いしないでくださいねというふうに申し上げたつもりでありますが、私の言い方が悪かったのかどうかわかりませんが、少し勘違いされたといいますか、私の意図するところから少し外れておったように思っております。

市長が申されました、例えばグラウンドワークであるとか、さまざま施策について市民参加についてそれぞれ一生懸命やられているということは私も承知をしております。ある意味では、そうした点では寒河江市は先発組といいますか、地方分権を先取りした形にやられているというふうに私も思っておりますし、ただ、市民参加というのはそれだけではないんですね。

ここからがやっぱり重要な問題だというふうに思いますけれども、一方ではそういうことも確かにありますけれども、先ほど市長は政策形成過程に市民の意思もくみ上げてと、こういうふうなことが答弁の中で申されましたけれども、それをやっぱり具体化していくことが大事なのではないかというふうに思っております。

市長の市政運営について、これまでずっと私は議会というふうな立場で体験をさせていただいてきているわけでありますが、いわゆる市政の主人公は市民であるということについて、少し考え方が私たちと違っているのかなというふうに思っておりますけれども、それは例えば政策形成というのは、これは前も申し上げておりますので、市長はおわかりになっているというふうに思いますが、例えば政策形成をする場合にいろんな当局と市民は議論をするというふう思います。

しかし、その議論をする際にも、一定の情報がないと市民は議論にならないというふうに思うんです。同じ 土俵に立って政策議論なんてできないというふうに思うんですね。そういうことからすると、これまでも申し 上げてきておりますが、情報公開というのは非常に重要な問題になってくるというふうに思っております。

例えばこの前も市長は言われましたけれども、意思形成過程の情報は公開できないというような話がありました。としますと、その話に市民は参画できなくなってしまうというふうに思うんです。ですから、ここはきちっとやっぱり市民が主人公というふうな考え方に立てば、市の持っている情報は市民のものだというふうに御認識をされるべきだというふうに私は思っております。

12 月の一般質問でも申し上げました。土地価格の情報公開について言いましたけれども、類似した判例さえも、市が否定して行政運営するなんてことは、ちょっと市民には考えられないのではないかなと、こういうふうに思っているところであります。

それから、これまでも市民からいろんな要望やあるいは意見、要請等が市に対して出されているというふう に思います。あるいはまた情報公開に関して、いわゆる情報提供を求めることもあるというふうに思います。

しかし、そうしたことに対して、課長で判断できるもの、あるいはトップまで行くものもあるというふうに 思いますけれども、形式的に一々そんな手続をしなくても、見せられるものは見せる、課長の段階で判断をす る、こういうふうなやっぱりやり方が今求められているというふうに思うんですが、何か一々お伺い立てない とできないような、いわゆるトップダウンのようなことによってなされている行政運営の仕方は、今のこれか らの分権の時代に合わないのではないかというふうに考えますので、ぜひそうしたところには御配慮願って、 市政改革はいわゆる市長自身の意識改革も含めて行っていただきたい。

もちろん私たちの意識も改革はしなければなりませんが、行政に携わるすべての人々がそうした意識を改革 するところから出発をしなければならないのではないかなというふうに思っておりますので、そうしたところ についての御見解を承りたいというふうに思います。

それから、住民自治のいわゆる原点といいますか、なことについてもお尋ねしたわけでありますけれども、 そういう意味では、これからの課題というのは、市長も言われましたけれども、市民参加による自治の拡大、 これはまさにそのとおりだというふうに私も思います。 つけ加えて申し上げますと、地方自治はよく民主主義の学校だと、こういうふうに言われますけれども、その基本は、私は本市なんかに照らし合わせてみると、自治会の活動にあるのではないかというふうに思っております。

そこが、いわゆる民主主義の学校になるにおいて、いわゆる自治会が行政のパートナーとして活動していくことが、地方自治を発展させる原動力になるのではないかなと、こういうふうに思っているわけであります。もちろん、そのためにはお金や人や、あるいは権限などというものも付与しなければなりませんけれども、こういうふうな例えばお金、財政的に大変厳しい中で大変恐縮でありますが、これは例えば確かにコミュニティ活動ということで、様々なメニューといいますか、予算化されているわけでありますが、自治会単位で、町内会単位ごとに予算化を図って、例えば均等割りプラス戸数割とか、そうしたものをやっぱり予算化していかないと、なかなか活動も大変なのではないかというふうに思っておりますし、これは行革の基本である、いわゆるスクラップアンドビルド、こういうふうに市長は言われますけれども、そうした視点に立てば、金は生み出される、こういうふうに思います。

例えば税務課長に矛先を振るわけではありませんけれども、納税貯蓄組合の事務交付金について、私はこれ も何回か申し上げております。この見直しするだけでも、これは相当なものが生み出されるというふうに思い ますし、この辺に関しては申し上げませんけれども、もう既に、法の趣旨なんかは失われていると、目的や趣 旨はもう既に失われているのではないかなと、こういうふうに思っております。

また、法的に問題があるということも、これまで申し上げてきておりますので、きょうは申し上げませんけれども、その貯蓄組合などの、なぜ私はいまだにそうして置いておくのか理解できないでおるわけでありますが、考えてみれば、収納率の向上ぐらいしかないのかなと、こういうふうに思っているわけでありますけれども、しかし現実には、こうした事務交付金は町内会の活動費であるとか、あるいは中には個人のふところに入っているものがあるかもわかりませんけれども、こういうふうな町内会の活動なんかに使われているのが大半だというように聞いております。

したがって、こうしたものをきちっと住民活動といいますか、コミュニティ活動に向けられるような対策を 講じていくべきではないのかなと、こういうふうに思いますし、納税者から見れば、この方がはるかに公平だ というふうに思います。

話は変わりますが、この前、婦人会との懇談会がありました。こうしたときに、年々役員などの改正をめぐってなり手がないということで、会員も減少しているというふうな報告を受けたわけでありますけれども、任意団体でありますから、これは全戸加入なんていうのはなかなか難しい、至難の業であるというふうに思います。

誤解があると困りますので申し上げますが、これまで婦人会が果たされた役割、今後も果たす割合、大変な大きなものがあるというふうに思いますけれども、私はそうした自治会活動の中に、例えば女性部なども創設をしながら育成し、活動していくことが、社会参加を促すことになって、ひいては行政に対する女性の参画も実現するというふうに思っております。

誤解を恐れずに申し上げましたが、意のあるところをぜひおくみ取りいただきというふうに思っております。 人については、今、金、人、権限とこう言いましたが、人についてはもう既に地域活動の中で、ノウハウは もうみんな知っておりますし、そう心配する問題ではないというふうに思います。

それから、やっぱり権限なんですね、問題は。行政とのかかわりで言えば、権限の問題があるというふうに 思います。

先ほど道路や側溝の整備など、住民の生活に直結する問題について私はお聞きしましたけれども、内容からすれば、市長の仰せのとおりだろうというふうに思いますが、そうした要望についても、住民、自治会、みずからが計画をつくって、それを地域で要望する、そして市が整備を進める、そうすることによって、計画が着

実に実行される、それをまた住民が確認できる、そしてまたその後といいますか、工事を進めるまでには協力体制もつくれるし、そうした自治会でも、完成後も可能な限りやっぱり維持や管理に対して協力体制もつくれるというふうに思っております。

自治会の中で優先順位をつけながら、そうした整備計画をつくることによって、市として予算化をする、こうしたやり方が、住民の不満を和らげるといいますか、不満を解消する一つの手だてになるのではないかというふうに思いますので、私の考え方を申し上げて、一定の権限といいますか、を付与するというふうな考え方をぜひとっていただきたいということを申し上げて、見解を承りたいというふうに思います。

それから、地方議会に対する市長の考え方も承ったわけでありますけれども、教科書に書いているようなことを述べられて答弁されたわけでありますが、何といいますか、それはそれで間違いであるなどどは思いませんけれども、ただ、先ほども私申し上げましたけれども、議会には議会の考え方があって、それで動いているというふうに思いますけれども、それぞれの職責を果たすことが、これは重要なことだというのは間違いないことでありますけれども、しかし議員にもいろんな考え方があります。

そういう意味では、先ほど申し上げましたよ

うに、政策的な批判をするときでも、建設的な批判をしているつもりであります。先ほども市長言われたというふうに思いますけれども、両方切磋琢磨して自治を育てるといいますか、自治をつくるんだと、こういうふうなことだというふうに思いますけれども、そういう意味では、私は反対のための反対などという、何回も言って恐縮ですが、そうした考えのもとに言ってきたことは毛頭ありませんので、そういうことをぜひ御認識を改めていただいて、議会において相互批判する、こうしたことが自治を育てるんだというふうなことがありますし、そうした見解がありますので、これに対する市長の御見解を承りたいというふうに思っております。

また、そうした例えば政治姿勢に対する批判など、あるいは政策に対する批判など、少数意見であっても、 もっと率直に、素直に受けとめていただきたいというふうに考えておりますけれども、このことについてもあ わせて御見解をいただきたいというふうに思っています。

それから、議会事務局の強化についてもお尋ねしたところでありますが、私も財政的に厳しいということも わかります。しかし、これは議会側から提案しないと、だれもこんなことは主張しないだろうというふうに思 って私は申し上げたつもりであります。

言うまでもありませんけれども、行政機関といわゆる議会のことを比較しますと、本来は立法や調査などで 行政機関と堂々と渡り合えるような形にしなければならないというふうに思いますけれども、そうしなければ 地方自治なんて本来は確立はしないというふうに思うんですね。

しかし、だからといって、議会で職員を採用するわけにはいきません。そうした現実が一方にあるわけでありますから、やるべきであるけれども、やれない現実はいろいろあるというふうに思います。しかし、やれるところはぜひやっていただきたい、こういうふうに思うんですね。

職員定数はふやせないと、こういうふうに言われました。議会事務局も大変なんですね。やっぱり議会から議会までの間、事務的な作業もありますし、議員の行政視察なんかもありますし、大変な作業だというふうに思っております。議員の能力を高めることもさることながら、そうしたスタッフといいますか、そういうものを充実していかないとやっぱり限界があるというふうに考えております。

ぜひ、その強化が地方自治をさらに発展させるということを念頭に置いて御検討をいただきたいものだなと、 こういうふうに思っております。

それから、もう一つ、これはぜひやっていただきたいなと思っていますのは、議会事務局の皆さんがどうだこうだというふうに私は言っているわけではありませんから、誤解のないようにしていただきたいというふうに思いますが、事務局の職員の人事は、議長にあるんですね。しかし、現実には長が行っていると言っても過言ではない。それはやっぱり形骸化しているというふうに言わざるを得ないですね。したがって、そうしたと

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点か、かなりありました。

まずクア・パークでございますが、現在の社会情勢、経済情勢見ますと、これはどなたでもおわかりかと思います。非常に厳しい。大手の金融機関が倒産する、あるいは企業も破綻に陥っているというような状況の中でございまして、これから事業を起こそうというような場合におきましては、やはり自己資本だけでやれるというものは、これはどなたでも考えられないことだろうと思っております。

やはり、金融機関からの借り入れというようなことがあるわけでございます。そうなりますと、現在の状況では、まずは貸し渋り、そういう状態というのがあるわけでございまして、やりたいけれども、やれないと、こういうのが実態だろうと、こう思っておりますが、クア・パークの企業におきましても、やりたい気持ちが存分にあるわけでして、やりたい一心で進んでおるわけでございますから、そういうのを少し見守っていくほかはないのではないかなと、こう思っております。

貸す方も借りる方もあくまでも経営主体でございますから、これはその意思だけでいかんともしがたいのが 現在の状況ではなかろうかなと、このように思っておりまして、チェリーランドさがえが第三セクターだから というような話もございましたけれども、なるゆえにチェリーランドさがえにおきましても、非常に具体的な ところまで行ってですけれども、これまでの計画を変更せざるを得ないと、こういうことになっておるわけで ございますので、もう少し見守る必要があろうかなと、こう思っております。

それから、契約の条項についてのお尋ねでございますが、買い戻しはしないと。先ほどの答弁のとおりでございます。

それから、スパにプラスアルファというようなことについてのお尋ねがございました。これは、前の議会からもずっと述べておることでございまして、スパオンリーだけでは経営が成り立たないということは、非常に厳しいということから見ましても、中国パールなどもその計画で進んできておったわけでございますし、これからの誘致企業に対しましても、そのことは了解の上で進んでいかなくてはなりませんし、そうすることで、またスパプラスアルファというようなことでの、企業が張りつきやすいのかなというような気持ちもするわけでございまして、また全体のハイウエイ・オアシス、クア・パークの構成あるいは趣旨というものを大きく変えない程度でのものというものが必要になろうかなと、このように思っております。

それから、民民の場合でございますけれども、これは当該地につきましては、ホテルに関連したものということになるのではないかなと、こう思っておりますが、そのように利用されるのではないかなと、こう思っております。

それから、市民参加のことでございますけれども、いろいろこれまでも重要な施策について、政策課題につきましては、具体的に話をしておるわけでございまして、例えばフローラ・SAGAE にしましても、あるいは駅前にしましても、逐一、関係者、地元の方々と話し合いをしておりまして、こういう方向はどうか、あるいはこういう考えであるからどうかというようなことを、御意見を賜ってきておるわけでございまして、ですからこそ、ああいう事業も円滑に進んできておるものと思っておるわけでございまして、短期間の中でああいう重大な事業もスムーズに進んでおるというのは、やっぱり市民との対話、市民の御意見というようなものを存分に受け入れながら進んできているところの証左だろうと、このように思っておるわけでございまして、何かにつきましても、市民に対しましての情報提供というものは、あらゆるチャンスを利用しまして進んでおると、こう思っております。

それから、トップダウンの話もございましたけれども、最終的に判断するのはこれは私市長でございまして、これは決定しなくてはなりません。責任も持ちますし、それから判断決定することは私のこれは責任でやっているわけでございますから、それを称してトップダウンと、こういうように言われるのはいかがなものかなと、

このように思っておりまして、職員なり関係者の意見というものは十分聞きながら、そして判断をし、決定しておるところでございます。

それから、先ほども申し上げましたけれども市民との協働だと、こういうことを申し上げておるわけでございまして、何にしましても市民と一緒になって事に当たるということ、いわゆる協働、協力し合いながら働く、活動する、あるいは施策を実現すると、こういうことでございましょうし、それから市民との直接対話、あるいは直接広聴と、こういうことも、これは重要なことでございまして、あらゆる機会において、その姿勢というものを私は貫いておるところでございまして、そういう意味におきましては、市民とのパートナーと言われるものではないかなと、このように思っております。

それから、町内会云々というような話がございましたが、やはり町内会は、何と言いましても基礎的な自治体なわけでございますから、その意向というものは、これは尊重しなければなりませんし、それぞれの基礎自治体の活動というものが、それぞれにまた違ったところの味のものがあると、このように思うわけでございまして、それなりの独自性というものを持っておるわけでございますから、それらを尊重しながら、市政全般を進めるに当たりましても尊重してまいらなくてはならないのではないかなと、こう思っております。

それから、納税貯蓄組合の例を引いて話がありましたけれども、やはり何にしましても、いわゆる法律とかあるいは要綱に従ったところに基づいてお出ししたり、あるいは使っていただいておるわけでございますから、それぞれの団体におきましても、それが生かされるような使い方をなされておるだろうと思っておりますし、期待しておるところでございます。

それから、道路等の要請等につきましての再度のお尋ねもございました。

やはり道路であろうが、側溝であろうが、用悪水路であろうが、舗装であろうが、要望だけでやっておるわけではございませんでして、市独自としての道路行政なり、あるいは土木全般行政とこういうものを、そしてそれがまちづくりの上でどうつながってくるか、あるいは財政的な面とどうつながってくるかというようなことも、十分勘案しながら進んでおるわけでございまして、全体的なにらみの中で相互的に考えておるわけでございまして、単に1町内会だけの要望と、それも尊重しますけれども、全体のにらみということをあわせて進めておるということを御理解いただきたいものだなと、こう思っております。

それから、議会についてのお尋ねもございました。

私も私なりの考えというようなものを答弁申し上げたところでございまして、再度申し上げれば、やっぱり 長と議会との関係というのは共存だと、お互い競い合って勉強し合うということだろうと、こう思っておりま すし、議会と長というのは、明確にこれは地方自治法等々におきましても区分されておるわけでございまして、 ですから介入とかということではなくて、いわゆる政策活動、議会本来の活動というようなものを通じまして、 政策提言活動するというものが、これが本来の議会活動ではないかなと、このように思っております。

議員はよく、何ですか、反対のための反対とかというところにこだわっていらっしゃるようでございますけれども、やっぱりチェック機能というものは、執行機関のやることに対しまして、足を引っ張るとか、けちということじゃなくて、もっともっと議会本来の活動という中で、政策というようなものを建設的に提言するということが、より一層求められておるのではなかろうかなと、このように思っております。

それから、相互に共立というようなことも申し上げましたけれども、お互いに認め合いながら、そしてお互いに勉強し合うというようなことが、これが必要だろうと、このように思っております。

それから、議会事務局の充実というようなことでございますけれども、先ほど答弁申し上げたとおりでございまして、議会の組織なり、あるいは人事権につきましても、これも市全体の対応の中で、これは当然議論しなくてはならないわけでございまして、御案内かと思いますけれども、地方自治法の中にも、長の中にはいわゆる総合調整権というようなものがあるんだというようなことが出ておりますけれども、いわゆる組織とか運営の合理化を図ると、そしてまた相互の間に均衡を保持するためと、こういうようなことの考え方で臨んでい

るわけでございます。

それを実施するというようことになりますれば、やはり行財政面全般の中から、これはお互い議会なり行政機関の長との連携というものを十分斟酌しながら、これは対応してまいらなくてはならないと、こういうことではございますけれども、やはり何にしましても、統括あるいは財政の究極の責任というような面からいきましても、こういう考え方というものが出てくるわけでございますから、組織なりあるいは職員の定数というようなことにつきましても、十分議長との連携を図りながら、これからも対応してまいろうと、このように思っておるところでございます。以上です。

佐藤 清議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 これでもちょっと。私の言い方が、聞き方が悪いのかどうかわかりませんけれども、土地の分譲の買い戻し特約の件で、買い戻ししないというのは私もわかりました。先ほどもそれは申し上げたとおりです。ただ、この特約の登記が、契約書を見ますと、ことしの 12 月 25 日までというふうになっているんですね。こうした経済状況においては、今、登記をしておる土地を持っている開発業者の方もどういうふうな状況に陥るのかわからないということで、あるいはこの期間を過ぎますと、第三者にこの土地が渡る可能性だって絶対ないとは言えないような状況だというふうに、先ほど申し上げたとおりなんですね。そのことについてどうするんですか、こういうふうに申し上げているつもりなんです。

今度、多分おわかりになっていただけたというふうに思いますけれども、一たん契約したことだから変えられないなどというようなことなのかどうか、私はわかりませんが、ただこれまでも市当局はいろんな禁止事項やなんかをいろいろ、開発業者の方に合わせてやわらかく書いてきたいきさつがございます。

例えば、施設等の建設などについてもそうでありますけれども、しからばこの特約登記についても、開発業者がいわゆる着工、営業開始するまで延長、こうしたことをやっぱりすべきではないかなというふうに思いますので、そうしたことについての御見解を、買い戻しはしないんだなどというのでなくて、それはわかりましたので、そのことについてぜひお聞きしたいというふうに思います。

それから、申し上げたいこといっぱいあるんですが、時間も余りなくなってきたわけでありますが、チェリークア・パークについてちょっと申し上げたいというふうに思いました。

確かに先行して整備をした農協やあるいはホテルシンフォニーのこともあります。ただ、市長も言われましたように、こうした状況になってきて、経済状況が大変厳しいということで、金融機関の方でも貸し渋りなどが出ていて、開発業者が意欲を持っていてもなかなかできない、こういうようなことがありました。

こうした機会と言ってはなんですが、やっぱり少し古証文になってしまいましたけれども、平成5年5月に高瀬開発特別委員会の中で、中間報告としてまとめたことがあります。そうしたことについても検討を加えて、その中に市民にとって使いやすいメリットの多い開発というようなこともありますし、あるいは市の財政を考慮に入れた進め方などということもございます。そうしたものを勘案しながら、検討をさらに加えてもいい時期なのではないかなと、こういうふうに思っております。

個人的なことで申し上げますと、例えば今の新寒河江温泉の施設なんかも、あるいはクア・パークの方に、 市の所有している土地の方に移設なんかも考えてはいいのではないかと、こういうふうに思っております。

ただ、近くには大江町の温泉施設であるとか、天童のゆびあであるとか、河北町の雛の湯であるとか、中山町のゆららであるとか、さまざまな施設がありますので、これは競合もしますし、採算がとれるかというふうな問題もあります。

したがって、大胆に検討しながら、市民と十分に検討を重ねる、こういうことをしても損はないのではないかと、こういうふうに思っております。そうした検討の中で結論を生み出す、こういうこともやっぱり必要なのではないかということだけは申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、時間もなくなってきましたが。

佐藤 清議長 内藤議員に申し上げます。残り時間わずかでありますので、簡潔にお願いします。

内藤 明議員 例えば、議会と長との関係で、私もそれぞれの立場で努力あるいは研究し合って、よりよい 地方自治を確立することだというふうに思っております。私から反対のための反対なんて申し上げたことはあ りません。私は一度もそういうふうに思って市長を批判したことはないというふうに思っております。ぜひこ うしたことは前向きに率直に、真摯に受けとめていただきたいということをお願いしておきたいというふうに 思います。 それから、議会事務局との関係で一言だけ申し上げます。

確かに市長には総合調整権があるというふうに思いますけれども、そうした中で、ぜひ、何ていいますか、一方的なというよりも、事務局の職員の方も大変だろうというふうに思います。議会事務局に来るのは大変なことだというふうに思います。したがって、そうしたことも議会とぜひ協議をしていただきたいということを思っておりますので、市長のお考えをいただきたいなと、こういうふうに思っております。以上で終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 クア・パークに対しての契約のことでございますけれども、契約書を見ますと、クア・パークを設立していこうという考え方に沿って、これをエリアにそれぞれの計画を持ち合いながら進んでおるわけでございまして、そういうことで民活委員会というようなものをつくって、お互い連絡、協調し合いながら、あるいはまた市の意向も十分斟酌していただきながら、進んでいただいておるわけでございますので、そこに出ていただいた方というのは、皆、その気持ちは私は変わりないと、こう思っております。

ですから、期間が過ぎましても、それが自由に処分されては困りますし、そういうお方は私はおらないと、こう思っておるところでございまして、契約上におきましても、9条とか 10条とか、あるいは 12条とか、13条ですか、14条とか、いろいろこういう縛りを設けておるわけでございますので、それらが尊重されるんじゃないかと、このように思っております。

ただ、一次契約のときに条件を付した内容というものを、途中で変更の買い戻し、登記などというのが法的 に出るか出ないか、これはちょっと調べてみなければわからないかなと、このように思います。

いずれにしましても、あそこに参画した方々は、このクア・パークの趣旨に沿った御活用というものが、これまでもお互いに話し合いされておるわけでございます。それに進まれると、このように思っております。

それから、市民浴場の移転とかにつきましては、意見として聞いておきたいと思っております。

それから、議会に対しても御要望がございましたけれども、これもお聞きしておきたいと思っております。 以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再 開 午前11時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須 稔議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 20番、21番について、20番那須 稔議員。

[20番 那須 稔議員 登壇]

那須 稔議員 私は、所属している政党公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私 の意見を交えながら質問をさせていただきますので、教育委員長の御所見をお伺いいたします。

通告番号20番、文化芸術の振興についてお伺いいたします。

これまでの人類の歴史は、何かの競争の上に築かれてきたと言われています。あるときは軍事の競争でした。 また、政治や経済のときもありました。戦後、日本は右肩上がりの経済成長を追い求めてきましたが、その結果、待ち受けていたものは、バブルの崩壊でした。失われた 10 年と言いますが、それは単なる経済回復におくれをとった 10 年だったのではないと言われています。

くしくも、失われた 10 年の後にやってきた西暦 2001 年、21 世紀の始まる年とは、何のために生きていくのか、どんな国を目指すべきか、もう一度考える節目であると言われています。

我が国は、ある一時期、曲がりなりにも経済大国と言われました。しかし、国の豊かさとは何によって決まるのでしょうか。経済力で決まると信じていた神話は既に崩壊してしまいました。

ある著名な方は、21 世紀は人材育成の競争の時代になると予言しています。どれだけ人材を育成したかで 未来は決していくというのであります。地域の豊かさが人間の資質で決まるならば、21 世紀のあるべき姿の 一つが、物の豊かさから心の豊かさへと転換を促す社会だと言われております。

昨年9月11日のニューヨーク同時多発テロは、人の心を大きく変えました。世界じゅうが不安と恐怖でいっぱいになったことは御承知のとおりであります。

それまで下降ぎみながら好景気を持続していたアメリカ経済も一転したことは、周知のとおりであります。 社会の景気や不景気は講学な経済理論でなく、人の心の状態が大きく影響していることを改めて感じさせらる 出来事でもありました。人の心が温かいときは社会も安定成長し、人の心がすさみ荒れてくると不安な社会に 陥るのではないかと思います。

そんな経済情勢の中、人の心に温かさを生み、人々に生きる希望を与える文化芸術の振興策は、今こそ必要なことではないかと思うものであります。

そんな中で、昨年の 11 月、文化芸術振興基本法が成立したところであります。

内容は、文化芸術の振興を図るため、国や地方自治体の責務を定めています。政府は、文化芸術の振興に必要な関係法の整備や財政上の措置を講じなければならないとあります。

また、民間からの支援を活性化させるために、文化芸術団体が個人や民間団体などから容易に寄附が受けられるような税制優遇措置等の施策を講じるように、努力義務規定が定められています。

その他、各種の文化芸術振興に向けた施策や芸術家の養成、高齢者や障害者、青少年の文化芸術活動の充実、 国際交流事業など、幅広い内容が盛り込まれています。

本市においても、文化芸術の一層の充実を望むところであります。

ここで何点かについてお伺いいたします。

一つ目には、各種団体の意見を聞き、文化芸術振興に反映することについて、お伺いいたします。

本市は文化芸術団体が多く、それぞれに活発な活動を進めており、毎年 10 月から 11 月にかけての市の総合文化祭には、作品の展示や舞台の披露など、文化芸術によって市民の心を和ますなど進められております。市内の芸術文化団体は、民俗芸能、盆栽など 23 部門、55 団体が芸術文化協議会を組織し、芸術文化の発展と地域文化の振興を図るとして活動を続けております。

今回の基本法の中でも、政策形成への民意の反映ということで、芸術家、学識経験者、その他広く意見を求め、十分考慮した上で、文化芸術の政策形成を図ることと、民意の重視について言っていますが、本市においても、これからの文化芸術の振興を図るために、各種団体の意見を聞き、それらを取り入れるものは取り入れ、振興に反映することが、地域における文化芸術の振興につながっていくのではないかと思うものです。

よって、各種団体の意見を聞き、文化芸術振興に反映することについて、ぜひ必要だと思いますが、お考えをお伺いいたします。

二つ目には、青少年に本物の芸術に触れる機会の拡大についてお伺いをいたします。

文化芸術は、教育の荒廃が叫ばれる現在、青少年の豊かな心を育む力として大切なものではないかと思います。

基本法の中でも、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示、それに活動への支援を行って、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るとしています。また、学校教育における文化芸術活動では、文化芸術に関する体験学習など、文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体による学校における文化芸術活動に対する協力の支援などを図るとしています。

本市においても、毎年、文化センターの自主事業の中で、青少年向けの演劇、コンサートなどの事業に取り 組み、子どもたちへの生きた芸術を提供し、親子で鑑賞する姿などもあり、大変に盛況を博しているようであ ります。

また、市内の小学校、中学校では、すぐれた芸術や、音楽鑑賞を通して、人間として必要な豊かな情操や感性を育てるとして感性教育推進事業に取り組むなど、積極的に実施し、感性教育を推し進めているのであります。

青少年期にすぐれた芸術に触れさせることは、成長段階でぜひとも必要なことではないかと思います。本市 も積極的に推進しておりますが、今後、文化センターの自主事業、それに感性教育事業において、すぐれた本 物の芸術に触れる機会を拡大することについて、どのように考えているのかお伺いをいたします。

三つめには、野外彫刻を設置する事業の展開についてお伺いをいたします。

野外彫刻は、気軽に屋外で見て楽しんでもらうだけでなく、若手芸術家を育てるとともに、子供たちに本物の芸術に触れる機会を与え、また市民の文化芸術に対する日常的な親しみなど、文化芸術の振興に大いに役立つのではないかと思うものです。

全国各地で、野外彫刻設置事業の取り組みなどが見られますが、特に山口県宇部市は、緑と花と彫刻のまちと題して、昭和36年から野外彫刻展を開催し、平成13年で第19回目を迎えており、現在各地で開催されているまちを彫刻で飾る運動の発端となったとのこと。宇部市では、緑と花と彫刻のまちとして、中心市街地を公園に見立て、野外彫刻や造形美術品を街角に設置、また常盤公園を使った野外彫刻美術館などを夜間はライトアップして作品のアピールを行っているとのこと、全国に波及し影響を与えた意義は大きいものがあったようです。

本市においても、二ノ堰親水公園、さくらんぼ会館、ハートフルセンター、市立図書館などに置かれております。それぞれの彫刻は周囲の環境に溶け込んでおり、彫刻が周囲の環境を生かし、周囲の環境が彫刻を生かすように、大変マッチし、本物の芸術を鑑賞できる機会でもあります。

そこでお伺いいたします。

- 一つ目には、今までも設置されている野外彫刻がありますが、今後は事業として設置に取り組んではいかが なものか、お考えをお伺いいたします。
- 二つ目には、彫刻の設置については、市街地の環境のマッチするところのほかに、市内の公園を選定し、その中に多くの彫刻を設置し、鑑賞できるような事業についても取り組んではいかがなものか、お伺いをいたします。

四つ目には、全市的に取り組むために、文化芸術振興のための条例の制定についてお伺いをいたします。

今回、文化芸術振興基本法が施行されたことに伴って、国としては今後基本方針を定めて、文化芸術の振興 について施策の総合的推進を行おうとしております。

法律の中でもうたっているように、地方公共団体として、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために、必要な施策の推進を図るように努めるものとするとあります。その基本法の意を受けて、本市においても文化芸術の振興を全市的に取り組むために、文化芸術についての条例の制定について、いかがなものかお伺いをいたします。

次に、通告番号21番、子供読書の推進についてお伺いをいたします。

良書に親しむことは、子供にとって大きな財産だと思います。特に、学齢前の子供にとって、両親などによる読み聞かせで書物に親しむことは、情操能力を含めた知能の発達によい影響を与えると言われています。

子供は情操を含めて多くの知能を6歳くらいまでに身につけると言われています。父親、母親から、体や耳、雰囲気を通して受けたことは、その子供の基本となって終生消えないとのこと、その基本の上にその後学んでいく知識が積み上げられていくそうです。

つまり、幼児期に親に読み聞かせをしてもらった子供は、言語を初め多くのことを得、それは終生消えない 基礎となっていくとのこと、また絵本から子供たちが得るものの一つは言葉であると言われています。

絵本はコミュニケーションを学んでいくためのすぐれた道具とのこと、どんなに知識があっても、言葉で自分をアピールできないと、みんなに受け入れられません。言葉で自分のことを伝えるコミュニケーションができないと苦痛を感じます。コミュニケーションができずに苦しむのは、既に小学校のころからだそうであります。ですから、できるだけ言葉を子供たちに与えることが大事なことではないかと思います。

言葉については、読む、聞く、書く、話すという四つの能力がありますが、この四つが総合的に進歩していかないと意味がないと言われています。読み聞かせをすると、この四つが同調して、子供の心の中に入っていくようであります。それが読み聞かせのすばらしさだと言われております。

このように、子供の成長段階において、読み聞かせを初め読書というものが健全育成に大きな役割を果たすとともに、読書が持つ教育効果が今改めて注目を集めているようであります。

昨年の12月、子ども読書活動推進に関する法律が施行されました。この法律は、子供の読書活動を推進するため、国や自治体の責務とともに必要な事項を定め、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進し、子供の健やかな成長への一助とすることが目的とのこと。

そこでお伺いいたします。

一つ目には、子ども読書活動推進計画の策定についてお伺いいたします。

この法律には、基本理念として、子供の読書活動を、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものと定義しています。

その上で、すべての子供があらゆる機会と場所で自主的に読書活動を行えるように、国や自治体は積極的に 施策などを推進しなければならないとしています。

また、本を発行する事業者にも、子供の健全育成に役立つ良書を提供するように努めることを明記しています。

それから、保護者に対しては、読書の機会の充実や読書の習慣化への役割を果たすように求めています。 具体的な読書活動の推進のための施策については、子ども読書活動推進基本計画を自治体レベルで策定し、 公表することを規定しています。

本市においては、今回の法律の施行に伴って、子ども読書活動推進基本計画の策定についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

二つ目には、朝の読書運動の充実についてお伺いいたします。

現在、市内 11 の小学校のうち 8 校で、朝の読書の時間に、ボランティアの方々によって絵本や図書などの 読み聞かせが行われております。実施回数についても月に 2 回から 3 回と行われ、大変に好評を博しているよ うであります。今後、それらの読み聞かせ運動の充実について、どのように考えておられるのか、お伺いをい たします。

三つ目には、ブックスタートにおける絵本を贈呈するなどの事業の充実についてお伺いいたします。

ブックスタートは、英国のバーミンガムで始まったこの運動は、赤ちゃんと本を通して親子の楽しい時間を分かち合うことを応援する運動として広がっています。ゼロ歳児から本の時間を習慣として持つことが、子供の言語面、計数面双方の思考能力の発達に大きな影響を与えるという調査結果が出ています。

今、全国各地において、この事業が推し進められています。最も多いのが、乳幼児健診の際に、子供を持つ お母さん方へ、ブックスタートにふさわしい本や読み聞かせのやり方などを紹介しております。

お母さんが子供を抱っこして読み聞かせるためには、動機づけとして絵本などのプレゼントをするファーストブック活動があって、初めてブックスタート事業となるのではないかと思います。

本市においても、乳幼児健診の際に本の紹介をし、乳幼児を持つお母さん方に喜ばれているわけですが、乳幼児健診の際に本の紹介だけでなく、ブックスタートに合った絵本を健診に来た親子に贈呈するなどのブックスタート事業のさらなる拡大について、今回の基本計画の策定の中で取り組んではいかがなものか、お考えをお伺いいたします。

次に、子ども読書の日の活用についてお伺いいたします。

今回の法律の中で、子ども読書の日を4月23日と定めています。由来についてはユネスコが本と著作権の日としたことから制定されたようであります。

本市においては、毎年 10 月末から 11 月上旬の読書週間の中で、子ども読書についても手づくり絵本や紙 芝居コーナー展示会などを行って取り組んでいます。

今回の法律の制定によって、新たな子ども読書の日が定められたわけですが、市民の子供の読書活動について、関心と理解を深めるために、4月23日に別に事業として取り組むことが、子ども読書活動のさらなる推進につながることになるのではないかと思います。

そのことから、4月 23 日を子ども読書についてのアピール事業に取り組むようにしてはいかがなものか、 お伺いをいたします。以上で第1問を終わります。 佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 文化芸術の振興についてお答え申し上げます。

寒河江市には、芸術文化の普及・振興を目指し、55 団体、 2,417 人で構成する寒河江市芸術文化協議会が組織され、それぞれ活発な活動を展開しております。

御質問の各種団体の意見を聞き、文化芸術振興に反映することについてですが、各種芸術文化団体には活動計画、運営方針に関する指導、助言を行っております。また、芸術文化協議会の総会や役員会などの機会をとらえて、意見の交換や活動状況の把握に努力しております。

さらに、各団体が活動する場合、生涯学習支援事業により、講師や指導者に謝金の援助をして大変好評を得ております。今後とも各種団体の活発な御意見などいただきながら、寒河江市の文化の振興に努めてまいりたいと存じます。

次に、本物の芸術に触れる機会の拡大についてお答えいたします。

寒河江市の芸術文化振興につきましては、市民文化会館を中心として、ファミリーミュージカル、幼児演劇 教室、クラシックコンサート、また慈恩寺野外演奏会など、自主事業を展開して、よりよい芸術文化の提供に 努めております。

また、社会人音楽祭へのアーティストの招聘、市総合文化祭や県美展の開催など、市民が本物の芸術に親しむため、より多くの機会を提供しております。さらに、子供たちに上質の演劇や音楽に触れさせ、感動する心を育むため、市内の小・中学校を対象にした音楽教室や演劇、ミュージカルの公演などを行っております。

なお、自主事業の公演内容の決定には、担当者が資料の収集やアンケート調査を行うほか、芸術文化協議会の会員の意見を伺いながら判断し、多くの方が希望する内容にと努めております。

今後とも、本物の芸術に触れる、より多くの機会の提供に努めてまいりたいと思います。

次に、野外彫刻を設置する事業の展開についてお答えいたします。

現在、本市には、二ノ堰親水公園を中心に、せせらぎや緑を生かした潤いのある快活空間の創造を目指しております。また、二ノ堰親水公園には、カッパ、展望人、大地の遺産などの作品を展示し、水辺の空間に潤いを醸し出しております。

さらに、チェリーランドには、人間、ハートビジョン、またハートフルセンターには花思い、図書館前には 阿吽の友などの作品を設置しており、今後、寒河江駅前広場や沼川に隣接するせせらぎ公園、みどり公園など、 市民の身近なその場にふさわしい作品を展示し、本物の芸術作品に触れることで、心に安らぎと潤いが得られ るような活動の展開に努めてまいります。

次に、全市的に取り組むための条例の制定についてお答えいたします。

昨年 11 月 30 日に成立した文化芸術振興基本法につきましては、文化芸術が人々に深い感銘を与えるものであり、そのための芸術家、団体の自主的な活動の促進を図るため制定されたものであります。

条例の制定につきましては、芸術文化団体の育成、芸術文化の機会の提供、さらには地域文化の振興を図ることは大切なことと思いますが、本市の特性に応じた文化芸術の振興に努めてまいりますので、条例の制定は考えていないところであります。

次に、子ども読書活動推進計画の策定についてお答えいたします。

読書は心の栄養だと言われております。特に、子供にとっては、本との出会いが、心を豊かに健やかに育ててくれる大切なものだと思っております。

昨年の12月、子供の健やかな成長に資することを目的にして、子ども読書活動推進に関する法律が施行されたことは、御案内のとおりであります。その基本理念として、読書活動は子供の成長過程において言葉を選び、感性を磨き、創造力を豊かにするものとしてとらえ、自主的に読書活動を行える環境の整備を推進するこ

とをうたっております。

さらに、国の責務、地方公共団体である県及び市町村の責務、書籍を提供する事業者の努力、保護者の役割について定めているところです。この法は、国の指針としての方向性を示したものであり、今後、子供の読書活動に関する総合的、具体的な推進基本計画を定めることとしております。

読書は、個人が自由で自主的に取り組むものでありますが、家庭、学校、それに図書館などがそれぞれの機能を発揮して読書活動を推進すべきことと考えております。

家庭においては、子育ての中での親子読書、学校では学びの中での読書指導、そして図書館では読書への動機づけと、楽しく本に接する読書環境の提供の役割があり、相互に補完し合って、読書活動を支援しております。

特に、市立図書館としては本に親しむ環境づくりと、適切な図書資料の提供に努めてきたところであります。 子供の読書に関する取り組みとしては、図書館フェア、こどもまつりの実施、図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせの開催、開架スペースに赤ちゃん絵本や児童図書コーナーの開設等を行い、親子での読書をするための環境の整備に努めております。

また、市内のほとんどの小・中学校で、朝の読書活動を実施しており、またアンデルセンの会やムーミンママクラブと読書ボランティアの方々により、読み語りが活発に行われております。さらに、地域には子ども文庫が開催されており、市立図書館から団体貸し出しを行うなどの読書活動を支援しております。

御質問の寒河江市子ども読書活動推進計画の策定についてでございますが、日ごろからの活動の積み重ねを 土台として、さらに子ども読書の推進に向けたそれぞれの立場での取り組みを支援し、連携を図っていくこと が、法の趣旨を生かすことになるものと考えております。

次に、ブックスタートについてお答えいたします。

ブックスタートとは、母と子が幼児の時期から、肌の温もりを感じながら言葉と心を通わす、そのかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動だと思います。

そのきっかけづくりとして、乳幼児健診の機会に、子育てを支援するというメッセージを添えて、絵本などのブックスタートパックを提供するなどの活動も進められております。

寒河江市では、その趣旨を踏まえ、ハートフルセンターでの乳幼児健康診査時に、パンフレットを配布し、保健婦からお母さんと赤ちゃんとが本を読むことで楽しい時間が持てることを説明して、動機づけを図っております。

一緒に児童センターでボランティアみつばちの会による絵本の読み聞かせを行い、健診後に親子で参加できるように案内して、親子読書を支援しているところです。

また、市立図書館でも、赤ちゃん絵本コーナーを設置して、乳幼児向けの絵本を展示しております。そして、 お母さんが家庭で絵本の読み聞かせを進めるために、絵本の選び方参考リストで、年齢に応じて読んであげた い絵本の紹介と読書指導を行っております。

次に、子ども読書の日の活用についての御質問にお答えいたします。

子ども読書の日の制定は、子供の読書活動についての関心と理解を深め、さらに積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。 4月23日に設定した由来については、ユネスコが本と著作権の日としたことと、スペインの風習でバラの花と本を贈る日にちなんで定められたとお聞きしております。

子ども読書の日については、子供たちによい本を薦め、読書への親しみや読書習慣を身につけるきっかけづくりになるような取り組みを実施してまいりたいと考えております。以上です

佐藤 清議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 どうもありがとうございました。それでは2問目に入らせてもらいますけれども、時間が昼まで残り15分しかありませんけれども、端的に御質問したいなと思っております。

一つは、各種団体との芸術文化を振興するために反映するための、要するに意見を聞くような場ということで提案させてもらったわけですけれども、今、教育委員長からあったように、それぞれ市の方でいろいろと支援をしているし、総会等についていろんな意見も聞いているということで、今後それなりに進めていくというふうな話がありましたけれども、私は第1問で申し上げましたように、今回の文化芸術基本法ができたということを一つ契機として、各種団体、芸術文化団体、それとあわせて私は1問で申し上げましたが、今回の文化芸術基本法の趣旨というのは民意の反映と。ですから、芸術文化団体ばかりではなくて、その他団体からも要するに市としての芸術文化を振興するための方向性、方針というものがどういうものかということを聞いてはどうなのかということであります。

ですから、そういう意味では、一つは芸術文化団体の意見を聞くという会もそうですけれども、その辺、団体ばかりではなくて、ほかの団体、例えば市の方にはいろいろと町会長さんとか、あるいは婦人会とか、いろんな団体がありますけれども、それらの団体さんとの懇談会等についてもどうなのか、ひとつ御意見をお伺いしたいと思います。

それから、青少年に本物の芸術に触れる機会の拡大でありますけれども、これも市の方でも平成 13 年度の 事業などを見ますと、非常に多くのものに取り組んでおります。これは、文化センターでやる事業、あるいは 感性教育でやる事業も、ほとんどが文化センターの大ホールに子供たちが来て見るというのがほとんどの事業 であります。

その事業も大変大事な事業でありますけれども、私は本物を身近で見せるということから、各学校でやってはどうなのかなと。当然、山響などのオーケストラなどは文化センターの大ホールでしかできませんけれども、その辺のオーケストラの中で、例えば木管、金管、打楽器、いろんな楽器がありますけれども、何点か選んで、それを各学校に訪問しながら、その子供たちの前で披露する、見せる、あるいは触れさせると、鳴らせるという本物の芸術に触れる機会というものがあって初めて、あの大ホールでの大演奏会に参加した場合に、私が学校で見た楽器はこうなのかというような、本物の芸術に触れる機会もさらなる自分の心の中で昇華できるのではないかなということで、その辺、各学校での、さらなる拡大ということで、文化センターとかあるいは大きいホールでも拡大はするということありますけれども、その辺、学校で招待にするようなことについて、どうなのか、ご意見をお伺いしたいと思います。

それから、今回の文化芸術基本法、当然国の方でも予算化をしておりますけれども、その中で、学校の文化活動への推進ということで、芸術家等の派遣事業というのがあるそうです。これは、例えば郷土出身の芸術かが、学校訪問するということに対しての、これ国の方の事業でありますけれども、全体的で 1,800 名ほどという予算づけになっております。

当然、山形県の場合は、数カ所というような単位に来るかと思いますが、その辺、子供たちが本物の芸術を見、あるいは我々の大先輩の芸術文化に、文化ということをきわめた方の意見を聞くと、あるいは話を聞くということが、さらなる子供たちの芸術文化に対する関心を呼ぶということもあるので、その辺、市として当然県を経由して来ると思いますけれども、その辺について市として手を挙げることについて、私は挙げるべきだと思うんですけれども、その辺のお考えなどもお聞かせ願いたいと思います。

それから、野外彫刻でありますけれども、これは先ほどは宇部市の件をお話しさせてもらいました。宇部市の方では、昭和30年代からということで40年ほどの歴史がありますけれども、最初は小さな池の真ん中にあった銅像といいますか、そういうものが設置されておって、そこに子供たちが集まってきてスケッチをして

いるという風景から、非常に子供たちに対して本物の芸術を見せる、あるいは市民に対して本物の芸術に触れる機会を拡大すべきだということから始まったようでありますけれども、先ほどの御答弁ですと、これからも それぞれ展開していくと。

私の場合は事業として取り組んではいかがなものかということを提案させてもらったわけですけれども、やっぱりこれは今のところは、市の方で行き当たりばったりと言うと失礼なんですけれども、それぞれその状況に合った態勢で取り組んでいるということで、これも評価しますけれども、やっぱり事業としてきちっとした形で市内を見渡して、やっぱりここにはこういうふうな彫刻が合うんだと、これは彫刻を設置してみようというような事業として取り組むべきだと提案をさせてもらったわけです。

これについては、先ほども教育委員長からありましたけれども、教育委員会だけではちょっと回答が出ないような気もいたします。当然、今、それぞれ設置されているこの彫刻についても、花・緑というようなところで推進を図っておるように聞いております。

今後、今現在、彫刻等がありますけれども、その辺の管理の問題、要するにステンレスとか、あるいはアルミとか、あるいは銅とか、あるいはプロンズとかいうもので、そういうものができ上がっていますから、当然、傷がついたり、あるいは腐食をしたり、あるいはプラスチックですと光に弱いというものなどもあるわけでありますけれども、その辺、今後そういうものが設置された場合に、管理の面でどういうふうにされていくのか、当然、その辺の清掃とか、あるいは周囲の見回りとかいう管理の面もあるかと思いますけれどもその辺、どういうふうに管理をされていくのかその辺、教育委員長の方で答えられる範囲内で答えていただきたいと思いますけれども、当然、野外彫刻については、私はきちっとした事業として取り組むべきだと、このように思っておりますので、その辺についても再度お聞きをしたいと思います。

それから、条例の制定でありますけれども、今のところは考えていないというような答弁がありました。これは芸術文化というものを型にはめるということは非常に異論もあるんだということなども、今回、この芸術基本法が国会で審議された場合に話になっておったようです。特に、芸術文化については、日本の場合は余りにも野放し過ぎたというような反省点から、今回、文化芸術基本法が制定されたという経緯もあります。

芸術文化の先進地であるフランスなどは、きちっと基本法を持っておって、その法に従って芸術文化を進めています。ですから、ある程度のところまでやっぱりこれはきちっとした形で行政なりが振興のための方策、 方針、方向というものをつくり上げなければならないなというように思っておったところです。

特に、第1問でも申し上げましたけれども、この芸術文化については、例えば税制上の問題として、昔の文部省ですけれども、そこのところに登録されている団体についてはそれぞれ税金の恩典はありますけれども、その辺、例えば小さい芸術文化団体とかそれらに登録していないものについては、その辺、寄附した場合の税金の恩典はないというように、日本ではなっているようです。

それから、特に芸術家を育てるということなども、日本においては、例えば高校から大学に行く場合は、これは育成会というものがありまして、お金など貸し出しをして育てているんですけれども、芸術のためにお金を補助する、貸すというところがなかったということなどもあって、芸術家が日本ではなかなか育たなかったと、あるいは留学のために外国に行く場合なども、例えば芸術に関係ないものですと、国のいろんな補助がありますけれども、この芸術を目的とした場合は、その補助がないということなどもありまして、そういうものを絡めながら、きちっとした形で芸術を育てなければならないということから、今回、文化芸術基本法ができたというふうに聞いているところです。

そういう意味で、市としてもやっぱり今の芸術文化団体、いろんな団体がありますから、そういうふうなものに対して、やっぱり振興のための方向性、これをきちっと条例等で定めながら、私は条例ということだけにこだわりませんけれども、基本的な方針と、あるいは基本的な計画ということなどを定めながら、きちっと取り組むべきではなかったかなということをここで申し上げておったところです。再度、この辺についてお聞き

したいと思います。

それから、子供読書ですけれども、これは基本計画、当然、今、国の方で基本計画をこれから定めて、県の方でそれぞれ定めて、それぞれ地方自治体という形になってくるかと思いますけれども、先ほどの答弁ですと、今のままの状態でいいというように私は聞いておったんですけれども、やっぱりきちっとした形で基本計画をつくるべきではないかと。

寒河江の場合は、読み聞かせにしるブックスタートにしる、いろんな事業に取り組んでおりますけれども、 そういうものを体系的に計画的にきちっとした形で基本計画をつくるということが、私は大事なことではない かというように思っているところです。

特に、今回の基本計画の中では、1問でも申し上げましたが、事業者の責務、それから保護者の役割、それから行政の役割ということで、それぞれ計画の中で盛り込むようになっておりますから、その辺のことについて私は基本計画をつくっていくべきだというように思いますので、再度この辺についてお聞きしたいと思います。

それから、読み聞かせでありますけれども、これは学校の方で今進めておりまして、11 校のうち 8 校でやっているということで、それぞれ拡大についてこれからいろんなふうにすると思いますけれども。読み聞かせをやっている団体さんがあります。そういう方の中で、例えば読み聞かせをやる場合に、やっぱり自分たちが研修しなければならないような状況にもあるということで、その辺、市として、あるいは団体さんの方に読み聞かせをするための研修のための補助とか助成とか、そういうものが私は必要かと思いますけれども、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、当然、ボランティアさんの方で読み聞かせをするための図書を市の図書館から借りておりますけれども、やっぱり読み聞かせをするための団体さんの歴史として、あるいは財産として、そういう本なども購入したいというような話がありますので、その辺の助成について、どのように考えるかお聞きしたいと思います。

それから、子ども読書の日でありますけれども、私、これは4月23日、これから取り組んでいくということでありますけれども、具体的にどういうふうなものを念頭に置いて取り組んでいくのか、ひとつお聞きをしたいなと。

今のところ、市の方では 10 月下旬から 11 月にかけて、読書週間の中で子ども読書についてもやっておりますけれども、私はこれは独立して、4月23日の前後を含めながら、子ども読書の日を含めながら週間ということで、独立した形でやるのが、より子供の読書に対するアピール事業、市民に対する子ども読書というのは大事なんだということがわかると思いますから、その辺、11 月の読書週間とは独立して、この4月23日を中心として子ども読書週間を持っていただきたいと、このように思いますけれども、その辺のことについてもそれぞれお考えをお聞きしたいと思います。以上で第2間を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

保科弘治教育長 第2問について、お答えを申し上げます。

私から基本的なことを二つ申し上げ、そのほかのことについては担当課長の方から答弁をいたしたいという ふうに思います。

まず第1に、芸術文化振興について、各種団体のもっと意見を聞く、広く市民の声を聞くべきだというふうな御質問でしたけれども、全くそのとおりだというふうに思っております。

市民さくらんぼ憲章にも、文化の高いまちづくりというようなことをうたっているわけです。

今までどちらかというと芸術文化団体に限って、そういうふうな意見を賜る場を設定しておったわけですが、 これから広くお聞きするような努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、条例の制定についてでございますが、このたび、平成 13 年 12 月に 35 条からなる文化芸術振興基本法というものを国で制定したわけであります。そういった趣旨からしても、ますます芸術文化の振興を図っていかなければならないというふうに思っていますけれども、現在のところ、寒河江市では、市民の各種団体が取り組んでいるさまざまな活動の盛り上がりとか熱意を、側面から行政が支援していくというふうなスタンスでやってきたわけです。そんなことで、そういったことを一層盛んにやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

そのほかについては社会教育課長、学校教育課長から答弁するようにします。以上です。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 それでは、私の方から何点かについての御質問についてお答え申し上げます。 まず一つは、芸術家等の招聘事業についての御質問がございました。

御案内のように、文化芸術振興法の制定に伴っての芸術家派遣事業の新しい施策と思います。そのようなことで今後その事業内容など県の方から具体的な周知を受けまして、その受け方の対応を、取り組みを考えてまいりたいというふうに思います。

それから、野外彫刻についてでございますけれども、先ほど委員長から答弁ありましたように、これまでもまちの中、そして屋内、屋外にかかわらずたくさんその場にふさわしい彫刻を数多く設置しております。今後ともそういうふうな芸術に親しめる機会、そういう屋外彫刻の設置については、引き続きその方向で対応していかれるものと思います。

そして、その作品等の管理についてでございますけれども、あくまでそれは行政財産としての管理でございますので、それぞれの設置されている箇所を所管する担当課で適切に対応することになるというふうに思います。

もう1点は、子ども読書についてでございます。子ども読書活動の推進につきましては、これまでも寒河江 市は先駆的に取り組んでまいりました。今後ともそれをさらに発展させて、読み聞かせの会、それからブック スタート、さらには子供文庫の支援など、さらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、その方向づけにつきましては、図書館にあります図書館の協議会、それから図書館のボランティア各団体などの方々からも御意見を賜りながら、その方策、方向づけについて進めてまいりたいというふうに考えているところです。

もう1点は、読み聞かせの会の充実と支援についての御質問がございました。

先ほどありましたように、現在、寒河江市内、小学校 11 校のうち 8 校で今現在読み聞かせが行われております。これも各ボランティア団体のいっちゃん会、ムーミンママクラブ、そしてアンデルセンの会はもちろんですけれども、各地域の此の木夢絵本読み語りの会、西根げんげの会、みなみおはなしかご等々、たくさんのボランティアの方の協力をいただいて初めてこの読み聞かせが実施されているという状況にあります。そういう意味で、地域のボランティアも含め、それがさらに全校、全学年に拡大されるように支援をしてまいりたいというふうに思います。

また、図書館の事業として、これまでも絵本作家をお招きしたり、子供と絵本で楽しく遊んだり、それからおはなし講習など、これまでも図書館事業でいろいろ取り組んでまいりました。その機会に、読み聞かせのボランティアの方々にも参加いただいております。今後もそういう機会をとらえて、より研修の機会なりボランティアの集まる機会をつくってまいりたいというふうに考えているところです。

最後にもう1点は、子ども読書の日の推進についてでありますが、これは先ほど教育委員長からありましたように、法が制定になって間もなくでございます。そういう意味で、4月23日が子ども読書の日であるということそのものの周知がまず肝要かと思います。

そういう意味で、それをまず第一義にしながら、秋の図書館フェアでやっているこどもまつりなどは継続して実施しますけれども、4月23日に合わせた啓蒙を含めた取り組みについて、今後考えてまいりたいと。今現在、具体的な事業までは考えておりませんけれども、これも図書館関係の方と協議しながら、何らかの事業を検討してまいりたいと考えているところです。以上です。

佐藤 清議長 学校教育課長。

草苅和男学校教育課長 それでは私から、感性教育推進事業にかかわっての御質問についてお答え申し上げます。

本市では、4年ほど前から感性教育の演劇や音楽についての鑑賞会は、各学校単位で実施するようにしてまいりました。それ以前は、文化センターのような大きなホールでやっていたというふうに聞いておりますが、現在はそのようにやっております。

また、お話に出ました山響のことでありますが、今年度は3校の学校で山響さんを呼んで鑑賞会が行われておりますけれども、実際に演奏を聞いたり、それから一緒に歌を歌ったりということが中心であると聞いております。

お話のあった、実際に楽器に触れるなどの機会というものは、今年度についてはなかったというふうに報告を受けておりますが、これまで、例えば山響さんであれば、ある学校でそのように楽器に触れさせていただいて親しんだという、そういう場面もあったというふうに聞いておりますし、山形大学の学生の吹奏楽団については、そのようにお願いして、楽器に触れるという機会もつくったというような例がございます。

しかしながら、今後もその豊かな感性を育むために、継続して各学校での取り組みを行っていきたいという ふうに考えております。以上でございます。 佐藤 清議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 3問目に入りますけれども、先ほど委員長の方から各種団体等の意見を聞く会ということで、 広く市民団体との会合を持っていきたいという話がありましたけれども、ぜひともこのようにやっていただき たいなと、このように思っているところです。

特に、芸術文化団体だけでなくて、やっぱり2問でも申し上げましたように、それ以外の市民の声を聞くということは、これからの寒河江市の芸術文化の振興についての一つの方向性ということについても、いろんな意見が出てくる可能性もありますから、そういうものをまとめていただいて聞く、よい機会ではないかと思いますので、ぜひとも実施していただきたいなと、このように思っているところです。

それから、今の意見を聞く場でありますけれども、国の方には文化審議会というような、一つの大きなものがありまして、その中でそれぞれ国の方のいろいろな芸術振興についての方向性というものを、いろんなふうに審議されているように聞きますけれども、寒河江市としても今回のこの基本法ができた中で、やっぱり市民の方がただ集まって意見を聞くということばかりでなくて、市の方の文化芸術に対する明確な振興の方向性というものを話し合うためにも、審議会的な要素の会ということなども私は設置すべきではないかと、このように思いますけれども、その辺、お考えがございましたら、ひとつお聞きしたいなと、このように思っているところです。

それから、青少年に対する本物の芸術に触れる機会の拡大でありますけれども、本物といいますか、要するに市の方でも、学校でも、それぞれいろいろなコンサートとか、あるいは舞台とか、いろんなふうに鑑賞しておりまして、非常にこの辺に向けての充実というものは私は高く評価をしておりますけれども、やっぱりさらなる芸術文化の振興、あるいは子供たちに対する本物の芸術を見せるということから、私は一歩も二歩も教育委員会として取り組んでいただきたい、一つの大きな施策ではないかと、このように思っているところです。

先ほどあったんですけれども、やっぱり国の方で今回、新世紀アートプランというプランがあって、その中でそれぞれ芸術家派遣事業ということで、具体的に学校に派遣されるという事業などもされると。先ほど委員長からあったように、県の方から来た場合は、手を挙げてみたいという回答がありましたけれども、ぜひともこれはやっていただきたいなと、このように思っているところです。

特にこの事業は、地元出身の芸術家、民俗芸能とかあるいは芸術家、それらの方を呼んで、学校でそれぞれ 地元の先輩として、この芸術文化に対して、今までどうであったかと、それから地元の誇るといいますか、芸 術文化のすばらしさを子供たちに披露できるいい機会ではないかなと、このようにも思いますので、これはぜ ひとも実現に向けて取り組んでいただきたいなと、このように思っているところです。

それから、文化センターと学校でやっている感性教育でありますけれども、自主事業、それから感性教育でありますけれども、私もこれも大きくこれから拡大に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

特に、先ほどあったように、実際には文化センターなどでやる事業については、限度があるかと思いますけれども、今のところ、先ほど課長からあったように、各学校でそれぞれ小さい単位でやるようになってきておりますけれども、やっぱり楽器の方に触れさせる、あるいは見させる、実際に自分で鳴らしてみせると。楽器によっては鳴らせないものもあるかもしれませんけれども、その辺鳴らしてみせると、触れさせるということが非常に、これは本物の芸術に触れる機会として、体験として非常に大事なものではないかと、このように思っておるところです。

そういう意味で、先ほどあったように、山響などは、40 人の体制からなっておりますから、大きな学校ですと大丈夫かと思いますけれども、やっぱり小さな学校の単位ですと、全部呼べないということから、やっぱりある程度のパーツに分かれて学校を訪問しながら、本物の楽器、本物の演奏、それから自分でとってみる、鳴らしてみるというような、体験学習にもつながっていくのではないかなと、このように思いますので、その

辺についてもこれから大いに取り組んでいただきたいなと、このように思っているところです。

それから、野外彫刻の設置事業でありますけれども、この辺は私の方で教育委員長ということで指名させていただいて、答弁させてもらったわけですから、答弁には限度があると思いますけれども、やっぱり私は寒河江の場合は、今までも市長は花・緑ということで、すばらしいまちづくりに向けて進められてきたことは御存じのとおりかと思います。

その中でやっぱり市内に十数カ所、ぽつぽつと芸術作品が見えますけれども、それは本物に触れるいい機会なんですけれども、やっぱり数的にも余り少ないし、目立たないということで、やっぱり事業として取り組んでいく中で、きちっとした取り組みが必要なのかなと。

特に、先ほど言ったように、素材によっては、置ける場所と置けない場所がある。さびがついたり傷がついたり変形したりするということで、その辺を含めながら総合的に寒河江市を見渡して、ここにはこういうものが必要だ、ここにはこういうものが必要だというような、事業としての取り組みの中で、そういうものが設置されることによって、より市民に本物の芸術、あるいは子供たちにも肌で触れて、目で見て、本物の芸術というものに触れる機会の拡大につながっていくのではないかということで、提案させてもらったわけですけれども、その辺は先ほどの回答では、それなりにこれから進むということでありますけれども、やっぱりその辺、教育委員長として答弁には限度があると思いますので、私の方では要望ということでとどめさせていただきたいなと、このように思っているところです。

それから、条例の制定でありますけれども、この条例の制定については、私は制定をしていくべきではないかなと、このように思っているところです。

特に、国の方では、今回の基本法を受けて、基本方針を決めていくと。そして、いろんな今聞き取りなども行っておりまして、どういうものが市民として、県民として、国民として望まれるものかということなど含めながら、今やっておられますけれども、その辺を総合した場合にやっぱりいろんな形で市の芸術文化に対して育成していくということになりますと、やっぱりある程度きちっとしたものを市でつくった上で育成ということに取りかかっていくべきものではないかと、このように思っておりまして、この条例の制定、これはこれから国の方で基本方針を決め、話を聞きますと、山形県ではありませんけれども、ほかの県の方では何か条例制定などに向けても話をされていると、ある市などでも条例制定などについても検討されているというような情報が入っておりますので、その辺、市とすれば、今のところは持っていないということですけれども、今後、十分に御検討していただいて、全市的に市で取り組むというようなことがあれば、ぜひとも条例制定に向けて御検討をお願いしたいなと、このように思っているところです。

それで、その中で、今のところ、社会教育課の方に、芸術文化というような係がありますけれども、その係が東部地区公民館の仕事と一緒にされているという話なども聞いております。

今回、こういうふうな基本法ができたということで、当然市としても芸術文化の振興に対して力が入ってくると、そしてまた平成 15 年には国民文化祭もあるということから、私は併任ではなくてやっぱり専任で行くべきなのかなと。財政状況あるいは経費の節減等々からいろんな行政には問題がありますけれども、私はそういう中でやっぱりこれからの寒河江市の文化芸術というものを考えてみた場合に、きちっとした形で文化芸術というものをとらえ、それを推し進める係というものを、きちっとした形で置くべきではないかと思いますけれども、その辺、3 問目でありますけれども、どういうふうに考えておられるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、子ども読書についての基本計画の策定でありますけれども、この計画は、先ほども申し上げましたように、国の方で当然計画をこれから策定をし、県の方で策定をしという段階で、当然、市の方にもどうかなということで来るはずです。

これは、法律にもあるんですけれども、これは努めなければならないということで、必ず市の方で制定すべ

きものではないということになっております。

私は、先ほど教育委員長からもありましたけれども、寒河江市内のいろんな読書活動、特に子供についての読書活動、これは県内でも非常に朝の読み聞かせなどはリードしておりますし、すばらしい事業に取り組んでいるなと感心しておりますけれども、子ども読書計画というものを全体的に見た場合に、やっぱり計画性というものをきちっと決めた方がいいのかなと。やっぱりある程度方向性というものを決め、その上に乗ってやるということが、今よりもさらに、子供たちの読書、あるいは事業者、あるいは保護者等々に対して取り組みやすくなるということがこれは目に見えてわかると思いますので、その辺に対して基本計画というものを私は策定していくべきではないかと、このように思っておりまして、今後、当然、県の方で基本計画を定めてまいりますけれども、その辺の動向をにらみながら、市の方でも策定していただくように、この辺もひとつ御要望ということでしておきたいなと、このように思っております。

何か、先ほどの話では、このまま行くという話ありましたけれども、教育委員長として、県の方で基本計画ができた段階でどういうふうに考えるのか、その辺の考え方についてもちょっとお聞きしたいなと、このように思っているところです。

それから、朝の読書ですけれども、これは読み聞かせ運動、特に寒河江はやっておりますけれども、その読み聞かせ運動についても、やっぱり読み聞かせる側の体制というものが今ボランティアの中でも話題になっておりますし、どうしたらいいのかなと暗中模索の点もありますけれども、その辺、市とすれば、やっぱり子供たちに対して読み聞かせをさせる際に、ある程度、こうしたらいいのかなというような研修会といいますか、そういうものについて、それぞれ今の方のいろんな研修会を利用しながらやっていくという話がございましたけれども、これはボランティアの方に呼びかけていただいて、多くの方が参加して、そこで研修会が受けられるということについても、ひとつ体制づくりなどもお願いしたいなというところです。

それから、先ほど私聞き逃したのかもしれませんけれども、ボランティア団体の図書の購入に対しての助成等について、ちょっと聞き逃しましたので、再度これはお聞きしたいなと、このように思っているところです。

それから、ブックスタートでありますけれども、これブックスタートは、今のところ市の方では、読書となりますと、これは教育委員会の分野になりますけれども、子育てというようになりますと、これは健康福祉の分野にまたがってきます。それで、なかなか回答が難しいのかなということで思っておったんですけれども、回答的にはきちっとした回答が出なかったわけですけれども、やはりこれはブックスタートについては県内でもそろそろ始まってまいりました。特に健診時期です。

ブックスタートは、お母さん方が子供を抱いて、お母さんが読み聞かせをすると、これがブックスタートです。その動機づけのために、各自治体の方では、ファーストブックと言いまして、本をそれぞれ贈呈して、読んでくださいよということから始める。これが本来のファーストブックと、このように言われておりまして、寒河江の場合はまだ贈呈がやっておりませんので、そういう意味ではまだ本物のブックスタートではないということを 1 問目で申し上げましたけれども、その辺、ブックスタートの事業として、やっぱり最終的には健診に来ているお母さんあるいは子供たちに本の贈呈をすると、ファーストブックということなども、これは私はブックスタート事業としてやるべきだということを提案させてもらったんですけれども、明快な回答がありませんでしたけれども、この辺も教育委員会としては限度かなと思っておりますので、その辺、御要望ということでそれぞれとどめておきたいなと、このように思っているところです。

それから、子ども読書の日の活用でありますけれども、具体的にはこれから考えるということでした。これは4月23日というように定められたわけですけれども、市の方ではもう既に、市だけではなくてほかの自治体の方でも、読書週間というのがありまして、そこを利用しながら今までも子供の読書についてそれぞれやってきたという経緯などもあって、その中で今回の法律で4月23日ということで定めたわけでありますけれども、これから具体的に考えていくという話でありました。

これは、特に4月23日ということで私は決められるのであれば、やっぱり今行っている読書週間の子供の部分、この部分についてやっぱり4月23日から5月の子供の日あたりを視野に入れながら、いろんな行事を図書館子供フェスティバルという形で持っていくべきが一番アピール性が高いのかなというように思っております。

そういう意味では、これも要望になるかと思いますけれども、ひとつ、今の 11 月の読書週間というよりも、4月 23 日を中心とする 5 月の連休、あるいは子供の日等々のことを含めながら、あの辺で子供読書祭りなどの計画を立てていただきたいなと、このように思っておりますので、その辺も 2 問目で申し上げたんですけれども、回答がありませんでしたので、その辺ひとつ御要望ということでお話しを申し上げたいと思います。

平成 12 年は、国際子ども読書年という年でした。このときに、日本で初めて国際子ども図書館がオープンしました。これは私たち会派で今回 2 月に飯能市の子ども図書館を見てまいりました。これは平成 9 年にオープンしました。現在、子ども図書館というものは、全国で 3 カ所あるということなんですけれども、非常に木造 2 階建てで、当然大きな市立図書館があって、そこから大分離れた箇所、非常に環境がよくて、自然があって、川が流れて、緑があるという、自然環境の中に図書館が建っておりました。

来館者も4万人という人数で、そしてまた貸し出し冊数も11万7,000冊ということで、非常に活動が盛んなところで、特に独立館ということでお母さんからも喜ばれているし、ほかの図書を閲覧して、あるいは開架している方などについても、子供たちがある程度騒ぐわけですから、独立館ということで喜ばれておりまして、使用についてはちょうどお母さんと子供さんが来ておりましたけれども、喜んで使っている風景などもありました。

当然、子供ということを念頭に置きますと、今の図書スペースの区切りによって、子供は子供で見せられるようなスペースができないものかなと、このように思っているところです。その辺、飯能市の子ども図書館ということを見てまいりました、今、話ししましたけれども。その辺のことに対して何か御所見がありましたら、1点お伺いしたいなと、このように思っているところです。以上で3問を終わります。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 いろいろ大事な御提言、御要望等ございましたけれども、まず審議会、文化芸術の振興に関する審議会のようなものをということがございましたけれども、それと芸術文化係、併任でなくて組織上の問題とかあったわけですが、日本にとっては画期的な文化芸術振興基本法というのができたわけで、その趣旨を受けて、大事な課題として受けとめさせていただきたいというふうに思っています。

あと、読み聞かせのことの予算的措置ということでしたけれども、私もそのグループの反省会等にお呼ばれ しまして、いろいろ意見を聞いておるわけですが、具体的に予算的措置ということを今まで承ったことがない んですが、そして市立図書館や、あるいは自分たちが持っている絵本というものをうんと活用してくださって、 本当にボランティア精神でやってくださっているというふうなことで、大変ありがたく思っています。

聞くところによりますと、ほかの町なんかでは、読み聞かせなんかしたいんだけれども、学校になかなか入れないというふうな状況もあるそうで、寒河江市では開かれた学校づくりというようなことで、そういったことで非常に学校とうまく連携しながらやっていただいているということで、大変うれしく思っています。これからいろいろ要望等も聞いて、具体的な措置等できれば、やってまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 今ありました読み聞かせの会への支援についてでございますが、読み聞かせについては、学校でやっている読み聞かせのほかにも、図書館でやっているボランティア活動、それから子ども文庫でやっている読み聞かせ、児童センター、それぞれありますけれども、図書館の方としては、団体貸し出しという形の本の提供を、読み聞かせの会にしているところです。

直接、本を配布したりはしておりませんけれども、その形で活動を支援しているということでございます。 それから、ブックスタートの件ですけれども、これは先ほどありましたように、子育て支援と大きくかかわりを持っている活動でして、ブックスタートパック、いわゆるファーストブックについての提供までは今現在とっておりませんけれども、それについては今後の大きな課題かなというふうにとらえております。

それから、子ども読書の日についてでございますけれども、今現在は秋の図書館フェアの中でのこどもまつり、これも大変内容も充実して、にぎわっていますので、それは大きな位置づけとして継続するにしても、春、4月23日、この時期にどういう形で事業を組めるかは、今後検討してまいりたいと思います。

最後に、子ども図書館の件でございますが、子ども図書館については、寒河江の市立図書館、開館 10 年を迎えましたけれども、当初から図書館の設計として、オープンスペースの中に子供の本コーナーや幼児コーナーなど、児童、幼児向けのコーナーを設けて、親子でそこで読書いただくというふうな考え方で設置しております。施設の機能なり大きさなどからして、今の形でより利活用いただくような形が、寒河江市の場合の子ども図書館に相当するような対応かなというふうに思っているところです。以上でございます。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 22番、23番、24番について、17番川越孝男議員。

[17番 川越孝男議員 登壇]

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた御意見を踏まえ、社会民主党・ 市民連合の一員として質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号 22、都市政策について、開発事業にかかわる都市計画上の諸問題についてお伺いいたします。

去る2月12日、寒河江市都市計画審議会が開かれ、市長より29年ぶりに都市計画区域の変更が諮問されました。

その内容は、無秩序な開発を抑え適正な開発を誘導する必要があるとして、現在の 2,101 ヘクタールに、 田代幸生地区を除く平場 3,007.5 ヘクタールを追加するというものであります。

ところが、平成 10 年に作成された寒河江市都市計画マスタープランでは、名刹慈恩寺が本市まちづくりの 核の一つとして位置づけられ、慈恩寺歴史の森公園として周辺整備が予定されており、風致地区としての保全 との調整が必要であることから、山王台公園やその裏山一体も含め、対象地域に入っていたのであります。

にもかかわらず、今回の見直し案には入っていませんでした。そこで私は慈恩寺地区を区域に入れるよう求めましたが、多数をもって原案どおりの答申が決定されました。

私は、この決定に異論を唱えるものではありません。しかし、この間の都市計画区域指定に対する、市当局の姿勢が問題だと思うのであります。

それは、今回の区域の見直しは、無秩序な開発をなくし、適正な開発を誘導するため必要であるとして、現在、具体的な開発計画のないところであっても、将来開発する場合、必要であるとして、平場全域を対象地域としています。なのに、第4次振興計画では、慈恩寺資料館の建設や、都市計画マスタープランでは慈恩寺歴史の森公園整備計画が示され、現在、裏側から中央地区農免農道整備など具体的に進められている地域を外すというのは問題であると思うのであります。

この 10 年間の状況を見てみますと、寒河江市の重点開発であったチェリークア・パーク建設や、工業団地の再拡張地の造成は計画区域にしないで事業を進めてきたのであります。

これでは、適正な開発を誘導するために都市計画区域の指定が本当に必要なのか疑問であり、指定する根拠が希薄になります。チェリークア・パークでは、民活用地の全部とサービスエリアの半分、それにその両施設の間にある都市公園部分は都市計画区域に入っていませんでした。

したがって、その土地については、都市計画税は課税されていません。それに、高速道路のサービスエリア につくられた株式会社チェリーランドさがえの売店やガソリンスタンド、JAの遊友館などの建物についても、 都市計画税が課税されていないのであります。

また、工業団地についても、パックドールや未来工業、テーピ新工場などがあるエリアで、阿部林業のところから鹿島の踏切に向かった道路の西側で、JRの線路と国道 287 号の内側も同様に、土地と工場などの建物への都市計画税が課税されていないのであります。

企業誘致に際して、税の優遇は必要なことは理解をします。しかし、私は、その方法は低工法なり、農工法による軽減措置を活用すべきであると思うのであります。公平の原則からしても、事業に着手してから 10 年間も放置したままにしないで、都市計画区域の見直しをすべきだったと思うのであります。

そこで、幾つかの点についてお伺いいたします。

一つは、チェリークア・パーク内の都市公園「最上川ふるさと総合公園」が都市計画区域外にもわたって決定されており、問題ではないかと思うのであります。都市計画法第 11 条では、特に必要がある場合は、都市

計画区域外にも公園を定めることができることになっていますが、したがって、法的には問題ないというふうに思いますが、これまで再三にわたる計画変更などの説明の際に、区域外にも及ぶが都市計画区域内を前提とすることから、次の見直しの際に区域内にすることで国の了解を得ていると言われてきました。

しかし、チェリークア・パーク推進プロジェクト会議を発足してから 12 年、都市公園を県施工の総合公園に決定してから 8 年もの間、見直しされずにきたことは問題であります。なぜおくれたのか、その理由を明らかにしていただきたいと思うのであります。県の指導でおくれたというような話も聞こえますが、そのような事実があったのかも、あわせてお願いをいたします。

二つには、工業団地の再拡張も、都市計画区域外で造成され、開発が行われています。開発に当たっては、 チェリークア・パークも含め、都市計画の観点から、もっと早い時点から区域に入れて誘導すべきだったと思 いますが、市長の見解をお伺いいたします。

三つには、慈恩寺地区のエリアどりが、都市計画マスタープランでも慈恩寺の山間部まで入れるようになっているのに、今回除かれており、次期の見直しのときに入れるとのいうのでは、チェリークア・パークや工業団地の再拡張用地と同じようになる心配があります。

そこで、整備・開発される前に区域に入れるべきであることから、可能な限り早く編入すべきと思いますが、 市長の見解をお伺いいたします。

次に、通告番号 23、税・福祉政策について、国保税などの収入未済額及び不納欠損額の実態と課題についてお伺いいたします。

平成 12 年度の決算監査意見書では、国保税の収入未済額の増大は、税負担の公平を失い、制度の存続にもかかわる問題なので、早期徴収と収納率の向上に一層努力されるよう要望されています。

国保税の収入未済額の推移について、平成3年度から12年度までの過去10年間を見ますと、担当者の御努力によって、平成3年度の8,995万5,000円から、平成6年度の6,689万3,000円までは減少してきていましたが、その後、年々増加の一途をたどり、平成12年度には1億2,013万7,000円と、平成6年度の2倍近くに増大しています。

さらに、不納欠損額を見ますと、同じく担当者の御努力によりまして、平成3年度の197件1,897万8,000円から年々減少をしまして、平成10年度には60件446万3,000円へと大幅に減少、改善されたものの、平成11年度からは83件の754万3,000円、平成12年度には105件727万円と、再び増加の傾向を示しています。

このように、平成 12 年度には 105 件の 727 万円の不納欠損処理がされています。この中には、生活が困窮して払えない方も入っているのではないかと思われます。当局はそういう方を救済する方法として、現行制度の中でも生活困窮の場合は福祉の観点から、一定の要件を満たしていれば、申請することで減免が可能とされてきました。

確かに、制度上はそのとおりかもしれません。しかし、資格要件は、幾らかでも所得があれば対象とならないなど、現実的には適用されず、実際、申請して減免されたケースはこれまでなかったようにお聞きしています。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つは、今後、どういった対策が有効なのかを判断するためにも、実態を正確に把握し、分析することが必要であります。そこで、平成 10 年度から平成 12 年度の不納欠損処理をしたケースの実態について、理由や傾向などを示していただきたいのであります。

二つには、介護保険料に加え、長期不況で賃下げや企業の倒産、リストラなど一層生活は苦しくなり、また 国保への移行の増加や、高齢者世帯の増加など、ますます収入未済額がふえるのではないかと懸念されます。 そのような中で、訪問活動を通じて収納率を高めることが基本であり必要なことは申すまでもありませんが、 それだけではどうにもならないケースがあるのではないかと思うのであります。税の公平性を失わせないためには、それらのケースに合わせたきめ細かな対策が必要と思われます。当局としてどのような方策を考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、通告番号24、商工観光政策についてお伺いいたします。

一つ目の地域総合整備債、いわゆるふるさと融資の運用上の課題についてお伺いいたします。

現在、寒河江市では、3口のふるさと融資を行っているわけであります。

- 一つは、平成2年11月に株式会社チェリーランドさがえに対し、チェリーランド建設資金として1億7,600万円を融資しており、その原資は山形銀行より借りています。
- 二つ目は、平成 11 年 11 月に同じく株式会社チェリーランドさがえに対し、高速道路サービスエリア施設 建設資金として 2,500 万円を山形銀行から借りて融資をいたしております。
- 三つ目は、平成13年3月に株式会社ホテルシンフォニーに、ホテル建設資金として1億1,600万円を同じく山形銀行から借りて融資をしています。

ふるさと融資には、担保として民間金融機関の確実な保証が必要であります。寒河江市が融資したこの3件に対する連帯保証は、いずれも寒河江市が原資を借りた山形銀行が行っています。

ところが、山形銀行は、株式会社チェリーランドさがえに対して、平成2年のチェリーランド建設時に、13億760万円の協調融資を行い、そのうちの5億円を寒河江市が損失保証をしているのです。同じく平成11年11月のサービスエリア施設整備にも、山形銀行は株式会社チェリーランドさがえに対し、2億6,000万円の協調融資を行い、その2億6,000万円を寒河江市が損失保証しているのであります。

したがって、株式会社チェリーランドさがえにもしものことがあれば、寒河江市にとっては、ふるさと融資2件分の2億100万円は山形銀行に保証してもらっても、山形銀行が株式会社チェリーランドさがえに直接融資した7億6,000万円を寒河江市が保証しなければならなくなるわけで、極めて問題があります。

前にも申し上げましたが、県の対応は違っています。

寒河江市とも関係のある中国パールへの融資で見ますと、山形県は、県内の二つの銀行から平成8年と平成9年の2回、合わせて20億円の融資を受け、それを中国パールへ20億円のふるさと融資として貸し付けていました。連帯保証は、原資の融資を受けた県内の銀行とは全く関係のない三和銀行であります。中国パールの民事再生法が決まった時点で、山形県に対する返済の残高は16億9,840万円あったそうでありますが、7月27日に全額連帯保証の三和銀行より返済されたそうであります。

そこで、お伺いいたします。

- 一つは、市のふるさと融資に対する連帯保証は、市が貸付原資の融資を受けた金融機関以外の金融機関に改めるべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。
 - 二つには、寒河江市地域総合整備資金貸付要綱の一部を見直しすべきだと思います。
- 1点目は、借り入れ申請書類の中に、連帯保証予定者の意見書と、申請者の経営状況が判断できる書類として、過去3期分の損益計算書及び貸借対照表の二つの書類をつけ加えるべきだと思います。
- 2点目は、貸し付け決定に当たっては、財団の総合的な調査検討は参考にすることにし、市が主体的に責任 ある判断をする必要から、その決定機関をはっきり定めるべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたしま す。
 - 二つ目の新寒河江温泉分湯料金設定の諸課題についてお伺いいたします。
- 12 月議会で、新寒河江温泉給湯条例が制定され、それに基づいて、今月から民間のホテルに温泉が給湯されることになりました。平成 14 年度の予算案を見ると、温泉使用料として歳入に 134 万円計上されています。維持管理費は 350 万 2,524 円が見込まれ、歳出第 2 款の財産管理費 5,641 万 3,000 円の中に含まれているとのことであります。

これは、12 月の説明時点より 128 万円ほど少なくなっております。しかし、市民浴場だけで使用した時期とは異なり、チェリークア・パークの民活エリアに参加した企業だけが、みずからの経済行為に市の温泉を使用するわけで、その使用形態や使用料は、透明でかつ正当な費用負担をしていただかなければならないのは当然のことであります。

クア・パークのホテルやスパ施設で使用する温泉は、新しく掘らずに新寒河江温泉を活用することにし、そのための給湯設備に1億7,500万円をも投資してきており、年間860万円の減価償却費になると思います。そこで、3点についてお伺いいたします。

一つは、クア・パークへ給湯設備をする以前の、市民浴場だけで使用していた当時の温泉の維持管理費は年間幾らであったのか、教えていただきたいと思います。

二つは、クア・パーク事業に参加する企業などへの給湯計画を示していただきたいと思います。

三つには、平成 14 年度からチェリークア・パークへの給湯が始まるが、減価償却を含めた年間の収支予測と、その差額に対する考え方を含め、市長の御所見をお伺いいたしまして、第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、都市計画上の諸問題でございまして、その中で特にチェリークア・パーク内の総合公園のエリアの 問題でございます。

最上川ふるさと総合公園につきましては、総合公園として 28.9 ヘクタールを平成 7 年 6 月 30 日付で、県が計画決定しております。この公園エリアは都市計画区域外の用地も含まれておりましたが、都市計画法第 11 条には、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても定めることができるとあり、その条項を適用し、都市計画区域外の部分も含めて決定されているところでございます。

県の方からは、次の都市計画区域の見直し時期には、区域外になっている公園エリアを編入するよう指導があったところでございまして、その手続を行うべく、事務作業を進めてきたところでございます。

市としましては、本公園の区域外の箇所と、当時整備計画しておりました工業団地の再拡張用地の箇所のみを拡大見直ししようと考えていたところでありましたが、県からは都市計画法第5条の都市計画区域の趣旨に 照らし、平場全域を対象に検討するようにとの指導がございました。

また、平成7年ごろ都市計画法第18条の2による都市計画マスタープランの策定マニュアルが出され、策定について全国各市町村に指導がなされております。

都市計画区域の見直しなど都市計画の変更に際しては、計画決定、変更などの誘導指針とする都市計画マスタープランを策定し、それに沿った内容の見直し作業を行うよう指導がありました。そのようなことから、マスタープランについては最上川ふるさと総合公園が決定された翌年の平成8年度から9年度にかけて策定作業を進め、平成10年3月完了いたしました。

平成 10 年度からは、都市計画区域及び工業団地拡張用地を初めとする用途地域の見直しをするための手続上の資料収集、分析作業に当たるとともに、平成 11 年度から 12 年度にかけては策定作業をしてまいりました寒河江市の土地利用上の上位計画である国土利用計画、寒河江市計画と整合性をとりながら、都市計画区域の拡大について県と下協議を重ね、このたびの区域見直しとなったものでございまして、今申し上げましたように、都市計画区域の拡大等については、市の上位計画との整合性、国、県の考え方、さまざまな関係機関との調整を踏まえるとともに、市民への周知を十分に行いながら今回に至っているものでございます。

それから、工業団地再拡張地のこともお尋ねがございました。

市におきましては、均衡ある調和のとれた工業基盤の整備を図り、就業の場の確保を進めるため、平成7年度に工業団地再拡張用地57.3 ヘクタールを工業団地農村地域工業等導入実施計画の変更を行い、オーダーメイド方式による分譲とし、これまで経済不況にもかかわらず企業誘致に努力してまいったところでございます。この地域を都市計画区域に編入することについても、さきに述べました最上川ふるさと総合公園と同じような考えで手続を進めており、今回の区域編入となったところでございます。

この地域は、今後、工業専用地域に指定してまいりたいと考えておりますが、用途地域の決定案件については、県からの同意を得て、市が決定することになっておりますので、後日、市の審議会に諮問してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、慈恩寺関連での都市計画区域の問題に答弁申し上げます。

慈恩寺は、御案内のように、本市の宝であり、貴重な文化遺産でございます。また、市の大切な観光資源の一つでもございます。地域に合った整備を図りながら、保全していかなければならないと考えております。

今回の慈恩寺一帯の都市計画区域の区域界の線引きは、慈恩寺集落並びに慈恩寺本堂、三重塔など由緒ある建造物を含めた地域とし、字界で区域取りとしております。

今申し上げましたように、慈恩寺は貴重な文化遺産であり、将来ともに慈恩寺建造物とその一帯についても 保全していかなければならないと思っております。

その保全の都市計画法上の方法としましては、風致地区や伝統建築物群保全地区などの指定がございますが、 それらの指定については、今後、十分、本山慈恩寺一山や地域の方々との話し合いや、専門家の御意見をいた だき、検討を重ねていかなければならない課題であると考えております。

次に、国民健康保険税の関係面でお尋ねございました。

御案内のように、国民健康保険制度は、保険税の負担を前提として、その保険税と保険給付との相対的な対価関係を基本として、保険事故に対する保障を行う制度でございます。このため、国民健康保険税として寒河江市が保険者となり、被保険者である自営業者、サラリーマン退職者などの他の社会保険に加入していない人に対して課税し、納税をお願いしておるわけでございます。

平成 12 年度の国民健康保険税の決算における収納状況でございますが、調定額が 12 億 1,600 万円、収納額が 10 億 8,800 万円、収納率は 89.5%となっております。

また一方、収納未済額は1億 2,000 万円となっております。御指摘のとおりでございますが、これを前年と比較してみますと、現年課税分で 436万 2,000 円減少しましたが、滞納繰越分で 1,394 万円の増加となっております。

また、地方税法の規定によるところの不納欠損額として整理した金額は、前年と比べ 27 万 2,000 円ほど減少したところの 727 万円となっております。この内訳は、滞納処分の執行停止が 3 カ年継続したものが 29 万 1,000 円、5 年間の時効消滅にかかるものが 697 万 9,000 円となっております。

この滞納者や不納欠損として調定から整理された滞納者の実態でございますが、現在の経済動向の中で、事業の失敗や不振、それから会社のリストラや倒産による無収入、過重債務といったことが要因となり、納税が困難となったものと思われます。

このような方について、その財産等を調査してみますと、多額の抵当権が設定されていたり、または差し押さえされる財産がなかったりという実態となっております。

これまで滞納者に対しましては、担当職員や国民健康保険相談員が訪問面会いたしまして、その生活実態を踏まえた納税相談を実施し、納税猶予等による納税指導を行ってまいりました。一方、新たに滞納している方については、税務課職員が一丸となり、年4回の夜間訪問徴収を初め、納期限後 20 日以内に督促状の発送、催告書の送付、再三にわたる電話催促等を実施しており、関係法規のもと、厳正に対処してまいりました。

そもそもこの国民健康保険制度というものは、本来、被保険者全体で支え合うところの相互扶助制度でございます。この制度の保険給付や各種事業等に充てる目的税として、御案内のように所得割、資産割の応能割と、均等割、平等割の応益割の平準化を図りながら、それぞれの世帯に応じた応分の負担をいただくことが制度の根幹をなすものでございます。

平成 12 年度の決算報告にありますように、収入未済額は、景気低迷などの影響もあり、増加傾向にあることは熟慮しております。今後、県全体で構成しております都市税務検討協議会での意見交換なども参考にしながら、滞納者に対する新たな対策につきまして、滞納となった要因を踏まえまして研究検討する必要があると思っております。

次に、地域総合整備債の運用上の課題についての御質問でございます。

この地域総合整備資金貸し付けに伴う保証人につきましては、寒河江市地域総合整備資金貸付要綱第 10 条において、市は貸し付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとすると規定していることから、当然にして、借り受け人が保証人となる金融機関を選定します。その選定された金融機関が市に対する保証人となるものでございます。

また、市が貸し付けするための財源としての起債の借り入れ先については、他の縁故債と一緒に見積もり合

わせを実施しまして、一番低利の数字を提示した金融機関から借り入れを行っているところでございます。

したがって、市から借り入れするための保証人となる金融機関と、市が起債として借り入れする金融機関が、 たまたま同じ金融機関となっても何ら支障のないものでございます。

それから、この貸付金の貸付事業についての運用上の問題で御質問もございましたが、地域総合整備資金の貸し付けの決定につきましては、寒河江市地域総合整備資金貸付要綱第 15 条において、市は地域総合整備資金の貸し付け決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査、検討を参考とすることといたしまして、財団は当該貸し付けが本貸付要綱に則したものであるか否かについて検討を行うものとすると定めていることから、財団による調査検討の結果を受けて、市が貸し付けを決定しているところでございます。この寒河江市地域総合整備資金貸付要綱は、総務省の地域総合整備資金貸付要綱を参考として定めたものでございます。

そのようなことから、県の要綱に運営会議があったといたしましても、市は国の定める貸付要綱に従って、 寒河江市地域総合整備資金貸付要綱を定めたものでございます。

次に、新寒河江温泉のことに答弁いたします。

新寒河江温泉を市民浴場のみで使用していたときの年間経費についてでございますが、市民浴場運営事業につきましては、平成9年度までは特別会計、その後は一般会計により処理されておりますので、平成9年度と直近の平成12年度の決算に基づいて説明いたします。

平成9年度の市民浴場特別会計の歳出のうち、一般管理費の決算額は3,648 万1,863 円でございます。その内訳でございますが、運営業務、それから清掃業務、機械設備保守点検業務などの委託料が1,909 万239円、そして水道料、修繕料、その他消耗品費など需用費が995 万1,366 円でありますし、土地借上料、源泉使用料などが339 万2,782 円、施設維持のための工事請負費が221 万9,280 円、その他の経費が182 万8,196 円となっております。

これに対しまして、歳入のうちの市民浴場使用料の決算額は 3,761 万 2,210 円で、113 万 347 円の黒字となっております。また、平成 12 年度の一般会計における市民浴場費の歳出のうち、公有財産購入費を除いた決算額は、 3,703 万 4,594 円に対しまして、歳入のうちの市民浴場使用料の決算額は 3,607 万 9,030 円で、95 万 5,564 円の赤字となっております。

次に、チェリークア・パークに給湯を計画した当初における給湯予定施設ごとの計画給湯量についてでございますが、こころの宿一龍、ヤマコー、ホテルシンフォニー、高嶋屋、ホテルタウン、いちらく、滝の湯ホテル、ホテル王将の八つの宿泊施設について、それぞれ毎分 50 リットルで計 400 リットル、中国パールのクア施設が毎分 100 リットル、最上川ふるさと総合公園内の県の施設が 100 リットル、そして市民浴場が 400 リットルで、計画給湯量の合計は、毎分 1,000 リットルとなっております。

次に、今回、市民浴場に加えてチェリークア・パークに給湯した場合の年間の収支計画についてでございますが、新寒河江温泉は、市民浴場とチェリークア・パークの両方に同一の施設により一体的に給湯するものでありまして、収支計画につきましても、市民浴場の分とクア・パークへの給湯の分とあわせて説明いたします。

最初に市民浴場の運営に要する経費でございますが、運営清掃業務、機械設備保守点検業務の委託料など、合計で 3,380 万 3,000 円でございます。これは平成 14 年度一般会計の市民浴場費に予算計上いたしております。

次に、源泉施設の維持管理経費でございますが、源泉ポンプや管理棟などの電気料が 265 万 8,000 円、管理棟の電話料金が3万 4,000 円、源泉施設の保守点検業務委託料が81 万円で、合計 350 万 2,000 円でございます。この経費は、同じく財産管理費に予算計上いたしておるわけでございます。

以上、合わせますと、新寒河江温泉の給湯のための実質的経費の総額は 3,730 万 5,000 円となります。 これに対して収入でございますが、市民浴場使用料につきましては、 3,591 万 5,000 円を平成 14 年度予 算に計上いたしております。また、温泉使用料でございますが、現在、給湯を計画している施設はホテルシンフォニーの1社で、毎分 100 リットルの給湯量を予定しており、 134 万円を予算計上いたしております。

したがいまして、収入の合計は 3,725 万 5,000 円となり、経費に見合う収入がほぼ確保されていることとなります。

ほかに予算に計上されない経費としまして、源泉ポンプ、管理棟、配湯管など、施設の減価償却費として、 総額で 860 万円を予定しております。

また、こうした収支とは別に、新寒河江温泉のクア・パークへの給湯は、新たな雇用の創出などによる地域 経済の活性化、市税収入への影響など、市の振興、魅力あるまちづくりの大きな誘因となるものでございます。 以上でございます。 佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 2問目に入らさせていただきたいと思います。

都市政策の関係から順次お尋ねをしていきたいわけですが、先ほど1問目の答弁にも触れられておりましたが、新たに都市計画区域を拡大した地域の中で、工業団地の再拡張用地は用途指定の見直しを図っていきたいと、工業専用地に指定していきたいというような話もございました。

これまでの地区の説明会なり、あるいは都市計画審議会の中での話、あるいはその資料などでは、用途地域の見直しをするのは、工業団地の再拡張用地の部分と、警察署の裏側、それから丸菱食品の裏側、それから横道団地と本楯の4カ所というふうなことで、説明をされています。

しかし、今のような話から行くと、今度新たに都市計画区域になったところに対する都市計画税の賦課については、用途指定をしたところについて都市計画税をかけていくと、こういうふうなことを言われてきているんです。

そうしますというと、工業団地の再拡張の部分は今年度中に用途指定をするというふうになれば、来年平成 15 年度から課税対象になるわけですけれども、チェリークア・パークの民活用地は引き続きならないという ふうな形になるわけです。民活用地の土地も、今シンフォニーさんが建てていて、今度営業するそうですけれ ども、もちろん今年度はならない、来年度になっても、あのホテルに対して都市計画税はかからないと、こう いうふうなことになるわけです。

したがって、そういうふうなことは本当に寒河江市の重大開発行為をやっていながら、クア・パークとか工業団地とか重点プロジェクトでやっていながら、都市計画区域にしないなら、しなくても適正な開発を誘導するというのであれば、何もよその地区だって、する必要ないのではないかという矛盾が出てくるし、民活のあそこの施設についてはこのままでいっても都市計画税かかりません。

したがって、クア・パークの部分も私は入れるべきだと。最初から工業団地とクア・パークは入れるつもりで県に言ったけれども、細切れでなくて全部一緒に持ってこいというふうに言われたと言っていながら、この資料の中では、4カ所指定していますけれども、クアの部分は色染めなっていませんし、そういうことは都市計画審議会で聞いてもなかったし、あるいは地域の説明会でもないんです。極めてそこは市長の今言った県の指導とも、言っていることと実際やっていることと違うわけですから、まずクア・パークも入れるべきだというふうに思います。

それから、その入れる時期、見直しの時期、これを明らかにしていただきたいというのがまず一つです。 それから、慈恩寺の関係、今、市長が言ったと同じことを私らも去年の 12 月議会でも、またその前も言って、あるいは地域座談会でも言って、そして慈恩寺は、貴重な文化遺産もあるので、保全地区としても入れていきたいというふうなことで、去年 3 カ月前のこの議場で市長が言ったんですよ。

慈恩寺、平野山とも、都市計画マスタープランでそれぞれ都市のシンボル軸の北端と西端に位置する重要な拠点として位置づけているところであり、保全する考え方もエリアにしていきたいと考えております。もちろん前の方ではずっと、なぜ必要なんだかという主張、言った上で、慈恩寺のあのエリアを全体後ろも含めて入れていきますと、山もあってという前の方にずっとあるんですが、言っているんですよ。

そして、実際、2月に都市計画審議会にかかった諮問案では除かれているというようなことで、市長の答弁 自体が3カ月前、議場では入れますと言っていて、そして今と同じ理由を言っているんです。一山と話しして から、地区計画や地域計画ができてから、都市計画区域に指定するんですか。都市計画区域の中に指定になっ ているから、そういう地区指定とか地域指定ということができるんでしょう。

駅前のこのたびの開発、今回の議場でも言っている六供町から本町までのあの道路も、地域の皆さんと地域 指定することにした。都市計画のエリアの中だからそれに基づいてこういうことをやれるんでしょう。地区計 画、どうするか、地域の人と決めてから都市計画の網をかけますなんていうのは、私は逆だというふうに指摘をしておきたいと思います。

それから、税の関係でありますけれども、今後、県の都市なんとかかんとか税検討委員会などの状況、ちょっと私聞き漏らしたので詳しくわかりませんけれども、そういうこの状況も見きわめながら検討していきたいというふうなことがありましたので、結論的にはとにかく検討するというふうなことだろうというふうに受けとめましたが、まずこれまで言ってきて、平成 12 年度の国保税の不納欠損処理の状況を見るというと、先ほど市長からあったように、全体で 727 万 3,000 円です。これはトータルで 105 件、私は 1 問でも申し上げましたが、その中身を見ますというと、5 年の時効のやつが 95 件で 697 万 9,600 円なんですね。それから、3 年で不納処理するやつが、10 件で 29 万 700 円になっている。

この内訳を実は私は聞きたかったんですが、市長のさっきの答弁ですというと、事業に失敗したり、あるいはリストラで無収入になっている人などもいると。状況を見るというと、抵当に入っていたり、財産がなかったりで、なかなか大変で、今言ったように5年の時効なり、3年で欠損処理をしてきた件数がこれだけあるんだというふうなことはわかるんですね。それはわかる。

しかし、そこの中身、本当に7日の日に遠藤議員の議論とも同じようになってくるんですが、その内訳を見ていくというと、無収入の人もいたと言うが、無収入の人いたら、福祉の方からの減免の対象になるというふうに思うんですが、その人がいても今度は家族の問題とか、世帯に対してかかっているという問題などがあり、しかし無収入になっている人がいるから、こういう 15 条の7の4なり、18 条で処理をするという実態があるわけですね。

したがって、私はこの数の中には、金額あるいは件数の中には、生活保護にもならない、福祉の観点からの 減免の申請にも対象にならない人がこれだけいるわけです。

しかし、その人の中には、実態の中にはこういうのもあるそうです。収入以上の購入をしていると。例えば 法外な立派な家建てて、払いようがなくて困っているとか、あるいは若い衆なら車すばらしいの買って、ローン払えなくて困っているとか、こういうものも中にはあるそうです。しかし、無収入でなくて、少しの収入あって、だけれども生活していくのに大変だという人も、この中にいるんじゃないですかと私は言っているんです。

いるとすれば、その人を救済する方法を考えないとだめなんです。市長がこれまで福祉の観点で申請をして、できると言ったけれども、現実に7日の日の議論で皆さんもおわかりのとおり、遠藤議員との議論でもわかるとおり、それで対処されている人がいないんです。そして、その基準が非常に現実に合っていない中身になっているんです。

したがって、私は今度の生活保護なり申請による減免をした場合に、決算書の中から調定額から外れるんで すね。調定額からそのものは外れるから、欠損処理をしなくとも済むというようなことがある。

だから、収められなくて収めないで、欠損処理して、税金収められるのに収めない人なら不公平でないか、こういうふうな感情にもなっていくんですが、生活保護なり申請による減免で該当すれば、調定額そのものが減るわけですから、不納欠損処理というような形には出てこないわけです。そうするというと、市民も、こんないっぱいの人、不納欠損になって、そういう生活状態があって、生活保護と申請減免はなっているんですが、こいつにならない、当てはまらない人がいるから、今現在これだけの大きい金額が不納欠損処理として出ていると。

しかし、それをなくす方法が私は二つあると思うんです。

この一つは、市独自で軽減措置をとることです。市独自で条例化をして。しかし、そうすればその分の金を一定の条件で、収入もないと、しかし収入はゼロでないと、何ぼかあると、そのために、国の減免の対象にならないと、しかし3年間納められなくて、3年たつというと、市では不納欠損処理をすると、ところが帳簿に

決算で載ってくるために、税金納めないで、最後に欠損処理してもらっている人、こんなにいるのかと、こういうふうになってくるもんですから、それをなくすために一定の条件をつけて、その条件を満たしていれば、 市独自の政策で救済をしていく。そして、その分を一般会計で補てんするという方法。

それから、もう一つは、こういう実態を国に認めさせて、これに対応する制度をつくらせるということと、 二つあると私は思うんです。

そして、前段の方の市独自の政策というのは、この前、7日も遠藤議員も提起をしている問題だというふうに私は思うんです。

したがって、この一般会計で補てんする独自政策を条例でつくって、一般会計で補てんをした場合、一般会計では減るけれども、国保会計でその金額はさっぱりむだなく生かして使われるわけですね。今のままで欠損処理していても、調定額はあったんだけれども、寒河江市で全然使われなくて、欠損処理で落とすと。その部分をその中の本当に苦しい人を、市の独自政策の中で救済をしていって、一般会計で補てんすれば、一般会計からその分減りますけれども、国保会計でこの金額満額使えるわけですから。そしてさらに、調定額から本当に大変な人の部分は外せるわけですから。納税者の、市民の意識も、そこでおかしいという部分が狭まるという、こういうふうなことだろうというふうに思うんです。

したがって、この部分あと、ここでどうこう言ったって、これ以上詰まらないというふうに思いますが、監査委員の指摘も真摯に受けとめ、議会側も執行部も受けとめ、そういう実態が今現在あるということ、この不納欠損処理の中には、処理されている内訳にはそういうことがあるということも受けとめ、そして今後よりよいものにするために、先ほど検討するというふうなことを言われていましたけれども、本気になって検討をし合っていきましょうということで申し上げますので、この点について市長の見解う改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、地総債の関係でありますけれども、

これも私、市の要綱をもらっているのが、平成2年6月22日施行で、平成2年4月1日から適用の要綱をもらっているんですが、その後、改正なんかされている、先ほどの市長の答弁ですというと、大分違っていて、改正されているのかなというふうに思ったので、この点については改めて中身の関係、所管課からもらった要綱自体が違っているようですので、改めてこの点やっていきたいというように思いますが、制度上、違法だというふうに言っているんじゃない。

例えば、融資をする、それから保証人もなってもらう、そうしたときに、寒河江市が融資を受ける、その地 総債というのは同時に民間の金融機関の協調融資もあるわけです。たまたま皆同じ、そして今度保証も三つに なるわけですけれども、それが全部同じ金融機関ですというと、その事業者、企業一つに対しての見る目とい うのは、複数にいろんな方から見た方が、より的確な判断できるんじゃないか。こういう経済情勢だからなお さらのこと、その辺は複数に見ていく必要があるのではないかというふうに思うんです。

ましてや、銀行は自分で貸した方がいいという、ましてや市が最終的に債務保証させているわけで、この例で言えば。ましてや企業の株主でもあるわけですね、この金融機関が。

というふうなことからすると、極めて今さまざまな問題になっているときに、この状態は好ましくないというふうに私は思うんです。法的に違法だとかなんだかというよりも、好ましくないなというふうに思うんで、その点を受けとめていただいて、運用の中で生かしていただきたい。

要綱の見直しについては、再度現行の要綱をいただいて、さらに検討していきたいというふうに思います。 以上で2問を終わります。 佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 慈恩寺の関係でございますけれども、保全地区とかあるいは風致地区ということになりますと、そういう網をかぶせるということ、これは考えられる。当然、慈恩寺など風致地区とかいうことに考えなくてはならないわけでございますけれども、これの網をかぶせるにはいろいろ、先ほども申し上げたように事務的にもあるいは手続的にも大変だなと、このように思って、将来の問題だと思っておるわけでございまして、これから十分検討した上で、対応をしなくてはならないと、このように思っております。

それから、不納欠損額に絡んで、市独自の減免規定というものをどうかということの質問があったわけでございます。前にも遠藤議員からもあったわけでございますけれども、これにはやっぱり何にしましても、公平、公正の原則から申し上げましても、やはり賦課はしなくてはなりませんし、あるいは減免というようなことになりますと、これは大きな問題でございますので、軽々しくということにはまいらないということがあろうかと思っております。

そしてまた、一般会計からの繰り出しではどうだと、補てんするというような話もありますけれども、一般会計にしましても、これはあくまでも税金で賄われておるわけでございますし、法定繰り出しというようなことは当然やっておりますから、それ以外のことにつきましては、考えることのできない問題だと思っております。

非常に国保税の収納率が落ちてきているというようなことにつきましては、いろいろ現在の社会情勢等々から全国的な問題にもなっておるわけでございますので、その中でどういうことができるのかと、どういう手だてが一番いいのかなと、寒河江市といたしましてもそれなりに苦労して、先ほど申し上げましたようなことをやっておるわけでございますけれども、それ以外の打つべき手というものがあるのかどうか、その辺は、先ほど答弁申し上げましたように、いろいろお知恵なども出し合ったり、あるいは借りたりしまして、対応してまいろうかなと、こう思っておるわけでございまして。

それから、地域総合整備債の貸付要綱につきましては、先ほど1問で答弁申し上げたとおりでございまして、 何ら問題もないし、これで不都合だというようなことも全然ないと思っておるところでございます。

その他の問題は、担当の方から申し上げたいと思っております。以上です。

佐藤 清議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 チェリークア・パーク内の用途地域の指定はいつなのかというふうな問いがありましたけれども、その用地と現在用途地域に指定されております仲谷地、落衣前、落衣、これとの間には、優良 農地が入っておりまして、直ちに用途地域に指定というようなことにはならないわけでございます。

用途地域は、あくまでも用途地域の連檐という一つの大原則がございますので、優良農地を飛び越えての指定というようなことはあり得ませんので、その辺の指定については現段階ではちょっと考えられないというふうに思っています。

佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 それでは、3問目、質問させていただきたいと思いますが。

慈恩寺を私は早急に入れるべきだというふうに思うんです、都市計画区域に。慈恩寺の裏の方も入れるべきだというふうに思うんです。

それは、風致保全の地区指定にするか、地域指定にするかとか、そういうふうなことも含めて都市計画区域の網をかけておいて、その中でどういうふうな計画をするかと、合意に達しなければ地区指定や地域指定なんていうのはできないわけですから。

しかし、慈恩寺というのは、寒河江市の第4次振興計画を見たって、次の開発する一つの核になっているわけですね。そういうところを都市計画の網をかけないでやって、終わってからというか、土地買いも終わり、建物も建ってから、都市計画区域に指定しますなんていうやり方は、ちょっとおかしいのではないかということで、工業団地のやつも、チェリークア・パークのやつも申し上げました。

そうしたら、県からはちょこちょこと小さい区域でなくて全体のとき上げてほしいと、こういうふうに言われたので今までなったという1問の答弁でした。

そういうことからすれば、慈恩寺だって、またちょこっとこの区画だけというふうに言われるのではないかと。そして、裏の方から道路も切ってくるというと、企業やなんかだっていろんな開発というふうなことを目指して何かアクションを起こしたときに、そういうふうなものをより適正に誘導するために都市計画区域の網をかけるのだと、片方では言っているわけです、そことの矛盾があるんじゃないですかということと。

12 月議会で市長は入れますと言ったのよ。その前段、ずっとあるんですが、もう会議録行ってると思うので、 113 ページから 114 ページ、読んでみてください。市長、答弁したこときちっとありますから。それが、ころっとまた変わるようでは、何のために本会議でここで質問したりなんかしてるのか、わからなくなるわけです。

というようなことで、やっぱり慈恩寺などは、早急にすべきだというふうに思うんです。

ただ、こういうふうになって、今度、県からまたぞろ、慈恩寺のここだけちょこっとやってだめだというふうに、これまでの経過からすると言われる心配がある。そのために、12 月議会でも私は申し上げながら、その前も申し上げながら、市長の答弁もちゃんとそういうふうになっておったんです。そこら辺のこの一貫性というやつをきちっと持っていただきたいなというふうに思うんです。この点については、はっきりもう一度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

あと、新寒河江温泉の関係でありますが、先ほどずっと言われたのと、去年の議会で答弁されているやつとも、一方的に数字言われたので、再度、私、今回のやつを精査して、次の機会にもお尋ねをしたいというふうに思いますが、12 月の議会の中で、条例とも絡んで言われたときには、クア・パークに民間の、先ほど言ったように、企業が進出してきて、そこでスパを中心にした開発をする、だけどそのお湯を新たに掘るのか、いや、掘るんじゃなくて、新寒河江温泉のお湯を使うということで、揚湯検査をしながら、そして毎分 1,000 リットルは大丈夫だということで設備投資をしてきたわけです。そして、そこでかかった経費が、去年の 12 月の議会では 1 億 7,500 万円かかったと、こういうふうに言われているんです。そして、減価償却は年間 860 万円かかるというふうに言われたんです。

そうしますというと、設備投資した1億 7,500 万円に対して、年間の減価償却が 860 万円、そして 12 月よりも1年間の維持管理費は前より安かったんです。 350 万円というふうに、ことしの予算の中では2款の中に計上されているんだそうです。私はちらっと見たってわからない、いろんなやつとみんな組み合わせになっていますから、そいつの中身を、新寒河江温泉の部分だけを拾っていくというと 350 万円だそうです。それを足しますというと、減価償却を含めた温泉の経費 1,210 万円になるというふうに私は思うんです。

このうち、寒河江市民浴場で使うのが毎分 400 リットル、だから 4 割ですね、寒河江市が使うのは。あとの 6 割は寒河江市以外の方々が、もちろん県の総合公園というのは公的な形もなろうかというふうに思いますが、民間で使う 500 リットル分というのは、それぞれの企業のもうけのための企業活動のために、寒河江市の温泉を利用するわけですよ。しかし、年間 1,210 万円かかる中で、今回予算化されているのは、 134 万円だけのシンフォニーから入ってくる分きりしか見られていない。

もちろん寒河江市からの分は、4割分を見れば、この 1,210 万円のうち、収入を見れば赤字が 1,086 万円になりますけれども、しかし、寒河江市でも4割を使っているというようなことからすれば、 1,210 万円の 4割部分の 484 万円は寒河江市の分として除いて、それ以外の 726 万円、県の 10%とすれば 121 万円でして、あと民活の 50%に見れば 605 万円になりますけれども、この県と民活合わせれば 726 万円あるわけですけれども、そのうち 134 万円きり入ってこないという今回の予算なわけです。

そして、先ほどの私の前の内藤さんに対する答弁でも、民活の部分が来年とか再来年建っていくという見通しもないわけです。そこで使うためにわざわざ温泉引いて、そしてこういう状態で今寒河江市の税金でここを回して行くというふうなことになっているわけですので、私はこの民活の部分と県の部分の合わせて 726 万円に対しては、温泉の使用料を定額・定率併用にすべきだというふうに思うんです。

それのうちの3対7にするか、2対8にするかは協議をするにしても、それぞれ先ほどあったように一つ一つの企業に対しては50ずつの8升で400というふうなことあったわけですから、それからあとスパの方の部分が100というふうなことで、あそこに土地を買い求めた人は、これから事業を起こすというときに、即この温泉を引っ張れるんですね。使える権利を持っているんです。新たに今度協議して湯権を買わんなねという問題じゃないんです。あそこにもう分譲した土地、それぞれの企業にはあそこまで引っ張ってきたパイプから温泉を引く権利あるわけですから、したがって、この温泉にかかる経費の2割にするか、3割にするかは別にして定額でもらっていくというふうにすべきだというふうに私は思うんですが、このことについても市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。これで3問にします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 慈恩寺のこと、いろいろありましたようですが、農免農道云々のことがございましたけれど も、あれは農免農道、農業用の関係での農道なわけでございまして、御案内のように、あれが切れたことによ りまして、開発云々というようなことは私は出てこないと、このように思っております。

それから、 113 ページにというような話がございましたが、先ほども答弁申し上げましたように、慈恩寺等につきましては、いろいろな風致等々の問題もございますので、これから考えてまいらなくてはならないと、こう思っておるわけでございます。

それから、チェリークア・パークでございますけれども、御案内のように、サービスエリアとかあるいは県の公園とか一体となって、市全体あるいは県全体の活性化のために整備しておるわけでございますので、民活エリアのホテルとかあるいはスパ利用者だけに云々というような御指摘のようでございますけれども、そういう考えはとられないと、こう思っております。

やっぱり全体の活性化のためにやったことでございますし、そしてまたこの民活エリアにいろいろ施設が整備されるということになりますれば、そのことによりまして、固定資産税等々の税も入ってきますし、あるいはまた雇用の増進というものが図られてくるわけでございまして、これらが全体として寒河江市の活性化につながってくると、こういうことが考えられるわけでございます。

先ほども1問で申し上げましたように、歳出は3,700万円、そしてまた歳入におきましても3,700万円ということで、歳入歳出見合っておるというような数字が出ておるわけでございまして、そういう中にありまして、さらに、そのほかに、さらにクア・パークの存在ということから使用料等々が入ってくるということになりますれば、あるいは固定資産税も入ってくるということになるわけでございますので、市民におきましては非常にプラスになるところのハイウエイ・オアシスだ、クア・パークだなと、このように思っておるところでございます。以上です。

佐藤 清議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散 会

午後2時55分

平成14年3月22日(金曜日)第1回定例会

出席議員(24名)																	
•	1番 佐		藤		清	議員		2番		松	田			ž	議員		
3	3番 猪		倉	謙ス	郎	議員	Į		4智	Ě	石	Ш	忠	事	轰	議員	
	5番 荒		木	春	吉	議員			6番	Ē	安	孫子	市	美多	ŧ	議員	
7	7番 柏		∄	倉	信	_	議員			8番	Ē	鈴	木	賢	t	<u> </u>	議員
Ġ	9番 伊		3	藤	忠	男	議員		1	0 霍	Ē	髙	橋	秀	ì	台	議員
1 ′	11番 髙		5	橋	勝	文	議員		1	2 霍	Ē	渡	辺	成	t	b	議員
1 3	13番 新		宮	征	_	議員		1	4番	Ē	佐	藤	頴	5	号	議員	
1 5	15番 伊		藤		諭	議員		1	6霍	Ē	佐	藤	暘	=	7	議員	
1 7	17番 川		越	孝	男	議員		1	8 霍	Ē	内	藤		В	月	議員	
1 9)番	松	7	田	伸	_	議員		2	0 霍	Ē	那	須		秳	숭	議員
2 ′	1番	셛	Ē	竹	敬	_	議員		2	2番	Ě	遠	藤	聖	1	F	議員
2 3	3番	伊	₽	藤	昭二	郎	議員	Į.	2	4智	Ě	井	上	勝		•	議員
欠席議員(なし)																	
説明のため出席した者の職氏名																	
佐	藤	誠	六	市			長		:	安孫子		•	也	助		役	ţ
渋	谷	勝	吉	収)		役			大	泉	愼	_	教	育 委	員	長
奥	Щ	幸	助	選	管 雰	員	長			武	田		浩	農業	委員	会会	長
兼	子	昭	_	庶	務	課	長		:	荒	木		恒	企画	画調	整 課	長
宇	野	健	雄	財	政	課	長		!	安	食	正	人	税	務	課	長
井	上	芳	光	市	民	課	長			石	Щ		修	生活	5環:	竟 課	長
安	彦		守	土	木	課	長			片	桐	久	志	都市	f計i	画課	長
鹿	間		康	下	水道	意課	長		:	安	達	勝	雄	農	林	課	長
小	松	仁	_	商	工観	光 課	長			尾	形	清	_	地垣	ᇵ振 ᆗ	興課	長
松	田	英	彰	健	康 福	祉 課	長			沖	津	志	郎	会	計	課	長
石	Ш		猛	水	首事業	所 長 補	旌		;	那	須	義	行	病	院 事	務	長
保	科	弘	治	教	Ĕ	Ī	長		:	芳	賀	友	幸	管	理	課	長
草	苅	和	男	学	校 教	育課	長		:	斎	藤	健	_	社会	会教 i	育 課	長
														_	管理		
石	Щ		忠	社	会 体	育課	長			Ξ	瓶	正	博		務		
<u>5</u> ±7:	4. 7	础	¥	际	本	禾	므			_	袏	出	_		查 務		員 E
女扮	系子	1庄	夫	監	重 業 教					ΤŢ	旭	示	_	尹	彻	回	区
真	木	憲	_		務												

鈴木一徳局長補佐大沼秀彦主任

事務局職員出席者

安孫子 勝 一 事 務 局 長 丹 野 敏 幸 庶 務 主 査 議事日程第5号 第1回定例会

平成14年3月22日(金) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 議第37号 寒河江市教育委員会委員の任命について

日程第 2 議案説明

日程第 3 委員会付託

日程第 4 質疑、討論、採決

日程第 5 議第38号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 議案説明

日程第 7 委員会付託

日程第 8 質疑、討論、採決

日程第 9 議第 2号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)

日程第10 議第 3号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第4号)

日程第11 議第 4号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議第 5号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第13 議第 6号 平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議第 7号 平成14年度寒河江市一般会計予算

日程第15 議第 8号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算

日程第16 議第 9号 平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算

日程第17 議第10号 平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算

日程第18 議第11号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計予算

日程第19 議第12号 平成14年度寒河江市老人保健特別会計予算

日程第20 議第13号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計予算

日程第21 議第14号 平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算

日程第22 議第15号 平成14年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算

日程第23 議第16号 平成14年度寒河江市立病院事業会計予算

日程第24 議第17号 平成14年度寒河江市水道事業会計予算

日程第25 議第18号 政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

日程第26 議第19号 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について

日程第27 議第20号 寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について

日程第28 議第21号 寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

日程第29 議第22号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第30 議第23号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第31 議第24号 寒河江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について

日程第32 議第25号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

日程第33 議第26号 保健帰助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第34 議第27号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について

日程第35 議第28号 寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の一部改正について

日程第36 議第29号 寒河江市下水道条例の一部改正について

- 日程第37 議第30号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第38 議第31号 寒河江市と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償 の事務の委託に関する規約の一部変更について
- 日程第39 議第32号 山形県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について
- 日程第40 議第33号 左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託に関する基本協定の一部変更について
- 日程第41 議第34号 寒河江市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部変更について
- 日程第42 議第35号 土地の取得について
- 日程第43 議第36号 字の区域及び名称の変更について
- 日程第44 請願第1号 「食品衛生法」の改正と運用強化を求める請願
- 日程第45 請願第2号 骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用を求める請願
- 日程第46 請願第3号 労働行政の充実・強化について
- 日程第47 請願第4号 BSE(狂牛病)についての安全、損害補償など万全な対策の実現を求める請願
- 日程第48 請願第5号 雇用の危機突破を求める請願
- 日程第49 請願第6号 安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する請願
- 日程第50 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1)総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員長報告
 - (3)厚生委員長報告
 - (4)建設委員長報告
 - (5)予算特別委員長報告
- 日程第51 質疑、討論、採決
- 日程第52 議会案第1号 食品衛生法の改正等による食品の安全性確保の強化を求める意見書の提出について
- 日程第53 議会案第2号 骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用を求める意見書の提出について
- 日程第54 議会案第3号 労働行政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第55 議会案第4号 BSE(狂牛病)についての安全、損害補償など万全な対策の実現を求める意見書の提出について
- 日程第56 議会案第5号 雇用の危機突破を求める意見書の提出について
- 日程第57 議案説明
- 日程第58 委員会付託
- 日程第59 質疑、討論、採決
- 日程第60 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の削除

議会案第3号 労働行政の充実・強化を求める意見書の提出について

議会案第5号 雇用の危機突破を求める意見書の提出について

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月27日及び3月20日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第1、議第37号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第2、議案説明であります。 市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第37号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち保科弘治委員が平成 14 年 3 月 31 日付をもって辞職されることに伴い、補欠委員として大谷昭男氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 37 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託 を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第37号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第4、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第37号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第37号を採決いたします。

内藤議員。

内藤 明議員 議事進行についてでありますが、採決の方法でありますが、事の重要性にかんがみて、無記名による投票を望むものであります。

佐藤 清議長 ただいま内藤議員より、議第37号の採決については、無記名投票との要求がありました。 これに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手3名であります。所定の賛成者がありますので、この採決については無記名投票をもって行います。 これより議第37号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は23人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じ、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

〔氏名点呼 投票〕

安孫子勝一事務局長 では、私から点呼を申し上げます。点呼の順は議席順に行います。順次投票記載所で 記載のうえ、投票箱に投票願います。

2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番髙橋秀治議員、11番髙橋勝文議員、12番渡

辺成也議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤頴男議員、15 番伊藤 諭議員、16 番佐藤暘子議員、17 番川越孝 男議員、18 番内藤 明議員、19 番松田伸一議員、20 番那須 稔議員、21 番佐竹敬一議員、22 番遠藤聖作議 員、23 番伊藤昭二郎議員、24 番井上勝・議員。

以上であります。

佐藤 清議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 2 番松田 孝議員、 9 番伊藤忠男議員、19 番松田伸一議員を指名いたしたいと思います。

〔開票〕

投票結果を報告いたします。

投票総数 23 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 23 票。以上のとおり、賛成が全員であります。よって、議第 37 号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第5、議第38号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第6、議案説明であります。 市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第38号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。 固定資産評価審査委員会委員のうち柏倉 實委員が平成14年3月31日付をもって辞職されることに伴い、 補欠委員として森谷富芳氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 38 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託 を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第38号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第38号を採決いたします。

ただいま議題となっております議第38号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議第38号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第9、議第2号から日程第49請願第6号までの41案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第50、委員会審査の経過並び に結果報告であります。

総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9番伊藤忠男総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日午前9時30分から市議会第2会議室において、委員6名出席、当局より助役及び 関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 18 号、議第 20 号、議第 21 号、議第 22 号、議第 23 号、議第 25 号、議第 26 号、議第 31 号、議第 32 号、議第 36 号の 10 案件であります。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 18 号政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを 議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結 果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 20 号寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、 質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のと おり可決すべきものと決しました。

次に、議第 21 号寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「営利法人等に派遣後、また市職員に戻ることは可能か」との問いがあり、当局より「可能です」 との答弁がありました。

委員より「営利法人等とは具体的にどういうものか」との問いがあり、当局より「チェリーランドさがえなど市が出資しているものを指します」との答弁がありました。

議第21号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「職員がどの程度利用しているのか」との問いがあり、当局より「介護休暇を1名がとっております」 との答弁がありました。

議第22号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「産休との違いは何か」との問いがあり、当局より「産休は、産前に6週間、産後に8週間とれるが、育児休暇は産後休暇後、1歳までとれるものです」との答弁がありました。

委員より「男子も適用になるか」との問いがあり、当局より「とれます」との答弁がありました。

議第23号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 25 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の 説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「定員別に区分けした理由は何か」との問いがあり、当局より「今までは一律3万1,000円としていたものを、定員ごとに区分けしたもので、学校医との関連を考慮したものです」との答弁がありました。 議第25号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託 に関する規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を 終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 32 号山形県市町村職員退職手当組合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、 質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のと おり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。 主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「予算措置は発生しないのか」との問いがあり、当局より「経費は何も発生しないので、予算措置はしません」との答弁がありました。

議第36号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6番安孫子市美夫文教経済委員長。

[安孫子市美夫文教経済委員長 登壇]

安孫子市美夫文教経済委員長 文教経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員6名全員出席、当局より教育 長初め関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 19 号、議第 24 号、議第 27 号、議第 35 号、請願第 3 号、請願 第 4 号、請願第 5 号の 7 案件であります。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 19 号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「チェリーランドの八つの施設の管理状況について」の問いがあり、当局より「条例で規定している以外の五つについては市で直接管理しており、業務は管理センターで委託を受け行っております」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第 19 号は全会一致をもって原案のと おり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定 についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「附則で他の条例を改正するやり方について」の問いがあり、当局より「法令審査会では特に問題 視されず、今回は除外規定とのかかわりがありましたので、こういう経過措置の中に入れて御提案申し上げま した」との答弁がありました。

委員より「補償の範囲、金額、支給方法について」の問いがあり、当局より「療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などで、経験年数や学校医と薬剤師などの区分で基準額が示されており、例えば学校医で経験年数25年以上で1万3,983円の基準額で、扶養親族家族などの加算額があり、休業や傷病などの状態によって、その額の数百倍の補償になりますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第 24 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に 入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「北部分館について」の問いがあり、当局より「他の公民館と混同しないため変更要請はありません」との答弁がありました。

途中、一たん休憩し、再開いたしましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第 27 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 35 号土地の取得についてを議題とし、委員会条例第 18 条の規定により、寒河江市土地開発公 社役員川越孝男委員の退席後、当局の説明を求め、質疑に入りました。 主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「道路との間の幅員について」の問いがあり、当局より「取得する土地は、資料裏面の太枠の内側で、外側は道路敷地の法面と道路側溝です」との答弁がありました。

委員より「石垣の積み方について」の問いがあり、当局より「石積については土地開発公社で専門工に依頼 し、材料も吟味しているとのことで、心配はないということです」との答弁がありました。

途中、一たん休憩し、再開いたしましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第35号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

川越委員復席の後、途中休憩を挟み、請願の審査に入りました。

請願第3号労働行政の充実・強化についてを議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑、意見などに入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より「願意妥当で採択すべき」との意見がありました。

委員より「国会で 14 回も採択になっても、まだなっていないので、継続にしてはどうか」との意見がありました。

委員より「国会決議で定員削減をとめてきた。国民の要望にこたえるべき機関が、一般的に企業がリストラ しているからと減らすのに賛成しては、市民の雇用とか生命、財産を守るべき議会が的外れな対応をしてしま うのではないか」との意見がありました。

委員より「民間ではリストラされ、働き場所がない中で、その不安を取り除く機関であり、さらに重要になってきているのではないか」との意見がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換を行った後、再開いたしましたが、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、請願第3号は多数をもって採択すべきものと決しました。 次に、請願第4号BSE(狂牛病)についての安全、損害補償など万全な対策の実現を求める請願を議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑、意見などに入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より「紹介議員の補足説明をお聞きしたい」との意見があり、紹介議員より「請願者は三泉の畜産農家で、かなり大きく畜産牛を肥育している農家で、市外の畜産農家と連携して提出しており、この窮状を理解して、採択していただきたい」との説明がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換を行った後、再開いたしましたが、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号雇用の危機突破を求める請願を議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑、意見等に 入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より「財政再建の必要があり、継続をお願いしたい」との意見がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換を行った後、再開し、継続審査の要求があり、継続審査についての採決の結果、少数で否決されました。

請願第5号は、質疑、意見などを終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚牛委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10番髙橋秀治厚生委員長。

[髙橋秀治厚生委員長 登壇]

髙橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日午前9時30分から市議会第2会議室において、委員6名全員出席、当局より関係 課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第5号、議第6号、議第28号、請願第1号、請願第2号、請願第 6号の6案件であります。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、議第5号平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「施設介護サービス等給付費が減額されているが、当初の予定に対し、施設ごとにどのくらい人数の減になっているのか」との問いがあり、当局より「当初の計画に対する現在の見込み数は、特別養護老人ホームで 155 人に対し 135 人、老人保健施設が 150 人に対し 120 人、療養型病床群が 10 人に対し 3 人と見込んでおります」との答弁がありました。

委員より「特老の待機者数はどのくらいになっているのか」との問いがあり、当局より「今年2月現在で在宅の待機が52名、老人保健施設で59名、病院に入院されている方が22名、養護老人ホームの入所者が2名と把握しております」との答弁がありました。

委員より「介護サービスの状況で、在宅について介護度別にどうなっているのか」との問いがあり、当局より「居宅サービスの利用状況については月々変動するが、利用限度額に対する平均的利用率は 35.6%となっております。内訳は、支援サービスについては 52.9%、介護度 1 が 32.9%、介護度 2 が 36.0%、介護度 3 が 34.3%、介護度 4 が 32.8%、介護度 5 が 38.9%となっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第5号は全会一致を もって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「介護認定審査の回数が少なかった理由は何か」との問いがあり、当局より「平成 13 年度は年間通して 210 回の審査判定会議を予定しておりましたが、申請がないなどから 11 回の開催中止があり、減額なるものです」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第6号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「県の事業廃止に伴い、他市の状況はどうなっているか」との問いがあり、当局より「どういう対応をするか決定していないところがほとんどのようであります。決定したものではありませんが、山形市、天童市は今後も継続したいという話は聞いております」との答弁がありました。

委員より「県の方では、今回の事業廃止により、その代替案というものは考えていないのか」との問いがあり、当局より「県では、代替事業として新たな事業を始めたいという話は聞いております。内容の詳細はまだわかりませんが、在宅で介護をしている方々が交流し、悩み事を相談する一泊旅行に対する補助のようなものを考えているようです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第 28 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「食品衛生法」の改正と運用強化を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗 読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「この請願の趣旨、国への請願項目とも妥当だと思うので、採択して意見書を提出してよいのではないか」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致を もって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「今まで保険適用ならなかったのがおかしい、当然のことだと思いますので、請願は妥当だと思う」。 また、委員より「患者のために提供するドナーの保険料や血液検査料などは、保険適用になっていないため、 大変な患者負担となっているということですので、国において改正してほしいので賛成です」との意見があり ました。

途中、一たん休憩し、意見交換をした後、再開しましたが、ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、 討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する請願を議題とし、担当書記による 請願文書の朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、「この請願に賛成です。理由は、国においては抜本改革を先送りし、患者に負担を押しつけようとしている。改革には国からの注入というものもあると思う。また、医療費の患者負担引き上げは、逆に医療費を引き上げることにもつながる。高齢者が安心して医療を受けられるためにも、患者負担引き上げには反対せざるを得ない」。

また、委員より、「請願内容の2番から4番までは不採択と思っている。今の保険財政はこのままでは破綻 状況になるということもあり、患者、保険者、医療機関それぞれ負担しなければならないと思う。看護体制、 質の高いサービスなどについては、今後継続して研究が必要と思う」などの意見がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換をした後、再開しましたが、請願第6号は、今後さらに慎重に審査すべきであるという多数の意見により、継続審査とすべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15番伊藤 諭建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員6名全員出席、当局より関係 課長等出席して開会いたしました。

本委員会に分担付託されました案件は、議第3号平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第4号) 議第4号平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 議第29号寒河江市下水道条例の一部改正について、議第30号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議第33号左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託に関する基本協定の一部変更について及び議第34号寒河江市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部変更についてであります。

最初に、議第3号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「自由通路工事費の減額の理由と公共施設用地取得の場所と面積は」との問いがあり、当局より「減額の主な理由はエレベーターと自由通路及び駅舎を一体として発注したことや、冬期間、雪が少なく順調に工事が進んだことなどによるものです。また、公共施設用地取得の場所は道路、公園用地などで、約540平米になります」との答弁がありました。

委員より「駅舎にコンビニがなくなり困っているとの話がある。なぜ設置できなかったのか」との問いがあり、当局より「要望はしたが、橋上駅舎ということで、スペースを確保できなかったものです」との答弁がありました。

議第3号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、 全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第4号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「改築などで下水道の供用開始になるまで待ち切れないなどの相談があった場合、どのような指導を行っているのか」との問いがあり、当局より「事業計画を説明し、浄化槽などの維持管理費と下水道料金の比較などを説明しています」との答弁がありました。

委員より「大口企業の未加入対策について」の問いがあり、当局より「環境基準が厳しくなっており、第1次処理経費の負担が問題になっています。大口企業の下水道使用料について、公共下水道使用料審議会で検討していただきたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「利子補給制度の利用状況と利用が少ない原因は」との問いがあり、当局より「36 件予算化しましたが、10 件の利用になっています。利用が少ない原因は低金利にあると感じています」との答弁がありました。

委員より「市債元金償還金が大幅に減額されているが、その理由は何か」との問いがあり、当局より「借換債について、昭和 54 年から 58 年の高利率の残債に対して 60%見込んでいましたが、国の財政事情の中で借換債の許可額が少なくなり減額したものです」との答弁がありました。

議第4号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、 全会一致をもって可決すべきものと決しました。 次に、議第 29 号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論 を省略して、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第30号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第33号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論 を省略して、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第34号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論 を省略して、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもって、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13番新宮征一予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3月4日午後1時06分から本議場において、委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第2号平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)議第7号平成14年度寒河江市一般会計予算、議第8号平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第9号平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第10号平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第11号平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号平成14年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第13号平成14年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第14号平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成14年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第16号平成14年度寒河江市立病院事業会計予算、議第17号平成14年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12 案件を一括議題とし、議案説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第2号については、1.地総債減額の理由について、1.石川西洲崎線がおくれた理由と完成の時期について、1.地権者と土地開発公社、土地開発公社と市の土地売買契約の期日について、1.周年農業畜産の里づくり事業について、1.肉用牛肥育生産者数と頭数及び生産者の実態について。

議第7号については、1.身体障害者に準ずる方の障害者控除の広報のあり方等について、1.ペイオフによる縁故債入札等に対する市の対応について、1.庁内パソコンのネットワーク化と利用について、1.ICカードの付加価値のつけ方について、1.市民パソコン学習講座等の内容及び事務改善費への予算計上について、1.寒河江駅自由通路維持管理事業予算の内訳について、1.庁内パソコンのインターネット接続台数とウイルス事故の発生状況について、1.13節委託料、15節工事請負費の内訳記載方法について、1.中山間地直接支払制度の集落協定状況、団地数等及び成果と課題について、1.さくらんぼ会館の展示改装工事の目的、これまでの利用の理解について、1.残土捨て場の監視体制について、1.パックドールの現況について、1.中心市街地活性化センターの総収入、総支出について、1.フローラのゆずります・あげますコーナーの実態と利活用について、1.最上川ふるさと総合公園の光熱水費や委託料の内容と民活エリア用地費について、1.街路樹の維持管理について、1.日本花の会について、1.特殊学級就学奨励という名称について、1.チェリーランドさがえの借入金の残額について。

議第 11 号については、1.人間ドックの頸動脈超音波検査について、1.介護給付金第 2 号被保険者数について。

議第 16 号については、1.看護協会等の負担金についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされ、 質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月20日午前9時30分から本議場において、委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入 役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

議第2号及び議第7号から議第17号までの12案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めたのち、質疑、討論、採決に入りました。

議第2号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案の

とおり可決すべきものと決しました。

議第7号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第8号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 10 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 11 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって原案のと おり可決すべきものと決しました。

議第 12 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 13 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって原案のと おり可決すべきものと決しました。

議第 14 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 15 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 16 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 17 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第51、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。佐藤暘子議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。

〔16 番佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党と寒河江市政を真に市民本位の市政に変えてほしいと願っている心ある市 民を代表し、議第7号平成14年度寒河江市一般会計予算に反対する立場で討論を行います。

日本経済の長期にわたる景気低迷は回復の兆しさえ見えず、失業率 5.6%と戦後最悪の状態を更新しています。

寒河江市はこの十数年、チェリーランドやクア・パークなどの大型プロジェクト事業を推し進め、そのための市債をどんどん起こしてきました。平成 12 年度決算による市債の残は 213 億円にも上っているのです。

その反面、行政改革の名のもとに、柴橋小学校の給食調理業務を民間委託し、住民の意向を無視する形で白岩出張所を廃止し、さらに平成 15 年からは幸生、田代、醍醐の幼児学級を廃止し、引き続き三泉幼児学級も廃止することを決定しました。

行政改革を言うのであれば、不要不急のものへ予算を見直し、住民が必要とするものや、要望の強いものへの予算措置をすべきと思います。例えば、今も父母の大多数が根強く望んでいる中学校給食の実施や、側溝整備、介護保険が実施されても解決されない在宅介護者への介護激励金の増額など、市民の生活実態に即した予算の使い方をすべきと考えます。

平成 14 年度の一般会計予算は 147 億 4,000 万円と、前年度と比べて 0.7%マイナスの緊縮予算となっています。これは、不況により市税の伸びが余り見込めないことと、駅前開発やクア・パークなどの大型プロジェクト事業に一応のめどがついたためと思われますが、予算の使い方は相変わらず大型プロジェクトである最上川緑地公園整備の予算が組まれています。総事業費 15 億円を見込み、長期の工事期間を要する大型事業です。

私は、地域住民の要望の強い緑地公園の整備については反対するものではありません。しかし、膨大な予算を必要とするカヌー基地がなぜ今必要なのか、これこそ不要不急のものなのではないでしょうか。

今、切実に求められているのは、不況のあおりなどで所得が激減し国民健康保険税が支払えず苦しんでいる人に減免制度を認めることや、国保会計へ一般会計からの繰り入れをふやし、高過ぎる国保税を引き下げるなど、市民の命と健康を守るために有効的に使うべきと思います。

また、必要な介護が受けられるよう、介護保険の減免制度をつくるなど、住民の命と暮らしを最重点に据えた予算編成をすべきという立場から、平成 14 年度の一般会計予算を初め、関連する幾つかの予算案に反対の態度を表明し、討論を終わります。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。佐竹議員。(「賛成討論です」の声あり)

〔21 番佐竹敬一議員 登壇〕

佐竹敬一議員 ただいま平成 14 年度一般会計予算に対し反対討論がありましたが、私は緑政会を代表して 賛成討論を行います。

第4次振興計画も後半に入り、本市は、「情報に強いカラフルな都市寒河江」、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに、その実現に向けて、市民、企業一体となった市民総参加の取り組みで、交流拠点都市にふさわしいまちづくりを進めております。

このような中で、昨年は緑化推進に大きな功績が認められて、内閣総理大臣表彰、花と緑の都市づくりを競う国際コンペティションでは、日本では初めて銀賞を受賞するなど、国内のみならず国際舞台においても高い評価をいただいていることは御案内のとおりであります。

また、今年は全国都市緑化やまがたフェアの開催の年であり、「日本一さくらんぼの里」、「花と緑、せせらぎのまち寒河江」を全国にアピールする絶好の機会でもあります。

このたびの平成 14 年度予算案は、その成功は無論のこと、振興計画を具現化に向け、市政運営の要旨に盛り込まれた諸施策を実現する上で、大変重要な予算であります。

我が国の経済状況は依然として景気低迷を続け、地方自治体の財政情勢は厳しい状況にありますが、地方行政は、自助自立の精神のもと、個性のある地域づくりが求められております。

そして、当面身近な課題に対応し、施策と将来を展望したまちづくりをバランスよく計画を実施していくことが大切なときであると考えるものであります。

そのような中で、本予算は、少子高齢化、高度情報化や環境問題、市民生活に直結関連する予算に配慮し、都市基盤の整備、教育環境、住環境の整備など、21世紀の本市の将来を展望した内容であり、本市においても厳しい財政事情でありますが、行財政改革に取り組みながら、地方債の削減、歳出規模の抑制に努め、対前年 0.7%の減と健全財政に配慮し、限られた財政を効率的に配分された平成 14年度一般会計予算は、適正なものであると判断し、全面的に賛成いたします。以上です。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。川越孝男議員。

〔17番川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は社民党・市民連合を代表し、真に財政再建を果たさなければならないという観点から、 平成 14 年度一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。

日本経済は今、バブル期に抱え込んだ不良債権によって、大手ゼネコンや銀行が倒産するなど、出口の見え

ない不況に陥り、新卒者の就職難や企業におけるリストラなどで、市民生活が一層深刻な状況となっております。

一方、国や地方自治体も、未曾有の財政危機に陥り、財政再建が最重要課題の一つとなっております。

バブル期の象徴的な開発として、ゴルフ場開発が挙げられるわけでありますが、本来、ゴルフ場は稼働日数 やプレー人口、利用者数などを十分に精査し、採算性を判断して取り組まれるのが当然でありますが、バブル 期にはそのことが度外視され、高額の入会金による資金集めや、建設会社による造成事業それ自体が目的化してしまい、本来検討されるべき将来性や採算性といった重要な事項がないがしろにされてきたことが問題だったのであります。

このことは、民間企業に限ったことではなく、国を初め地方自治体における公共事業でも全く同様であります。財政再建はこういったやり方を見直すことから始めなければならないと思うのであります。

本市の場合も、チェリークア・パーク事業が示すように、中核施設を担う企業は、その計画内容も市民の前に明らかにされませんでした。市はその節々で判断できたのにもかかわらず、私たちの再三の指摘に耳を傾けずに、強引に進めてきた結果、分譲した民活用地の半分以上が市に返上され、新たな買い手も決まらない状況になっています。

また、本年6月から全国緑化フェアが開催されるというのに、民活エリアで事業展開するのは、用地を取得している8社の中で2社だけという状況であります。

中国パールの倒産時に市が無傷で買い戻したはずの土地に、 377 万 1,000 円の金利負担が平成 14 年度の 当初予算に計上されているのであります。ところが、3 年前に戻された王将といちらくの土地代金の残額 3 億 1,109 万 1,000 円に対しては、金利も含め土地開発公社に負担させていることになっているわけであります。 このように、十分な討議もなく、問題点の解明を先送りし、既成事実だけを積み重ねるやり方は改めるべき だと思うのであります。

平成 14 年度予算を見ますと、最上川緑地公園整備費として 1 億 5,250 万円が計上されています。私たちは最上川緑地公園の整備を否定するものではありません。しかし、なぜ全長 600 メートル、幅 100 メートルの競技可能なカヌー基地をつくることになったのか、その経過がわかりません。また、洪水時の安全対策、取水方法を含め構造上の検討、利用者の予測や環境対策、維持管理の方法や費用などについて、十分検討されたのか疑問であります。

地域活性化のため大型公共事業が必要という見解があります。しかし、私たちは、完成後の利活用の効果が 悪いと予測されるもの、いわゆるむだな事業と指摘されるような公共事業については、その財源を使って、市 民生活に直結する下水道整備の推進や、袋小路の解消、市道の整備、側溝整備など、地元のより多くの企業へ 仕事を向ける方が地域活性になると考えるのであります。

平成 14 年度市債残高は 191 億 5,437 万円で、駅前特別会計を含む普通会計では 251 億 6,347 万円であります。市民 1 人当たり 57 万 3,000 円となり、年々増大をしております。財政を増大することから、財政を圧迫していくことが懸念されます。

また、収支とんとんでスタートしたチェリーランド管理費についても、10年たった今日 4,939万円の持ち出しとなっております。フローラ・SAGAE についても、職員2名の人件費を含めずにも、 3,218万 1,000円の持ち出しとなっているのであります。

また、柴橋小学校の給食の民間委託がされていますが、私たちは学校給食の目的を果たす上からも、他の小学校同様に自校直営の学校給食にすべきであると主張してまいりました。

以上のような立場から、平成 14 年度一般会計予算案に反対の態度を表明し、討論を終わります。

佐藤 清議長 静粛にお願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手 を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[替成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[替成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手

を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

この際、地方自治法第 117条の規定により、次の議員の退席を求めます。

寒河江市土地開発公社役員 9 番伊藤忠男議員、10 番髙橋秀治議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤頴男議員、 17 番川越孝男議員、以上の方の退席を願います。

[9番伊藤忠男議員、10番髙橋秀治議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頴男議員、17番川越孝男議員退席〕 議第35号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

この際、寒河江市土地開発公社役員 9 番伊藤忠男議員、10 番髙橋秀治議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤 頴男議員、17 番川越孝男議員の復席を求めます。

[9番伊藤忠男議員、10番髙橋秀治議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頴男議員、17番川越孝男議員復席〕 議第36号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手 を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

請願第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手 を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択とすることに決しました。

請願第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択とすることに決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の 挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第6号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については、厚生委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、請願第6号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再 開 午前11時40分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の削除

佐藤 清議長 ただいま、本日3月22日、松田伸一議員から提出された議会案第3号及び議会案第5号について撤回したい旨の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

お諮りいたします。

日程第54、議会案第3号及び日程第56、議会案第5号は議事日程から削除することに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、日程第 54、議会案第 3 号及び日程第 56、議会案第 5 号については議事日程から削除することに決しました。

議会案上程

佐藤 清議長 日程第52、議会案第1号、 日程第53、議会案第2号及び日程第55、議会案第4号の3案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第57、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号、議会案第2号及び議会案第4号の3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第58、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号、議会案第2号及び議会案第4号の3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第59、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

議会案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

議会案第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

[替成者举手]

挙手全員であります。よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における 委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

佐藤 清議長 日程第 60、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派 遣承認要求についてを議題といたします。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長より申し出があります。 お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前11時43分

佐藤 清議長 これで平成14年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

寒河江市議会議長佐藤清

会議録署名議員 伊藤忠男

同 上 内 藤 明